平 成 ２ ９ 年 第 １ 回 定 例 会

# 松 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 ２ ９ 年 ３ 月　 ７ 日 開 会

平 成 ２ ９ 年 ３ 月 １ ４ 日 閉 会

松 崎 町 議 会

平成２９年第１回

松崎町議会定例会会議録目次

◎第１号（３月７日）

議事日程…… 1

出席議員…… 1

欠席議員…… 1

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 1

事務局職員出席者…… 1

開会及び開議の宣告…… 2

会議録署名議員の指名について…… 2

会期の決定について…… 2

議長諸報告…… 2

町長行政報告…… 3

町長施政方針…… 8

一般質問……16

５番　藤　井　　要　君 ……16

３番　長　嶋　精　一　君 ……33

２番　渡　辺　文　彦　君 ……47

７番　佐　藤　作　行　君 ……65

１番　伴　　高　志　君 ……75

散会の宣告……82

◎第２号（３月８日）

議事日程……83

出席議員……83

欠席議員……83

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……84

事務局職員出席者……84

開議の宣告……85

議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 85

議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 96
議案第４号、第５号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……104
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……118
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……123
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……124
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……125
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……126
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……130
議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……134
議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……135
散会の宣告 ……147
◎第３号（３月９日）
議事日程 ……148
出席議員 ……148
欠席議員 ……148
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……148
事務局職員出席者 ……149
開議の宣告 ……150
議案第１４号の上程、説明、質疑。討論、採決 ……150
議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……154
議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……155
議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……157
議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……159
議案第１９号の上程、説明 ……168
延会について ……168
延会の宣告 ……168
◎第４号（３月１０日）
議事日程 ……169
出席議員 ……169
欠席議員 ……169

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……169
事務局職員出席者 ……169
開議の宣告 ……170
議案第１９号の質疑、討論、採決 ……170
散会の宣告 ……245

◎第５号（３月１３日）
議事日程 ……246
出席議員 ……246
欠席議員 ……246
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……246
事務局職員出席者 ……246
開議の宣告 ……247
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……247
議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……250
議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……252
議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……253
議案第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……259
議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……266
散会の宣告 ……274
◎第６号（３月１４日）
議事日程 ……275
出席議員 ……275
欠席議員 ……275
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……275
事務局職員出席者 ……276
開議の宣告 ……277
議案第２６号、第２７号、第２８号の上程、説明、採決 ……277
議案第２９号の質疑、討論、質疑、討論、採決 ……279
議案第３２号の質疑、討論、質疑、討論、採決 ……287

議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……289
議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……290
選挙第１号の選挙 ……291
常任委員会の閉会中の所管事務調査について ……292
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について ……293
閉会の宣告 ……293
町長あいさつ ……294
署名議員 ……296

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

平成２９年３月７日（火曜日）午前９時開会

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　会期の決定について

第　３　議長諸報告

第　４　町長行政報告

第　５　町長施政方針

第　６　一般質問

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　　高　志　君 | ２番 | 渡　辺　文　彦　君 |
| ３番 | 長　嶋　精　一　君 | ５番 | 藤　井　　要　君 |
| ６番 | 福　本　栄一郎　君 | ７番 | 佐　藤　作　行　君 |
| ８番 | 土　屋　清　武　君 | ９番 | 稲　葉　昭　宏　君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 齋　藤　文　彦　君 | 副　町　長 | 指　出　　巖　君 |
| 教　育　長 | 佐　藤　勝　徳　君 | 総務課長兼防災監 | 山　本　秀　樹　君 |
| 企画観光課長 | 山　本　　公　君 | 窓口税務課長 | 齋　藤　　聡　君 |
| 健康福祉課長 | 馬　場　順　三　君 | 生活環境課長 | 高　橋　良　延　君 |
| 産業建設課長 | 高　木　和　彦　君 | 会計管理者 | 山　本　稲　一　君 |
| 教育委員会事務局長 | 石　田　正　志　君 | | |

---

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 新　田　徳　彦 | 書　　記 | 土　屋　　究 |

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎開会及び開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年松崎町議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。撮影について申し出がありましたので許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前９時００分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名について

○議長（稲葉昭宏君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において７番、佐藤作行君、８番、土屋清武君、補欠、１番、伴高志君を指名します。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎会期の決定について

○議長（稲葉昭宏君）　日程第２、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より23日（木）までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より３月23日までの17日間と決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議長諸報告

○議長（稲葉昭宏君）　日程第３、議長の諸報告を行います。

この際、諸般の報告をいたします。

法令上、報告すべき事項。

１．平成28年度11月分例月出納検査の結果報告について

２．平成28年度12月分例月出納検査の結果報告について

３．平成28年度１月分例月出納検査の結果報告について

議長において必要と認めた事項。

１．賀茂郡町議会議長会会議について

２．静岡県地方議会議長連絡協議会について

３．静岡県町村議会議長会総会について

４．伊豆縦貫道西伊豆アクセス道路建設促進期成同盟会要望活動について

おのおののその資料の写しをお手元に配付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

これをもって議長の諸報告を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎町長行政報告

○議長（稲葉昭宏君）　日程第４、町長の行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　平成29年松崎町議会第１回定例会の開会にあたり、謹んで行政報告を申し上げます。

過日、１月末の住民登録状況がまとまり、登録人口が7千人を割り込みました。第５次総合計画では、平成29年度の人口を6856人とし、平成34年には約6200人になると予測したうえで、平成34年の目標値は7千人と設定しました。この時点で7千人を切ることは、ある程度覚悟はしていましたが、大きな衝撃を感じました。目標値である7千人に戻ることができるよう、町に賑わいが戻るよう、あらゆる手段を講じて実現しなければならないと、決意を新たにしたところでございます。

次に、最近の町政の動向について概要を報告いたします。

１つ目は、旧依田邸の購入についてであります。旧依田邸につきましては、伊豆学研究会等との交渉もまとまり、本定例会で契約についての議案も提出していますが、契約ののちは、登記の手続きを経て町の所有となります。

旧依田邸は、江戸時代の建物として、県指定の有形文化財となっているほか、郷土の偉人である依田佐二平、依田勉造の生家であり、歴史的にも文化的にも大切な町の財産であります。今後の利用につきましては、道の駅なども含めた一体的な整備計画を策定し進めていきますが、検討にあたっては、地域住民をはじめ、歴史や文化財の専門家、経済の専門家など

のアドバイスも求め、幅広く情報を分析して、時の流れに見合った、交流の場、文化の発信の場、集客力のある賑わいの場となるような施設にしたいと考えています。

２つ目は、ごみ処理事業の広域化についてです。議会全員協議会でも説明したとおり、新施設の整備については、単独での建設より広域化を図った方が効率的なことから、下田市、南伊豆町と、１市２町で協議を進めていくことにしました。29年度は整備構想や地域計画を策定していきますが、場所や運営方法など、決定した内容につきましては、随時説明する機会をつくってまいります。

本日は、「町営観光施設の入館状況について」など３件についてご報告いたします。詳細は担当課長より申し上げます。

○企画観光課長（山本　公君）　それでは、町営観光施設の入館状況につきまして資料ナンバー１に基づきましてご報告をさせていただきたいと思います。

はじめに、１ページをお願いしたいと思います。はじめに、伊豆まつざき荘の状況でございます。右側欄に累計の数字が記載してございますが、１月までの状況でご説明をさせていただきたいと思います。

宿泊の利用人員につきましては、1307人増の１万9057人となりまして、入浴・休憩の利用人員を加えました人数につきましては868人増の２万8420人でございます。

収益につきましては、前年度より1273万7千円増加いたしまして、２億5466万6千円でございます。

公債費、減価償却費等々を加えました費用の計でございますが、前年度より72万9千円増加いたしまして、下段にありますが、２億5368万4千円となりました。

利益について最下段に記載がございますが、98万2千円ということで、前年度より1200万8千円改善をしています。

続きまして、２ページをお願いいたします。こちらは観光施設の入込みの状況でございます。

まず、長八美術館でございますが、3543人減の２万2482人となります。収支差額でマイナス850万8千円でございまして、前年度よりは79万8千円改善されております。

重要文化財岩科学校でございます。2884人減の１万3349人でございます。収支差額マイナス655万7千円でございまして、前年度より126万1千円悪化しております。

右側の３ページをお願いしたいと思います。明治商家中瀬邸でございます。前年に比べまして2190人減の１万260人でございます。収支差額につきましては、マイナスの430万7千円と

いうことで、前年度より15万円悪化しております。

民芸館でございます。民芸館につきましては、1707人減の5798人、収支差額につきましては、マイナスの363万7千円でございますが、前年度より２万5千円の改善でございます。

最後に、道の駅花の三聖苑になります。道の駅花の三聖苑につきしては、昨年度かじかの湯の休館があったことから今年度は１万2252人増の３万9761人でございます。収支差額につきましては、マイナス560万6千円でございますが、236万円の改善でございます。

１月までの累計におきましては、利用人員につきましては、伊豆まつざき荘、道の駅花の三聖苑で改善がされておりますが、その他の施設につきましては、利用人員については減少でございます。

収支の状況につきましてでございますが、伊豆まつざき荘、伊豆の長八美術館、民芸館、道の駅花の三聖苑で昨年より改善されております。

特に指定管理３年目、最終年度となります伊豆まつざき荘につきましては、経営改善計画等に基づきまして実施している取り組みによりまして宿泊利用者、収益が好調に推移しておりまして、黒字化が見込める状況にもなっているところであります。

まだまだ伊豆南部地域への入込みが増加に転じておりませんが、伊豆半島の市町あるいは観光関連団体と連携をした取り組みによりまして伊豆への誘客、松崎町への誘客を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、町営観光施設の入館状況につきましてご報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○生活環境課長（高橋良延君）　それでは、生活環境課から行政報告の２番目、公営企業会計平成29年１月末経営状況についてご報告をさせていただきます。資料ナンバー２をお願いいたします。

はじめに、水道事業会計の方でございます。本年度１月末収益は、営業収益、営業外収益に予定収益を合わせました事業収益の合計は、１億2314万7千円、前年対比151万2千円減、1.2パーセントの減となっております。理由といたしましては、１月末現在の有収水量につきまして、前年対比１万308㎥の減となっており、特に一般用の減少が大きく、結果的に収益減となりました。

一方費用の方でございます。営業費用、営業外費用に減価償却費、支払利息を加えた合計は１億1044万9千円、前年対比565万3千円、4.9パーセントの減となっております。

その結果、差引純利益につきましては、1269万8千円、前年対比414万1千円、48.4パーセン

トの増となりました。

続きまして、温泉事業会計でございます。はじめに収益の方ですが、営業収益、営業外収益に予定収益を合わせました事業収益の合計5206万円、前年対比36万1千円の減、0.7パーセントの減となっております。これは自家用開栓が７件減少したことや営業用から一般用への種別変更などにより、若干の減となりました。

一方、費用の方でございます。営業費用、営業外費用に減価償却費を加えました事業費合計は4123万9千円、前年対比30万9千円、0.7パーセントの減となっています。

その結果、差引純利益につきましては、1082万1千円、前年対比５万2千円、0.5パーセントの減となりました。

両会計とも利益は出ておりますが、水道事業においては、使用水量の減少傾向がつづいているところでございます。

また、温泉事業については、配湯所のインバータ設備導入によりまして、動力費の前年対比が約40パーセント減となっており、費用軽減に大きく影響しているところです。

また、４月から新電力を導入することにより更なる経営改善を図ってまいります。

以上、１月末公営企業会計の経営状況についてのご報告を終わります。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　それでは、まず、窓口税務課から町税のコンビニエンス収納についてご報告いたします。

コンビニエンス収納につきましては、平成15年４月に地方税の収納事務を私人に委託することを可能とする地方自治法施行令の改正が行われました。

これにより国、県のほか市町村などの地方自治体におきましてもコンビニエンスストアでの収納を実施する団体が増えてきております。当町におきましても特に町外の納税者からは税金を払いたいが、コンビニで支払いが可能かですとか、コンビニで支払いを行いたいので、納付書を送ってくれといったような質問や要望が寄せられています。

地方自治法施行令が改正された当時は、コンビニエンスストアの数も今ほど多くはなく、また取扱手数料も口座振替手数料が１件あたり10円程度なのに対し、60円ほどかかるため割高になるということから、当町ではしばらく導入を見送っていた経緯がございます。

しかしながら、静岡県が取りまとめた調査によりますと、県内の市におきましては、28年度においては全ての市が、また町におきましても南伊豆町、長泉町、清水町、小山町は既に実施し、東伊豆町、函南町は平成29年度から河津町、森町は平成30年度から吉田町、川根本町におきましても実施に向けて検討中という結果が出されております。

また、コンビニエンスストアの数も年々増加傾向にあり、伊豆市などがコンビニエンスストア収納を開始するにあたり、平成23年に全国のコンビニエンスストアの数を調査したところ、約４万8千店あったわけですが、平成28年度では６万2千店と５年間で１万4千店増加しているということからも納税者のすぐ近くにコンビニエンスストアがあるといったような状況になりつつあります。

更に、一般の金融機関の取扱いが午前９時から午後３時までとなっているのと異なり、納付する時間帯を選ばず、24時間365日いつでも納付できるというメリットにより、南伊豆町では納付の約４分の１がコンビニエンスストアでの納付となっており、平成28年４月からコンビニエンスストアでの収納業務を開始した下田市は、当初見込んでいた取扱い店数よりも多くの方が利用しているため、取扱費を増額したと伺っております。

このように、コンビニエンスストアでの収納は既に金融機関での納付と同じように取り扱われており、納税者にとっては、すぐ近くにある納税場所として浸透しつつあります。

こうしたことから、当町におきましても平成29年４月から納税者の収納機会の拡大を図るためコンビニエンスストアでの町税の収納を開始いたします。

これまで役場や銀行など金融機関での窓口や口座振替に加え、全国の提携コンビニエンスストアでの納付が可能となります。

委託した収納事務ですが、普通徴収による町県民税、固定資産税、軽自動車税、普通徴収分の国民健康保険税の４税目となります。

委託先ですが、資料３、１ページの中ほどに記載いたしました２の委託先になります。こちらは昨年11月に見積り合わせを行い、静銀経営コンサルティングを委託先に決定し、地銀ネットワークサービスと国分グローサーズチェーン以下のコンビニエンスストア11社の本部と町との４団体で収納について契約を締結しております。

委託期間は、平成28年11月17日から平成31年３月31日までとしていますが、平成28年11月17日から平成29年３月31日までは、準備期間として契約に係る手続きや収納に使用する納付書の確認作業などを行い、収納事務の実施は、平成29年４月１日から平成31年３月31日までの長期継続契約となります。

委託金額は、平成28年度中の支払いは０円となります。平成29年度及び平成30年度におきましては、収納事務基本料が月額2916円、事務委託手数料が、取扱件数１件あたり60.48円となります。取扱件数につきましては、南伊豆町が全体の約４分の１の取扱いがあるということから、当町におきましても、全取扱件数約３万2千件のうち４分の１の8千件を想定してお

り、平成29年度の予算で51万8832円を計上しています。

なお、これ以外にもシステムの導入費用といたしまして43万2千円、テスト用納付書のバッチ処理業務に15万4072円を平成28年度に執行いたします。

また、平成29年度からコンビニエンスストア収納システム使用料といたしまして、162万円を支出する予定となっています。

コンビニエンスストアで取り扱えない納付書といたしまして、納期限の過ぎたもの、バーコードが印字されていないもの、金額が訂正されているもの、納付書１枚当たり金額が30万円を超えるもの、破損、汚損などによりバーコードの読み取りができないもの、29年３月31日以前に発行したものがあります。

収納の見込みといたしましては、コンビニエンスストアが全国的にも数が増えていることから、納付する場所や時間に制限がないなど納税者の機会が増えることにより収納率は向上することが想定されます。

また、納付書に記載された納期限内でしか納付ができないため期限内納付が多くなり、督促状の発送件数の減少が見込まれます。

南伊豆町におきましては納期限内が増加しており、これに比例し町税全体の収納率もアップしているという結果が出ていると伺っております。

個人情報保護につきましては、情報の適正な管理を行うとともに目的外利用を禁止する旨を、提携コンビニエンスストアを含めた四者間で締結する収納事務委託契約で明確化し、個人情報を保護してまいります。

簡単ではございますが、以上で町税のコンビニエンスストア収納についての報告を終わります。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で町長の行政報告を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎町長施政方針

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、町長の施政方針演説を行います。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　平成29年第１回松崎町議会定例会の開会にあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

安倍内閣総理大臣は、平成29年、年頭所感において、今を生きる私たちは、直面する諸課題に真正面から立ち向かい、未来に不安を感じている私たちの子や子孫、未来を生きる世代

に「希望の光」を与えなければならない。未来への責任を果たさなければならないと述べています。こうした想いのもと編成される平成29年度予算では、経済・財政の再生を行いながら、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、公的サービスの産業化などを進めていくとしています。

また、静岡県においては“ふじのくに”づくりの総仕上げに必要不可欠な施策を着実に推進するとともに、「ポスト東京時代の理想郷」をさらに進化させ、世界から憧れを呼ぶ「ジャパニーズ・ドリームの理想郷」の実現に向けて、新たな施策を展開しながら、思い切った事業の見直しを行い、更なる生産性の向上を図るとしています。

松崎町におきましては、依然として景気の低迷、少子化、若者の流出による人口減少など、厳しい状況が続き、とりわけ観光業の衰退は、町の活性化と進展に大きな影響を与えています。

町の主産業と言えばやはり観光となります。伊豆は全国有数の観光地として、夏季の観光期には約710万人、河津桜の時期には約420万人が来訪していると言われていますが、松崎町の入込客数は、年間で約30万人と、伊豆への入込客を受け入れきれていないことが大きな課題となっています。町の就業人口の75パーセントが、観光とかかわりの深い第３次産業に従事していることから、これを改善しない限り「賑わいの復活」は実現されません。いかにして松崎町に目を向けてもらうか。いかにして松崎町に立ち寄ってもらうか。このことが復活の最優先課題になると思います。

これを踏まえて、平成29年度の町政運営にあたりましては、第５次総合計画 前半５年の締めくくりの年として、また次の５年へのステップとして、計画を着実に実行するとともに、「松崎町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく地方創生事業の推進を図ることで、自立に向けた魅力あるまちづくりを積極的に展開し、産業振興や人口減少対策を実りあるものにしていきます。

総合戦略では、基本理念として、「松崎に暮らすひとの喜びが多くの人々を誘うまちづくり」を掲げました。この理念は、松崎町に住まう町民のみなさんが、このまちに住むことに喜びを感じ、その喜びが他の地域で暮らす人々の憧れを呼びおこし、訪問者が増えてくるというものですが、これを具現化するテーマとして、総合戦略では「伝統と現代が調和した暮らしのあるまち松崎」を提案し、「地脈」「人脈」「時脈」、地脈とは、近隣自治体、姉妹都市や「日本で最も美しい村」連合加盟自治体とのつながり。人脈とは地域資源を媒介とした多様な人々・団体とのつながり。そして時脈とは、歴史とともに育まれたつながりを言い

ますが、これら三つのつながりを活かしながら、町民とともに歩むまちづくりを展開するとしています。

兵法書「孫子」の一節に「山林・険阻・沼沢・の形を知らざる者は、軍を行ること能わず。郷導を用いざる者は、地の利を得ること能わず」というくだりがあります。これは、地形を知らなければ行軍することはできない。地域に詳しい者の案内（協力）無くして地の利を得ることはできない。ということですが、このことはまさに、総合戦略のテーマである「地脈」「人脈」「時脈」を活用して時流をつかみ、地域住民の協力のもと達成してくということにつながります。私は、この理念とテーマを改めて心に刻み、町の賑わいを取り戻すために、住民協働による地域力を結集し、総合戦略を本格的に推進していきます。

こうした考え方のもと、平成29年度予算の編成では、財政の健全化、効率的かつ効果的な施策の選定、総合戦略の具現化を図ることを前提に、賑わいの創出、美しい村の実現を目指すことを柱としました。

重点施策としては、１．「平成の花とロマンのふる里づくり」の推進として、「日本で最も美しい村」連合登録資源（なまこ壁、棚田、桜葉）の持続性確保に向けた取り組み。

２．「人口減少対策」の取り組みとして、ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用と地域産業の再生や起業などへの支援。

３．地域防災力の強化に向けて、官民協働の防災まちづくり事業の推進。

４．「子育て・健康長寿・安心社会」の推進。

この４点を、本年度も「松崎版４本の矢」として、引き続き積極的に取り組んでまいります。

特に、地方創生総合戦略関連事業としては、「日本で最も美しい村」登録資源となっている、なまこ壁や棚田の保存・桜葉や新規起業への支援。交流拠点からの情報発信や人づくり。子育てや教育の支援。健康長寿・安全の実現に向けてなど、総額１億8千万円を計上したところです。

次に、主な施策について、第５次総合計画の６つの基本目標に従って申し上げます。

はじめに、地域が一体となった産業が盛んなまちづくりへの対応であります。

繰り返しになりますが、町の産業は何らかの形で観光に依存しています。それゆえ、その復活には人の流れ、賑わいを呼び戻す以外にないと思います。そこで、観光の振興につきましては、引き続き近年の旅行ニーズに呼応するべく、着地型・体験型の観光[ＤＭＯ]に積極的に取り組むとともに、近年の自転車人口増加を踏まえたマウンテンバイク等スポーツツー

リズムの振興を図ります。また、多言語翻訳システムを整備し、海外からの観光客に対応するほか、観光施設に公衆無線ＬＡＮの使える環境整備を行い、行楽客のニーズに応えていきます。

加えて、内陸フロンティア地域に指定されている、道の駅花の三聖苑や旧依田邸周辺に係る、道の駅パーク基本計画を策定し、新たな拠点づくりにも着手していきます。

産業・雇用の創出、移住・定住の促進につきましては、「松崎町地域活性化支援事業」により新たに起業する者や移住希望者への支援に取り組むとともに、交流拠点施設「ふれあいとーふや」へのＷｅｂ整備や、移住相談会への出展など、雇用、移住、定住対策の充実を図ります。

農林漁業の振興につきましては、桜葉用の新農薬登録に係る業務を委託するなど、基幹作物の生産振興とともに、就農奨励助成制度を活用した農業の担い手確保や育成を図ります。また、美食の町創生事業とも連携して、農産物の６次産業化にも取り組みます。

併せて、近年被害が増加している鳥獣害対策も、これまで以上に積極的な対応を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、地域経済振興策として、住宅リフォームに対する助成を継続するほか、松崎ブランドの創出・展開にも力を入れてまいります。

次に、健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくりへの対応であります。

少子高齢化や就業の場不足の流れに歯止めがかからず、若年層の流出、高齢世帯の増加など、地域力の低下は否めません。このような中で、福祉ニーズはますます増加・多様化していることから、地域の中で助け合う地域福祉事業の推進を図るほか、生涯にわたって健康で安心して暮らしていけるよう、保健予防にも積極的に取り組んでまいります。

特に、児童福祉事業として、児童館を旧松崎幼稚園に移転して、環境の向上と管理体制の充実を図るほか、保育園や幼稚園の保育料などを半減し、子育て世代の負担を軽減するなど、子育て支援策を強化しました。

保健予防活動としては、健康マイレージ事業を継続し、各種検診の受診率向上を目指すとともに、月いちノルディックウォーク事業を継続し、健康増進を図ります。

次に、防災・防犯対策が充実し安全なまちづくりへの対応であります。

消防・防災対策としては、引き続き備蓄食料や防災資機材の充実を図るほか、防潮堤整備や避難路整備など、ハード対策の検討も進めてまいります。また、優先津波避難路沿いのブロック塀撤去、防災拠点となる地区公民館の耐震診断・補強計画・補強工事への助成など、

実績の少ない事業の普及を図ることに加え、災害時に飲用可能な水源を確保するため湧水等の水質検査を行うなど、防災対策を強化します。

その他、地籍調査事業を継続し、万が一被災した際に復興が速やかに行える体制づくりも進めるなど、今後も住民の安心・安全を確保するため、あらゆる角度から考え対応してまいります。

次に、自然と調和し快適な環境が整ったまちづくりへの対応であります。

最近は生活様式も近代化され、身の回りの変化に目覚ましいものがありますが、暮らす人々の心の中には、日本の原風景が残る農山村への回帰、あこがれが高まりつつあります。幸い松崎町には、海・山・川・里山の風景が残り、これに「なまこ壁」や「棚田」などが加わり醸し出すコントラストは、町の大きな魅力となっています。この魅力をさらに磨くため、景観ガイドラインに沿った景観計画を策定し、将来に向けた「美しいむら」づくりの指標にしたいと考えています。

情報インフラにつきましては、光ファイバ網の整備が終わったことから、パソコン等を利用していない高齢者などに光ボックスを配布し、インターネットの利用促進を進めます。これは、町の情報も得られるようになることから、防災面の効果も期待されます。

その他、ごみの減量化や住宅用太陽光システム設置に対する助成を行うなどの環境対策を推進するほか、道路交通網の整備として、橋梁の耐震補強や点検、町道の長寿命化にも取り組みます。

次に、未来を担う人材を育むまちづくりへの対応であります。

故郷の未来を担う子供たち、故郷に愛着を持つ子供たち、「知・徳・体」の調和と人間性豊かな子供たちの育成に向けて、家庭・学校・地域と一体となって教育行政を推進してまいります。子供は町の宝です。先生が一人ひとりの子供たちに寄り添い、励まし、「学校が楽しい。友達や先生が好きだ。」と言える学校づくりを進めるとともに、安心・安全に学べる環境とするために、小中学校トイレの洋式化、中学校教室への回転式天井扇の設置など、学習環境の向上に努めます。

社会教育では、地域に根付いた社会教育活動の実施や、図書館システムを更新し利便性を高めるなど、学習の機会を広げます。

また、好評だった「松崎マイドリーム発表会」を本年も開催し、郷土への思いを深めてもらうなど、未来を担う人材育成に取り組みます。

最後に、多様な主体により協働で進めるまちづくりへの対応であります。

これからのまちづくりは、町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら対等の立場で話し合う、協働のまちづくりが重要となってきています。そのためには、広報誌やホームページなど、多様な媒体による情報提供に努め、また、コミュニティ活動への参加に向けた活動を啓発し、各地区におけるコミュニティづくりを支援していきます。こうすることによって、自ら誇りを持ち、町民が主体となったまちづくりが推進できるものだと考えます。

そのため、これらの課題実現に向けて地域おこし協力隊員を増員し、より一層地域との連携を密にしたなかで、地域おこしに取り組んでまいります。加えて、「美しい村」サポート企業や大学と協力し、まさに「産」「官」「学」の連携により、地域の特徴を生かした地域力を高める施策も展開してまいります。

以上のような、多くの課題を実現していくため全町民が一致団結した体制となるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、平成29年度の予算規模及び概要について説明させていただきます。各会計とも、行財政運営の合理化に努めつつも、自立した魅力ある町を再生するという意識を強く持って予算編成にあたりました。一般会計・特別会計の総額は63億6244万円で、前年度比２億1346万2千円、3.25パーセントの減額となりました。

一般会計においては、歳入歳出の総額を34億8千万円、前年度比２億7700万円、7.4パーセントの減額となりました。減額は、松崎幼稚園建設工事や光ファイバ網整備が終了したことが主な要因となります。

重点施策の配分では、商工観光や農林漁業などの産業振興を図る「地域が一体となった産業が盛んなまちづくり」関係に１億7400万円。児童・高齢者・障害者の福祉の充実、保険・医療体制・社会保障の充実を推進する「健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり」関係に８億4900万円。消防防災体制の充実、交通・防犯体制の充実などを進める「防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり」関係に２億6300万円。公園等の整備、環境保全、道路・交通網の整備、情報・通信基盤の整備などを進める「自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり」関係に５億700万円。生涯学習・文化活動・青少年健全育成の推進、幼児教育・学校教育の充実、文化財保護やスポーツ振興などを進める「未来を担う人材を育むまちづくり」関係に8900万円。そして、町民との協働、広域行政の推進などを行う「多様な主体により協働で進めるまちづくり」関係に２億1500万円を計上しています。

続きまして歳入歳出の概要について申し上げます。

歳入は、主に固定資産税の減少により、町税は約６億4千万円、前年度比約800万円の減と減少傾向は続いています。地方交付税は、国の施策の影響を受けながら増減を繰り返してきましたが、最近は予算を上回ったかたちでの横ばい状況であることから、前年度比2千万円増の14億5千万円を見込んでいます。歳出に対し不足する財源、約２億6500万円は財政調整基金などの基金を取り崩し対応することとしました。

財源比率は、自主財源36.4パーセント、依存財源63.6パーセントであり、依然として地方交付税等への依存度が高く、国の財政施策による影響を受けやすい不安定な状況にありますが、補助事業の積極的な活用と事業実施の効率化を図り、また、財政調整基金を始めとする各種基金も有効に活用しながら、健全財政の維持に努めてまいります。

性質別の歳出では、財政の弾力性に関連する義務的経費の割合が、38.5パーセントと前年比2.7ポイント増加しました。これは予算額全体が減少したことによる影響が大きく、内訳では、公債費は増加したものの、人件費と扶助費では減額となり、義務的経費全体では前年度比約400万円の減となっています。

消費的経費につきましては、前年度比約5200万円、3.4パーセント減となりましたが、これは、28年度で光ファイバ網整備事業に係る補助が終了したことが主な要因となります。

投資的経費については、前年度比約２億4400万円、50.7パーセントの大幅減となりました。これは松崎幼稚園の建設事業が終了したことによるもので、本年度における主な投資としては、クリーンピア松崎のろ布の交換工事、児童館移転改修工事などが挙げられます。

それぞれの経費の構成比を見ると、固定経費が高いという状況に変わりありませんが、それぞれの事業において確実な歳入が確保されており、健全性を損なわない予算となっていると思います。

次に、水道事業会計以下９特別会計についてであります。

水道事業会計では、事業収益を前年度比99.5パーセントと見込み、１億5727万4千円、前年度比0.8パーセント減としましたが、事業費用を１億4188万4千円としたため、当年度純利益は1248万2千円で前年度比701万7千円の増となりました。

温泉事業会計では、事業収益を前年度比99.5パーセントと見込み、6858万5千円、前年度比0.6パーセント減としましたが、当年度純利益は1147万8千円、前年度比168万1千円の増、率にして17.2パーセントの増となりました。

伊豆まつざき荘事業会計では、平成28年度の状況を踏まえ、宿泊利用者を1千人多い２万3500人（宿泊利用率47パーセント）に設定するとともに、休前日料金の設定などにより、事

業収益を前年度比1350万円、4.0パーセント増の３億4970万円としました。各種プランや町民割引などにより、利用者は増加傾向にあることから、魅力あるまちづくりを推進することで、更なる利用客の増加につなげていきたいと考えています。

国民健康保険特別会計は、予算総額12億8171万7千円、前年度比546万7千円、0.4パーセント減としました。これは、歳出の保険給付費は1.4パーセントの増となりましたが、介護納付金や共同事業拠出金などが減額となったことによるものです。また、歳入では、前期高齢者交付金の増加もありますが、加入者の減少による保険料の減少や、国庫支出金も減額となっています。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額１億1228万5千円、前年度比2.8パーセント増といたしました。保険料の所得割減額を５割から２割に、元被扶養者均等割りを、９割から７割へと変更するため増額となりました。

介護保険特別会計は、予算総額８億8007万9千円、前年度比6.7パーセント増といたしました。これは、歳出の保険給付が、地域密着型施設の増加に伴い増額となったことによるもので、この増額に伴い、国庫支出金も増加しています。

三浦地区の集落排水事業特別会計は、いずれの施設も指定管理者である地元管理組合により良好な管理がされておりますが、使用水量の減少による収入の減は続いております。岩地については15.7パーセントの減。雲見については3.8パーセントの減となりましたが、石部については、繰越金が多いことから17.6パーセントの増となりました。

以上、平成29年度の施政方針について申し上げましたが、現在、町が置かれている状況は本当に厳しい状態にあります。これを打ち破るために、あらゆる分野での連携を活用し、住民と協働して課題に立ち向かい、町に賑わいを創出できるよう強い気持ちで町政運営にあたります。今後とも町議会をはじめ町民の皆さまの温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で町長の施政方針演説を終わります。

暫時休憩します。

（午前　９時４５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時５５分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問の前に申し上げておきます。質疑、答弁は的確にわかりやすく要領よく行ってください。通告以外の質疑はできません。また、関連質疑は議長の許可を受けて質疑を続けてください。

質疑は一括質疑と一問一答方式、どちらかを述べてから質疑に入ってください。

それから、固有名詞、これは大変重要なことですが、重々に注意していただきたいです。固有名詞は発言に十分に注意して、お願いしたいと思います。

なお、本定例会において一般質問に対し町長に反問権を付与してございます。

最後に、傍聴者の皆さんに申し上げます。議場内ではお静かにお願いをいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○議長（稲葉昭宏君）　日程第６、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◇　藤　井　　要　君

○議長（稲葉昭宏君）　通告順位１番、藤井要君。

（１番　藤井　要君　登壇）

○１番（藤井　要君）　それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

那賀川河口沿いの桜の木々も日に日に赤くなる姿を見て春の訪れを感じています。４月には松崎幼稚園も開園し、子どもたちが新しい服を着て笑顔で入園する様子が目に浮かんできます。

当議会も28年度は経済の活性化や人口減少問題など多くの問題を抱えて審議してまいりましたが、28年度定例議会も今議会が最後であります。29年度予算と多くの議題が提出されていますので、町が抱える多くの問題を精査し、町民の期待に答えられるよう、今回も一生懸命質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。災害に強いまちづくり計画についてであります。2011年東北地方を襲った津波、大震災を教訓に当町では那賀川水系河口周辺治水対策委員会を立ち上げ、現副町長であります指出巖委員長から平成24年８月22日現町長に答申が出されています。現在まで津波避難タワーの建設や避難道の整備等がされてきていますが、ハード部分である防潮堤のかさ上げ、那賀川河口堰の水門の建設問題については、地区協議会を通じた

対策検討会が継続中であります。

29年２月には、改善センターにおいて住民説明会が開催されたと記憶していますが、内容はどのようなものであったのでしょうか。町民の意見を聞き、町、県は今後どのようにしていくのかお聞かせください。

次に、災害時の遺体収容について伺います。県の災害防災計画では遺体の身元確認や遺族との引き取りなどの円滑化を図るため遺体収容所を事前に選定し周知するよう求めていますが、当町はどこに選定したのかお伺いいたします。また、未選定であれば、今後どのような方法を考えているのか伺います。

次に、減災と早期復興を図ることから、高台等に町有地を確保できないかであります。東日本大震災から５年以上経過して、未だ住宅再建がされず仮設住宅にお住みの方もいると聞いています。南海トラフ地震が50年以内に起こる確率は90パーセント程度と言われている中で、わが町もどのような災害を受けるかわかりませんので、東京直下型地震等の災害をも想定した中で、東京都の区などと災害協定を結び、町有地を確保し、平時には大学のスポーツ練習場や公園など早期復興に向けた町有地の確保ができないものか伺います。

次に、くらし・環境整備について伺います。当町では、１年ほど前に地域おこし協力隊の方々が空き家の実態調査を行っています。町内を見渡しますと、多くの空き家が目につきますし、中には電気、ガスメーターも外され、壊れるがままの家も見受けられます。総務省の住宅土地統計調査によりますと、2013年度時点で820万棟、2023年には1404万棟とものすごい勢いで空き家が増加すると予測しています。

このようなことを受けて、2015年５月空き家対策法ができましたが、当町ではどのような対策を行っているのかお伺いいたします。

次に、ごみ処理共同実施について伺います。当町のごみ処理については、雲見区の方々のご厚意により平成36年３月末までの操業延長が認められております。２月16日議会全員協議会において広域化に向けた事務レベルでの協議を進めているとの報告を受けましたが、18日には新聞に大きく2023年度の供用を目指すとの活字が躍っていましたので、経過説明と今後の計画をお聞きいたします。

次に、斎場建設についてお尋ねいたします。西伊豆町の斎場は昭和38年１月に建築され50年以上経過し、新たな斎場建設の要望がありますが、今後の計画については不透明であります。人口減少が著しい中、西伊豆町にご負担をかけるだけではなく、当町に建設との考えもできないものか、町長の考えをお聞かせください。

次に、地域経済の活性化と観光振興についてお聞きします。地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊の活動については、これまでにも再三当局にお聞きしてきましたが、今年度４名の隊員を募集し、３月３日締切としていますが、決定したのでしょうか。また、採用にあたり、隊員に対しての職務、勤務状況の把握などどのように行っていくのかお尋ねいたします。

次に、ふるさと納税について伺います。最近では、ふるさと納税に対する国等の考え方も変わりつつあるように見受けられますが、そんな中でも近隣の町では今年も南伊豆町３億円、西伊豆町10億円を超えるとのうらやましい限りの声が聞こえてきます。

当町も2015年度より2千万円以上の寄附をいただいておりますが、あまりにも差が大きいと思います。当町は、伊勢海老などの海産物がなく返礼品に魅力がないのかもしれませんが、だから仕方がないと考えていないと思いますので、28年度の実績予測と今後の増額に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

次に、旧依田邸と三聖苑についてお尋ねします。旧依田邸については、再三質問をしていますが、町長は旧依田邸は町のひとづくり、ものづくりの原点ともいえる場所、町の安居地にするため使うことにした。地域活性、地方創生の本拠地として町民の皆さんの目に見える形でやっていきたいと言っておられますが、具体的な内容が示されていません。

今回の購入にあたり、伊豆学研究会との連携なくして維持管理ができないと私は感じるわけですが、購入後の運営、この管理を当町はどのように考えておられるのか、買ってから活用方法を考えるのではなく、利用価値を考えてから買うべきであると思いますので、具体的な案が一つでもあればと思いますが、いかがでしょうか。

これで檀上からの質問を終わります。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　藤井要議員の一般質問にお答えします。

１．災害に強いまちづくり計画について。①「那賀川河口堰水門建設と松崎海岸防潮堤のかさ上げについての進捗状況はどうか」についてでございます。

松崎海岸の津波対策については、平成27年度から静岡県や住民の皆様とともに「津波対策検討会松崎地区協議会」を設置して検討しているところです。

防潮堤や那賀川河口の水門などの施設整備につきましては、避難対策や景観などに配慮したまちづくりと一体となった議論が必要であり、これまで６回の地区協議会、関係地区や団体等への説明会やアンケート調査の実施をとおして、多くの皆様の意見を聴取させていただ

いております。

施設整備は不要というご意見の方もいらっしゃいますが、おおよそ７割から８割の方は、施設整備が必要という結果が出ております。

今後は、海岸管理者である静岡県とともにこれらの意見を参考にした基本方針を検討していく予定です。

また、地区協議会では引き続き避難対策やまちづくりと一体となった津波対策の検討をしてまいりますので、皆様方のご協力をお願いします。

②「県の防災計画の第４次地震被害想定では、災害時の遺体収容所を求めているが、町の選定状況はどうなっているのか」についてです。

災害時における遺体処理につきましては、遺体取扱マニュアルを作成してありますので、それに則って対応していく予定でいます。地域防災計画では、遺体安置所につきましては、町内の寺院に了解を得たうえで収容することとなっていますが、収容が追い付かない場合には、エアーテントや安全が確認された公共施設等を利用することになると思われます。

災害が発生した場合には、第一に被災した住民の安全な避難地の確保を優先しなければならないと考えております。

遺体安置所は、住民感情や伝染病などの観点から、避難地からある程度の距離があり、電気、水道、便所等の設備や、部外者の侵入防止のために必要な措置を取らなければならないうえ、遺体の検視や検案に加え、遺族が見つからない場合には一時保管が必要な場合も出てくるため、それなりの広さが必要になります。

こうした状況を踏まえ、被害が発生した場合には、被害状況を確認したうえで、遺体安置所の設置場所や規模を検討していかなければならないと考えています。

③「南海トラフ地震、首都直下型地震など避けて通ることができないような災害が想定されている。そこで、減災と早期復興を図ることから高台等に町有地を確保することはできないか」についてです。

東日本大震災を経験し、津波に対する対応策として、高台への移転がクローズアップされました。高台に集落を移転してしまえば、津波での被害はほとんどなくなるでしょうし、そのメリットは一目瞭然です。実際に、岩手県大船渡市の吉浜という集落では、明治三陸地震で集落が壊滅した後に高所移転を進め、今回の地震ではほとんど被害を受けなかったそうです。

ところが一方では、高台移転は難しいという事情があり、実際はなかなか進まないという

現実があります。

その事情のひとつに地形的な問題があります。日本は急峻な山が迫り、川沿いの狭い三角州に市街地が密集し、移転できる高台を確保するのが難しいということです。かつて移転ができた地区は小さな集落であり、世帯数が多くなればなるほど、用地の確保は不可能に近いものとなります。

また、用地が確保できたとしても、これを切り開き、道路、電気、上下水道などのインフラを整備するまでに、巨額な費用と年月が掛かります。また、たとえ造成ができたとしても、住宅だけの移転では、商業地域や幹線道路から離れ、車での移動が必要不可欠となり、買い物や通学などの日常生活が不便になります。そして高齢化が進む中で「数百年に１回は危険になるから」と言われて、私財を使って新たに家を建てるかという問題などもあり、発災直後は各地で移転の議論が行われましたが、実現に至っていないのが現状です。

メリットを忘れてはいませんが、松崎町において実行に移すことは、現時点では非常に困難であると感じています。

２．くらし・環境整備について。①「空き家対策が社会的な大きな問題になっている。防犯や景観、衛生などの面から町内には周囲に迷惑を及ぼすと判断される物件はあるか。また、これからも空き家の増加が懸念されるが、町ではその対策をどう考えているか」についてです。

定住促進を目的とした空き家調査は実施されていますが、防犯、景観、衛生面で問題のある家屋数については把握できていないのが実態で、今後、国、県から実数の把握を求められた場合には、なるべく費用がかからない方法で調査することも視野に入れています。

また、この問題は日本全国で発生している問題でもあり、国の空き家等に関する基本的な指針を参考に対応策を検討したいと思いますが、基本的には所有者が責任をもって管理するべきものであり、税金を投入してどこまでやるかという問題も残りますので、慎重に対応していきたいと思います。

なお、状態の良い空き家については、空き家バンクへの登録を働きかけ、地域団体、業者とも連携しながら、有効活用を図ってまいりたいと考えています。

②「ごみ処理事業の広域化と今後の取り組みについて」でございます。

人口減少が進みごみ処理量の減少が見込まれる中、ごみ処理施設においては経済的かつ効率的な事業推進とともに、更なる財政負担の低減を目指し課題解決を図る必要があると考えます。

今後、焼却施設は老朽化が進み維持管理費や改修費が増加し、財政的にも大きな負担となることや、新たに市町単独で施設を建設することは非常に厳しい状況であることから、現在、下田市・南伊豆町・松崎町でごみ処理事業の広域化の検討を進めています。

そこで、平成29年度においては、広域ごみ処理施設整備構想及び地域計画の策定を行うための予算を計上いたしました。

なお、下田市、松崎町の現施設用地は借地であることから、町有地である現南伊豆清掃センターを広域処理施設として更新し、事業運営については従来の公設公営ではなく、民間資金を利用して、民間に施設整備と公共サービスを任せるＰＦＩ手法を検討していくこととしております。

今後、整備構想を策定する中で施設規模や処理方式、概算事業費、事業運営方式などの検討協議を行い、広域処理基本構想として取りまとめてまいりたいと思います。

③「西伊豆斎場建設計画の現状と松崎町への斎場建設の考えはあるのか」についてです。

西伊豆町の斎場の使用につきましては、現在「松崎町と西伊豆町との間における斎場使用の事務の委託に関する規約」により運営されています。

建設につきましては、以前は、西伊豆町が合併特例債を利用し、単独で建設する計画を立て、西伊豆町斎場建設準備委員会が旧洋ランセンター跡地を建設予定地と決めていましたが白紙となり、現在では特に動きもないと聞いております。また、当町におきましても、火葬場について、町内に新たに建設するといった計画はございません。

ただし、西伊豆斎場の老朽化の問題もありますので、今後も西伊豆町と協議を続けてまいります。

３．地域経済の活性化と観光振興について。①「 29年度地域おこし協力隊の採用はあるのか。また、採用する場合には、どのような仕事に就かせる予定なのか」についてでございます。

町では、平成23年度に静岡県内で初めて地域おこし協力隊員１名を採用し、３年間石部棚田の保全活動の支援などを行ってきました。

任期満了後となる、平成26年度からは、毎年２名ずつを採用し、現在は４名体制で石部棚田の保全活動、グリーンツーリズムやスポーツツーリズムの展開、６次産業化の推進を図っております。

２月７日の議会全員協議会でも説明をさせていただきましたが、平成29年度は、石部棚田の保全活動や桜葉を中心とした農作業の支援・６次産業化、林業や里山整備等の支援、創

業・起業の支援などの業務に、新たに隊員を４名募集し、３月中に面接を行い、４月１日から６名体制でスタートできるようにしてまいりたいと考えています。

地域おこし協力隊制度は、人口減少が進む当町において都市部の住民の移住・定住促進と地域の担い手確保のうえからも重要な施策で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも位置づけられていることから、今後も本制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、任期が満了となる地域おこし協力隊員も引き続き町に残り、まちづくりに関わりたいとの思いもあることから、相談体制を構築し、支援してまいりたいと思います。

②「28年度ふるさと納税寄付金の実績の見通しはどうか。また、更なる寄付金額の増に向けて、来年度、町はどのような取り組みを行っていく考えか」についてです。

ふるさと納税は、平成26年度に役場内のプロジェクトチームで検討を進め、平成27年度より寄附金額に応じた返礼品を用意し、ＷＥＢサイト（ふるさとチョイス）による紹介やクレジット決済のシステムも取り入れて新たな形としてスタートしたことにつきましては、議員もご承知のことかと思います。

平成28年度のふるさと納税の寄附状況につきましては、１月末現在で総額2420万円余となっており、平成27年度に比べ約280万円増加しています。年度末では2600万円程度が見込まれます。

平成28年度は、新たな取り組みとして、伊豆トレイルジャーニーの参加申し込み、姉妹都市帯広市や長野県松本市安曇地区の物産も取扱商品に加えており、現在取扱商品は、36業者で126品目となっております。

本定例会でご審議いただく平成29年度一般会計予算では、寄附金として5千万円を予定しておりますが、ふるさと納税を増やすためには広報の充実もさることながら、魅力的な返礼品をいかに多く取りそろえるかが重要であることから、プロジェクトチームで検討を行うとともに、品物を提供していただく企業・団体にもより一層の協力を要請してまいりたいと考えております。

③「町では旧依田邸と三聖苑を活用し、地域経済、観光の発展に結び付けようとしているが、旧依田邸では多くの問題を抱えている。購入を想定した時、町では旧依田邸の保存活用をどのように考えているのか」についてです。

旧依田邸（旧大沢温泉ホテル）につきましては、経営不振により競売に付され、平成27年９月にＮＰＯ法人伊豆学研究会（伊豆の国市）及びＮＰＯ法人くらしまち継承機構（静岡

市）が土地、建物を共同で落札いたしました。

以来、両団体が管理運営をしてきましたが、平成28年６月に両団体の代表が町を訪れ、維持しきれないため、町に購入してもらいたい旨の要望がありました。

議会全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、購入を決定し、去る２月16日の議会臨時会において土地建物購入費の承認をいただき、本定例会で土地及び建物の取得についての議決いただくことになっております。

旧依田邸は、県指定有形文化財に指定され、依田佐二平翁や依田勉三翁の生家として、北海道帯広市との関係も深い重要な建物であり、賑わいづくりの新たな拠点となることから、内陸フロンティア推進区域で、国の重点道の駅にもなっている道の駅「花の三聖苑」と連携し、那賀川を含む一帯を文化的な拠点として整備していくこととしております。

現在、「美の漆喰文化を育むまちづくり事業」で旧依田邸を含む町内代表的ななまこ壁の現状調査、利活用について検討しているところであり、これらも踏まえ、具体的な利活用については、平成29年度当初予算に道の駅パーク基本計画策定の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○５番（藤井　要君）　一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○５番（藤井　要君）　それでは、那賀川の河口堰水門の関係ですけれども。これは、先ほど冒頭でも言いましたけれども、24年８月に現副町長が答申して、町長が受けたわけですけれども、今の話を聞いていると、まだ検討中というようなことですけれども、その当時、もう現町長もやりたい、推進したい、副町長も答申の中ではやっていくべきだというようなことを言っておられるわけですから、これは、もう強い２人がタッグを組んだということですよ。

そして、町のドン・・、町と組んでどんどんとやればどんどん進んでいくんじゃないですかね。どうですかね、町長。もうちょっとペースを上げてやるべきじゃないですか。

いつも言っているように、やる時にはもうどんどんやると、スピードアップして。

最近町長はスピード違反をしたことはありますか。それと合せてどうですか、その点は。

○町長（齋藤文彦君）　質問がわからないけれど、スピード違反なんかはしたことはありませんよ。ただ、いろいろ水門等の話があるわけですけれども、私はこの一般質問で水門は必要であると答えているわけですけれども、津波対策検討会でいま地元の人といろいろ話し合っ

ているわけですね。その結果が出て、海岸管理者である静岡県の方と進めていくべきだと思っています。やっぱり水門と防潮堤というのは一対のもので、水門が10メートルで防潮堤が６メートルなんていうのはおかしいと思いますので、このようなことはやっぱり協議会の中でいろいろ皆さんに話し合ってもらって、それで町といろいろ話し合って県と方向性を決めていくということになると思います。

○５番（藤井　要君）　先ほどから強いタッグが組めたわけですよ、今回。ですから、町民をどんどん引っ張って、良い悪いは別として・・、どういう結果が出るかわかりませんけれども、町長と副町長がもう一緒の考えになったわけですからね、ここで。

ですから、どんと力を合せてやってくださいよ、それを期待しています。いつになるかわからない、検討、検討じゃあ本当にこれは私らも死んじゃいますよ、よろしくお願いします。

次に、２番目の災害時の遺体収容の関係ですけれども。これはまだ指定場所はないということですよね。その時になったら決めるということですけれども、町長、これは、国ですか。災害時の遺体収容所が課題ということで、６市町が未設定ということで、これは熱海、松崎、伊東市、西伊豆、下田とか静岡市があったんですけれども、本当にその時になったら考えるでいいんですかね、これは。

○町長（齋藤文彦君）　遺体収容マニュアルを設置してあるわけですから、それに則ってやるわけですけれども、災害によってどのようなことになるかわかりませんので、そこまで考えていないのが現状です。

詳しいことは担当課長の方からもちょっと話をしてもらいます。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　遺体収容マニュアルによりますと、先ほど町長が答弁しましたとおり寺院に許可を得たうえでそちらの方に遺体を安置するというようなことになっております。それでも当然被害が甚大になってくる場合には、収容しきれないことも考えられますので、その場合には、エアーテントを使うと。それでなおかつまだレベル２の津波なんかがくるような場合には当然その中では納まりきらないものですから、現存する公営の施設、公共の施設を使わざるを得ないのではないかというようなことを今現在考えております。

○５番（藤井　要君）　じゃあ、そういうようなことを県とかには答えているということですよね。それはじゃあ、そういうことで一歩譲りますけれども、あとは、よく農協さんなんかは、ＪＡさんなんかは例えば、棺とかいろいろな面、南伊豆なんかはそうだと思いますけれども、業者さんと協定して、そしてある程度確保しておいてくださいよとか、そういうこと

もやっているんですけれども、マニュアルの中にはそういうのも入っているのかな。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　施設・・、物品、棺ですとか、車、霊きゅう車での運搬ですとか、そちらの方につきましては、業者の方と契約を結んでおります。ただ、実際に数が多くなりますと、その分道路の関係ですとか、ほかの地区の被害の関係なんかもございますので、それが一時的に確保できるかというのは、ちょっとなかなか難しい問題ではないかなと考えております。

○総務課長（山本秀樹君）　小規模の場合というか、ある程度数が決まっている場合は、いま言ったような形で地元の業者さんと近隣の業者等に頼んでそういうものを用意するという形にはなっているわけですけれども、大災害等になれば、それは松崎町ばかりではなく近隣の市町も同じような状況になるわけで、そういう場合は、その支援を県を通じていろんな支援してくれる、できるほかの自治体等に協力を要請するというような形になっています。

松崎町では、Ｌ１では約1300人、Ｌ２では3100人の死者が出るというような想定もされていますけれども、一応そういうような状況になれば県を通じて支援できる市町への協力を要請していくというようなことになるかと思います。

○５番（藤井　要君）　しっかりと想定しながら図上・・、いろいろ訓練を重ねて迷惑がかからないようにやってもらいたいと思います。

それで、南海トラフ地震の関係で、直下型、東京とか、いま言われていますよね。そういう中で、私はいま高台と言いましたけれども、山を削って高台ということではないわけですけれども、最近では、鮎川の花畑の反対側にヘリポートという関係もありますけれども、私は、ヘリポートはちょっと反対なんですけれども、あそこは農業なら農業に使って・・、橋を渡らなきゃならない、例えば、仮設住宅を造ったとしても交通の便とかいろいろの面で不便じゃないかと私は思っているわけですよ。そして、私は考えていると、中川の方、例えば吉田の上あたりとか、船田の上あたり、船田から峰輪地区なんですけれどもね。あそこらへんとか、ＪＡ中川支店の反対側、あそこらへんもずっと田んぼがあるわけですけれども、５年10年先この田んぼのままで現状あるのかなと思うわけですよ。

そうした場合に、畑とかそういうのにした方がいいんじゃないか、そんなことも考えるわけですけれども、そうした中で、いまあれですよね。町内なんかも空き屋がどんどん、どんどん増えていく中で・・、そして、津波の関係・・、いつできるかまだわからないような状況の中で、それはもちろん先ほど町長の答えの中にもありましたけれども、インフラ整備にお金もかかるということもわかります。

ですから、将来的なそういうことを考えて、東京の方に直下型地震・・、松崎の・・、一緒に地震というか、災害があったらだめなんですけれども、そういう町有地を確保していく。そして、あの那賀川の土砂とかを埋めるとか、縦貫道のそういうのを埋めるような格好ができないものか。

それはいっぺんにはできないのはわかるんですけれども・・、そして、平時には・・、いった時に例えば民宿さんなんかに大学生がいま来ていますよね。そうした人たちをサッカーとか、そのくらいの大きさの・・、この前・・、いまＪ３になっている女子サッカー・・私は冒頭も思いましたけれども、あそこのグラウンドでは使えないということで断られましたけれども、そういう方法はできないか、平時には公園にしたり、そういうサッカー場にしたりとか・・、そして、またある時には、仮設住宅に広場ができるとか、そういうことを徐々に徐々に、今やらなければ・・、じゃあ、その時にやるといったって、いっぺんにはできないわけですから、そういうやっぱり10年先とかの構想もしながら、町長、やるべきじゃないかと私は思うんですよ。どんどん、どんどん人口が少なくなる。私は思うんですけれども、今の中川の道路・・、縦貫道が10年か15年後にできる。そして、東京、静岡の方にそれに乗っていく、そして、今の中川下田街道を充実して・・、今の明伏あたり、三聖苑とかそこらへんが私は中心になると考えているんですよ。いろいろな中で、じゃあ、中川ばかりがよければいいということじゃない。

だから、伏倉から岩科を通った道なんかもどうだということを思っているんですけれども、今回の問題はそういう土地を確保していろいろなことを考えられないか。１年２年じゃないけれども、そういう構想を練ってやることはできないか、町長、考えをお聞かせください。

○町長（齋藤文彦君）　非常にいい考えだなと思っています。私もいま浸水区域にある公共的な建物が建替えの時期になったら、やっぱり浸水区域外にいきたい、いかざるを得ないと思うわけですけれども、やっぱりそれには、最初議員が質問したとおり水門と防潮堤の話を進めていかなければならないなと思っています。

これが決まるとやっぱり浸水区域も変わってくるわけですから、そのようなことを進めていきたいなと考えています。

○５番（藤井　要君）　考えるだけじゃなくて、本当にやってくださいよ。町長。

町長には残された時間が12月までしかないのかもしれないけれど、今後のことはわかりませんけれども、お願いしますよ。本当に。

それから、先ほどの空き家対策の関係ですけれども、地域おこし協力隊があちこち回って空き家が何軒というのを把握しましたよね。その時に私も街中を回っていくと、先ほど言いましたように、ガス管、電気のそういう施設がもうなくなっていて、動物なんかが住む家になっていたりとか、周り、家の中からもみんな竹やぶになっていたりとか、そして、町にもありますね。武道館もこっちからのぞくと後ろの壁が抜けて、もう見えますよね。こういうのを災害の時に危険だと思いませんか。町長。

そして、町の中にもいま私はありますと言いましたけれども、名前は出しませんけれども、ありますよね、町長。ないとは言わせませんけれども、どうですか、町長。

○町長（齋藤文彦君）　空き家についてはいろいろな定義があって非常に難しいところがあるわけですけれども、定住を目的とした空き家調査というのは実施したことがありますけれども、倒壊の危険性があるかとか、そういうのはまだ把握していない状況で、これから県が音頭を取って空き家対策検討部会とか、特定空き家部会とか、空き家活動部会とかを立ち上げるそうですけれども、その中に入ってやっていくのが一番いいのかなと、いま担当者と話をしているところです。

詳しいところは担当の方から・・。

（藤井議員「時間がないからいいよ」と呼ぶ）

○５番（藤井　要君）　すみません。今回項目を入れすぎまして、時間がないからうわべだけになりますけれども、やっていきますので。

町長、これは15年９月頃ですよ、新しい法律ができたのが。そういう中で、例えば、東京の方に行っちゃって空き家になっちゃった。そして、いろいろ竹やぶになっているかなんだかわかりませんけれども。そういうふうになった時に、これは200㎡でしたか。そしてそのままのような時は、今度は税金も６倍に上がるとか、いろいろそういうようになっていますよね。

ですから、それは、町だって把握しなければならないと思いますし、先ほど町長が言いました。これはもう京都の方では始まっているところもありますけれども、行政が撤去しなさいよということもありますよね。

実際に、私は町の中を回って、これはもう絶対に人が住めないというのがありますよ。先ほど言った町のことで言えば児童館だってそうですよね。あれは、津波が来た、台風が来た、ぺしゃんこになったらどうなるんですか、ということがあると思いますよ。火災が発生して飛び火になった時には、あれはもう燃えるような状況ですから。

そういうのをやっぱり町長、見てもらって、撤去できるものは先延ばしにしないでやるべきじゃないかと思いますよ。そのことだけちょっと聞きまして次に入りますので。

○町長（齋藤文彦君）　先ほど申したとおり、空き家はいろいろ持ち主があったりして、いろいろ難しい問題がありまして、そう簡単に藤井議員が言うように簡単に進めないわけですけれども、いろいろ県の方でも音頭を取っていますので、それに合わせてやっていくしかないなと思っているところです。

○産業建設課長（高木和彦君）　参考に静岡県の状況をちょっとご説明させていただきます。まず、静岡県の方では行政的に勧告等をした実例はまだありません。同じ規模の町で空き家調査をやっているんですけれども、同じ例えば３万人の町で１件という報告があったりとか、隣の町では、同じ３万人でも200何十件とか、その基準がだいぶまちまちのところがあります。そこらはまたいろいろほかの市町の様子を見ながらこちらの対策の整備を図っていくことが重要かなと思っております。

○５番（藤井　要君）　いろいろ見方によって違いますけれども、これは絶対に住んでいないというのは、私が回った中でありますからね、町長。その武道館だってそうですよ。武道館は住んでいるの、でも、そういうところもありますので、本当に藪でタヌキがいるんじゃないかというところもありますので、またそれは把握してちゃんとやってくださいね。

次に、ごみ焼却の関係になりますけれども、先ほど町長にスピード違反をやったんじゃないですかと聞いたのは、町長がいつもスピード感をもってやっていくなんて言っていて、ばかに今回はもう新聞に出たりとか、ごみ焼却場・・、だから、スピード違反をやっちゃったのかななんてちょっと思ったんですよ。

ごみ焼却場、これは伊豆版ですけれども、伊豆新聞で、23年度供用を目指すということで、下田、南伊豆、松崎、これは西伊豆なんかも入っていなかったんですけれども、なんか抜けた経緯とか・・、時間は短めで、ちょっと今までの経過を合せて。

○生活環境課長（高橋良延君）　ごみ処理事業の広域化については、平成26年12月にごみ処理の事務レベルの勉強会を立ち上げました。その当時、西伊豆町も入って４市町で協議をスタートしたところですけれども、昨年８月に西伊豆町は抜けるよという形で正式にありました。特に明確な理由は伺っていないですけれども、新聞報道では施設がまだ新しいとかと書いてありましたけれども、私どもは西伊豆町から明確な理由は伺っておりません。

○５番（藤井　要君）　これは、例えば、まだ試算はできていないのかもしれませんけれども、現状と松崎・・、ちょっと課長の考えと数字的にあれですけれども、３年間位ですと、

いまごみ焼却場の関係、年間２億3千～4千万円ですか、そして、町民から収益的に上げるのが1300万円位なんてことも聞いていますけれども、それは確かなのかということと、規模が違いますけれども、これを解体するにはどれくらいの費用がかかるのか。そして、例えば、いま松崎が20トンですか、今度は３市町が入るということになるとだいたいどのくらいの・・、予想とだいたいどのくらいの費用がかかるのか。そして、現状でいくと、いま言った２億3千～4千万円、収益が1300万円位とか、そのようなことがありますけれども、町民に対してこれ以上の負担がかからないというようなあれがあるんですか。そこら辺をちょっとお願いします。

○生活環境課長（高橋良延君）　それでは、順に申し上げます。

まず、１点目が、実際のごみ処理がどれくらいかかっているかということがあったと思いますけれども、決算ベースで25年度から27年度で３か年平均で見ますと、年間約２億6千万円かかっております。それに係る処理手数料等の収入は年間約1300万円ということでございます。ですから、純粋に２億5千万円位が税金で賄われているということになるかと思います。

それから、ごみ処理施設の建設費の関係ということでありましたけれども、建設費については具体的に29年度で整備構想を策定する中で建設事業費も算出しますので、今の時点でそれがどれくらいかかるかということは明確には、はっきりとは申し上げられません。

それから、解体費用につきましては、これもやはり明確には積算したものはありませんけれども、平成13年度に旧清掃センターを解体した費用がありますけれども、かなり前になりますけれども、これは6300万円となっております。

また、最近でいきますと、三ケ日のごみ処理センターが40トン炉を解体した実績がありますけれども、これが9480万円位というような形で、これは実績で、そういったもので示されているところでございます。

それから、広域処理施設の処理能力はどのくらいになるかというのがあったと思います。いま松崎の処理能力は16トンです。ちなみに、下田、松崎、南伊豆を全部合計いたしますと処理能力が合計102トンということになります。ただ、広域の処理施設を整備するにあたっては、現在この102トンでは非常に稼働率が低いです。各市町過大になっているということです。ですから、102トンの処理能力よりかなり下がった処理能力で整備されるのではないかというようなことが想定されるところでございます。

実際に先ほど言いました概算事業費というのは、いまはっきりしたことは言えませんけれども、市町単独で行うよりは広域化で行う方がやはり先ほど言いましたように、効率化、稼

働率を今の全開で見込んだところでの処理能力で合わせられる。あるいは維持管理費とか、運転費、建設費ですね。それが安くあがるだろうというようなことでのメリットは明らかであるということで考えます。

○議長（稲葉昭宏君）　藤井君、時間延長しますか。

○５番（藤井　要君）　10分ほど延長できれば・・。

○議長（稲葉昭宏君）　規則で決まっていますから、５分延長を許可します。

○５番（藤井　要君）　この場合、雲見の方・・、先ほど言いましたけれども、かなり今までご迷惑をかけていたということで、これは伊豆新聞あたり・・、静岡新聞もそうなんでしょうけれども、23年度供用を目指すということですので、これからも雲見の方たちにご迷惑がかからないようにうまく進めてもらいたいなと・・、あとは、西伊豆との関係も後から入ってきたからだめですよなんていうことのないようにうまくやってくれるようにお願いしたいと思います。

それから、次に、斎場の関係、これはかなり・・、私は「松崎にどうですか」という話をしたが、町長は、今のところ計画はないよということですけれども、かなりお金もかかっていますよね。もちろん西伊豆の方がかかっているんですけれども、あと何年間位というか、直しながらやっているからまだまだ先のことでしょうけれども、広域化等も合せて何かうまい方法を、町長、考えていないですか。

先ほど言いましたように、西伊豆ばかりにおんぶにだっこ・・、おらっちは土地を探すのも関係ないよなんていうことじゃなくて、松崎にもってこいよと、そんな考えはないですかね。

○町長（齋藤文彦君）　今のところそういう考えは全然ありません。ただ、西伊豆町長とは斎場に関してはいろいろ話し合っていまして、どういうふうにしたら一番いいのだろうかというようなことを話し合っています。

○５番（藤井　要君）　じゃあ、まだまだ・・、ここに現在の火葬場の修繕費用等ということで、今のところ松崎町約600万円ですか、西伊豆町が700万円、これは年間ですと1300万円位かかっていると・・、そんなようなこともいろいろあるんですけれども、私もいろいろ中川の若い人たちと話すと、もしあれだったら、中川だっていいんじゃないかなんて・・、これは一部の人の関係ですけれども、そういうような・・、小杉原の方だとか、道路沿いですけれどもね。今のは煙も出ないとか、電気でやっちゃうよとか、そういうことも町民の中にはあるんですよ、意見としては。それはごく一部ですよ、全体に聞いているわけじゃないです

けれども。

ですから、もし西伊豆がまだまだというようなことがあれば、松崎町はこういうところがあるから、西伊豆町長、どうですかということだって可能じゃないかと、もし広域化の話が出ているんでしたら、どことということもありますけれども、ほかのところだって困っていると思うんですけれども、課長あたりがそういう情報がありましたら・・。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　西伊豆の担当の課長とも一応話はしております。ですけれど、今現在広域化というようなことは、西伊豆町との関係だけでして、ほかのところというのはちょっと今のところ私の方は耳にしておりません。

○５番（藤井　要君）　課長あたりで、課長同士で話すということになっていますけれども、あと何年位とか、そんな話も出てきますか、全然出てこないですか、そうですか。

これも長い話ですよね、町長、更新の話が出てから。ですから、先ほど言いましたように、もう煙も出ないよというようなことですから、もしあれでしたら、公園と一緒に作っても・・、木々を植えたりしてうまくやれば、そこのところでも・・、町の中にはよくありますよね。東京の方なんかはしょうがないという関係もありますけれども、道路を挟んで結婚式場があって、火葬場があるなんてこともあるわけですけれども、これは結婚式の時には協定で葬儀はやらないでくださいということになって・・、どこだかちょっと忘れましたけれども、そういうところもありますので、早く西伊豆町長と話をして町民を安心させてもらいたいなと思っております。

次に、ふるさと納税の関係ですけれども、3千万円もいかない・・、かたや３億円かたや10億円、これは物も少ない、先ほど言った伊勢海老もないということですけれども、なんかほかの方法というのは考えたことがありますか、どうですかね。

○町長（齋藤文彦君）　それは地域でも特産品がいろいろあるところとないところがいろいろあるわけですけれども。先日の土曜日ですか、農業祭がありまして、私も農業祭であいさつしたわけですけれども。その時に本当にかんきつ類、しいたけ、わさび、表彰されるのは松崎の人だけで、これをもうちょっとうまく活用できないのかなということを痛切に感じまして、やっぱり作っている事業者の人にもうちょっと集まってもらって、真剣に自分たちは顧客があるからだめですよと言わないで、本当にふるさと納税をうまく活用できるような形をもう一回態勢を整えて、松崎町らしいふるさと納税というのをやっていきたいなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君）　藤井君、時間がありませんから、総括を。

○５番（藤井　要君）　いろいろですね。時間がなくなってきましたけれども、やっぱりこれは来た方とかにアンケート調査をしたりとか、そういう手紙なんかでお願いしたりも・・、いましているかもしれませんけれども、時間の関係でちょっと触れられませんけれども、そういうこともやってもらいたいなと・・、もしやっていなかったらお願いしたいと思います。

それから、ちょっと飛ばしちゃいましたけれども、地域おこし協力隊、これは３月３日ということで、いま受付は終わったと思うんですけれども、これから面接ということですので、４つくらいの、ありましたよね。例えば木工とか、鉄砲撃ちでふるさとの周りを守るとか、そういうのをしっかりとやってもらいたいと思うし、あと、管理の方は１点聞きたいんですけれども、日報とか週報とか月報あたりで管理はやっているんですかね、課長。

○企画観光課長（山本　公君）　地域おこし協力隊については、今回４名の募集をしまして、現在６名募集がきています。それぞれの項目があるわけですけれども、それについて面接を行いまして、今後面接を行いまして、その本人のやる気あるいは町の考えをお伝えした中で採用をしていくということでございます。

現在管理の方ですけれども、当然日報を書いていただきまして日報を提出していただいたりとか、あるいは担当者が出向いて打合せをしたりとかということの中で業務の確認はしております。

○５番（藤井　要君）　最後になりますので、じゃあ、町長、先ほど冒頭言いました旧依田邸のこと、なかなか町長、具体的なことを言っていないので、あと１分の中で町長、具体的に一つでもこういうことをやりたいとか・・。本来だったら、例えば、松崎は今度予算が入っていますね。500万何某、管理というか。そして、運営の関係とかはどうなっているのか聞きたいですけれども、一つだけ町長、こういうことをおれはやりたいんだよというのをもちまして、私の時間がなくなりますので、お願いします。

○町長（齋藤文彦君）　何回も言っているわけですけれども、あそこは本当にものづくりひとづくりの原点になると思っていますので、あそこを本当に松崎の活性化の原点にしたいなと思っています。いろいろ私もアイディアがあるわけですけれども、これは委員会を立ち上げて、どういうふうな、松崎の考えはこうだよ。そして、委員会の皆さん、周りの人といろいろな意見を出し合って、このような形にしたいという、本当に町民の皆さんになるたけ早く目に見えるような形で示したいなと思っています。

○５番（藤井　要君）　じゃあ、そこもまだしっかりとした案が出ていませんけれども、町民

の目に見える形ではっきりと示してやってください。

そして、依田邸は、いま松崎小学校なんかでも劇なんかもやっていますけれども、そういう教育の場なんかも活用できると思いますけれども、時間がなくなった中で、教育長の声も聞きたいですので、教育長、なんかそういう依田邸を利用した教育の場づくりとか、一言だけお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　教育長、短めにやってください。

○教育長（佐藤勝徳君）　教育委員会としては、学校教育と社会教育の２つの分野でお話をさせていただきますが、旧依田邸の利活用については、学校教育としては総合的な学習という時間がございます。その中で歴史のことや実際に現場の見学等学習する機会ができると思います。

それから、社会教育の方としましては、ご存じのとおり新世紀まつざき三聖塾というのを実施しておりますので、その中で十分活用は可能だと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で藤井要君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

（午前１０時５６分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０５分）

---

◇　　長　嶋　精　一　君

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問を続けます。

通告順位２番、長嶋精一君。

（３番　長嶋精一君　登壇）

○３番（長嶋精一君）　松崎町は人口がどんどん減って、それに比例して税収も減っているという状態であります。そういう中で、この町を存続させていくためには、外から入って来るお金を増やすという算段をしなければいけないわけであります。その一つの方策としては、観光、農業、水産業、これらの一体推進をしなければいけないと私は思っております。

もう景色だけを売り物にするような観光では、観光地としては必要条件ではあるけれども、十分条件ではないと私は思っております。

観光地としての必要十分条件というのは、清潔で地元の食材を使った安くておいしい料理の提供、それと思いやりの精神をもったスタッフがたくさんいることだと私は思っております。

遠いけれども、あの松崎町のあの店に、あの宿に、あのおいしい料理を食べにもう一度行きたいと、スタッフがあたたかく迎えてくれる、そういうふうなお店と宿が増えて欲しいなと私は思っているわけであります。いまそれを実践している店は蔵らさんではないかと思います。蔵らさん中心に宿、飲食店、農業、水産業が幅広く広がっていくことを私は大いに期待しているわけであります。

次に、本日の私からの一般質問は大きく３つでございます。まず、１．山口雲見線について。この事業は10年位前からの案件であって、当初は宇治橋の老朽化からスタートしていると聞いています。相当期間が経過しているわけですが、現状を聞かせていただきたい。

それと、この山口雲見線は山口の地元の人たちだけではなくて、三浦地区の人たちの災害発生時の重要な交通を担っているわけであります。早期に進めるための問題点、解決方法を聞かせていただきたい。

次に、大きな２．田んぼを使った花畑についてでございます。この事業も平成12年から実施しているわけですが、マンネリ化しているのではないかという声が多く聞こえます。やろうじゃ会を中心として、あのかかしはユーモアと郷愁とペーソスを感じて、非常にいいと私はいいと思うわけですが、そのほかは全体としてパッとしていない。費用対効果はどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

２つ目、昨年の10月の小中高生によるマイドリーム2016年である生徒がれんげ畑にしたらどうかという提案がございました。非常に私は良い意見だと思います。どういうふうに考えますか。

次に、大きな３．福祉についてでございます。順天堂方面行きの直通バスの計画と高齢者の買い物支援策の進捗はどうなっているかということでございます。

私からの一般質問は以上３点でございます。よろしくお願いします。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　長嶋精一議員の一般質問にお答えします。

１．山口雲見線について。①「県代行事業である本事業は相当期間が経過している。現状はどうなっているか」についてです。

山口雲見線は老朽化した宇治橋を改良するとともに、山口区内の渋滞解消を目的に計画さ

れたもので、県代行事業として覚書を締結してから12年が経過しました。

ご承知のように老朽化した橋については、現在の状況を把握した上で補強するのか、若しくは完全に取り壊して新たに橋を架けるのかの比較検討など、河川管理者である土木事務所との協議が必要であるため、県道南伊豆松崎線への影響等についても調整を開始したところです。

②「本事業は地元のみならず、三浦地区の災害対策にもつながっている。早期に進める上での問題点とその解決策をどう考えているか」についてでございます。

この路線は三浦地区の災害対策にもなりますが、当面の間は国道136号が交通止めになった時、山口区内に与える影響を極力少なくするためにも重要な路線とも言えます。

区内の安全を守るため早期完成を目指してまいりましたが、用地交渉をしていく中で地権者の方と交渉がまとまらず、現在に至っています。

今後も、下田土木事務所や地域の方々と協力し、ご理解を得られるようにしてまいります。

２．田んぼをつかった花畑について。①「平成12年から実施している本事業は、マンネリ化が著しいという声を聞く。最近時の入場者数の推移、費用対効果はどうか」についてです。

那賀地区の「田んぼをつかった花畑」につきましては、議員もご承知のとおり、平成12年度から花の咲く町推進事業の一環として、農閑期の田んぼに６種類の花の種を播き、３月から５月のゴールデンウィークまで大規模な花畑として、情報発信し、誘客を図っているところでございます。

昨年は、33人の耕作者の皆様のご協力をいただき、約５万8千㎡、今年は28人で、６万2200㎡と、規模を拡大しております。

最近の来場者数につきましては、毎年６万人前後のお客様が訪れており、那賀川堤の桜とともに、町を代表する花のスポットとなっております。

この花畑には、松崎町観光協会や業者が出展し、商品を販売するとともに、ガラポン抽選会や「まっちー」との写真撮影会を実施しております。また一昨年からは、松崎町まちづくりやろうじゃ協議会によりリアルかかしも設置され好評を博しております。

田んぼをつかった花畑は、下田市の水仙、河津町の河津桜、南伊豆町の桜や菜の花とともに早春を告げる花の名所として、欠くことのできないもので、旅行雑誌やテレビなどでも大きく紹介され誘客につながっていることから、積極的にＰＲ、活用を図ってまいりたいと考

えております。

②「昨年の小中高生によるマイドリーム２０１６年発表会にて、レンゲ畑にしたらどうかという意見があった。良い案だと思うがどうか」についてでございます。

昨年、10月22日に開催された「松崎マイドリーム２０１６発表会」の高校生から、「花畑は全てレンゲ畑にしたら、赤いじゅうたんが敷いてあってきれいになり、その中で自由に子どもたちが遊べたらとても喜ぶと思います。」との発表がありました。

町では、平成14年度まで景観形成を目的として、農業委員会を通じて各地域にレンゲソウの種子を配布し、田んぼの所有者の方々に蒔いていただいておりました。

しかし、田起こし作業の時期が早くなり始め、レンゲソウが咲く前に田んぼにすき込んでしまったり、咲いても作業効率の面で、長期間置くことができないとの理由などから配布を中止いたしました。

確かに一面のレンゲ畑は里山らしい春の風景で岩科地区などはレンゲの花の咲く風景が似合うと思いますが、耕作者の皆さまのご協力も得なければなりませんので、レンゲ畑の創出が可能か相談してまいりたいと考えております。

３．福祉について。①「順天堂方面行きの直通バス計画と高齢者の買物支援策の進捗はどうか」についてです。

伊豆の国市内の総合病院への直通バスにつきましては、南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会において地域課題の一つに挙げられ、協議が重ねられているところでございます。

会議では、通院用の新規路線の運行は収支均衡の見込みが立たないことから、既存路線の延伸などの路線変更を行うことで乗換回数を軽減することや通院切符を作成することで利用者の利便性向上を図るべく、既存路線を運航する事業所との調整を行っているところでございます。なお、協議会では国の補助金を活用して平成29年度中の実施を目指しております。

次に高齢者をはじめとする交通弱者対策として町では福祉タクシー券の交付や乗り合いバスの寿乗車券の助成を行っておりますが、バス停まで遠隔地となる住民の足をどう確保するかが課題でございます。

去る１月19日に松崎町地域公共交通会議が開催された際に静岡運輸支局の専門官から現行制度における運用方法等についてご指導いただく機会もあり、今後も試験的な運行も含め、協議を重ねていく所存でございます。

以上でございます。

○３番（長嶋精一君）　一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○３番（長嶋精一君）　山口雲見線については、私も20年以上前に大雨災害の時にこの山口雲見線を石部方面から下へ下ったことがあります。その時、山口の方から登ってくる車もありまして、大変な立ち往生をした、にっちもさっちもいかなくなったという実体験があります。

町長からの説明もありましたけれども、忘れていけないことは、宇治橋の問題と、それと、あくまでも住民のための災害対策にあるということですね。それが10年以上・・、10年かかってまだ進んでいないということは、やはりこれはちょっと異常ではないかなと思うわけですよ。

それで、例えば、地権者の方々との合意が出てゴーとしても完成するにはまた相当な期間がかかるわけですね。

災害というのは、待ってくれないわけです。災害に合わせて我われはやるわけじゃないんですね。したがって、そこら辺を町長、もうちょっと真剣にやっているんでしょうけれども、解決策、そこら辺を聞かせていただきたい。

○町長（齋藤文彦君）　あの山口雲見線というのは、本当に136号線が交通止めになった場合、三浦方面からも南伊豆方面からも本当の防災道路として非常に重要な道路だと思っています。

また、僕も長嶋議員が言われるとおり通行止めになった時に、ぼくも車でひどい目に、運転がへただからひどい目にあった記憶があります。

最初スタートした当時は、本当に三浦同志会の方も協力していただき、地域の推進委員の方、皆さんが協力してうまく進んでいたわけですけれども、やっぱり最後の方になるとどうしても・・。非常に難しい言葉になるんですけれども、非常に難しい問題が起きてきてなかなか進まないところがございます。

詳しいことは課長がいろいろ苦労していますので、課長の方からちょっと話をしていただきます。

○産業建設課長（高木和彦君）　私が担当になりましてから町側の説明ですとか、調整が不足しているよというようなご指摘もいただいたことは事実でございます。そのような点があれば、今後そういうことについては十分注意して誠意をもった対応でご理解を得られるよう努力していくことが解決策かと思っておりますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

○３番（長嶋精一君）　交渉事というのは、当方・・、要するに、当局と相手側、これがお互いが誠心誠意、虚心坦懐にする必要があるわけです。これは当然のことだと思いますね。そして、何よりも大切なことは、お互いが信頼関係があると、信頼関係がなければ、物事は成就しません、交渉事は決裂します。

私がここで言いたいことは、担当課長あるいは係員の方々も相当入れ替わっております。建設課長がいま発表されたわけですけれども、一つその信頼関係が結ばれるようにしっかりと交渉をしていただきたいと私は思います。

いま建設課の方では、いろいろ今まで積み重なっていた道路だとか、橋の工事だとかがいまここで着手しております。その大変さというのは理解はできます。そこら辺でこの山口雲見線についても反省するべきところは反省して、物事がスムーズに進むように、それが災害対策になるんだというような気持ちでやっていただきたいと思います。誠心誠意やれば、嘘がなければ、誠心誠意やれば、わかる人はわかると思います。そういうことで、一つ担当課長、がんばってください。

○町長（齋藤文彦君）　本当にこの道の重要性というのは皆さんわかっているわけで、本当にこの道ができたらどれだけ助かるかというのがあるわけですけれども、なかなかいま暗礁に乗り上げているような感じですので、本当に長嶋議員が言うように心を開いてうまく交渉が進んでいけばいいなと思うところでございます。

○３番（長嶋精一君）　次に、田んぼを使った花畑でございますが、花に魅せられて訪れる人たちの心というのは、要望というのは、たくさんのその６種類も７種類の花を見て素晴らしいなと思うんじゃなくて、１種類の花がダイナミックに咲き誇っているという風情を味わいたいんじゃないでしょうかと僕は考えます。例で言いますと、北海道美瑛のラベンダー、千葉のマザー牧場の菜の花、ハウステンボスのチューリップ、そのほかたくさん遠くであるわけですけれども、近くは、町長も言いました河津桜、それと水仙、あじさい、これらはやっぱり１種類の花が咲き誇っているわけですね。

それで、小中高校生はマイドリーム2016年でレンゲ畑がよいのではないかと言いました。それで、私もずっともうかなり前からどうしてレンゲ畑にしないのかなという考えをずっともっていたんですね。

それで、参考までに言いますけれども、平成22年７月17日、７年前の静岡新聞、これに静岡県農林技術研究所の専門の稲垣さんという人が投書してありました。レンゲについてですね。だから、私は、ずっと前から思っていたということです。その新聞は、ファイルしてあ

ったんですけれども、参考にしてください、ちょっと発表させてもらいます。

レンゲの機能、１、コモリグモを保全するということ、コモリグモは水田や畔を歩き回って害虫をつかまえる天敵である。県農林技術研究所の調査によるとレンゲに覆われた田んぼはコモリグモが冬を越すのに適した環境となっており、レンゲを栽培することによって多くのコモリグモが維持される。また、農林水産省によるとコモリグモは農業に有用な生物多様性の中でも農業の役に立つ重要な生物の一つと考えられている。２、最近はミツバチの減少が問題となっているけれども、レンゲはミツバチの密源としても優れている。レンゲは花粉を運ぶミツバチ以外の虫に密を奪われないように下の花びらを閉じている。そして、ミツバチだけがレンゲの花を押し下げて密を吸うことができる。３、更にレンゲの活用は田植え前の水田だけに留まらない。咲き終わったレンゲは地面で分解する時に有機酸を出して雑草の発生を抑える効果もある。そのため、遊休水田の雑草対策としてもレンゲは利用価値がある。というふうに静岡県農林技術研究所の専門の方が言っております。

もし私が松崎小学校の生徒ならば、放課後一面に広がったレンゲ畑にかばんを放り出して大の字になって大空を眺めたいなと私は思います。

町長、町長もおそらくそういうイメージがあるんじゃないでしょうか。この県の農林技術研究所の方の意見とレンゲ畑で大の字になりたいということを町長、どのように思いますか。率直に応えてください。

○町長（齋藤文彦君）　私もレンゲは大好きで、その点に関しては長嶋議員と本当に意見が一緒のわけでございます。

私は、岩科というのは本当に文部省唱歌の歌が似合うような場所で、本当に岩科というのはレンゲが似合う所だなと思いまして、私は、この壇上で答えたことがあるわけですけれども、役場を将棋盤に例えて、役場を王将にして、飛車角・・、飛車を那賀の花畑、角を岩科のレンゲ畑にしたらどうだろうというようなことを言いまして、レンゲの種を皆さんに配ったことがあります。

だけど、壇上で申したとおり、田植えの時期がみんな早くなってきまして、みんな連休前におない込んでしまうような状態で、断念したところがあるわけですけれども、私はあのレンゲと今度幼稚園ができるわけですけれども、ぜひ幼稚園の皆さんにはレンゲ畑で本当に松崎らしく遊んでもらいたいなという思いが強いので、そういうことができたらいいなと思います。

田んぼ、畑を持っている人たちが協力してくれなければなかなかできませんので、ぜひそ

ういうことをやっていきたいなと思うところでございます。

○３番（長嶋精一君）　町長、私は岩科のことを言っているんじゃなくて、大規模花畑のことを、数種類じゃなくてレンゲにしたらどうですかと、そういうふうに学術的に研究している人の意見をいいながら、言っているわけですね。

それで、専門的なことについては、企画観光課長、どうですか。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほど花は１種類の花にしたらどうかというようなお話がありました。あじさいですとか、水仙ですとか、田んぼを使った花畑については、一応３月の上旬から５月の連休までということの中で、長い期間いろんな花で楽しんでいただこうということで始まっているものでございますので、田んぼを使った花畑については、いろんな雑誌、テレビ、ラジオ等々で取り上げられていて、先ほど町長の方からありましたけれども、河津桜ですとか、南伊豆の菜の花ですとか、桜ですとか、それに次ぐ大きなものということで認識はされておりますので、引き続きそういった形、レンゲについては、先ほど町長は岩科の方というようなお話もありましたけれども、そんな形で進めているところでございます。

○町長（齋藤文彦君）　ちょっと私の考えがずれたのかなと思うわけですけれども、私は、那賀の花畑は花畑で、それで、岩科の方は岩科のレンゲ畑をやりたいなと思っているところでございます。

○３番（長嶋精一君）　レンゲをやった場合、岩科ではなくて那賀のところですね。今までかかっていた費用というのは700万円位ですね。もしレンゲを投入するとしたならば、だいたいくらになるか。

○企画観光課長（山本　公君）　いま種の値段が、レンゲがいくらかというのはちょっといま手元にありませんので、ちょっと申し上げられませんけれども、この690万円、700万円近くの金額の中には当然耕うんするお金ですとか、あるいは交通整理のお金ですとか、それら諸々を含んでいるものになります。原材料でいきますと、350万円位ということで、その中で種を買ったり、増量剤を買ったり、肥料を買ったりということの中で材料ということで充てていますので、レンゲを買う場合については、当然それより安くなるということにはなるかと思います。

○３番（長嶋精一君）　これはあとで結構ですから、だいたいその原材料費がどのくらいなのかというのを教えてください。あとで、この会でじゃなくても結構ですから。

それと、この田んぼを使った花畑は、確かに大きな宣伝になっているんでしょうけれど

も、わが町にとってどれだけ・・、現実的なことを言いますと、お金が落ちているかということは、これは避けて通れないことだと思うんですよね、お金を使っているわけだから。

私は、例えば、土産物を売ったり、いろいろあるんだけれども、それが少なすぎると私は思います。だから、例えば農道を使ったり、飲食ですね。あるいは土産物販売、農道を使ったり、畑の一角をそれに投じてやったりということは考えられないのか。その点はどうですか。課長。

○企画観光課長（山本　公君）　当然花畑を作ってそのままでいいということではなくて、観光協会へも売店を出店していただいて、その中で販売をしているという実績がございます。合せて出店の協力要請をして出店をしていただいている業者さんもありますけれども、その中で昨年は70万円余りの販売、これはずっと通しての日数ではありませんので、一番花の時期にあっているですとか、そういった時に出て70万円の売上があると・・。合せて金額的には当然はじけないわけですけれども、周りのお店、コンビニエンスストアあるいは農産物の直売所ですとか、あるいは食堂ですとか、そういったものの利用が当然出ているということは、時期になれば混み具合を見ていただいておわかりいただけるかと思いますし、また、合せて宿泊等に繋がっている部分もございますので、当然ながらやっていることの意味というか、経済効果というのはあるものということで認識をしているところでございます。

なお、昨年実績につきましても６月の議会においてご説明をさせていただいておりますけれども、42日間で６万人余りの来場者があると、１日に均しますと1400人の来場者があるということでございますので、それらの皆さんが何もない時、何もない場合に比べて当然それに向かって来ているということですので、それなりの効果はあると認識しております。

○町長（齋藤文彦君）　私はずっと考えるわけですけれども、本当に松崎があれだけの舞台を作ったわけですから、町民の皆さんがもうちょっと協力態勢をして、この舞台で踊ってやろうというような人がたくさん出てくればいいかなとずっと思っています。やろうじゃ協議会はかかしを作って本当に喜ばれたわけですけれども、ああいう人たちがたくさん出て、あの舞台を使って本当に松崎を活性化させるための一場面にして欲しいなとずっと思っています。

そして、あの花畑はいろいろ文句を言われる人が多いわけですけれども、あそこは本当は松崎の顔になっていまして、どの写真を見ても必ず松崎の紹介にはあの花畑が出ています。

台湾に行った時もあの花畑の写真が出るとみんな「おー」っというような感じになりますし、本当に費用対効果等いろいろ数字では出ませんけれども、あれは松崎町にとって本当の

財産になると思っていますので、本当に先ほど申したように、松崎の町民の皆さんがあそこをうまく利用してもっと稼ぐような方法を考えて欲しいなと痛切に感じる次第です。

○３番（長嶋精一君）　私は、冒頭、松崎町は税収はどんどん減っているということを言いました。そういう余裕のない町ですからね。やっぱり何が何でも儲けようということじゃなくて、やっぱり投下した資本というものは、やはりそれぞれ町の事業者に波及してもらいたいと。ですから、それなりの効果があったでしょうなんて言われても困るわけですよ。もっともっと精緻に把握をしてもらいたい。

それと、お客さんの声は、もっと地元の地場産品のお土産物を売っているところはないのかとか、あるいはもっと食事処はないのかという声があるわけですよ。だから、非常にもったいない話だと思いますので、町としても環境を整えるということと、こういうところに出店してくださいと言うことと、それと、一件一件出店したらどうですかということをぜひ督促をして、やってもらいたいと思います。

松崎の町民はなかなか協力はしてこないなんて町長は言っていますけれども、やっぱり声をかけてやってください。町長、いかがですか。

○町長（齋藤文彦君）　本当に商工会と観光協会が松崎元気印の両輪ですから、本当に商工会と観光協会がもうちょっとあの場を利用して、河津の河津桜を見ればわかるように、もうちょっと元気になっていければいいなと思います。

その点に役場の方ももうちょっと力を注がなければいかんなということを感じています。

○企画観光課長（山本　公君）　お店の出店の関係につきましては、直接出てこられる業者さんもありますし、観光協会の方に委託をして、観光協会が委託販売という形の中で松崎の物産を取り扱って販売していることもあるわけですけれども、そこの中で物産が販売されていないということではないと思います。ただ、できるだけ多く声をかけてそういったものに協力をしていただくということが必要かと思いますし、また、食事ですとか、お土産物屋ですとかというお話がありましたけれども、役場の職員とか、観光協会の関連するものが行っているわけですので、その中で丁寧にご案内をさせていただいているという状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○３番（長嶋精一君）　田んぼを使った花畑は以上にしますけれども、とにかくお客さんは何かを、土産物売り場とか食事処が欲しいと言っているわけですから、それに応えないというのは非常にもったいない話だなと私は思います。観光協会に全て任せるなんてことは言語道断だと思います、答弁はいいです。任せるということのないようにやっぱりやっていただき

たいと思います。

次に、福祉についてですけれども、私は、これは何回もこの場で照会をしております。私の知り合いの人が東京、都会の方から30年前にこちらに、松崎町に移ってきて、言った言葉ですけれどもね。この町は、車の運転ができなくなると、買物に行けなくなる、病院にも行けなくなる。したがって、このまま変わらないでいたら数年後には都会に戻りたいというふうなことを切実に言うわけですよ。

それで、町長は昨年、28年の施政方針の中で、政治の要諦として紹介しました。孔子の言葉ですね、「近くにいる民が喜び幸せであるとすると、遠くにいる民もそれを聞いて集まってくる」と言いました。素晴らしい言葉だと思います。

しかし、現実はどうでしょうか、人口はどんどん減っている。それと、都会から移って来た人が年を取ると非常に不安だということを現実的に言っているわけですね。それをやはり解決していかないと、どんな美しい言葉を並べようとも、私は人口減少の歯止めがかからないと思うんです。私はね、総花的にこれもやる、あれもやる、これもやって、これもやるというのを絵に描いたようなことは大嫌いです。１点ブスッとやると・・、それで弾みをつけていくという形じゃないとなかなか・・、会社経営もそうでしょうけれども、そういうことだと思います。

私は議員になってから順天堂の直通バス、それと買物支援策については質問をしております。もうここら辺で、いま検討しているだとか、熱海でいい形でやっているので、それを参考にということではなくて、踏み出していただきたいと思いますけれども、町長、いかがですか。

○町長（齋藤文彦君）　順天堂行バスに関しては、もう結構煮詰まってきていまして、実は、東海バスの方と伊豆箱根バスにいろいろ案を出していただきまして、それによると、東海バスの案は、現在修善寺駅終点の便を順天堂終点に延ばす。運行バスを中型にすることで伊豆市役所前の赤十字病院、伊豆の国市の矢田眼科を経由して順天堂まで行く便というのが東海バスから来ています。伊豆箱根交通案というのは、現在伊豆修善寺終点の便の回送便を活用し、修善寺順天堂便、これは途中停留なしで行く案、それぞれ出ているわけですけれども、やっぱり２つの東海バスと伊豆箱根交通案が出ているわけですけれども、やっぱり民間業者の利益に絡む話なので、官からいつまでと期限を区切るということができませんので、協議が整い次第運行開始となるような形になっているわけですけれども、これは粘り強く交渉していきたいなと思っています。

そして、もう一つの町内を回るようなバスですけれども、私もいろいろなところに行きますと本当に外国なんかで無料で市内を回っているバスなんかに乗ることがあって、非常にいいなと思うわけですけれども、松崎町でそれをやるのは非常に無理なわけですけれども、いま考えているのは、乗合バス若しくは市町村福祉輸送を想定しています。乗合バスというのは東海バスで、市町村福祉輸送というのは、もう一つ松崎に業者がありますので、この人に話をかけて、バス業者で協議を行って、可能な運行計画、必要経費について提案を依頼したいと・・、その提案があり次第いろいろ考えてみたいなと思っています。

２つの、乗合バスの方はそんなに難しい問題ではないと思うわけですけれども、この順天堂に行くバスの方はなかなかやっぱり企業間でのいろいろなことがありますので、非常に難しいのかなと思いますけれども、これは絶対必要だと思っていますので、進めていきたいなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君）　長嶋君、ちょっと企画観光課の方から・・。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほどの花畑の関係で、答弁はいいよというようなお話でしたけれども、観光協会に全てをお願いしているわけではなくて、町の方も当然出向いてチラシなりパンフレットなりを配って、お客さんの対応をしているということですので、観光協会に全部委任をしているということではないということでご理解いただければと思います。

（長嶋議員「了解しました」と呼ぶ）

○３番（長嶋精一君）　福祉について、この町のパンフレットがあるんですけれども、交通弱者あるいは買物弱者ということで国、県もいって町もそれに従っているわけですけれども、私は理屈を言うんじゃないけれども、弱者という言葉は嫌いなんですね。あたかも上から下を見下ろすような、そういうことではいけないと思うんです。やっぱりそういう人たちを支援しようという、その言葉というものが大事だと思うんですよね。

それで、東海バスさんの支配人さんとも話をしたことがあるんですけれども、できたら直通で行きたいというようなことを言っているわけですね。伊豆箱根さんの方は路線の関係で取得権の関係があるわけですよ。そういうことを言っているわけですね、民間同士で。

私は、どっちでもいいから早くやってくれませんかということを言っているわけですよ。それがお客さんのニーズなんですね。ニーズに叶えられないようなところは、私はだんだん、だんだん大変になってくるんじゃないかなと思います。だから、そういう点も公共交通機関の会議があると聞いていますけれども、その会の利益が相反する人たちが集まっているもので、一向に解決しないと私はみているんですよ。そこら辺も形骸化しないように、もう

ちょっとしっかりとした体制を、会を作ってもらいたいなと思います。

そこで、松崎町の地域公共交通会議というんですか、１月にやった・・。そこら辺もちょっと見直す必要があるんじゃないかなと私は思います。

それと、どうしても民間企業の利益のために、利益相反のためにできない、時間ばかりかかるということであるならば、第三の道ということは考えられないですか。町長。

○町長（齋藤文彦君）　いま順天堂病院に関しては、それが話が進んでいるわけですから、これがどういう決着をみるか、なるたけ早くぼくらの方も決着してもらいたいなと、こっちからも希望を出してやっていきたいなと思っているところです。

○健康福祉課長（馬場順三君）　議員がご指摘のございました交通の関係につきましては、実は、昨年になりますけれども、臨時福祉給付金の申請に合わせましたアンケート調査というのを実施しています。これは、65歳以上の方を対象に徴集しましたアンケートを実施したわけでございますけれども、800枚ほどアンケートを送付しまして、465枚回収しています。回収率58パーセントでございますけれども、この中でいろいろ交通につきましてご質問をしたわけでございますけれども、先ほどの直通バスの運行につきましては、利用したい、あるいは条件によって利用したいと回答された方が合計で66パーセントほどございまして、多くの方がこれに関心があるという形になっております。

それから、もう１点、町内での循環につきましては、できればそういったジャンボタクシー的なものなりの循環があれば利用したいという方が、これもやはり６割近くあったものですから、こういった声に応える関係で、できれば平成29年度中には巡回バスについては試験的な運行ができるように手続きを進めていきたい。

それから、順天堂行きの直通バスについては、先ほど来、町長がおっしゃられているように29年度中に交通審議会の方で一定の方向を出すということで、現在進められているところでございます。

○３番（長嶋精一君）　この直通バスについては、昨年の静岡新聞だったと思うんですけれども、伊豆新聞だったか・・、いずれにしろ、29年の４月頃から開始されるようなことが書いてあったような記憶がございます。それはともかくとして、ぜひこう着状態になるのであれば、一つの独自の案というものを・・、ほかの市町でこういうことをやっているから、これはやっていないからというんじゃなくて、松崎町独自のやり方というものがあると思いますから、それらを策として出していただきたいと思います。

それと、ぼくの言っている福祉というのは、あくまでも無料ではないんです。何でも無料

にしてしまったら若い人たちにツケを回してしまうことになるんですよ。利用するご老人も無料にして欲しいとは言っていないんです。それなりの費用はかかっていいから、そういう便利な交通手段をつくってもらいたいと言っているわけですね。

それで、私は、町の方から提案をしてもらいたいんですけれども、健康福祉課とも相談をしまして、私は一つの案があるんですけれども、それは、町が、例えば、バス、マイクロバス、使っていないようなバスを・・、要するに所有しているバスですね。それを使って、運転手さんだとか、メンテナンスだとか、いろんな様々な保険等は事業者に任せて、それで乗合バスということじゃなくて、貸切バスというふうな形態で法を乗り越えられないかと私は思うんですよ、貸切バス。要するに、毎週月曜日と木曜日に行きますと、行かれる方は何人ですかというふうに全部募るわけですね。もう確定するわけです、乗っていく人数を。

それで、順天堂だとか、がんセンターだとか、市立病院だとか、西島病院だとか、そこら辺を回っていくというようなことは、ぼくは貸切バスという範中ならばできると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　過日、静岡の運輸支局の方と打合せをする機会がございまして、自治体がいわゆる貸切バスといいますか、通常のバスのような運行ができる形態は「どういったものがあるかということで確認をしてございます。その際には、道路運送法という法律がございまして、その中にいくつか規定がございます。例えば、公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合ですとか、あるいは一般旅客自動車運送業者等によることが困難な場合、こういった場合については、町の方でそういったバス等の運行ができますよという形が明記されています。

貸切バスにするのかどうかということもございますけれども、それも含めまして今後また陸運事務所の方とは継続して打合せをしていくところでございますので、そういったことも合せてまた調整していきたいと考えております。

○３番（長嶋精一君）　一つの方法として、町でそういうようなことを前面的に打ち出すと・・、東海バスとか伊豆箱根鉄道の方もうかうかしていられなくなるんですよ。じゃあ、おらのところもやろうかということになりかねないものですから、一つ戦術として、あるいは実際問題困っている人もいるんだから、そういうことでやってみようじゃないかということをぜひ打ち出していただきたいと思います。

町長、よろしくお願いします。

○町長（齋藤文彦君）　いろいろな方法があると思いますので、町としてできることをいろい

ろ模索していきたいなと思っています。こんなことを言うとまたあれですけれども、最終的には町がもっと自己責任は誰だと、のようなことができて、非常に問題で苦しむわけですけれども、そのようなことを考えながらやっていきたいなと思っています。

これから本当に年寄りの方が増えるわけですけれども、歳をとるということは非常にいいことで、本当に松崎町においては四十、五十は洟垂れ小僧で、六十、七十が働き盛りだと思いますので、この人たちが懸命に働くためにもこのようなことが必要だと思いますので、いまいろいろ課長とも話した中で、松崎町の方向性が見えてきていると思いますので、やっていきたいなと思っています。

○３番（長嶋精一君）　最後にします。いま町長が、最後の、自己責任ということを言いましたけれども、町が責任を取るということではなくて、責任というか、事業者だとかそういった人たちにやってもらって、保険も払ってもらってということをお互いに役割分担があるわけですから、そこら辺はリスク分散しながらやっていくということ。

最終的に住民が、喜ぶ住民がいればいいという、増えればいいということですよ、そういうふうに思います。

私の質問は以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で長嶋精一君の一般質問は終わります。

午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５２分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

◇　　渡　辺　文　彦　君

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問を続けます。

通告順位３番、渡辺文彦君。

（２番　渡辺文彦君　登壇）

○２番（渡辺文彦君）　通告に従いまして、壇上より一般質問をいたしたいと思います。

この度、私は２点について質問をいたします。まず、１点目は、平成29年度当初予算編成にあたり町長の編成方針についてであります。

町長は、広報まつざきにて、平成29年度の予算編成をするにあたり、高齢者が活躍できるまちづくりを目指すという方向性が示されています。

当町において高齢化率は42パーセントを超え、町民の半数近くが65歳以上という状況を鑑みれば、高齢者にがんばってもらわなくては町の持続、運営は困難な状況にあると言わざるを得ないでしょう。

しかし、町の持続性はいくら高齢者ががんばっても維持できることではありません。当然のことながら、次世代を担う若い世代が再生産されて町の維持は確保されるのであります。

人口の自然減は出生数が死亡数を下回る時におこり、自然減に補うに足りる人口の社会増がなくては町の人の数は減り続けます。当町においても少子高齢化が進み、人口減少を招いております。今年に入り、既に7千人を割り込みました。こうした状況のもと、高齢者に何を期待するのか、町長のビジョンが見えてきません。高齢者の活躍できる町が町の将来にどのように関わるのかお尋ねしたいと思います。

２点目は、現在町が進めている諸施策に対しまして、その成果及び課題について４点ほど伺いたいと思います。平成27年度地方総合版総合戦略が策定されるなど、地域活性化に向けたいくつかの施策が講じられております。これらの施策を進めるにあたり、ＫＰＩ指標を設け、ＰＤＣＡサイクルで運用するということがよく語られております。

私が今回触れる４つの施策についてチェックの部分、ＰＤＣＡの「Ｃ」の部分であります。チェックの部分について触れ、その成果及び課題について検討し、「Ａ」でありますアクション、改善にどのような方向があるのかを尋ねてみたいと思います。

４点の施策については、通告でお示ししたとおりであります。

以上をもって、私の壇上からの質問は終わらせていただきます。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　渡辺文彦議員の一般質問にお答えします。

１．平成29年度予算編成の方針について。①「広報まつざき（平成29年2月号）にて、町長は、平成29年度予算に触れ、高齢者の活躍するまちづくりを展望しているが、この方向性で町の持続性は確保されると考えているのか」についてです。

平成29年度予算編成にあたっては、行財政運営の合理化に努めつつ、地方版総合戦略を本格的に推進し、自立に向けた魅力あるまちづくりを積極的に展開するとし、その重点施策として、①平成の花とロマンのふる里づくりの推進、②人口減少対策の推進、③防災減災対策の推進、④子育て・健康長寿・安心社会の推進を、松崎版４本の矢として掲げ、進めていく

ことにしています。

これらを実現していくためには、施政方針でも申し上げた通り、町民の皆様の参加・協力が必要不可欠であり、その参加・協力が多ければ多いほど、実現の可能性は高くなります。

松崎町の高齢化率も40パーセントを超え、これからもその割合は増加していくものと思いますが、半数近い高齢者を含む住民の皆様が健康であれば、より多くの方がいつまでも現役で活躍し、まちづくりへ参加、また協力いただけることになり、町再生の実現に向けて、その活力は大きな推進力になると考えています。

そのためには、住民の健康度を上げることが大切であり、検診の受診率向上がそれにつながることから、これからも受診率向上に向けた啓発を続けてまいります。

②「この方針は、町の総合戦略・人口ビジョンにどのように反映されるのか」についてです。

総合戦略では、環境・文化の循環、ひと・経済の循環、子育て・教育の循環、健康長寿・安心社会の循環を回して、人口減少・少子高齢化社会に対応するまちづくりを進めることとしております。

特に健康長寿・安心社会の循環では、私が広報で記載したとおり、生涯現役のライフスタイルの実現を目指すために、食・運動の健康機能向上の取り組みや社会参加の機会の創出、松崎版ＣＣＲＣの推進を図る事業を上げております。

平成29年度においては、松崎版クアオルト（健康温泉保養地）整備の取り組みとして、月いちノルディックウォーク事業や「日本で最も美しい村」連合加盟の長野県木曽町や企業サポーターである富士ゼロックス株式会社と連携したシニアインターンシップの取り組みを進めていくこととしております。

また、「道の駅」花の三聖苑のかじかの湯のボランティアや「高齢者の生きがい・働き場づくり」を掲げ頑張っている「蔵ら」さんなどのようにまちづくり関わっていただいている皆さまも多いことから、今後もいきいきと元気に活躍できますよう、支援してまいりたいと考えております。

２．町の現在の諸施策の成果と課題について。①「農地利用最適化推進委員が設置され約１年になるが、これまでの活動の成果と課題をいかに捉えているか」についてです。

制度発足時にはどのように活動するか、どの市町も困惑したところですが、平成28年８月開催の農業委員会から２部構成とし、農業委員・最適化推進委員共に活動に必要な知識の習得を目的に農業振興公社、賀茂農林などによる研修会を実施するとともに、平成29年１月か

らは、「松崎町の農業を考える」をテーマに問題点の洗い出しや、それらについてどのように解決するかを話しあっているところです。

また、最適化推進委員設置の最大の目的の一つに耕作放棄地の発生防止、解消がありますが、委員のご尽力により耕作放棄になる農地を他の方に斡旋したケースもでておりますし、耕作放棄地が増加した地区の農地を集約化する取り組みも始めました。

なお、今後の課題としては、新たな担い手に土地を提供できる体制づくりや、住宅として利用できる空き家の確保も必要かと思われます。

②「桜葉振興についた千万円の予算の活用と、その成果はどのようなものか」についてです。

町の特産品である桜葉の振興を図るため、過疎地域等自立活性化推進事業を活用した、香りの食文化創成事業を６月定例会において補正予算措置をいたしました。

本事業では、生産、流通、販売の３つの分野で、事業に取り組んでおり、生産分野ではオオシマザクラの播種や栽培技術の向上を図るための研修、安心・安全の品質確保のための残留農薬等検査などを行っております。

また、流通分野では、ポスターや日本語、英語、ラテン語のリーフレット、ホームページの作成、桜葉に関するニーズ調査を実施しております。

販売分野では、桜葉の用途開発と食材としての認知度を向上させる取り組みとして全国に向けた桜葉料理コンテストや桜葉を使った新たな土産の可能性を探るための桜葉スイーツ試作品事業、掛川市と連携した「さくら香るお茶」のＰＲや企業と連携した化粧品開発に向けた協議などを重ねているところでございます。

なお、桜葉料理コンテストにつきましては、北は北海道から南は福岡県まで、料理部門で62件、スイーツ部門で38件、計100件の応募をいただき、去る３月５日に料理マスターズ北沢シェフを審査委員長に関係者で審査を行い、最優秀賞ほか入賞作品を部門ごと７点を決定させていただいたところでございます。

今後、入賞作品につきましては、レシピ集にまとめ、多くの皆さまに活用していただくこととしております。

桜葉は、「日本で最も美しい村」連合加盟の地域資源でもありますので、伊豆松崎町桜葉振興会と連携を一層強固に、振興を図ってまいりたいと考えております。

③「平成28年度補正予算（第２号）において美食のまち創生事業業務委託として、約700万円の計上があるが、その実績、今後の方向性はどのようなものか」についてです。

美食のまち創生事業につきましては、農林水産省が平成22年度に制定した「料理人顕彰制度」により選定された一流シェフの力をお借りし、松崎町の食材をいかした食のイベントを開催することにより、町の食材の魅力を発信するとともに、生産者と利用者をつなぐこと、地元から料理人を輩出するための人材育成を目的として計画したものでございます。

町では、本事業実施にあたり、地方創生推進交付金での事業採択を得るべく国に申請をいたしておりましたが、残念ながら不採択となりましたので、「美食のまち創生事業業務委託」としての執行ができなくなり、本定例会の補正予算において減額補正をさせていただいているところでございます。

なお、総合戦略において地域食材を活用した誘客対策も掲げてあることから、平成29年度において美食のまち創生事業で、「シェフズキッチンｉｎ松崎町」を開催するべく予算計上したところです。

④「総合戦略において交流拠点整備事業（シェアオフィス整備＝松崎起業学舎）が示されているが、計画どおり機能しているか。また、その成果はどのようなものか」についてです。

総合戦略では、交流拠点整備事業（シェアオフィス整備）として、町内の空き家を活用し、首都圏をはじめとする町外企業のサテライトオフィス誘致や起業者を呼び込むため、「日本で最も美しい村」連合のサポーター企業や大学、金融機関と連携し交流拠点の整備を進めることになっております。

町では、平成27年度に「日本で最も美しい村」連合加盟企業である富士ゼロックス株式会社と連携し、国の地方創生先行型交付金で、町の中心部にある空き店舗を改修し、まちづくりの交流拠点や外部人材にワーキングスペースとして活用するためのシェアオフィスとして整備いたしました。また、本年度、公衆無線ＬＡＮ・Ｗｉ‐Ｆｉやテレビ会議システムなどの情報通信システムも整備されたことから、７月に「ふれあいとーふや。」としてオープンいたしました。

施設では、これまで大学と連携した常葉大学の防災講座や静岡大学のフィールドワーク・公開シンポジウムや企業と連携したコニカミノルタの研修などに活用するほか、地域おこし協力隊による青パパイヤの活動やＤＩＹ講座などのまちづくり活動が行われ、地域の交流拠点としての役割を果たしております。

また、富士ゼロックス株式会社とは、９月12日～14日にかけ、企業退職者が地方と都市の二地域に居住しながら、企業で培った経験と知識・技術を、地方自治体や企業で活かす、新

しい働き方であるシニアインターンシップのトライアルを行ったところでございます。

なお、本定例会に松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を上程しており、創業活動や団体活動を支援する施設として利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○２番（渡辺文彦君）　一問一答お願いいたします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○２番（渡辺文彦君）　最初に、一般質問に入る前にお断りをしておかなければならないことがあります。この度、高齢化社会のことに触れまして、高齢化社会のデメリットに対して若干触れざるを得ません。その中で私が言っていることは、高齢化社会は悪いとかいっている表現で捉えられると困りますので、そういうことではないということだけは理解していただきたいと思います。

あくまでも高齢者とともに町がどういう形で元気になっていくかという視点で考えていますから、いくらデメリットを挙げたからといって、そういう社会はよくないということではありませんので、その辺だけは先に了解しておいていただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　わかりました。

○２番（渡辺文彦君）　１点目ですけれども、町長のおっしゃるように、高齢者が元気になるということは、ぼくも大変結構なことだと思います。現在、町が、それぞれ受診率を上げていきたいと町長はおっしゃっているわけですけれども、現在の受診率は、町長、どんかいだかご存じですか、平均の受診率。

○町長（齋藤文彦君）　40パーセント前後だと思います。

○２番（渡辺文彦君）　町長のおっしゃるとおり40パーセント前後でございます。この数字が町長の目標と合っているのかどうかということをまずお伺いしたいわけです。目標とすれば100があるわけですけれども、いま現状は40です。その現状の40で・・、それが今度の、今年の29年度の国保の目標が40近く、42くらいで設定されているはずですけれども、それで町長の目指す受診率の向上と一致するということでよろしいですか、理解は。

○町長（齋藤文彦君）　受診率は高いにこしたことはないわけですけれども、ただ受診率だけじゃなくて、それ以外にもいろいろな行動しているわけで、それが受診率に繋がっていけばいいなと思っているところです。

○２番（渡辺文彦君）　いろいろ総合的な範囲で勘案すべきだと思いますけれども、町長が、この広報において述べられているのは、受診率を上げることが一石・・、町民にとっての福

祉の向上になるんだろうという一石・・、二石目が、それが町の財政に対して軽減になるだろうというふうな、おそらくそういう意味で書かれていると思うわけですね、給付費が減るということで。

そこで問題なんですけれども、町長。そもそもそこにいく前に、町長は上げるにこしたことはないと言うんですけれども、40という数字はどう捉えますか、ぼくは正直なところ、もっとこれを上げてもらいたい。できれば、６割は難しいだろうが、６割に近いところまでいってもらいたい。

一般企業が目標設定した時に、営業目標を設定した時に、100があれば、40であったら、良しとするかどうか、その辺を勘案して、町長のお答えをお聞きしたい。

○町長（齋藤文彦君）　私も、40パーセントというのは私自身少ないなと、60パーセント位いきたいなと思うわけで、だけど、なかなか進まないわけですから、いろいろ区長会等で保健委員さんにいろいろ講義してもらったりして、いろいろやっていて、受診率を上げるようにしていきたいなと思っています。

やっぱり健康を維持するためには、自分の体がどうなっているかわからないといけませんので、やっぱり受診率を上げることが必要だなと痛切に感じているところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　町長は、もうこの考え方・・、先ほど触れたんですけれども、この考え方、受診率を上げる中で、二石目ということで挙げた町の財政にとっても負担が軽くなるという考え方で、ぼくの了解の考え方でよろしいですか、それは。

○町長（齋藤文彦君）　私は何回も言っていますけれども、やっぱり松崎の生産年齢、15歳から64歳までの人口が全然・・、減少していくわけですね。

そうすると、やっぱり税収が下がっていくわけです。それで、私は、あの「全町まるごとふる里自然体験学校」にして、体験を通して対価を得ると、それで、65歳以上の人たちも働いてもらって、税金を納めるような形にしないと松崎町は元気にならない。

それで、それにはやっぱり健康でなければいかんなと思っているところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくの理解の仕方とまたちょっとずれたんですけれども、町長は、65歳以上の方にも一生懸命働いてもらって、納税者としての活躍を期待しているということですか。

○町長（齋藤文彦君）　そのような形にしなければ、松崎町はもたないなと思っています。本当に先ほど渋沢栄一の言葉を言いましたけれども、四十、五十は洟垂れ小僧で、六十、七十が本当に働き盛りだと、九十になって迎えがきたら追い返せくらいの気持ちでやっていかな

いと松崎町は元気にならないなと私は思っています。

○２番（渡辺文彦君）　最近、高齢者の定義をどこにしようかという話があって、75歳以上にしようかなんて話も出ているところなんですけれども、そういう議論がされる中で、日本ほど高齢者に働かせている国は先進国の中ではないという論調がありました。元気で働ける方は大いに働いて、当然のように活躍していただければいいんだけれども、ぼくが知っている周りの方は割と、自営の方は働かざるを得ないから働いている方はいっぱいいるわけだけど、定年退職した方というのは割と、どっちかというと、これ以上働かなくてもいいのかなという感覚の方が多いような感じも受けているわけです、現実は。

その中で、そういう人たちも含めてもっともっと働けというのがいい社会なのか、その辺がちょっと正直言ってとまどうところではあるわけです、その辺は町長、どう思いますか。

○町長（齋藤文彦君）　やっぱり私は、蔵らさんなんかを見ていると、本当に生きがいづくりといいますか、自分が好きなことをしていると本当に八十を過ぎても元気でやっていますし、また、桜葉を作っている人たちを見ると、本当に八十過ぎの方がこんなによく働けるなと・・、一生懸命働いて、楽しそうに働いているわけですよね。これがやだやだながら苦しそうに働いているんだったらわかりますけれども、働いている人が自分の好きなことをやっているだけで、本当に一生懸命働くわけで、そういう人たちが元気にならないと、松崎町は本当に元気にならないなと私は思うわけです。

○２番（渡辺文彦君）　いま町長がおっしゃったように、桜葉なんかに関わっている人は自営業者ですから、自分の畑を守るということもあるでしょうし、自分の足らない年金分を補うという面で働いている方もたくさんいるわけです、現実は。それが、好むか好まないかはともかく、皆さん一生懸命やっています。それはそれでいいことだと思うわけです。

ただ、そういう方たちに力を入れていく、そういう方たちにがんばってもらう、そのためにも健康でいてもらいたいということは大いに考えていかなくちゃならないことなんでしょうけれども、問題は、高齢者っていつかは亡くなっていくわけですよね、やっぱり。

今の松崎町の人口ピラミッドをみれば、完全な逆三角形になっているわけですね。高齢者がいくらがんばっても、10年間がんばっても、10年後に生まれてくる子どもが少なければ絶対数は減っていくわけですよ。

だから、高齢者にはもちろんがんばっていただかなければいけないんだけど、それ以上に町が力を入れるべきところは、ぼくはそこではないんじゃないかな。この予算の編成にあたって一番やっぱり考えていかなければならないところは、基本的には若い世代がどうやって

就業して稼ぎを生み出すか、そこのステップが必要、そのために高齢者がどういう役割ができるのかというところをやっぱりぼくは話をしたいわけですね。高齢者が、その若い人たちとどういう関わりの中で自分の生活基盤を勝ち得ていくのか、その辺のビジョンをちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君）　何回も壇上で言っているわけですけれども、活性化のための４本の松崎の矢があるわけですけれども、別に高齢化だけに力を入れているわけではないので、それを全体によって松崎町を元気にするために予算を立てているわけでございます。

○２番（渡辺文彦君）　高齢化の問題とともにもう一個ちょっとついでに触れておきたいことがあるんですね。

町が、いま、高齢者のために介護保険だとか、後期高齢の医療に関して特別会計を行っているわけですけれども、高齢社会がますます進めば進むほど町の繰入金というのが多くなっていますよね。その辺、そうすると、健康になることによって、医療給付費は減るかもしれないけれども、長寿化することによって介護保険とか、介護医療費が増えていく現状がある。今後の見通しはどうなっていますか。今後、高齢化社会の中で町の財政に及ぼす影響。

○健康福祉課長（馬場順三君）　ただいまの議員のご指摘でございました高齢化につきましては、65歳以上の人口につきましては、現在ほぼピークを迎えておりまして、これから徐々に減っていく傾向にございます。反対に75歳以上については、これからあと10年位にかけて増えていくというような傾向にございます。これは、過去の傾向を見ますと、今から50年位前についてはお年寄り１人を９人位の若い世代が支えていたという時代がございました。それがやがて、20年前位になりますと、３人位でお一人の方を支えていくというようになり、これから先になると、一人の方が一人の方を支えるというような時代がやってくると言われております。

そうしますと、そういった、いま、社会保障費については、制度上成り立たなくなるというようなことも当然想定されるわけでございまして、そうしますと、やはり負担すべき保険料を上げていくペースとか、税金面で補っていくとか、そういったことが今後は十分検討されるべきであろうと考えています。

○２番（渡辺文彦君）　健康福祉課長がおっしゃっているように、やっぱり高齢化社会になるとそれなりのリスクというか、負担が多くなるわけですよね、現状としてみれば。そのことをやっぱり無視できないわけですよね。

いま、健康福祉課長がおっしゃったように、高齢者を支える人間の数がだんだん、だんだ

ん減っているわけです、現状は。ここが問題なんですよね、やっぱり。ここを何とかしていかないと、いま言った制度そのものが維持できない、問題は。

高齢者が元気になって活躍してくれる町は結構な町です。これはいいことだと思います、ぼくは。

でも、そこだけではやっぱり難しい。それを町長はいろんな町の・・、いろんな総合的な施策の中でやっているよと言うんだけれども、現実の数字、社会増、自然増、社会減、自然増、この数字をどういうふうに捉えるわけですか。いろんなところでおそらく努力していることは認めます、ぼくは。でも、数字埋まってかないじゃないですか。毎年120人ずつ亡くなって、人口減が進んで、ついには、今年7千人を割ってしまったわけです。

ぼくは、先ほどの町長の施政方針演説でまた7千人という話が出ていましたけれど、またそんなことを言っているのかというのがぼくの苦い気持ちなんですね。これは減るしかないんですよ、今の状況を考えれば。減った中でどういうバランス、若い人たちと高齢者とが、どういう形でバランスよくこの町を支えていくかということを、ビジョンづくりをしなきゃけいないんです、おそらく。そのビジョンがぼくには全然みえない。その辺に対して、町長、ぼくは何度も言っているとまたいうのかもしれないですけれども、率直でいいです、総務課長に伺いたい、これは。

○総務課長（山本秀樹君）　県内でも人口減少はどこでもおこっていまして、なおかつ若年層の減少というのはどこでも起こっている現状です。県内でも長泉町とか、ああいう事業所等がたくさんあるところ、働き場があるところは人数が増えていますけれども、それ以外のところは、いろいろがんばってもなかなかその効果が産めないというのが現状です。

松崎町の場合も、若い世代がいつくために、また子どもを１人じゃなくて２人、３人と産む場合には、仕事場があって、なおかつその仕事場が安定している仕事場じゃないとなかなか子育てもできないというのがあると思います。

先ほどの長嶋議員も言っていましたけれども、やっぱり観光を中心とした、そういう産業がある程度興ってこないとなかなか事業所の増加というのは望めないんじゃないか、要は、人の賑わいがなければ、そこにビジネスチャンスがないということになりますから、その賑わいあるところにビジネスチャンスがあるということで、その事業所を増やしていきたいということから、松崎町の方は、まず、賑わいをつくっていこうと、そして、そういうチャンスをつくって、外部からできるだけ多くの事業所にも「松崎に行けば、一儲けできるかな」という形ですかね。「チャンスがあるのかな」ということで出店とか、事業所の設置とか、

そういうものが図られれば、ここで仕事が多くなるわけですから、そこに働く人は、若い方々が働くということであれば、若者の数が増えてくると・・。要は、そういうような卵が先か、ニワトリが先かの話になると思いますけれども、まずは、賑わいをつくって、事業所を増やして、そして、そこに働く方々を迎えていくというのが大切なところじゃないかなと思うわけです。

その賑わいをつくるのに必要なのが、高齢者の皆さんの協力であったりとか。ということが町長の思いの中にあるということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　町長、いいですか。

○町長（齋藤文彦君）　やっぱり何回もこれは言いますけれども、松崎町が元気になるためには、基幹産業は観光ですから、本当はこの観光が元気にならなければいかんと、昔・・、何回も言いますけれども、昔の観光じゃなくて、体験型、滞在型の観光で多くの皆さんに来てもらって長い間体験してもらって、滞在してもらうと・・、このようなことをやりながら、その下にやっぱり農林漁業、やっぱりいま桜葉は需要がたくさんあって、供給が追い付かないというようなことを言われているわけですけれども、そこに若い人たちが入って来て、かんきつ類をやるとか、しいたけをやるとか、わさびをやるとか、桜葉をやるとか、桑葉をやるとか、そういうような人たちが入って来ないと松崎町は元気にならないなと思います。

ただ、高齢者の方はいるわけですから、この人たちがやっぱり住むところに誇りをもって、松崎町のためにおれはがんばるぞというようにがんばらないと松崎町は元気にならないと思います。

ただ、若い人と年寄り衆がうまく協力しあうような形ができればいいかなと思っているところです。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくも、いま町長が最後におっしゃったように、若い方たちと高齢者とか、お互いに協働で町を支え合っていくようなまちづくりができればいいなとぼくは思うわけですよ。

でも、現状、やっぱりいま高齢になっている方々、この方たちだって一生懸命働いているわけですね、現状は。何とかしようと思って、おそらくいると思うんですよ。でも、実際の形として人口減が起きているわけですよね。実際には。おそらく別にみんながなまけて遊んでいるからこうなっているわけじゃないと思うんです、ぼくは。

みんなそれなりに努力はしているんでしょうけれども、その中でやっぱり人口減が起こっている。それは何かということをやっぱり、その原因はちゃんと突き止めて、ここに対策を

していかなければ、成果は出ないんじゃないかなとぼくは思うわけですね、基本的には。

そういう意味で、いろんな企業を呼び込もうとかという話、高齢者に来てもらうおうとかというＣＣＲＣですか、そんな構想があるんですけれども、いま松崎に都会からの高齢者が松崎に来ようと思って、「どこか家がありますか」といったら、家がありますか、いま。

いま、ここに、ここはすぐ住めるから、この家に行ってくださいという家がありますか。これは誰に聞くのかな、企画観光課長かな。

○企画観光課長（山本　公君）　これは、毎回そのようなご質問等がありますけれども、空いているところは実際的にはあるわけですけれども、そこに家財があるとか、こちらにお盆ですとか、正月に帰ってくるですとか、あるいはちょっとわからない方にはお貸ししたくないなんていうような部分のものもかなりあるわけでございまして、現実的にはバンクに登録してあるのは数件しかないわけでございます。そのあたりは、所有者の方、管理している方と理解を得ながらやっていくしかないのかなと考えておりますので。来てください・・、ないといいますとやはり受け入れができないわけですので、そのあたりについては、よりもっと熱心に所有者の方、管理者の方とお話をしていくようにしてまいりたいと考えます。

○２番（渡辺文彦君）　直接今の話とちょっと話がずれていくから、関連質問ということで許可をお願いしたいんですけれど、ついでに、いま、空き家の問題について触れてみますと、このあいだもある方からちょっと若い女の方が松崎に住みたいんだけれど、家がないかという問い合わせがあったんですね。どっかないかなと・・、自分がたまたま知っているところがあったから紹介したんだけれども、それがどうなったか、ちょっとわからないんですけれど、「町に聞かなかったんですか」と聞いたら、「町に聞いてもなかったんですよ」とやっぱり言ったんですよね。そういうふうに、これはもう何度も言われていますということを・・、また同じことを言わせているわけですよ、現状は。

だから、こういうところを着実に一つずつつぶしていかないと、言葉だけで終わっている、ずっと。みんな町を盛り立てていきたいという話はしても、その受け皿がない、現実には。仕事場がない、住む所がないでは来てくれないし、若い人だって仕事がなければ、都会に出ざるを得ないわけですよね。だから、できる仕事を一つずつ、それこそ、長嶋さんじゃないけれども、集中的にどっかに投資して、集中的に取り組まないとこのままでは、なんか本当に空中分解するんじゃないかなというのがぼくの感覚なんですね。

こういう話をすると、いつも町長は、渡辺君と話をすると暗くなると言われますけれども、これが現実ですので、この辺はやっぱり直視せざるを得ないと思います。

○町長（齋藤文彦君）　本当に暗くなるわけですけれども、私が知っている人でも何人か紹介して結構入っている人がいますよ。

合同会社の里づくり研究所というのが民間のＮＰＯでありますけれども、この報告書を見ると、かなりの人がたくさん移住定住で体験で結構来ていますよね。この中でいろいろ住みたいというところがいろいろあるわけですけれども、住みたい人にもいろいろな条件があって、非常に難しいところがありまして、海岸線に住みたいというような話があって、私は岩地を一つずつ歩いて全部話をしたけれども、全部貸してくれないというようなことがあって、非常に難しいところがあるわけですけれども、なんかいい人と良い紹介の人がいるとすぐ入れることがありますし、非常に難しいことがありますけれども、全然やっていないわけではなくて、一生懸命やっているわけです。それがなかなか成果として、数字としてちゃんと表れていないところがありますけれども、松崎町としてもそれなりの努力はして、本当に7千人を維持するために一生懸命がんばってやっているわけですから、7千人を本当に取り戻すために一生懸命やっているところでございます。

○企画観光課長（山本　公君）　空き家バンクについても、情報が公開できるものについては公開をして、それで埋まってしまっているというような状況も当然あるわけでございます。

また、町の空き家バンクとしては登録がない場合についても不動産屋さんなんかとも連携をとっていますので、そちらで空いている物件があれば、そちらの方を紹介というか、そちらの方に確認を取って紹介をしたりとか、あるいは先ほど言いましたように、団体としていろいろつてを頼ってお貸しできているという状況もありますので、それらを町だけではなくて、その不動産屋さん、そのほかの団体とも連携をしてやっていかないとなかなか町だけでは提供できない部分というのがありますので、今後もそのような形で連携してやっていきたいと考えています。

○２番（渡辺文彦君）　もう時間も少なくなってきましたもので、高齢化社会に対して我われはやっぱりその現実に直面して、この町をどういう形で維持していくかということをやっぱり真剣に考えてみんなで知恵を出さなければいけない問題だと思っています。

その辺でぼくが協力できる部分は協力を惜しまないわけですけれども、ただ、町側が進めた方向性に対して一つひとつ確実な成果を出していただきたい。それを積み重ねていかないとやっぱり先に進まないような気がします。

これで、この問題に対しては終わりまして、次の問題にいきたいと思います。

２点目の①なんですけれども、最適化委員の問題なんですけれども、ぼくがこの問題に触

れているのは、ぼくはこの委員になった時、やっぱり町の活性化を図るには農地の利用しかないだろうということが頭にずっとあるわけですね、今も思っているわけです。その農地の活用のためにはやっぱり集積が必要だと、集積したらここに担い手を連れてくるんだということがやっぱり一番大切だという考えがあるもので、この方向性をしっかり見据えて、集積を進めて農地、農業者を確保するという方向性をきっちりつくっていただきたいんですね。その方向性がないとやっぱり町は・・、観光も大切、もちろんうんと大切な事業なんですけれども、農業もうんと大切だと思っています。

そういう農業を大切にしていく時にこの集積化というのが非常に大切だと思っていますので、これを積極的に進めてもらって、農地利用・・、町も具体的にどういうふうな農地の利用がいいのかを具体的なイメージを出してもらって、農業委員会と協力して、それを提示していただきたい。そういう方向性がないとただあっちの一部、こっちの一部ではあまり土地の利用が進まないような感じがします、その辺に対して産業建設課長。

○産業建設課長（高木和彦君）　ご質問にあったように、この農地利用最適化推進委員はそういう役目を担うということで今年度の４月から発足したところです。

はじめは、これは全国的にもどういうことをやったらいいかということは、どこの市町村も悩んでいたようですけれども、私どもは、町長の答弁にもありましたけれども、１月から・・、その前にも研修とかをやっていますけれども、農業委員さん、そしてこの最適化推進委員さんと今後の松崎町をどういうふうにしていこうとか、農業をどういうふうにしていこうということ、個々の意見を吸い取り、またみんなでじゃあどんなことをしていいかといったことをいろいろ意見の集約をしているところでございます。

これがこれから２か月３か月という時間はいただくと思いますけれども、またそちらの方である程度の方向性はみえると思います。

また、先ほどから担い手を確保するうえということがありますけれども、ある町の中のボランティアの方々が田舎暮らし応援隊とか、そういう形を組織して、２か月にいっぺん程度ですかね。そういう方を呼んで、松崎町の農業を知ってもらう、松崎町で就農した場合、こういう農業がある、こんなふうにやると収益につながるというような研究なんかもやっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○２番（渡辺文彦君）　この件に関しては、時間がないですからこの辺で結構です。

次の２番目にいきたいと思いますけれども、桜葉振興予算の中で、さっき町長が最後におっしゃったんですけれども、最近桜葉コンテストを行いましたよね。このことに触れていた

んですけれども、このことは、ぼくは去年の議会で、９月でしたかね。美しい村のフェスティバルに合わせてやったらどうかと提案をしたわけですけれども、それが今になって出てきているんですけれども、これで100件近い応募があったということは大変喜ばしいことだと思うんですけれども、これはどういう形で・・、レシピを配るとかという話なんですけれども、ぼくは自分が調理人ですから、その感覚はよくわかるんですけれども、レシピを見ただけでは味はわからないです。そこの方たちが作って評価した味がどういうものかはわかりません。レシピどおりにやって、そのものが、例えば作ったら、「なんだ、こんなまずいものか」となる可能性もあるわけですね。

そうなった時に、それはちょっとまずいんじゃないかなと思うわけです。もしそこまでやったならば、やっぱり町民に載せたメニューの一回その講習会をやっていただきたい。そうでないと、町には普及しないです、それは。

やっても、その時試しに一回はやるかもしれないけれども、うまければまた作るかもしれないけれど、うまくなかったらこれで終わってしまいます。

それが、逆にうまくないまま他人に提供したとなると、「なんだ、松崎はこんなにまずいものを出しているのか」という形にもなりかねないわけですね。そう考えると、やっぱりせっかくやったんだから、それを本当に定着させたいならば、もう少し町民にそれをアピールする場を設けるべきだと思いますけれど、町長、その辺はいかがでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　まず、フェスティバルの時に間に合わせれば当然よかったわけですけれども、なかなかそのタイミングでできなかったことはあるかと思います。

今回、100件の応募をいただいて、その中で第１次審査、これは料理マスターズの方々にお願いして、見た目ですとか、味の感じですとか、そういうものを見て、第２次、最終審査に残る方々については選んでもらったわけです。

このあいだ、３月５日に実際に作っていただいて、それを食べて・・、出来栄えもそうですけれども、食べてみて、どういう桜の香りがするのかという中から、その中から最優秀を選び、優秀賞を選び、入賞を選びという形の中で出ているわけでございますので、味がまずいというようなことはないかと思いますけれども、レシピについては、今後入賞したもの14点についてを一応レシピ集という形でまとめて使っていただくような形を考えていますけれども、今のところそれを使って料理教室とかということは、今の段階ではちょっと考えておりませんけれども、できるだけ多くの皆さんに使っていただければなと考えていますので、作って終わりということにはやはりしたくないなと考えております。

○町長（齋藤文彦君）　北海道から福岡までの人が出してくれたわけですけれども、やっぱり松崎町に来てくれた方が話をしていまして、本当は５日にあったわけですから、皆さん方に見せてもらいたかったなと思うわけですけれども、やっぱり松崎町の、こういう雰囲気で桜葉が作られているんだよというようなことを話しまして、「松崎町はいい所だね」、「また来たいね」という話もありましたし、また、審査員の北沢さんと事務局長の高橋さんの料理一品一品に対する、何といいますか、ここはいい、ここは悪いというのを１人に対して５分位話をしてくれたわけですけれども、聞いている人も本当に勉強になったと思います。

それで、本当にこれをスタートとして、もうちょっと桜を日本全国に広げるためにこういうやつを継続してやっていきたいなと思っています。

それで、私はこれになぜこだわるかといいますと、これに関わっている北沢さんというのは、何回も言いますけれども、長野県の佐久市で職人館という有名なレストランをやっているわけですけれども、北沢さんの料理というのは、一流の料理人が疲れた時に食べにくる料理というようなことを聞いているわけですけれども、そこに来た人が、この料理を食べて、この野菜はどこで作っているんだと聞くと、北沢さんを慕って佐久市の周辺で若い人たちが無農薬の農作物をたくさん作る人が来だしたと、それで、一流の料理人さんが「じゃあ、おれのところにも送ってください」というようなことで、ますます農業をやる若い人たちが増えてきたというような話を聞いていまして、北沢さんとはいろいろこれからも付き合いがあると思うので、そのようなことができれば、松崎の農業も元気になるのかなと感じているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　時間延長しますか。

○２番（渡辺文彦君）　延長をお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　５分延長いたします。

○２番（渡辺文彦君）　この料理のことは３番目のところもちょっと関連があるもので、この辺で・・、料理そのものはちょっとあれなんですけれども、ただ、この振興予算に対して、その生産者、桜葉振興会の方に聞いたら、「あまり関係ないかな」というようなことをおっしゃっていましたので、その辺がどうだったのかなと・・、ちょっと時間がないものでそこまで入れないものでやめておきますけれども、そういう意見も伺っています。振興会の方からは、あまりどうだったのかなという意見はあります。

３番目の問題ですけれど、たまたま昨日の広報まつざきになんか出ていましたね。東京で１月25日にやったなんか、これは、結局予算が付かなかったから減額したということですけ

れども、これは、どういうところの、どこからお金が出たんですか。

３番目の問題、この・・、いいですか、この問題に関して、わかりますよね。東京で行われたこの料理の、コース料理の80人の方の費用は。

○企画観光課長（山本　公君）　補正で取りました美食のまちについては、国の予算が付かなかったので、それは実施をしておりません。

１月25日の分については、いま申しました桜葉振興のお金があるわけでございまして、それを一部活用した中で松崎町の桜の葉っぱとか、松崎町の産品を使った料理を提供するというような機会として、東京で開催させていただきました。80人分といいましても、当然いらっしゃる方から会費を取って、これはそれで使っているわけでございますので、東京に行って、その材料を提供したりとか、桜葉を使った料理を作るとかといった形の中で、この桜葉の振興の事業を一部活用させていただいたところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　大変時間が短くなってきたんですけれど、この80人の中に松崎の方は何人いたんですか。問題なければ、団体だけでもかまいませんけれども、松崎の参加者を紹介して。

○企画観光課長（山本　公君）　町から行きましたのは、町長、あとは桜葉振興会の方あるいは農産物を提供してくれる方々、10人まではいかなかったと思いますけれども、主に東京に、東京近郊に住まれている方に料理を提供していただくというシェフズキッチンという形の中で提供していただいて、町の方の参加者については、その料理の材料等の説明をしたりとか、そういうことでアピールをしていく、そのような形でございます。

○２番（渡辺文彦君）　これは、80人・・、80人の内の12名位が松崎の方ですから、あとは、70人位が東京の方の方ですよね。東京近郊の方なんでしょうけれども、選定がどういう方なのか、わからないんですけれど、これを、こういう形でやって、松崎のアピールって十分できたんですかね、これは。

○町長（齋藤文彦君）　これを、伊豆松崎の早春のかおりを味わうというようなことで定員80名であったわけですけれども、松崎町も出たわけですけれども、全部松崎の農作物を使いました。ただ、肉だけはシカの肉は松崎は処理できないからといって専門家の皆さんを頼んだんですけれども、前菜からデザートまで全部松崎の農作物を使ってやっていただきまして、これは、シェフズキッチンというのは、日本全国ぐるぐる回っていまして、非常に有名なキッチンで、これはナンバー16番です。

それで、今度７月２日にこれを松崎町でやりたいと、まつざき荘でやりたいということ

で、なんといいますか、食に肥えた人たちが松崎町に結構集まると思います。そこの時に紹介したわけですけれども、松崎町の食材をいろいろ作りながらシェフの方が説明したわけですけれども、桜葉生産組合の方が出て、松崎町はこういうふうにして桜葉を作っているよというような松崎の紹介がありましたので、非常にこれは、松崎の宣伝になって非常によかったのではないかなと私は思っています。

○議長（稲葉昭宏君）　時間ですので、渡辺君、簡単に。

○２番（渡辺文彦君）　４点目がちょっと触れられなくなったんですけれども、このことに関しては、ちょっと町の方が「あそこは何をするところかな」という意見を最近耳にしますので、その辺についてちょっとお伺いしたいなと思ったんですけれど、もう時間がなくなりましたので、また次回に。

○議長（稲葉昭宏君）　簡単にやってください。まだ１分ありますから。

○２番（渡辺文彦君）　いま言ったように、町のあの辺の方にしても、通りかかった人も「あそこはいったい何をやっているんだ」ということを最近よく聞くわけですね。町は、ふれあいとかという名前を付けているわけですけれども、ふれあいになっていないんじゃないかと思うんですけれど、その辺に対しての感想を。

○町長（齋藤文彦君）　あそこは、上がるのに階段を上がって、敷居が高いところがあるわけですけれども、本当の敷居の低い公民館みたいな感じで使っていただければ一番いいのかなと思っています。

　いろいろこれに、定例会に松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を上程しておりますので、またその中でいろいろ質問してください。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくもそこのところがあったので、ここにしてもいいかなと思ったもので、ここは簡単に終わろうと思っています。

　とりあえず、この件に関しては、やっぱりふれあいということで、先ほど言った条例、お金を取るとなると、またまた壁、敷居が高くなるのかなという感覚は、ぼくは受けているわけですけれども、それはまた今度の、あとの議案の中でお話したいと思います。

　時間になりましたので、これで終わりますけれども、いろいろ申し上げましたけれども、町が一日も早く元気になるように、高齢者も含めてみんなで一生懸命この町を再生するために努力するために皆さんで一生懸命やっていけたらと思います。

　ぼくは悲観的なことばかり言いますけれども、これが現実ですから、町の。そこを直視しなければやっぱり次の方向性は見えてこないと思いますから、暗い話ばっかりになりますけ

れども、やらせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で渡辺文彦君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

（午後　１時５５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０５分）

---

◇　佐　藤　作　行　君

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問を続けます。

通告順位４番、佐藤作行君。

（７番　佐藤作行君　登壇）

○７番（佐藤作行君）　通告に従いまして、壇上より一般質問を行います。

私の場合、ちょっと三分的になるかと思いますが、３点ほど質問させていただきます。

１番目には、木造住宅耐震工事の補助金拡充についてでございます。先ほど、先だって県の予算の発表で、県内35市町の内31市町が木造住宅の耐震補強工事に対する補助金の拡充をするという報道がありました。松崎町は対象外となっています、その理由をお伺いしたいと思います。また、４月以降の実施を検討しているとのことですが、実施の有無はあるのか。また、内容について町長の考えをお伺いします。

２番目は、男女共同参画社会についてです。他自治体、これは伊豆の国市などですが、男女共同参画社会づくり宣言というのに登録いたしました。

当町のこれに対する、こういうことに対する方向と町長の考え方をお伺いします。②として、前の教育長山本正子氏が退職いたしました。当町の女性の課長以上の要職者がなくなりました。ほかの市町村においては、いるのが当たり前の時代となっておりますが、町長の考え方また実施の予定はあるのかどうかをお伺いいたします。

③は町職員の男性職員を含む出産休暇の取得率向上の取り組みはどうなっているのかをお伺いします。また、女性幹部職員候補の自治大学校への派遣等の考え方はあるのかどうかお伺いします。

３番目は、独居老人、高齢者及び妊産婦対策です。①として、独居老人、高齢者の安全、

健康の対策はどこまでできているのか、また地域包括ケアシステムに対する基本姿勢はどうか。24時間訪問看護ステーション、在宅支援診療所の新設は考えているのかどうかお伺いします。

②として、母子健康法の改正によりまして、17年度より子育て世代包括支援センター設置が町の努力義務となっておりますが、町の将来に向けての考え方をお伺いします。

③として、町から産婦人科医院が消えてからしばらく経ちます。現在順天堂病院が最も近い医療機関となっています。妊産婦の方々の負担も大きいとの声も聞いております。通院の交通費と費用補助等の考え方はあるのか。

また、これは、人口減対策としても有効と考えますが、町長の考え方をお伺いします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○町長（齋藤文彦君）　佐藤作行議員の質問にお答えします。

１．木造住宅耐震工事補助金拡充について。①「県発表により県内35市町村のうち31市町村が、木造住宅の耐震補強工事に対する補助額を拡充したが松崎町は対象外となっているがその理由は。また、４月以後の実施を検討とのことだが、実施の有無と内容について、町長の考えは」についてです。

耐震補強については賀茂地域内の市町の中でも一番手厚いものとなっておりますが、平成28年度においては補強工事を実施する前の耐震診断の申請がない状況からすると１月から３月の間に耐震補強工事を実施する見込みはないと思われたことや、当初予算に計上し皆様のご承認を得てからでも支障がないと思われたため平成29年４月開始といたしました。他市町と比較すると期間は３か月遅れの４月開始となりますが、一般世帯90万円、高齢者世帯110万円と県内市町と比較しても手厚い助成となっております。今後、１件でも多くの方に利用していただくようＰＲに努めてまいります。

２．男女共同参画社会について。①「他自治体で「男女共同参画社会づくり宣言」に登録の動きがあるが、当町の方向と町長の考えはどうか」についてです。

「男女共同参画社会づくり宣言」は、静岡県が従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和など男女共同参画社会づくりを推進する静岡県内の事業所・団体をＰＲする事業として実施されており、２月１日現在1483件の事業所等が宣言を行い、登録されています。

宣言は、①方針決定過程への女性の参画拡大、②子育て・介護など、男女がともに役割を果たす環境づくり、③男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり等に関する取り組みを

内外に示すものです。

当町においては、現時点では宣言という形では考えておりませんが、職場環境の改善には引き続き努めていく所存です。

②「前教育長、山本正子氏の退職により、当町の女性要職者が皆無となったが、他自治体においては、居るのが当たり前の時代と考えるが、町長の考えは。また、実施の予定は」についてです。

男女同権が当たり前の時代になり、職場や生活の場など、様々な環境で男女区別のない扱いが求められています。私も、男性であれ女性であれ差別することなく、それぞれが尊重し合い助け合いながら、生活をし、仕事をする環境を望んでいます。

女性要職者についてですが、議員ご指摘の「要職者」に課長職も含むものとしてお答えしますと、現在、当町には該当する女性職員はおりません。しかしながら、現在は能力に応じて登用されますので、経験を積み、適任となれば男女を問わずその道は開かれています。

当町におきましても、将来的にはそのような形になってくるものと思います。

③「町職員の男性職員を含む出産休暇の取得率向上の取り組みは。又、女性幹部職員候補の自治大学校への派遣等の考えはどうか」についてです。

出産にあたっての休暇、育児にかかわる休暇など、地方公務員の制度として認められている特別休暇は、各職員が定められた条件と期間の中で、本人の仕事スタイルに合わせて申請をします。この申請については、申請内容が制度に合致していれば、拒否することなく認めていますので、取得率から言えば100パーセントと言えます。

次に、自治大学校への派遣の関係ですが、自治大学校は「地方公務員に対する高度の研修を行う」機関として設置されていることから、ほとんどが６週間から５か月という長期の研修となります。

職員数の少ない当町では、参加期間中その欠員の補充に苦慮するため、県や町村会などが実施する専門研修に派遣し、職員のスキルアップを図っています。また、職員の自主研修として、希望があれば、国等が行う研修にも派遣しています。

３．独居老人、高齢者及び妊産婦対策は。①「独居老人、高齢者の安全健康の対策はできているのか。また、地域包括ケアシステムに対する基本姿勢は。24時間訪問看護ステーション、在宅支援診療所の新設の考えはあるか」についてでございます。

高齢者の見守りにつきましては、現在31名の民生委員が中心となり活動しています。各民生委員さんは福祉票という台帳を持参しており、この台帳には独居を始めとした見回りが必

要な方の情報が記載されています。この台帳により、支援が必要な方は状況に応じて定期的に訪問を行っているところでございます。

また、現在見回りに関しては、新聞販売店、運輸会社、郵便事業者、生活協同組合の４社と高齢者見守りに関する協定を締結しており、配達等の際に異変に気付いた時には、すみやかに町に通報することになっています。

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・生活支援などが一体的に提供される体制を作っていく取り組みとなります。現在、賀茂圏域１市５町では、県の支援のもと、広域化で対応可能なものについては、連携を図りながら地域での生活を支える仕組みづくりの構築に向け取り組んでおります。

訪問看護ステーションにつきましては、看護師などが疾患のある方の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行っております。西伊豆町のゆうあい訪問看護ステーションが該当しますが、24時間対応とは、なっておりません。

また、在宅診療については、町内では２院の開業医による訪問診療が行われているところでございます。

施設等の新設は町では考えておりません。

②『母子健康法の改正により17年度より「子育て世代包括支援センター」設置が町の努力義務となるが、町の将来に向けての考え方は』についてです。

子育て世代包括支援センターにつきましては、「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、おおむね平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされています。

この支援センターの役割としては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が挙げられています。

現在、町では母子保健法に基づく訪問、健診を実施しておりますが、子育て世代包括支援センターにつきましては、今後、県の支援もいただきながら賀茂圏域での広域的な視点からの取り組みについても、協議を重ねていくこととなっております。

③「町から産婦人科医院が消えてから久しい。現在、順天堂病院が最も近い医療機関となっているが、妊産婦の方々の負担も大きいとのことだが、通院交通費等の費用補助等の考えはあるか。また、人口減対策としても有効と考えるが町長の考えは」についてです。

町では平成27年４月から出産準備支援祝い品制度をスタートしました。この制度は、町内

に産婦人科が無く、他市町の産婦人科へ通院しなければならないため、通院等の負担を軽減し、健やかな出産に寄与するとともに、商品券での支給により地域経済の活性化を図ることを目的としています。母子手帳交付時にロマンシール商品券２万円分を支給しています。本制度は今後も子育て支援の一環として継続してまいります。

また、平成28年度からは、母子手帳交付記念として町内の作家の方に制作いただいたキャンドルやリースなども併せて贈呈させていただいております。

以上でございます。

○７番（佐藤作行君）　一問一答にてお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○７番（佐藤作行君）　はじめの木造住宅補助金については、他の市町村よりも手厚いということで、了承いたします。

２番目の男女共同参画社会についてでございます。これは、町長は共同参画社会づくり宣言には、趣旨は重んじていくがやる気はないようなことでしたが、これは考えてみますと、町長、宣言してもあまりお金はかからないですよね。ぜひこれは町も100人余りを雇用する企業ですからね。そんなに金がかからないんだったら、宣言したらいいんじゃないかと私は簡単に思うんですが、そこらはどうですか。

○町長（齋藤文彦君）　いま宣言という形では考えていません。松崎町で元気で働いている普通の女性をみますと、本当にすごいなと。私は女性を尊敬していますし、女性が働く環境をちゃんと整えるのが私は役場の役目だと思っていますので、宣言はしていませんけれども、宣言しているような形で松崎はやっているなと思っているところでございます。

○７番（佐藤作行君）　そういう、考えていないけれども、趣旨は重んじていくというようなことなんですが、これはあまり金がかからないんだったら、宣言した方がいいと思うんですよね、お金がかからないんだったら。それで、趣旨には十分理解しているということですから、なにも宣言しない理由にはあたらないと思うんですけれどもね、そこらをもう一度お願いします。

○町長（齋藤文彦君）　壇上で言いましたとおり、今の時点では宣言という形では考えていないということでございます。

○総務課長（山本秀樹君）　この宣言につきましては、県の方が対象としては、事業所もしくは団体ということで、例えば観光協会とか、商工会とか、そういう団体を対象として出したキャンペーンというか、制度ですので、一応今の時点では各自治体の方は加入しているとこ

ろはあると思います。

（佐藤議員「伊豆の国市がやりました」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　ただ、ほとんどのところが、そういう形で自治体向けではないというような形のところは、入っているところはなかったということから、うちの方も今のところ予定はないということです。

ちなみに松崎町では、商工会が入っているのみというような状況でございます。

○７番（佐藤作行君）　町長、こういう金のかからない問題は、積極的にやっぱりやった方がいいと思うんですよ。これは予算措置をやっぱり講じなければならないということになれば、やっぱりお金も用意しなければならないということになりますけれども、これはただ県へ届け出るだけなんですよね、そんなに手間もかからない。それで、しかも町長は趣旨は重んじて、そのとおりに思っているということだったら、別に。これは今回別に返事をしなくてもいいんですが、これはずっと時間は経過していくわけです。ぜひそういう趣旨に賛同する気持ちがあるんだったら、やっぱり積極的に応じていくべきだと思うんですよね。それはそれで結構です。

その次にいきます。山本正子氏が退職になって以来、女性の要職者、管理職含めて課長クラス以上の女性がいなくなったわけなんですが、これはやっぱり適任者がいないという一言で片づけないで、やっぱり町の住民の方も普通に考えて半分は女性なわけですよね。

そうした場合、やっぱり町の幹部会議の中でもやっぱり女性の意見が出たり、やっぱり主婦の立場じゃこういうものだよというような貴重な意見がやっぱりいただけると思うんですよね。そこらは町長、どういうふうに考えていますか。

○町長（齋藤文彦君）　私は・・、詳しいことは課長に話してもらいますけれども、私は、本当は３分の２くらいは女性の課長がいればいいのかなと思っていますけれも、まだそこまでには松崎の役場の中はいっていないなと感じていますので・・。

○総務課長（山本秀樹君）　この要職者には課長を含むということでよろしいですか。町長の答弁にもありましたとおり、ある程度経験を積んで、そのスキルもあると思われれば、必然的に課長職に昇格ということはあると思います。特に、そこで男女を分けるというような状況もありません。

ただ、今の時点では、そこに該当するような年齢に達していないということもありますので、また、かつては、職員の10パーセントにも満たないような数の女性職員でした。

それが、近年多く採用するようになって、今のところは約33パーセントが女性の職員にな

っています。ただ、まだ30代がほとんど、多くて、40代がちらほらというような感じですから、それぞれ女性職員の方も経験を積んで、そして、そういう頃合いになれば、必然的に昇格対象になってくるというふうになると思います。

○７番（佐藤作行君）　町長にしても、課長にしても、そういうような気持ちは持っているということで理解しますけれども、やっぱり役場の職員の採用についても、やっぱり女性の方50パーセント、そういうところに目標を置いてもらって、町長が言うように、管理職においても３割位は女性の方を登用するような基本目標というんですか、そういうものもやっぱりもっていただきたいと思うんですけれどもね、町長。

　これは、適齢になっていない。あるいは女性の方ですと、出産とか、育児とか、途中空くようなことがあるわけですよね。だけど、そういうものをやっぱり乗り越えまして、登用していかなければ、やっぱりいつまで経っても松崎町は女性だと課長以上になれないよというような話じゃ、これはやっぱりあまりにも情けないと思うんですよね。時代がもう時代ですから、そこらを、決意だけで結構です、町長の。お願いいたします。

○町長（齋藤文彦君）　まだ松崎の役場内ではそうことにならないようなところがありますけれども、心ではそういうことを思っていますので、本当は先ほど申したとおり３分の１くらいは本当に女性の課長で、この中に女性が３分の１入ったら本当に華やかになって、いい討議ができると思いますので、そのように考えています。

○総務課長（山本秀樹君）　今現在、作為的にそういう形にしているというようなことはありませんので、いずれにしても、同じ条件でやっていますので、議員のおっしゃるような状況にはありません。いずれにしても、いま公平な目で昇格するような形になっていますので、ただ、あとは本人の希望とか、そういう形もありますけれども、いずれにしても、条件が合えば、必ずそういう道は開けているというような状況でございます。

○７番（佐藤作行君）　先ほどもちょっと申しましたけれども、女性の方の場合、出産がありまして、子育ても当然ついてくるわけですよ。３人も子どもがいますと１年ずつ取ったところにして、６年のブランクみたいなものができるわけですよね。

　それを、男性の職員と同じレベルで比較されちゃやっぱりこれは圧倒的に女性の方が不利になるわけですよ。だから、そこらの気持ちは全然ないと思いますけれども、やっぱり意識の中でそういうものは、男と女がいて、一つの社会があるんだと、そういうような大きい考え方でいかないと、やっぱりいつまでも松崎は遅れているなと言われるような状態になると思うんですよね、そこらは別にいいです。

○総務課長（山本秀樹君）　そういう出産とかあれで比較をして、女性の方を少したぶんマイナスにみるというのはかなり古い見方だと思います。もう法的にもそういうことを考慮してやってはいけないということになっていますので、当然今の状況は、そういうことを加味しないで、現状のスキルで対比をするということになっていますので、だいぶ印象は昔の印象をもたれていると思いますけれども、今はそういうことはないということで認識を改めていただければと思います。

○７番（佐藤作行君）　今の答弁をいただきまして、大変安心したところがあるわけです。ありがとうございます、そのとおりにやっていただければ結構でございます

次に、独居老人の安全、健康の対策はできているかということで、これは、最近うちの方でやっぱり高齢の一人で暮らしている方が勝手場に降りる時に足を骨折しまして、まったく動けなくなっちゃって、のたるにものたれないと、電話の所にも行けないというような状況で、周りの方が、いつまでも雨戸が閉まっているということで、おかしいと思って開けに行ったら、勝手場に降りるところで骨折してうずくまっていたというような事例があるわけです。

その時に、駐在も来まして、これはこのまま置いておいたら、あと３時間も置いておいたら死んでいたなというような話がありまして、やっぱりこういう高齢者の特に一人暮らしの場合、一つ、普段のその民生委員の台帳による訪問、これも有効だと思いますよ。

だけども、やっぱりこの、なんていうか、システムとして完全にケアできるような、あるいはカバーできるような体制はできないものかと思っているんですが、そこらは、町長、どんなふうに考えていますでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　ただいまの議員のご指摘にございましたように、やはりこの松崎町の良さというのは、隣近所の方の非常に古くからの付き合いがあるというのも一つあると思います。そういった中で、地域での見守り体制といいますか、そういったことを構築していく。地区ごとに築き上げていくというのは、非常に大切なことだなと思っております。

○町長（齋藤文彦君）　昔は本当に向こう三軒両隣でみんな寄っていたわけですけれども、だんだん、だんだんそれが薄れてきているところがあるわけですけれども、大阪の豊中市の住民ボランティアの見守りローラー作戦というのをテレビで見て、東京の立川市のやつも見たわけですけれども、やっぱりそれには、役場だけじゃなくて、民間の人たちがうまく立ち上がっていかないとうまくいかないところがあると思いますので、ただ役場、役場と言わない

で、そういう本当の民間の人たちが立ち上がってくれればいいなというようなことを感じているわけですけれども、そのような方にも役場が、何といいますか、関係していかなければいかんなと思っていますので、そのようなことができれば、議員が言ったようなことがなくなると思いますので、そのようなことを加味しながら、これからやっていかなければと思うところです。

○７番（佐藤作行君）　そこの部分ですけれども、確かに田舎では向こう三軒両隣で結構気をつけているわけなんですよ。まあ、あらかたのことは近所でおかしいなと思えば、平気で雨戸も開けて家に入れますし、そんなような状態で対処できているわけなんですが、これからは老人世帯が多くなる、独居老人世帯が多くなる。あるいは地縁関係が希薄になるというような傾向を合せて考えると、やっぱり定期的に看護師さんみたいな方がやっぱりひと月に１回でも２週間に１回でも結構なんですが、やっぱり回って、この人は１人で暮らさせていくのはちょっと危ないというような方については、特養へ入れる手助けをするとか、あるいはお子さんが東京へ行っていたら、東京のお子さんと相談して、相談に乗ってあげて、それで、１人でおくのはちょっと危ないから、特養へ入れたらどうですかと、あるいは現在介護の２だけれども、これはちょっと、もうちょっと見ないうちに３になっているなとか、そういう発見ができると思うんですよ、資格のある看護師の方が回っていけば。

そこらの考え方は、町長、どうですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　保健師等の巡回についても実際行っているところでございますけれども、なかなか限られた人数で行っておりますので、行き届かない点も多々あるのは現状であります。

先ほど町長の答弁にもございましたように、例えば、新聞配達ですとか、郵便事業者ですとか、そういったところも含めた見守り体制というのを現在構築しておりますので、そういった中で対応してまいりたいと考えております。

個別に町の方に相談があった事案につきましては、包括センターですとか、そういうところが支援をするという形で対応しているところでございます。

○７番（佐藤作行君）　健康福祉課長のいう話も十分わかっております。現状では、そういう対処しかないんだろうなと思っています。だけど、これから先、高齢化がだんだん進んでいくといま２人で住んでいる方も１人になっていくと、そういうような状況が進んだ場合、これは、確かに、新聞配達の方なんかも毎日行きます。郵便配達の方も郵便がある時は行きます。だけども、我われの同級生なんかでも風呂場で浮かんで死んでいた方もいますけれど、

やっぱり新聞配達がやっぱり注目するというのは、三日四日新聞がそこに溜まっていたというような状況で通告されるケースが多いわけですよ。だから、これは、将来のこれは課題だと思います。すぐという話ではないですが、やっぱり積極的な取り組みはしていかないと、やっぱり松崎町じゃ１人になったら、住めないよという形になっちゃうと思うんですよ。

だから、やっぱりどこの自治体もこれは頭の痛い問題だと思いますが、やっぱりこれは、お金もない、だけども、みんな頭をもっているから知恵をぜひ絞ってもらって、いいシステムを、松崎町に合ったいいシステムをやっぱり作ってもらわないと、やっぱり老人が１人になったらもう息子のところへ行くしかないよという形になっちゃいますよ。

町長、これは将来の問題だと思いますけれど、将来を見据えて一言お願いします。

○町長（齋藤文彦君）　佐藤議員が考えている100パーセントのことはできないと思うわけですけれども、やっぱり松崎、町としても松崎に貢献してきた方ですから、それはちゃんとみなければいかんという気持ちがありますので、どのような形が一番いいのかわかりませんけれども、今の方法を進化させていくしかないと思いますので、そのようなことを頭の隅におきながらやっていきたいなと思っています。

○７番（佐藤作行君）　そこで、一つこれは１点だけ提案したいと思うんですが、地域おこし協力隊の方がたくさん産業の方へと手厚くきているわけなんですが、やっぱりこれは制度的にちょっと無理なのかもしれないけれども、見回り補助隊みたいなのを１人とか２人やっぱり本当に危険な方だけ定期的に回わるような形でやっぱり専門化して、将来的に・・、これは将来の話ですよ。いいんじゃないかと思うんですよ。そこらはどんな考え方をもっているかちょっとお願いします。

○企画観光課長（山本　公君）　地域おこし協力隊については、やはりこちらに移住定住をしていただくようなもの、産業を興したりとか、そういうことをやるものでありまして、役場の補助的な業務に就くためにお願いするわけではございませんので、先ほど来、いろいろな取り組み、手法が出ていますけれども、それらを活用してやっていくしかないのかなという感じでおります。

○７番（佐藤作行君）　はい。了承します。

そのあとの母子健康法の改正とか、あるいは産婦人科の関係、これも結構努力されているということで、敬意を表するわけです。

そんなことで、だいたい質問したいことは終わりましたので、これで一般質問を終了したいと思います、ありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で佐藤作行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後　２時４２分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時００分）

---

◇　伴　　高　志 君

○議長（稲葉昭宏君）　一般質問を続けます。

通告順位５番、伴高志君。

（１番　伴　高志君　登壇）

○１番（伴　高志君）　それでは、壇上より一般質問を行います。

私の質問は、簡潔に手短にいきたいと思います。くらし・環境整備について。

①住宅改修補助金について、現在の利用条件は「町内に１年以上住民登録をされている方」であるが、この条件を「町内で勤務する方」に緩和することはできないか。

これは、非常に簡潔ではありますけれども、伝わりにくい部分があったと思いますので、これは、正確なところでは、この住宅改修補助というのは本来松崎町に在住している方向けの、それを支援する制度だということがあるわけですけれども、ここで、現在の松崎町、町長の報告がありましたとおりですけれども、やはり人口が確実に少なくなっていくというところで、そこで、なんとか食い止めていきたい。あるいはその、これは考え方なんですけれども、松崎町に合う人、合わない人、これを振り分けるそういう時間も必要ですし、もしある程度長く住んでいても、合わないということがある程度わかったら、そこで区切りをつけるということもあってもいいわけですし、逆に来たくても来られない、なかなか。私も条件がなかなか見いだしていない、努力不足を反省する点も多くありますけれども。ここで補助制度についてなんですけれども、これは条例に関わることでありますので、簡単なところではありませんけれども、町長の考え方というのをお聞かせいただけたらということで、お願いいたします。

２番目に津波対策についてであります。これは、やはり本年度は防災が主に一つの柱として進めていくということで、町長の行政報告もありましたが、現在の段階で午前中のほかの議員さん方の質問もありましたけれども、この防潮堤と水門のことですけれども、この高さ

を11メートルにする案というのが、これは半数を占めているという・・、通告書の中にはそういうように書いたんですけれども、これは、アンケートに対する半数ということなのか、それともこの地区協議会という形でやっていますので、この形で進めていくということが当然あると思います。その中で、どのように対策を進めていくのか、ここをもうちょっと具体的にしていただけたらと思います。

以上の２点ですので、あまり長く時間は取りませんので、よろしくお願いいたします。

（町長　齋藤文彦君　登壇）

○町長（齋藤文彦君）　伴高志議員の一般質問にお答えします。

１．くらし・環境整備について。①『住宅改修補助金について、現在の利用条件は「町内に１年以上住民登録をされている方」であるが、この条件を「町内で勤務する方」に緩和することはできないか』についてでございます。

住宅改修事業補助金は、住宅の改修工事を行う者が、町内施工業者を利用して住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に関する改修工事を実施するにあたり、費用の一部を補助する制度として平成23年度から行っているものです。

補助の対象者としては、松崎町に１年以上住所を有する者、所有者並びに同一世帯に属する者全員が町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料など）を滞納していないことなどが条件となっています。

当然のことながら、この補助金を町内に居住しない、税負担のない人に対して行うことは、住民サービスとは言えません。町内で勤務する町外の方は、当然町外に住居を持っており、それぞれの市町においてさまざまなサービスを受けていることから、居住する市町での制度を活用いただければと思います。

２．津波対策について。①「津波対策松崎地区協議会で防潮堤の高さを11メートルにする案が半数を占めたが、今後、町ではどのように対策を進めていくか」についてです。

まず、防波堤の高さ11メートル案が半数を占めたというのは、昨年の秋に松崎海岸に設置した防波堤モデル構造物を見ていただいた時のアンケート結果です。

第６回の松崎地区協議会においては防波堤の高さについては決定にいたりませんでしたが、水門を含む施設整備の必要性については多くの方にご理解をいただいているところで、今後の対応策としては海岸管理者である静岡県とともに、アンケート結果や協議会の意見を参考にして基本方針を検討していく予定で、地区協議会においては引き続き避難対策やまちづくりと一体となった津波対策の検討をお願いしていくことになります。

以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　申し上げます。一問一答でということで許可を得てください。

○１番（伴　高志君）　一問一答でお願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　許可します。

○１番（伴　高志君）　まず、最初の住宅改修補助金についての詳細の質問ですけれども、これは、利用条件に町内施工業者を使うという、町の業者さんにお願いするということと、それから、町内の住民票をもっている方、そういう両方にとってすごい好条件なとてもいい制度だと思うんですけれども。これは、松崎町独自というか、例えば、隣の西伊豆町にはないみたいなんですけれども、ここのネックになるのが、１年以上住んでいなければならないという、そこがあると思うんですけれども、そうですね。松崎町を出ていく人はもう、たくさんいるんですけれども、入って来る人にとって家が、空き家を紹介したりとか、そういうことを準備する人たちと同時に、もう自分で家を直すというような方も少ないケースですけれども、あったりします。そういうケースの場合は、まず１年以上住まなければならないということになってしまいますので、そうすると、単身赴任で家族と離ればなれでという・・、そういう条件が整えば、もちろん構わないんですけれども、将来的にお子さんとか、家族皆さんで暮らすということも視野にもし入れるとすると・・、そうすると、やっぱり１年以上という期間をおかなくちゃいけないという、そこがもう少し踏み出して、もう住民登録をされたら、もうすぐに工事に着手して、それで、この補助制度も使えるようにしてはどうでしょうかという趣旨なんですけれども、長くなってしまいましたが、１年という条件を、取り除いて住民登録をした者に対して使ってのいいよというふうにすることは、考え方としてはあり得るでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　住宅改修事業の関係につきましては、基本的には住民の方、ここで税を納めていただいて、住んでいる方が対象でございまして、１年先どうなるかわからないよと、できれば、定住をしてもらいたいという部分があるわけですので、できるだけ長く住んでいる方に、住んでいる住まいのより生活条件を改善するとかということの目的の中で出している補助金ということになりますので、ちょっと先がわからない方、すぐ出てしまう方も当然あり得るわけですので、そういう部分については、現在のところ中では考えていないわけでございます。

なお、近隣については、東伊豆ですとか、あるいは南伊豆ですとか、あるいは河津ですとか、それぞれの町において住宅リフォームの制度がありますので、それらも松崎町と同じような形の制度になっておりますので、それらを活用していただくような形になるかと思いま

す。

○１番（伴　高志君）　この予算は、毎年推移をみていますと、だいたい年間に34～35件位で700万円位の予算を取っているというふうになっていまして、それだけ利用率も結構あるんじゃないかなということで、ここをもうちょっと進めてもいいんじゃないかと・・、もう１点は、やっぱり人口、減っていく一方の中で、増えていくものに対してどういう考え方をするかということなんですけれど、例えば、いろいろな町にとっての負担も当然あるわけですけれども、住民１人が増えた場合に交付税というのはどのくらい増えるものなんですか、ちょっとあいまいな質問ですけれども。

○総務課長（山本秀樹君）　交付税を出すのに、１人当たりというのは、通常は出していません。いろいろな人口の関係とか、児童数とか、道路等の関係とか、それぞれの項目ごとに数値化されまして、それを基に基準財政需要額から割り戻しての数値というような形になりますので、１人増えたからいくら増えるというような数字は出ていません。１人増える増えないに関わらず、この補助金等のその縛りというのは、やっぱり長く住民としていてもらわなければならないというような前提条件があるので、例えば、悪く考えれば、住所だけもってきて、すぐにその家を直して、それで売り払うと、それで住所はポンと出しちゃうというようなこともできるわけで、実際住むようなことがなくてもそういう利用もできるということに繋がりますので、やっぱり住所を置いて、なおかつ居住実績があるというところを確認させてもらって、それで、対象として認めていくというような形になろうかと思いますので、その辺の決まりはやっぱり長く住民としていてもらう人に対する補助金ということからみれば、やむを得ないのかなと思います。

○１番（伴　高志君）　もちろん長くいていただくということは条件になると思うんですけれども、もう住む予定で、もうすぐにでも家のリフォームをしたいというケースもあるかと思うんですけれども、そういったことも考慮して、この１年以上という条件をもう少し緩和するということは今後検討していくことはできますでしょうか。

○町長（齋藤文彦君）　先ほど壇上で申しましたけれども、補助の対象者としては、松崎町に１年以上住所を有する者、所有者並びに同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないことが条件となっています。これは変えることはありません、今のところ。

○１番（伴　高志君）　今回は、一般質問という形で行いましたけれども、こういったことに関心を持つ方が増えてきて、そういった要望を今後取り入れて、自分の課題としていくこともできたらと思います。

それでは、２番目の津波対策について。この防潮堤の高さを11メートルにするという案ですけれども、これは、海岸の11メートルの高さのモデルを設置して、それに対するアンケート・・、そうすると、そこに見に来る人でアンケートも書いてくれる人という条件になると思うんですけれども、それが、もちろん松崎町の津波に関わる全域というところでは、アンケートの中ではそんなに多くないと思いますけれど、地区協議会では、高さを11メートルというふうには決めていないんですね。

○産業建設課長（高木和彦君）　はい、地区協議会では、いろいろな意見が出ましたけれども、先ほど藤井議員の質問にお答えしたとおり、必要性というのは皆さん感じられているようですけれども、高さというのは決まっていません。

また、この高さを決めるについては、例えば、景観ですとか、日常生活が不便になるとか、あとは、避難対策はどうなるとか、いろいろのことが絡みますし、その高さによって基礎の大きさも違ってくるものですから、やはりそういうところもいろいろ検討しなければならないと思います。

今後、港湾ですとか、松崎海岸を管理している土木事務所なんかとそういうことも一体になって考えたうえで、事業の方をどういうふうにするか進めていきたいと思っています。

○１番（伴　高志君）　課長の話で、景観ということが出てきましたので、また再度出てきてしまいますけれど、この景観ガイドラインの策定というのが、今年度も予算化されていますけれど、そういう動きと一体となってという考えでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　景観計画につきましては、昨年できた景観ガイドラインに基づいて、いろんな地域ごとに、こういう形で景観について取り組みをしていこうよということを協議していくということになると思います。

津波対策の関係については、協議会でそれぞれ三浦地区あるいは松崎地区等で協議会の中でいろいろ議論がされているわけですので、その中で景観に配慮するようなことも考えたり、いろんなことをそれぞれの協議会で協議がされた中で、いろいろ取りまとめを行っていますので、そちらの協議会の意見等もふまえて、町は今後検討していくようになると思います。

○１番（伴　高志君）　この景観ガイドラインというのは、ちなみに、予算ではいくらくらいのものなんですか。

○企画観光課長（山本　公君）　景観ガイドラインについては、既にできていますので、それは。景観計画について、今度、29年度から作っていくということになりますけれども、それ

は、役場の職員とか、それらでワークショップみたいな形の中で、地域に出向いて行って、その景観計画を作っていくというようなことになります。その中で、この景観の関係の専門家に指導を受けたりとか、そういう部分がありますので、それらの予算については付けてございますけれども、主に自前で作っていくという感じになるかと思います。

防潮堤に関しては、それとはちょっとまた別の話にはなりますけれども・・。

○１番（伴　高志君）　いずれにしても、基準を決めて、そして、浸水区域を決めて、決めることはできないんですけれど、そういうことを前提に、例えば、地籍調査の基準とか、そういうこともあると思うんですけれど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○産業建設課長（高木和彦君）　いま地籍調査・・。

○１番（伴　高志君）　地籍調査で・・。

○産業建設課長（高木和彦君）　それは、万が一大きな被災をした時に、地籍調査をやっていれば、元の形ですとか、元の境界なんかがわかるということを目的に実施しております。

○総務課長（山本秀樹君）　浸水地域は、既にもう示されていまして、Ｌ２の浸水域ですと、桜田あたりまで、中川の方ですね。岩科の方は山口の橋のあたりまで、あの辺まで浸水域がいきますというような形で既に示されています。

それで、地籍調査というのは、その浸水域の範囲の中で、特に、東北を見てもらえばわかるとおり、家もなにも一切なくなった後に、そこをもう一度復元して街並みをつくるとか、再整備をしていくとかという時に、堺がわからないとすぐに事業にかかれないということから、その浸水地域の中の範囲の中で、地籍調査をやっていくというのが目的になります。

景観の方は、防潮堤の・・、要するに、コンクリの大きな塊ができるわけですから、それが、例えば、海岸線の風情にどう影響を及ぼすのかとか、観光客の方々がどういうふうな感じとして受け取るのかとか、その辺を総体的に考えた中で、町の観光振興に果たして合うのか合わないのかというようなことから、景観に配慮してというような話になるわけです。

こちらのやっている景観条例等については、色彩であるとか、看板の関係であるとか、そういうようないろんな細かいところの決まりを作っていくと、標識とかガードレールはどういう色にしようかとか、そういうような形を決めていくもので、防潮堤につきましては、景観計画の中に関わるというものではありません。

ちょっと時間がありそうですから、先ほどの補助金の関係で一つ言い忘れたんですけれども、住民登録してすぐに給付をしちゃうと、その方は税の納税というのがまだされていないという形になりますので、そうすると、税の滞納等があるかないかの確認ができないという

ようなこともありますので、やっぱりそれは、１年いないとなかなか納税実績もおきないというところも一つありまして、そういうような決めになっているというようなことでございます。

○１番（伴　高志君）　この津波対策はぜひ今後も慎重にやっていただきたいと思います。

もう１点、この避難路の整備ということで、福祉避難所という考え方があるそうなんですけれども、こういった・・、高齢者ですとか、障害をもった方ですとか、そういったところも考えて・・、考慮している部分の・・、そういう考え方があるんですけれども、そういった考えは、町はどのように考えていますでしょうか。

○議長（稲葉昭宏君）　伴君、ちょっと通告外で、今回はよろしいですけれども、この次からは、関連質問という形でやるようにお願いをしたい。今回は、そういうことで許可します。

○総務課長（山本秀樹君）　福祉避難所は、通常の広域避難所みたいにいろんな方々が一緒に生活をするというような大きな災害にとっては、そういうような状況もあるわけですけれども、そういう場の中でやっぱり障害をもつ方とか、精神的にやっぱり同じように障害をもつ方、一般の方々とたくさんの方と同じ所にいるといろいろやっぱり問題が生じる方とか、いろんなそういう保護であるとか、支援が必要な方々がいらっしゃいますので、そういうような方々のために福祉避難所というのが別個に設けられるというような形になります。

今のところ町の方としては、中川園ですね。幼稚園の中川園等を福祉避難所というような位置づけで置いているというような状況になります。

今度は、聖和保育園の方もまた別個の施設ができましたので、住民の避難が旧中川小学校の校舎でまかなえれば、その辺も対象となるでしょうし、もし一般の方々が中川小学校の旧校舎だけでは収まらなければ、保育園の方も利用させてもらって、福祉避難所の方は同じように中川園の方を使っていくというような形になるかと思います。

いずれにしても、そういう一般の方と一緒に生活をするにあたって支障のある方々を別個に生活してもらう避難所というような形で福祉避難所というのを置くというような計画になっています。

○１番（伴　高志君）　私は、今回このくらし・環境整備とこの津波対策と２点を行いまして、松崎町のこの、人口減を少しでも食い止めていけるような、もちろん一般の方々ですよね。なんというんですか、どうしても、若い方でも、格差という言い方はあまりよくないのかもしれないですけれども、そうですね。いろいろバランスというのは難しいと思うので、すごく悩むところはあると思うんですけれども、やっぱりしっかり松崎町になじんでいただ

いて、一緒に、松崎町を一緒に盛り上げていただけるような、そういう方たちだったら、ぜひよい条件の、補助制度といったものを案内していけるようにということをお願いしまして、津波対策の、この、防災計画が進んでいくということをお願いしまして、私からの一般質問を終わりにします。

○議長（稲葉昭宏君）　以上で伴高志君の一般質問は終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時３３分）

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

平成２９年３月８日（水曜日）午前９時開会

第　１　議案第　２　号　松崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

第　２　議案第　３　号　松崎町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例の制定について

第　３　議案第　４　号　松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第　４　議案第　５　号　松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例について

第　５　議案第　６　号　松崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第　６　議案第　７　号　松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第　７　議案第　８　号　松崎町税条例等の一部を改正する条例について

第　８　議案第　９　号　松崎町立幼稚園統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第　９　議案第１０号　松崎町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第１１号　松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

第１１　議案第１２号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

第１２　議案第１３号　平成２８年度松崎町一般会計補正予算（第６号）について

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　高志　君 | ２番 | 渡辺文彦　君 |
| ３番 | 長嶋精一　君 | ５番 | 藤井　要　君 |
| ６番 | 福本栄一郎　君 | ７番 | 佐藤作行　君 |
| ８番 | 土屋清武　君 | ９番 | 稲葉昭宏　君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 齋藤文彦君 | 副町長 | 指出巖君 |
| 教育長 | 佐藤勝徳君 | 総務課長兼防災監 | 山本秀樹君 |
| 企画観光課長 | 山本公君 | 窓口税務課長 | 齋藤聡君 |
| 健康福祉課長 | 馬場順三君 | 生活環境課長 | 高橋良延君 |
| 産業建設課長 | 高木和彦君 | 会計管理者 | 山本稲一君 |
| 教育委員会事務局長 | 石田正志君 | 総務課長補佐 | 鈴木清文君 |
| 課税係長 | 山本尚敬君 | 福祉係長 | 藤井義巳君 |
| 介護保険係長 | 馬場学君 | まちづくり推進係 | 齋藤一憲君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 新田徳彦 | 書記 | 土屋究 |

◎開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前　９時００分）

---

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第１、議案第２号　松崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第２号は、松崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○５番（藤井　要君）　まだまだわからないようなあれなんですけれども、素朴な質問ということになるかもしれませんけれども、これは、いま思ったのは、これは、例えば、印鑑証明とかなんていうのはうちで、書類が来るということはないわけですよね、これはね。

とりあえず、カードを作って、それは役場の窓口で交付されるというようなことになると考えるわけですけれども、そういうのはちょっとわかりやすい図面のようなものがここに添付してあれば、また読んで、ちょっと違ったんでしょうけれども、そして、あと、あれですね。いま、詐欺じゃないですけれども、高齢者、マイナンバーを使用しますけれども、「じゃあ、やってやるよ」なんて言われて、年寄りだとそうした時に使われたと・・、そして、変なやつに使われているとかという、そういう本人確認の方法とか、法整備がいま遅れているというようなこともいっておりますけれども、そういう点、これからなんでしょうけれど

も、そこはどうなっているのかということですよね。

とりあえず、今はそのくらい、わかる範囲で。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、手続きは、さっきもＩＣチップの話は、電子署名の話で、いま、こういう形で行っているというのは、税金のｅ－Ｔａｘですね。自分の家から直接税務署に申請書を送ってやるようなことができるわけですけれども、そういうのが役場の申請とか、そういうものでもできるようになってくるという、これは条例です。そういう整備をしますよということになります。

それが、果たして本人のものなのか、途中で作り変えられているのかというようなところの部分が不安になるところですけれども、それが先ほど言ったマイナンバーカードの方に住所であるとか、その人の名前とか、いろんな４項目くらいの項目を確認して、まず、窓口へそれは申請をしてもらいます。その人の方に、そこは本人とか、写真つきのものでまず本人確認をして、その人の正規の申し出であれば、それをその人のデータと町のデータを合せて、機構の方に送ります。機構というのが、地方公共団体情報システム機構というのがありまして、そちらの方にそのデータを送って、その人のそういうデータとそのほかにカギが２つ、電子的なカギが２つ付きます。公開カギと秘密カギという２つのカギがそのチップの中に埋められてきます。

一言ではなかなかわからないと思いますけれども、その今度はカギを使って、今度はその人が自分の個人認証のデータとそのカギを添付する書類に・・、例えば、何とかの申請書、その申請書プラスその個人認証のデータとカギを、その公開カギという方の公開されている方のカギのデータを付けて、暗号化して町の方に申請が来るわけです。

それを復元するには、町の方はそのデータをもらう時に、その人の秘密カギというのを持っていますから、秘密カギで作られた文書というのは、公開カギでなければ開きません。町の方は、その公開カギで送られてきた秘密カギで作ったデータを公開カギで開けて、そのデータ、その個人認証のデータと町にあるデータを突合して、大丈夫だなということであれば、その人本人から来たというのがそこで確認できます。

それで、町からその人に今度は、許可とか、そういう通知を送る場合は、今度は送られてきた公開カギをもとに作って、その公開カギでデータ化して、本人に送ります。

そうすると、本人の方は、その公開カギというのは、公開されているカギで、もしかしたら、そのカギは誰かがわかっちゃうかもしれませんけれども、公開カギで作られた文書というのは、公開カギでは開けられません。秘密カギというのがないと開けられません。その秘

密カギは本人しか持っていないので、本人しかその許可証を開けることはできないということになって、そこでセキュリティは保たれるというような、これがシステムになっています。

ですから、あくまでもこれは、個人認証のデータを確認して、そのデータをＩＣチップに入れるという作業さえ行っておけば、今度はそれを使って申請、それから許可を受けるというのは、公開カギと秘密カギというそのカギを用いてやるから、そこは、ほかの人の入れるところじゃない。秘密カギはわからないから、そこは大丈夫ですよと。

その人から送られてきたデータについては、さっき言ったように、町の方でそのデータは、その本人の申請の時にありますから、そのデータと送られてきたデータを突合して、間違いないなということであれば、その人から途中改ざんをされないで出てきたデータだとわかりますから、それが本人の証明ということになるわけです。

○５番（藤井　要君）　これは、24時間で便利になるというようなことで、あれですかね。また機械かなんかを自宅なんかに置けば、送信したものをちょっと手元に残したいなということになると、自分のパソコンか何かに入っているんでしょうけれども、紙出力でやることというのもこれは可能なわけですか。

○総務課長（山本秀樹君）　それはもう特別な機械はいらないので、インターネットですから、自分のところの端末から送って、自分で送る資料は当然自分で画面で作りますから、それはデータとして残せます。

そして、町から例えば許可を受けた許可証とかは、それは自分の秘密カギで、最初はデータで来ますから、ごちゃごちゃ書いてある。要は文書化されていないわけですね。それを自分の持っている秘密カギで開票してというか、復元をして、それが画面に文字として表示されますので、それは、自分のところに来た文書ですから、それも自分では持っていられます。

ただ、あとは、自分のパソコンの中にほかの人が入り込んでデータをもっていっちゃえば、そこは、その個人の方のセキュリティの問題になりますけれども、そういうことで、本人はもらったあれも何もデータ上では読めるし、出力もできるという形になります。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○７番（佐藤作行君）　だいたいわかりましたけれども、マイナンバーカードで申請するということになると、これは、法人はあんまり対象としないで、個人を対象としたような形になるわけですか、法人は使えないわけですよね、マイナンバーカードを必要とする・・。

○総務課長（山本秀樹君）　あくまでもこれは公的個人認証サービスの書面を用いるということなので、対住民というような形のシステムになります。

なお、このシステムについては、要は、町の基幹系のシステムは、基幹系システムでもう単独でインターネット系とは全然分離をされておりますので、基幹系の方に、そのコンセントというか、取り入れ口というか、それを作って、そして、来るときにそこからスポンと入るような、一部その情報のデータを基にしてつなぐような、途中経由をつくりますけれども、そういう今の役場の基幹系の中に一つ入口を作るというような作業が必要と・・、それが一つ入ってくれば、みんなにいくというんじゃ困りますので、それぞれのところにシステムごとで作らなければならないというのがありますので、段階的に整備をしていくというような流れになります。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　マイナンバーの関係が出ましたので、いくつか質問をさせてください。

まず、一つは、この現在町がマイナンバーの提示を求める、そういう書類の手続き、税の申告だとか、それがあるケースとないケースです。もし全く必要ないということもあるようでしたら、それも教えてください。

２つ目は、この町が現在マイナンバーのこの情報で・・、ごめんなさい。これは・・、中に入っている情報というのは何かというのを、それを教えてください。住所とか、マイナンバーの中に入っている情報は何か。

○総務課長（山本秀樹君）　マイナンバーは何が必要で、何が必要じゃないかというのは、いろいろあって全部言うということはできないので、そこは・・、どちらかというと、これからの手続き上は、あくまでも個人の秘密というか、個人の情報に関わることにつく申請とか、そういうものについては、個人番号の記述、本人確認が必要というような形になるかと思います。

町の扱っているものはほとんど個人情報に関わるものが多いので、そういうことであれば、個人番号を書くというケースが多くなってくるのかなと思います。

これがいる、これがいらないというのを今ここで言っていくというのもなかなか難しい問題なので、もし、こういうものはどうかということであれば、それぞれまた担当の方で対応するような形になるかと思います。

それから、情報の方ですが、これは・・、ちょっと待ってください。本籍とか、確か住

所、それから個人番号、あとは生年月日ですね。そういうような内容になります。

それから、先ほどこの申請が個人というのは、先ほど個人認証の話をしていたのであれですけれど、ちょっとぼくもちょっと飛ばしちゃいましたけれども、法人ができるというのはあって、規則の方で・・、この条例の中にはありませんが、規則の方で、電子証明の中で、商業登録法に基づいて、登記官・・、登記する人ですね。登記官が作成したものを用いれば、そういう法人とかの申請も、登記官の証明するものを用いればできると・・、例外というか、追加でそれがありますので、法人でもできる場合があるというふうに訂正をさせてもらいます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（藤井　要君）　確認ですけれども、これはだいたいありとあらゆるものが自分で、家で見えるということも可能ということですね。だめなのかな、これは。例えば、印鑑証明は申請してもらえて、自分の家のコピー機で出力できて、それを使えると。そして、例えば、固定資産評価証明書なんていうのは申請して、見たいですよ、送ってもらいたいですよといえば、そこも可能なのかなと思って。

○総務課長（山本秀樹君）　印鑑証明につきましては、これはなかなかいろいろな利用で、どんどん、どんどんできるよという形になっちゃうと、またそれもまずい話になりますので、印鑑証明は、こういうところからは外されています。

要は、通常の例えば補助金の申請であるとか、占用の許認可であるとか、そういうような、そういう個人の財産とか、そういうものに直接関わりが深いというか、そういうものでないものの申請とか、そういうものに対してのところから入ってくると思います。

いずれにしても、印鑑証明なんかは、それを何枚も出されても、それはうまくない話になりますので、その辺については、対象とはならないというような形になっています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（長嶋精一君）　確認ですけれども、こういう方法を活用することもできるけれども、従来方法でもいいということですね。当然ながら。

（総務課長「そうです」と呼ぶ）

○３番（長嶋精一君）　わかりました。それと、例えば、カギということを総務課長は言ったんだけれども、例えば、インターネットで楽天とか、ヤフーを通じて商品を買ったりするじゃないですか。その時に、何というのかな、パスワードのような概念でいいわけですね、カギというのは。だいたい、そういう形で商品を買ったりするんだけれども・・、だから、私

はそういうふうな捉え方をしているんだけれども、それでいいのかな。

○総務課長（山本秀樹君）　簡単に言えば、そうです。自分の番号というのが、それが、自分の番号が２つ与えられるわけです。それが１つは公開カギという自分が申請をする時に文書に付けてやるそのデータですね。開票するデータ、番号が１つと自分自身が持っていて、その許可を受けた、役所が作った文書を復元するカギが、自分が持っている秘密カギというのが１つ、その２つの番号がチップの中に入れられてきます。個人４情報と一緒にそのデータが入れられてくるという形になります。

ですから、簡単に言えば、本人しかわからないパスワードが２種類あって、１種類は添付して送って、もう１種類はそれに基づいたものを自分のカギだけで開けるということになります。

○６番（福本栄一郎君）　町長の施政方針で、松崎町の光ファイバ網の整備が完了したという昨日の施政方針の中であったんですけれども、この条例の字句も情報通信の技術の利用に関する条例ということで、いわゆるＩＴ技術、今現在風です。だけども、実際にこの松崎町をみますと、約3千所帯、高齢化率が41パーセントを突破したんですよね。また、独居高齢者世帯が約600世帯以上、我われも、私もそうなんですけれども、いっとき流行った言葉、パソコン難民という言葉が流行ったんです。ごくごく自然な形でＩＴ社会へ入っていける人たちはいいんです。そういった、溢れたというんですか、こぼれた人の対策・・、かつては、パソコン教室なんかをやりましたよね。これも非常に高齢化とともにもうおっくうになってくると、「いいよ」、「めんどくさいよ」、「いいよ」、「やらなくてもいいよ」という人たちの救済的な措置、当然これは便利になっていいですよ。24時間365日できるでしょう。そういったこと以外の方は、月曜から金曜日まで、祝祭日を別としても、８時15分ですか、役場は５時までならば窓口でやってくれますけれども、これはそれ以外もできる。そういった人たちの、役場としての対策。それが１点と、もう１つは、これは他人になりすまして、いま総務課長は２つの扉があるというんですけれども、本人の顔がわからないですよね。

役場に来ますと、免許証を提示とか、保険証提示、相対でわかりますけれども、これだったらば、電波で届くでしょうからわからない。その辺についての規制的な、罰則とはいいませんけれども、規制的な条例が入っていないようですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、できない人の対策ということなんですけれども、今現在では、これはあくまでもそういう通信技術を使ってやる方法、この方法が使えない人は、従来

どおり書面でやってもらうということになります。

あとは、その申請等を郵送でも構わない部分もありますので、なかなか容易でない人は、そういうような形で、郵送とか、そういうものを使ってもらってもいいのかなと思います。

いずれにしても、書面での提出、これは条例の決まりどおりの手続きをしてもらうということになります。

それから、セキュリティの関係ですが、これはあくまでもなりすましとかということであれば、それは、その本人からのものではないということになるので、受付をしないということだけになります。特にそれに対して罰をやるとか、そういうことはありません。

○６番（福本栄一郎君）　もう１点聞きますけれども、救済的な措置として、例えば、講習会をやりますから参加してくださいというような考え方ですよ。勉強したいという人も中にはあると思うんです。その辺の考え方。かつてやりましたよね。いわゆる電子化社会なんていうことで・・、昔、役場ですか、国の方もやりましたよね。国からとか県から補助金がきて、講習会、そういったような考え方がありますかということと、それから、例えば、申請した場合に、他人になりすまして、許認可・・、と言いましたよね。許認可が、やった場合に、それが本人の・・、自分の意志に反して人が勝手にやりました。その辺の法的な取り消しあるいは救済措置的なもの・・、それは実際私がやったんじゃないです。私は、２つの扉を、暗証番号を教えちゃったもんだから、私に代わって人がやりました。そういった不利益的なことを受けた場合の救済措置あるいはいろいろな申請関係についての取り消し行為ですか、本人の不本意に基づく取り消し行為、その辺の救済的な措置はあるでしょうか、教えてください。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、講習会等については、そのシステムができれば、その手順とか、そういうものがわかりやすく書いた解説版とかを配布するとか、そういう格好で周知をするというような形になると思います。ｅ－Ｔａｘみたいな形ですね。やり方はこうですよというのを書面とそれからネット上でも配信をしていくというような形になると思います。

それから、なりすましの関係ですけれども、あくまでもマイナンバーカードのＩＣチップに入ったもの、それがないとできないわけです。ですから、その番号聞いたとか・・、暗号化されていますので、秘密カギといっても、その本人には何番とか、どういう情報になっているかわからない。そのＩＣチップに埋まっているデータがないと使えないということなので、他人がその情報を聞いたといっても、それは、まずできないということになります。

それが、もしカードをなくした場合は、それはすぐに届け出をしてもらって、その部分の受付については受けないというような措置を取るような・・、要は、キャッシュカードと同じような扱いになってきます。

あとは、それに対して、本人でないというようなことがあれば、その辺は通常どおり今までも、例えば、第三者がなりすまして書面で申請をしてやった場合は、取り消しをということであれば、通常の手続きがありますので、そのような形の手続きの中で申し入れがあれば対応していくと・・、その辺も確認をしたうえですけれども、そういう形になるかと思います。

いずれにしても、そのデータというのは、画面上ではカギがない限り見ることが、可視化できない形になりますので、その個人の公開カギ、秘密カギもデータ化されていますので、それが自分で打ち込むというものでもないので、そこは、その個人番号カードをなくさない限り、落としたり何だりしない限りできないと・・、ただ、その代わりそのカードを使ってなりすましでやろうと思っても、例えば、その人の持っている土地かどうかとか、土地の場合だと。そういう確認で、その人の所有じゃないところがあったりとか、確かに通常の申請とおかしいところが出てくると思いますので、その辺も突合の中ではわかってくるのかなと思います。

○６番（福本栄一郎君）　もう一回、よくわかるんだけれども、確認ですよ。例えば、私のキャッシュカードを銀行の４ケタ番号を教えてやるからお金を下げてください。例えば、私がとっていた場合ですよ。本人の許諾があればいいです。だけど、払い出しについては、銀行は正当な理由があったから、あなた方の責任です。我われの責任ですから。それと同じように、いまＩＣチップカードですけれども、これを全部やりますから、本人はいちいち許可をしていないですよ。私だって、マイナンバー・・、あれは12ケタですか、全然記憶なんか、何もないです。自分の免許証自体だって番号も・・、全然わかんないです。それを、本人に代わって預けます。やりますから、あなた代わってやってください。その預かった人が不正行為で本人に不利益を与えるような・・、やった場合に、役場として、救済措置がありますかということです。何も、保険証も全部預けますから、あなたがやってください・・、そういった場合ですよ。いわゆるオレオレ詐欺的なことじゃないでしょうけれども、それに近いようなことをやった場合に、役場としての救済措置があるかということです。確認です。これは。

○総務課長（山本秀樹君）　それは、あくまでも個人の責任の問題だと思います。銀行の方もそうであったから個人に救済してくれるかといえば救済はしないわけで、町の方も、あくまでもその状況等があれば、突合してデータが合っていれば、通常の本人と確認できれば、それは許可をするわけで、そこは、自分の個人情報の管理の問題ということになるかと思います。

○２番（渡辺文彦君）　話を聞いていて、だんだん頭が混乱しているんだけど、これを使って、得られる情報、得られない情報、まず、それを整理してもらいたい。

それと、24時間と言われているんだけど、役場が受けるのは、基本的に受けて、それを確認するのは営業時間ですよね、役場の。だから、返ってくる時間というのは、役場が営業している、仮に夜中に申請しても、この回答を得られるのは、次の日の役場が、業務が始まって以降ですよね。これは、基本的には、おそらく、そういうことですよね、これは。

もう１つ、その、番号が２つあるというけれど、それは、あくまでもカードなんですよね、これは。カードでくるわけですよね、カギは。公開カギと秘密カギのカギはカードでくるわけですね。それを紛失したら、この情報は他人に利用されることもあるということですよね、それは。その３つだけ確認・・。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、これは情報を得るためのものではないです。だから、情報を得られる、得られないというものではないです。あくまでも、自分が町に例えば何かを申請、占用の申請をするとか、そういう時に、窓口で手続きをやらずに、自分の家のパソコンの端末からできるか、できないかというだけの話です。

ですから、情報を得るとかということではないので、そこは一つ情報を得るものではないということで認識を改めていただければと思います。

それから、これは、あくまでも、申請者の利便性ということであって、24時間受けるから、役場も24時間で返事をやらなければならないというものではないです。あくまでも、申請をする人は、役場の業務時間内に今まで申請をやっていたわけですね。それが、今度は、間に合わない人も夜自分で申請書を作って申請をすれば、それを、この条例の中で説明したように、端末のデータできて、担当者が端末にそのデータを端末から入力をすると、取り込むということで、はじめてそこが受け付けになるので、その回答は、通常どおり業務時間内とか、それは、データで送りますから、その人は、通常は窓口に来て、例えば、許可をするとかということになれば、その業務時間内になるわけですけれども、データで送りますので、その人が夜帰って来て、10時頃に自分のパソコンを開けて、返事がきていて、それを解

凍して、文書として自分のデータの中に入れた時点が受け取りの時間ということになりますので、受取時間も、町の方は送っておけば、あとは、本人はそれが夜でも何でも受け取れるということになるということです。

ですから、これが、やるから許可がすぐにこないじゃないかということじゃないので、あくまでも、申請をする時間が、１日自分の都合のいい時に申請ができますよということです。

それで、自分の方も待っていれば、ただ、普通に仕事をしていれば、データとして端末にその許認可の処分が来ますよというところの話です。

あくまでも、公開カギと非公開カギというのは、個人番号カードのＩＣチップの中にデータとして入れられますので、それを使ってやりますので、その管理は、今も個人番号カードは個人の責任でなくさないようにということですので、それは、もう全然変わらないということになります。

○２番（渡辺文彦君）　最初の質問、ぼくが、表現の仕方がまずかったんだけれど、先ほど、藤井さんの話の中で、印鑑証明なんかは無理だよいう話があったわけですね。そういう無理なもの、要は。情報じゃなくて、申請できないものは何かということを聞きたいんです、ぼくは。申請できるものとできないもの、このインターネットを使って。それを聞きたいんです、要は。

○総務課長（山本秀樹君）　ですから、今現在は、何もできません。システムがありませんので。

通常であれば、占用の申請であるとか、例えば、住民票の関係を出してもらうとか、そういうものをできるように作るとは思います。それは、いまコンビニなんかでもできるところもありますので、そういうのもできてくると思います。

いずれにしても、今回これをやっていくにあたって、まずは、どの手続きからやれるようにしていこうかというのは、またうちの方の内部で協議していかなければならない問題ですけれども、あくまでも、その、先ほど言った個人の情報に及ぼす影響が大きいものは、まずやらずに、それほど影響のないところから入っていくというような方向でやっていきたいなということです。

○２番（渡辺文彦君）　それじゃあ、具体的にどういうものが使えるかということはこれから決めていくということですよね。それは、決めたら、我われなんかにも情報・・、こういうことでやりますよとかという場があるわけですか、知らせてもらえる場が。その辺を確認し

たいんですけれども・・。

○総務課長（山本秀樹君）　それは、第８条にありますけれども、どういうものはできるのかとか、いつ頃からできるのかとか、そういうデータは必ず毎年公開していくということになっていますので、それで、皆さんにお知らせをしていくと、そのやり方についても、さっき福本議員が言ったように、それがやっぱり不慣れな方もいますので、手続きの手順としては、こういうふうにやるんですよというのは、図式化したものをデータ上に公開するとか、そういう形で利用の促進は図っていくというような流れになります。

○１番（伴　高志君）　いま、お話を聞いていると・・、これはまだこれからやるということですよね。予算化はこれからするということですよね、間違いないですか。

それで・・、いいんですけれども、その場合にどのくらいの予算を検討しているとか、そういうのも・・、これから関係ないんですか、これは町のものとしてやるんですか、それとも、国の制度なので、国のお金でやるものなんですか。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、冒頭言ったように、これは、今後そういうことができるように、町は努力していきなさいという努力義務をこれは入れてありますけれども、法整備の方はやるようにということなので、法整備はやります。システムの方は、これからということになります。

ですから、今現在は、条例をつくっただけと、具体的な予算化もまだされていません。ですから、試算の方もまだしていないというような形になります。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○１番（伴　高志君）　この法整備は、これからされていくんでしょうけれども、結局いろんなこの質疑の中で、利用者が非常に少ないんじゃないかと、かつ非常に複雑になっていく問題ですので、それにかかる手間、ここは、本当に予算化していいものか疑問です。という理

由で、私は反対を表明します。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○５番（藤井　要君）　役場の職員とか、いろいろ人口減少の中で、スピード感をもってやっていかなければならないと、また、いろいろ、じゃあ、郵送されたものは本当に届いたかの後々の確認というようなものが送られてくるとか、いろいろ疑問点はあるわけですけれども、とりあえず、法整備をして、それからまた整備した中でもう一度とか、説明会とか、いろいろやると思いますので、これは、法整備されなければ、先に進まない問題だと思いますので、本案に対して賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第２号　松崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前　９時５１分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第２、議案第３号　松崎町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第３号は、松崎町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○１番（伴　高志君）　これだけだと、まず、実際にどれくらいの利用者が想定されるのかとか、その年齢別の何というんですか・・、この今の説明・・、児童１人につき1.65平方メートル、これは年齢とかという区分はあるんですか。利用者数と年齢区分ということについてお願いします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この放課後児童クラブにつきましては、小学生を対象にしておりまして、冒頭・・、説明の中でも申し上げましたけれども、現時点で登録が15名でございます。15名登録しておりますけれども、必ず15名ということではなくて、常時来るのは、７名から８名位の児童が利用しているような状況でございます。

○１番（伴　高志君）　これは、じゃあ、小学生に限られるということなんですね。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、松崎町内の小学校に在籍する児童ということで定められております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　この児童館の施設ですけれども、ここは、ほかにも児童が来るということが、その・・、これはまた予算審議でやると思うんですけれど・・、その児童が混ざらないようにするということですよね。あくまでも、この放課後児童健全育成事業という、そういう対象に限っているということですね。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、あくまで放課後児童クラブの運営に基づく条例整備ということでございますので、児童館の中で現在放課後児童クラブを運営しておりますけれども、法的な整備がまだないものですから、正式な児童クラブとしてはまだ認められていない状況でございまして、単独事業で行っておりますけれども、この条例を制定することによりまして、そういった補助的な面でもサポートがあるということでございます。

○１番（伴　高志君）　補助的な、その予算措置というのは、これは、ここには書いていないですけれども、だいたいの予算というのは教えていただくことはできますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、当初予算の方で計上してございますけれども、児童館の整備で千万円位、それからその他の経費で300万円だったと思いますけれども、それらの３分の１が県からの補助という形になります。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに・・、伴君、ありますか。

（伴議員「今はいいです」と呼ぶ）

○５番（藤井　要君）　これは、法整備がされたということ、今までは無認可みたいな関係だったんですけれども、あと、これは、ただよくなった、移った。今までは補助員の関係なんかもいろいろあるんでしょうけれども、今度は１人プラス補助員というようなことで、決まりということで、これはお金のことは、まず、その300万円の中で３分の１というのはあるんですけれども、これは、ほとんどそのまま・・、例えば、今やっている時間も変わらないような状態でやってきているのかな。

だから、これは、１日普通の授業をやっている時は３時間じゃないですか。だから、何時から何時までというのは、今までと変わらない。１日８時間というのもありますよね。これは、休業日については１日８時間、これも朝の何時から何時までは変わらない。250日以上ということですけれども、これも今までとほとんど変わらないということでやっていくのか、そこをお願いしたいと思いますけれども。

○健康福祉課長（馬場順三君）　今回、若干時間等については変更になります。従来、今までですと、授業日につきましては、授業終了から午後５時までという形での運営でございましたけれども、今後は授業終了から午後６時30分までという形で、６時30分、１時間ほど延長がなされます。

それから、現行では、長期休業日と土曜日が休業になっていましたけれども、今後は、土曜日と長期休業日については、運営をするという形でございまして、土曜日につきましても午前９時から午後６時半まで運営をするという形でございまして・・。

（藤井議員「もうちょっとゆっくり」と呼ぶ）

○健康福祉課長（馬場順三君）　今までは、長期休業日、いわゆる春休みですとか、夏休み、冬休みについては、開設しておりませんでしたけれども、今後はそういった長期休みを開設するということでございます。

（藤井議員「土曜日は何時から何時まで・・」と呼ぶ）

○健康福祉課長（馬場順三君）　午前９時から午後６時30分までの開設でございます。

それと、これは要綱の方で定めますけれども、今まで利用料につきましては、無料でやっておりましたけれども、若干、おやつ代ですとか、教材費という形で千円程度徴収をするということで予定しております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにございませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくは、これを、今現在ある児童館がそのまま今度、従来あった幼稚園の方に移るに伴っての整備かなと思っていたんだけれども、いまの話の中で、ちょっとぼ

くの勘違いだったということが、今わかったので、確認したいんですけれど、あくまでも、放課後児童クラブのための整備ですよね、これは。

現在、いま子どもらが朝８時、未就学児が遊んでいることに対しては全然これは関係ないことですね、これは。ということになると、ぼくは、ここで、ちょっと聞きたいんだけれど、いま登録されている人間が15名という・・、実際利用される方が７名から８名位じゃないかなという話なんですけれども、・・となると、このくらいの人数で、あえてまたこれを法整備して、今の幼稚園の方に移らなくても、いま空いている・・、校舎・・、小学校の校舎の中にいっぱいあるじゃないですか、部屋が。それを使ってやってもいいんじゃないかなと思うんですけれどもね、ぼくは。そういう考え方は成り立たないんですか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれど。

○健康福祉課長（馬場順三君）　県内の放課後クラブの中にはそういった形態をとられているところもございます。ただ、松崎の場合には、隣接する幼稚園の方がいくつか部屋がございまして、その中で児童クラブの中で勉強したりするようなスペースも十分取れるものですから、隣接する幼稚園の方へと移設をするという形で考えているところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　この児童館の運営にあたって、以前ここで働いている方とちょっと話をしたんだけれども、その放課後クラブを別に、そこに働いている方の意見では、小学校の教室が空いているから、そこでやっても何も問題ないんだよねという言い方をされていたんですよね、実際。別に、自分らとしてみれば、ここでいた方が、子どもらと遊ぶ・・、未就学児の場合、ここにいた方が生活はしやすいと・・、むしろあっちに移った方が、今の状況じゃあ、ちょっと不安があるなというような話はしていたんですよね、それは防災面でしたけれども。

それは、また幼稚園に移るにあたって、そういう部分も整備されるということでしょうから、それは解消されるにしても。

ただ、問題は、15名位の人間のためにこのあれを整備して・・、未就学児と合せて一緒に児童館ということで、頭の中が自分らは混乱というか、整理できないまま・・、それなら、必要かなぁという感じで捉えているんだけども、実際は15名程度の利用のためにお金を動かすという理由になっている気がするんだけど、そうではないんですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　現在の児童館につきましては、年間１万2千人位の利用がございまして、当然放課後児童クラブを担当している職員につきましては、児童館の方の対応をする場合もございますので、できれば、同じ建物の中において職員が児童館ですとか、ある

いは放課後児童クラブ両方についていろいろやりとりできるような形での配置ということで考えておりますので、こういった今回の設置になったものでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　いま、渡辺議員の質問にもありましたけれども、この14条の緊急時とか、非常災害とか、こういう場合は、もう、これは特殊なケースですけれども、この子どもたちに限定するということができないと思いますので、そういったケースをどういうふうに対応していくとか、そういう町の考え方はどうでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　災害時の避難につきましては、現在小学校の方で年４回位ですか、津波避難の訓練を実施しておりまして、そちらの方に合わせまして、児童館の方も訓練に参加をさせてもらうということで、学校の方に申し入れをしてございます。

当然児童については、小学校の方で参加をしますけれども、父兄ですとか、小さい幼児の方なんかも児童館を利用されますので、そういった方々の避難を合せて実施をすると・・、なおかつ児童クラブにつきましては、過日も避難訓練を実施しましたけれども、そういった訓練を通じまして、小学校の屋上の方へ避難することになりますけれども、そういった体制を作っていくということで考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　条例の10条の３項ですかね。資格・・、支援員の資格のところなんですけれども、１から９まであるわけですね。ここで、ぼくが問題にしているのは９番目なんですけれども、結局、この児童クラブの問題に関しては、いわゆる学習支援ですよね、これは、おそらく。この時間・・、生活支援ももちろんあるんですけれども、多くのところは学習支援部分があるからこそ、この９まで・・、１から８までは、そういう専門的な知識を持った人間の知見を求めているということだとぼくは解釈しているわけですね。

９番目だけは、ちょっとこう、なんかすごく例外的な条項みたいにみえるわけですね。なんですか・・、児童クラブ育成事業みたいなところに類似する事業に従事した人間、町長が認めた者というすごく漠然・・、ほかのところに比べて・・、短大、大学、それなりの専門的な知見を得た人間があたるというふうに規定されているのにも関わらず、ここだけは非常にあいまいというか・・、単なる・・、経験があればいいよくらいのところで済まされているんだけれど、この辺に対してちょっとすごい違和感があるんですね。

ここに対して、ここに、さっき言ったように・・、ここの、児童館の位置づけが学習支援と生活支援があるということで、生活支援の部分にあたってもらいますよということであれ

ば、それはそれで話は見えるんだけれども・・、でも、常時２名ではないですよね、これは、この体制は。その辺でちょっと確認したいんですけれども・・。

○健康福祉課長（馬場順三君）　現在運営しております放課後児童クラブにつきましては、臨時の職員が対応しておりますけれども、この職員につきましては、中学校、高校の免許を所持しております。

体制につきましては、児童館で１名、それから放課後児童クラブで１名という体制でやっておりますけれども、長期休業等で利用する児童が多くなった場合には、もう１名配備をしまして、児童館と放課後児童クラブ両方をみるというような形で、３名体制であたるという形で考えているところでございます。

○５番（藤井　要君）　児童館と児童クラブということがあると思うんですけれども、児童館というのは、誰でも遊びたい時間にというか、遊びといったらおかしいかもしれないけれども、そこへ行ってやれると、この児童クラブというのは、いわば学習塾みたいな、補助みたな考え方でよろしいのかということと、いま、15名ということなんですけれども、だいたい運営上からいって、じゃあ、何人位をやっぱり集めたいなとか、そういうような目標があるのか、お願いしたいですけれど・・。

○健康福祉課長（馬場順三君）　例えば、夏休みなんかの利用ですと、学習面だけではなくて、例えば、プールの方に、海洋センターのプールに行って、そういった活動をしたりとか、やっておりますので。あとは、宿題をやったりとか、そういった形が主になりますけれども、だいたい・・、15名現在、定員といいますか、登録がありますけれども、だいたい15名から20名位の人数が非常に活動する面ではいいのかなという感じがしております。

これは、ご両親が共働きのような形で、普段家に帰っても誰もいないというような形の生徒が児童が対象になるわけでございますけれども、多くても20名位が活動するうえでは、理想的だなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと教えてもらいたいですけれども、今現在児童館でやっていますけれども、今度は、こういった条例を制定するということなんですけれども、ここに、資料３に付いていますけれども、開所日数が１年につき250日以上ということですけれども、職員の身分の関係、正規の職員にするのか、あるいは臨時で対応するのかということが１点と、現在15名程度の登録者がいるということですけれども・・、しかも小学校の放課後の支援ということはもちろんいいことなんですけれども、これについて、利用料が今までは無料

だったのを千円位もらうということを先ほど課長の方から説明があったんですけれども、小学校はやっぱり友だち関係ですね。例えば、学校が終わりました、ぼくは家に帰ります、ぼくは児童館に寄っていきますといった場合は、そこが、登録を受けた、じゃあ、一緒に、友だち、ついていっていいですか。その辺の関係と、今現在はおそらくお母さん方が０歳児から、中学生は来ていないでしょうけれども、小学校のそばですから、６年生は来る。こちらの、その辺の、今までの、従来の児童館的な役割、これは本当の小学生の放課後のみですか、それとも、今までどおりの誰でも来てください。いらっしゃってくださいという・・、その辺の考え方はあるでしょうか、その辺をお聞かせください。

○健康福祉課長（馬場順三君）　職員の身分につきましては、児童館それから放課後児童クラブにつきましても、いま、臨時職員という形で配置をしているところでございます。

それから、一般の児童の利用につきましては、一旦帰宅をして、カバンを自宅に置いてから来てもらうという形での対応を現在とっているところでございます。

それから、放課後児童クラブにつきましては、幼稚園の方に移転をしたのちは、個別の部屋が確保できるものですから、その中で、例えば、学習をしたりというような活動はするという形で考えております。

現在の児童館においては、そういった個別の部屋が設けられないものですから、いわゆる一般の利用者と同室の中で、賑やかな中で宿題なんかをやっているというような状況になっております。

○６番（福本栄一郎君）　もう１点教えてください。ですから、登録した人は利用料を千円程度、それ以外の人は今までどおりに無料ということでよろしいですか、その辺の確認です。

○健康福祉課長（馬場順三君）　あくまでも、児童館だけの利用につきましては、無料でございます。

○２番（渡辺文彦君）　いま、課長はランドセルを家に置いてから・・、それから利用してもらうということを言われたんだけれど、そうなると、利用できる人間は、三浦方面、小杉原方面、岩科、八木山方面の方はできないわけだね、子どもらは、おそらく、そうなると。ということは、松崎の小学校の周辺にいる子どもらが対象になってくるということだよね。こうなると・・。だから、15名なんだよね。これは。おそらく。

これは、設備としてはいいんだろうけれども、機会の公平性にあたっては、非常に不備があるような気がするんだけど、その辺は、もしここで機能したいならば、一旦子どもらが帰っても、迎えに行くような体制を作ってやらないと、機会の不平等になるんじゃないです

か、これは。その辺のちょっと説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　児童クラブの会員につきましては、学校が終わりましたら、そのまま直行して構わないということでございます。

それから、あとは、いわゆる遠隔地、三浦なんかの児童につきましては、終わったあと、そのまま児童館の方を利用することについては、問題ないと・・、いわゆる松崎地区の近くの子どもについては、一旦家に帰ってから児童館を利用するという形でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　あらためて、もう一度確認させていただきたいんですけれども、これは、今度児童館が移ることを前提として整備するんですよね、これは。

だから、これを認めたということは、実は、移るということですよね。だから、さっきぼくが最初に触れたように、小学校でやるということは、検討の余地から外れるということですよね、その辺は・・。

○健康福祉課長（馬場順三君）　今回の旧松幼への移転につきましては、今まで児童館で運営委員会ですとか、あるいは行政調査委員会ですとか、議会の全協等を通じまして、ご説明申し上げてきたところでございますけれども、もう一度確認の意味で申し上げますけれども、児童館というのは、あくまで、あそこは法的には高校生までが利用できるような形になっております。

児童クラブにつきましては、登録された小学校の児童だけが利用すると、そういうような形でのすみわけになっているところでございます。

○５番（藤井　要君）　いま、先生方のＯＢさんとかを使ってやっているんですけれども、これからも・・、費用の関係ももちろんあるので、新しくなってもＯＢさんの方を雇うというような・・、費用軽減というか、削減を図っていく方針という考えでよろしいですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　あくまでも、正規の職員ではなくて、臨時職員での対応ということで今後も考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくは、この件に関して反対を表明いたします。理由は、この、今現在の登録人数が15名足らずですね。そういう状況で、幼稚園、今の現状から移してやることに対して合理性があるかどうか、ちょっと正直言って疑問です。

今の空いている小学校の施設を使っても十分対応できるんじゃないかという・・、その選択の余地がまだ残されていると思いますので、その辺を考慮して、議案に対しては反対をしたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○１番（伴　高志君）　このサービスを作り出して、充実させていくという意味では、すごくいいものだと思って、賛成したいんですけれども、やはりここの充実と、それから職員の確保・・、臨時職員ではなくて正規のものを目指して、子どもたちがより安心できる・・、そういう事業にしていくということについて賛成を表明します。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第３号　松崎町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４号、第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　お諮りします。日程第３、議案第４号　松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。日程第４、議案第５号　松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括の議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、日程第３、議案第４号　松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定

について。日程第４、議案第５号　松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括の議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第４号は、松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。日程第４、議案第５号は、松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長　山本　公君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（渡辺文彦君）　この件は、昨日、私の一般質問でちょっと最後に触れて、時間がなかったところなんですけれども、この設置の目的ですね。第１条、新規創業の促進、雇用の創出及び交流人口の拡大ということに対して１年間やってきたわけですけれども、どんなふうな手ごたえを感じているか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほど申し上げました「ふれあいとーふや。」につきましては、７月にオープンさせていただきまして、以降、これまで様々な利用がされております。

雇用の促進ということの中では、富士ゼロックスさんと連携をした中で、シニアインターンシップということで、定年間際の方が、今までもっている知識を地域に来て使える部分を探ったりとか、それらを町の方で活用していくというようなことの取り組みを９月に実施をしているところでございます。

併せて、様々な、常葉大学ですとか、静岡大学のフィールドワークとか、そういったものに活用していただいたりとか、あるいは地元においてもまちづくりの団体が青パパイヤ、そういうものの利活用についてを考えるですとか、里山ファクトリーで会場として使ったりとか、そういうような地元の方々にも使っていただく、あるいは外の方にも使っていただくということで、これまで進めておりまして、７月にオープンして以降、500名位の利用がこれまであったところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくも何回かここでワークショップ等を行って、利用させていただきました。でも、そのワークショップはここでなければできないということを実感した覚えは一度もありません。別にここでなくてもできたなというのが正直な感想であります。

問題は、先ほど言った、本来ここをつくった目的は、富士ゼロックスさんあたりと提携して、ここでもできる創業、インターネット回線を使った事業を立ち上げるということが、おそらく目的だったような気がするわけですけれども、そういうのはこの間、９月に１回ミーティングをやりましたとか、その程度で成り立つ事業ですか、これは。その辺をお伺いしたい。

○企画観光課長（山本　公君）　そのインターネットを使ってみたいなことの中で、テレビ会議みたいなシステムも置いたりとかしているわけでございまして、当然、それらは、先ほど申し上げましたシニアインターンシップの取り組みの中で、富士ゼロックスの本社というんですかね。横浜にある方とテレビ会議・・、テレビで結んで、そういう会議をしたりとか、そういう取り組みもしておりますので、いっぺんになかなかそういうものが、すぐになかなか繋がらないという部分が当然あるわけですけれども、ある程度条件を整えた中で、いろんな企業の方にも来てやっていただくというようなこと、まだまだ始まったばかりでございますので、様々な取り組みをしながら、より利用の促進を図っていきたいなと・・。

また、コニカミノルタの方も町の課題を解決する研修みたいなものもやっていただいておりますので、そういう方々・・、とにかくこちらに来ていただいて、そういうものがあるということを知っていただいて、利用していただいて、将来の雇用というんですか、創業とか、そういうものに繋げていただければなと考えております。

○２番（渡辺文彦君）　今の課長の発言でみると、取り組みが非常になんかぼけているというのかな、ぼくの印象は。

これを設置した時から、もうインターネット回線みたいなものを利用した、インターネット環境の事業を考える方を引き込みたいということで進めているはずだから、それに沿った具体的な、明確なビジョンがあって、そこに関わる方法論を検討していくべきなのに、これからやりながら考えていきますというのは、そういう姿勢というのは、いつまで経っても結果が出てこない気がするんですけれども、いかがですかね。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほども申しましたけれども、取り組みはやっていないわけではないわけでございまして、それが具体的にすぐ、来て、じゃあ、やってくれるかというところまでまだまだいっていないところですので、やはりいろんな企業の方、先ほど申しましたけれども、富士ゼロックス株式会社ですとか、コニカミノルタですとか、そういった方々にこういう施設がある、使っていただくということの中で、町としても、皆さん、来てくださいということの中でやっていくしかないのかなと思います。

作ってすぐということはなかなかちょっと難しいのかなとは考えていますけれども、そのような状況で、とにかく取り組んでいるところでございます。

○２番（渡辺文彦君）　いま、そのコニカミノルタにしても、富士ゼロックスにしても、一応何らかの形で町ともお話をされているんでしょうけれども、彼らが、どういう条件であったら、こんなふうに使えるねとか、これじゃ、まずいよねとかというところがあったら、ちょっと紹介していただきたい。

これを具体的に進めていくうえでの課題なりがあるならば、その辺を明らかにしていただきたい。

○企画観光課長（山本　公君）　なかなかこちらに一度に移住するということはなかなか難しいという中で、ただ、条件として、テレビ会議ですとか、そういったものが簡単にできるような条件を作りたいということでやっていますので、その中で、なかなか移住定住というところまでいきませんので、二地域居住みたいな形の中で当面はやっていただくしかないのかなと思います。

当然家の問題も・・、住まいの問題も当然出てくるかとは思いますし、それらの問題についても、空き家の活用ということの中で今後考えていかなければならない。合せて考えていかなければならないというようには思っています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　とりあえず、こんな施設があるから利用はどうですかというふうな提案であれば、松崎じゃなくて、ほかの地域、日本中過疎で悩んでいる地域は全部同じことを取り組んでいるわけですよ。

松崎を選んでもらうには、松崎はこんなメリットがありますよということを出さなきゃいけないわけじゃないですか、基本的には。その辺がないまま、ただ「こんな施設がありますよ、利用してください」だけで本当に来てくれるのか、非常に疑問に思う、この辺は。

○町長（齋藤文彦君）　昨日も言ったけれど、本当に渡辺君の意見を聞くと、ますます暗くなってくるところがあるわけだけど、あれをもうちょっと明るく使う方法を議会の方でも考えていただきたいなと私は思うわけです。

私は、松崎からいろいろ行動している若い人たちからたくさん、「いろいろ会議をしたいんだけれども、会議をする場所がないから」と何回も言われているわけで、あそこは、私は、敷居の低いモダンな公民館みたいな使い方をすればいいなと言ったわけですけれども、あそこでこれを見ると、松崎の若い人とか、いろいろ会合で使うわけですよね。

それで、ぼくは車で家に帰る時にあそこを通りますけれども、あそこに電気が点いて、若い人たちが集まって、いろいろなことをやっていると非常に元気づくわけですけれども、いろいろな企業が使うのもいいわけですけれども、松崎の町民の皆さんが、あそこを公民館みたいな形で使ってもらえばもっと元気になると思いますよ。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっとお伺いします。ここの・・、松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の第２条、名称及び位置ですけれども、愛称が「ふれあいとーふや。」位置が、松崎町松崎190番地ですけれども、いわゆる同時提案ですけれども、松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止うんぬんという条例がありますけれども、公の施設で議会の議決を得るわけですよね。個人の建物に対して、公の施設として指定していいものかどうか。それが１点と、関連して、今度は、議会の・・、廃止するにしても開設するにしても、今度は議会の議決を得なければならないです。規則ならともかく、これが、本人の承諾を得ているのかの・・、この間の条例がいきている限り、全部拘束しているわけですよね。その建物を・・。豆腐屋さんの建物自体を・・。包含される土地もそうでしょうけれども・・。土地と建物が一体としていましたので・・。

しかも、公の施設となれば、見た感じで、ちょっと失礼かもわかりませんけれども、かなり老朽化している。しかも、昔の典型的な家屋です。いわゆる昔の田の字型ですか、こたつ柱を中心とした。今は、壁構造で耐震性があると思うんです。その辺の公の施設として、皆さんを受け入れました。いま騒がれております津波は別としましても、地震対策が、安全性があるのかどうか。まず、その２点をお伺いします。

○企画観光課長（山本　公君）　まず、公の施設の設置にあたって、必ずしも所有権を取得するまで必要ないということで、賃借権、使用貸借権によって施設を住民に利用させる権限を取得した場合においても、公の施設とすることができるということでございまして、個人の方から10年間という期限の中で、施設をお借りしているわけでございます。

先ほど申しましたけれども、平成27年、28年において、建物の中を改修したり、併せて附属の設備をしたりとか、利用はしやすい形で整備はさせていただいておりますけれども、特に耐震の部分については、それをやるというようなことは行ってありません。現状を変えない中で出来るリフォームをさせていただいたということでございます。

○６番（福本栄一郎君）　じゃあ、例えば、雨漏りがした場合に、役場で直すという・・、当然所有者の許可を得るということも想定していいわけですよね。それが１点と、あとは、駐

車場の問題がありますよね。その辺の施設として、その辺の・・、どこの駐車場を利用するのかということが２点目。３点目が、第13条の損害賠償の・・。失礼しました。14条、指定管理者等による管理、これは、指定管理者に行わせることができるということがありますけれども、だいたい想定する指定管理者というのは、どこでしょうか。教えてくれませんか。

○企画観光課長（山本　公君）　建物の増改築、改造とかを行う場合については、所有者の承諾を得た中で、町の方でそれは修繕をさせていただくというような形になります。

駐車場の関係につきましては、現在４台、その隣接して確保してありますけれども、当然それ以上の場合ということもありますので、中瀬邸の駐車場並びに役場等の駐車場を活用していただくような場面が出てくるのかなと考えております。

指定管理者につきましては、現在どこの団体に、どこの団体がやるということについては、現在のところ考えていない。地域おこし協力隊がおりますので、その中で管理はしていただくというようなことで考えているところでございます。

○６番（福本栄一郎君）　１回で終わります。使用の制限・・、会員登録は第４条ですね。会員登録ですね。第５条の使用の制限がありますけれども、これは、（１）から（５）までありますけれども、この目的に・・、第１条の目的にあまりそぐわない、一般的な物売り、陳列したいから、販売したいとか、あるいはあまり・・、政治団体であるとか、その諸々の関係については、使用制限に抵触する恐れがあるかどうかということと・・、あと、裏に・・、別表２ですか、それぞれの使用料がありますね。その中で、私も見に行ったことがあるんですけれども、コピー機がありますよね。カラーコピー機、ファックス等々がありますけれど、そういったような使用料が入っていないですけれども、これは、我われ一般の人も自由に出入りしていいですか。

それから、関連で、上の別表１で、会員は・・、会員ですから、おそらく１グループ、１団体んだと思います。１人、１年につき５万円じゃあちょっと高いですもんね。その辺の確認の意味で、何回使っても会員の人であれば、５万円でいいのかどうかということをお伺いいたします。

○企画観光課長（山本　公君）　使用の制限につきましては、どの施設でも規定をしている条項でございます。

いずれにしても、使用にあたっては、申請書等を出していただいた中で確認をして、適切な団体だろうかということは判断したうえで、お貸しするということになるかと思います。

それから、コピーの関係につきましても規則の方でありますけれども、その中で、１枚あ

たりいくらということで謳ってございます。基本的には、その施設を使っていただく団体の方に利用いただくというようなことで考えているところでございます。

それから、一応利用の期間、連続して７日以内ということの中で、それを、再度申請をと出していただくというような形になります。

○６番（福本栄一郎君）　もう１点・・、あと、夜間使った場合、管理ですね。特に火の元、電源の切り忘れ、ストーブの消し忘れ、エアコンの切り忘れ、その辺の・・、利用者がということではなくて、役場、いわゆる管理者である松崎町長としての管理体制ですね。夜間あるいは土日、例えば、年末年始等々の管理体制。

あそこは、住宅街で、密集地なんですよね。特に火の元の関係、その辺の管理体制を教えてくれませんか。

○企画観光課長（山本　公君）　一応開館時間につきましては、午前８時半から午後５時までということで、協力隊員等がいる時間帯の中で使っていただくということで考えております。

また、年末年始については、利用についてはできないというんですか、利用できる期間から外しております。以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　暫時休憩します。

（午前１０時５３分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　まず、企画観光課長の方から申し出がありますので、許可します。

○企画観光課長（山本　公君）　議案第４号の関係でございますが、１枚めくっていただきますと、条例の本文が出てまいります。

その一番上の段でございますけれども、平成28年という記載がございまして、こちらは29年ということでございますので、お詫びをいたしまして、訂正させていただきたいと考えています。29ということでお願いしたいと思います。

---

○議長（稲葉昭宏君）　質疑を続けます。

質疑はありますか。

○１番（伴　高志君）　この施設の設置のこの計画を進めていくにあたって、町の考え方というか、基本的には、地域おこし協力隊の人たちが拠点をそのままにするということなんですけれども、地域おこし協力隊独自で、テーマをもって動いている方もいます。それは様ざまだと思いますけれども、より交流という意味では、この地域おこし協力隊の役割ということはあると思うんですけれども、地域おこし協力隊同士の、例えば、ほかの地区というか、南伊豆とか、東伊豆とか、そういうところとの交流のために、外に出ていく要素というか、そういうことも考えられるんですかね。

そうですね、季節によって、いろいろ町の中に、集中している場合もあると思うんですけれども、その交流を増やしていくという意味では、今後の地域おこし協力隊の活動の関わりでは、どういうふうに考えていますでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　地域おこし協力隊に入っていただいて、現在も管理みたいなものをしておりますけれども、常時全員がいるということではなくて、外へ出て、例えば、なまこ壁の活動ですとか、あるいはかんきつの関係、放棄されたかんきつの関係ですとか、様々な取り組みをしていることは、議員もご承知のことかと思います。

下田を含む賀茂郡下の地域おこし協力隊がいるわけですので、それらの皆さんともいろいろ打ち合わせをしたりとか、交流をしたりとかというようなものもお互いの市町に行ったりとか、あるいはこちらに来ていただいたりとかしておりますし、「とーふや。」を使った中で、スキルアップの取り組みもあそこを使った中でやっているということもございますので、そのような形の中で地域おこし協力隊がやっているというようなことでございます。

また、今度募集をして、また新たな方も入りますけれども、当然将来の定住に向かって、様々な仕事を作り出すようなことの取り組みなんかもしていただいて、残っていただくようなことをしていただきたいなと考えておりますので、あの施設を使って、そういう取り組みもしていただくことも当然あるでしょうし、外へ出て活動していただくこともあるのかなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（藤井　要君）　まず、最初に、いろいろ条例があるでしょうけれども、この図がありますよね。イベントスペースＡとか、あそこに入ったことがあるだけですけれども、これはどれくらいのスペースで、いくらの勘定というのはわからないですけれども、図面くらい見せてもらいたいなと思うということと、あと、ほかの議員が大きなことを聞いておりましたので、私は、ちょっと細かいことで申し訳ありませんけれども、これは、３条のところです

ね、３条の２。「町長は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に必要な条件を付すことができる。」これは、例えばどんなことですかね。

それと、あとは、第４条、これは登録を行うことができる。これは、登録しなくても使用できるということですけれども、これは構わないですけれども、あと、５条のところですね。これは、先ほど言いましたけれども、なんで、７日以上使用できないとか、これも入らないのかな、書く必要がないのかな。説明するときに、また違う紙で説明・・、規則で説明するからいいのかなという、そういう考えもあるでしょうけれども、５のところの「その他町長が必要と認めるときは」ということで、これは、施設の使用を許可しないんですよね。

「町長が必要と認めるとき」は許可しないというのを、例えば、これ以外のときに、どのような許可しないものがあるのかなということですよね。そのところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○企画観光課長（山本　公君）　「とーふや。」の施設につきましては、先ほども福本議員の方からありましたが、田の字みたいになっているということでございまして、道路側に面したスペースをイベントスペースということで、２間ありまして、それが８畳と10畳でございます。その隣に机が置いてある施設がありまして、それがワーキングスペースということで、ＡとＢという形で7.5と4.5という形の施設になるものでございます。

それから、使用の許可の関係ですけれども、当然使用される方については、町長の許可を、こういうことで使いますよということの中で申請をしていただいて、許可を受けるわけですので、その許可を受けた事項が当然変更になれば、改めて出していただくということでございまして、その管理の中で、具体的にどのようなものというのは、ちょっとありますけれども、不適当なものであれば、町長は許可をする前に条件を付して使っていただくということになるかと思います。

また、使用の制限についてもやはり同様のことかなと考えております。

○５番（藤井　要君）　これは、窓口に借りに来たときに、ある程度窓口の人たちだって知らなければ、ここでどんな例外くらいは、ちょっと頭の中に入ってなければ、あれじゃないですか、説明がつかないんじゃないかな。

だから、例外を、いま、２つ～３つ聞いたけれども、わかるら、そのくらい・・。

○企画観光課長（山本　公君）　施設の許可については、町を通じて行っていただくということで、協力隊がそれを行うものではございませんので、町の方に申請を出していただいて、町の中で判断をさせていただくということになります

（藤井議員「例外、例えば、このようなものが・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君）　藤井君、図面の方を請求しますか。

○５番（藤井　要君）　図面を皆様が見たいというのであれば・・。

○議長（稲葉昭宏君）　では、後ほど提出をしてください。午後からでいいよ。

○５番（藤井　要君）　２の・・、先ほど言った「前項の許可に必要な条件を付すことができる」ということは、例えば、どんなことか。

そして、あと、５条の方、これは、「使用を許可しないものとする」中で、（５）は「その他町長が必要と認めるとき」は許可しないという・・、これはどんなことか、この２つ、例外。

○企画観光課長（山本　公君）　なかなか例えは・・って話ですけれども、目的とすれば、設置のところの第１条にあるわけでございますので、新規創業の促進、雇用の創出ですとか、あるいは地域の皆さんがまちづくり活動に使うよという部分について、この施設を使うことができるというようなことになりますので、それらに反するようなものがあれば当然使用することはできないということでございます。

それから、使用制限については、４号までは当然このことでございますけれども、「その他町長が必要があると認めるとき」というのは、いま、具体的にこういうものだよというのはちょっとお答えはできないですけれども、当然（１）から（４）につきましては、当然わかる話ですので、それ以外のものについては、判断をさせていただくと、ただ、その飲食の関係で、飲酒ですとか、そういうものを持ち込んで、そういうようなことをやるというものについては、そのようなことは、許可がされない、しないということで考えております。

○５番（藤井　要君）　私が考えた中で、３条のところはあれですけれども、第５条のところは、例えば、これは、町の使用が入っているから、それもその中に入るのかなと思ったりとかも・・、いろいろそういうことも考えたりするわけですよ。

だから、その場その場で担当者が出たときというか、役場の担当者、これを決めることで、地域おこし協力隊に出すわけじゃないというから、それの、担当者によって、女の人なんていったらおかしいかもしれない、いろいろな人によって、変わっていたりとか、あの人の時には、「この前出した時には許可が出たんだけれどもな」なんてことがないように、やっぱり「こういうことがあり得るよね」なんていうことで、勉強会だって必要じゃないかなと思うんですけれども、勉強会はなしにしても、そのくらいちょっと例を出して、やってもいいのかなと思ったんですけれどもね。

○企画観光課長（山本　公君）　当然使用の制限、規則の中でも守っていただかなければならないことが数多くあるわけでございまして、当然「他人の迷惑になるような行為をしないこと」ですとか、「所定の場所以外で火器を使用しないこと」とか、「公の秩序や善良な風俗を乱さないこと」とか、そのような様々な遵守事項があるわけでございまして、それらになる恐れがあるものについては、当然許可をしないということになります。

ものによってもいろいろ、全てこれがというのを今すぐ出せるわけではありませんけれども、その都度当然使用許可願いを出していただいて、判断をしていくということになりますので、それらを、議員のご意見もふまえた中で、いろいろ考えてまいりたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと、これが議案の、議決というのは、町長提案はもちろんですよね、町長の提案ですから。

我われ、議決した方も責任があるんですよね、いま。いろんな、各議会の方でも、全国的な議会で。議決した議員側も責任が十分問われる恐れがある。その絡み、じゃないんですけれども、議案第５号の、もう一度確認をしますけれども、町長から答弁を求めたいんです、担当課長じゃなくて。

公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例について、この別表の方に資料で、交流拠点施設、いわゆる「ふれあいとーふや。」施設・・、ここでいう・・、法律にはいろんな解釈があります。分離解釈じゃないんですよ。いわゆる公の施設というのは、個人の財産でいいんですか。私は、町の町有財産、公の施設ですから、町有施設、これは賃貸借で、個人の土地を公として条例改正していいものかどうか、その点だけ教えてもらえませんか。

我われの議決の方にも責任があると思うんです。ですから、規則ならともかく、条例ですから、個人の土地を、この条例がいきている限り拘束するわけですよね。

例えば、相手が、ほかにいい借り手がみつかったから、そちらに貸します。あるいは買い手がきたから、売ります。こういった想定をした場合に、町が条例で縛っていますから、土地の賃貸借契約とはまた別ですよ。条例の中として、解釈するならば、条例を廃止しない限り、この公の施設「ふれあいとーふや。」は残るわけですよね。その辺の公の施設という見解を町長の方からお願いいたします。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほども申し上げましたが、凡例の中にも、必ずしも所有権

を取得するまで必要とされないと、賃貸権、使用賃貸借権において施設を住民に利用させる権限を取得した場合においても当該施設を公の施設とすることができるというように規定されておりますので、それに基づいて、今回出させていただいていると、なお、契約については、10年間ということでございますけれども、引き続きそれは協議の中で延長していくというようなことがございますし、できるだけ町としては、その公の施設として長期にわたって活用できるようにしてまいりたいと考えております。

○５番（藤井　要君）　いま、福本議員がいろいろご心配になっていますので、私もそれに対して、関連して質問しますけれども、これは、使用貸借とか、賃貸借の関係は、これは、ちゃんと結んでいるわけでしょうし、そして、その中で、法的にも、役場ですので、ちゃんと問題ないということで確認が取れているということだと思いますよ。

あと、細かくいえば、例えば、台風なんかで屋根が飛んだ、その修理は家主がもつものか、借りている松崎町がもつものか、そこら辺までもちゃんと取り決めをやっていると思うんですよ。その点、法的にちゃんとしてやっているということ、大丈夫ですよね、これはね。

○企画観光課長（山本　公君）　当然建物をお借りするには、建物の賃貸借契約等を結びまして、期間の問題ですとか、賃料の問題ですとか、どういう造作というか、修繕するときは、どちらが出しますよということについても規定がされておりますので、それに基づいてやっていくと・・。

取り決めのないものについては、相互協議していくというようなこともあるわけでございますので、そういう形の中で進めてまいるということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっと確認なんですけれども、先ほど課長は、飲食を伴うものは使用制限にかかるような話だったんだけど、ここにキッチンがあって、ぼくは、前に、ワークショップのときに、ここで作ったものをみんなで飲み食いしたことがあるわけですけれども、そういうのはどうなるんですかね。

○企画観光課長（山本　公君）　飲酒、許可を得ないで、飲酒とか、そういうものは・・。食は当然キッチンがあるわけですから、それは使っていただいても・・。

（渡辺議員「お酒も出たんだけれども・・」と呼ぶ）

○企画観光課長（山本　公君）　その前の段階だと思いますので、許可を得ないで、そういうものはまずいよということで、条例の順守事項の中に入れてありますので。

○２番（渡辺文彦君）　もう一つあれなんですけれども、交流拠点ということで、なんであそこにということで、担当の係長に聞いたら、ここは人が通るからだということで回答をいただいたわけですけれども、ワークショップなんかをしていると、日曜日なんかですと結構あの辺を通る方はいるんですけれども、やっぱりなんか入りずらそう・・、入りにくいという雰囲気を感じるし、またあの辺の方の意見も「あそこは何をやっているんだよ」というふうな見方をする方がすごく多いわけですね。

だから、交流拠点として位置づけているなら、もう少し交流しやすい雰囲気づくりが必要なのかなとは思うんですけれど、その辺に対して、何かまだ問題があると思いますけれども、何か感じていることがありますか。

○企画観光課長（山本　公君）　外の方にも町内の方にも多く交流できる施設ということで、活用していただきたいという思いがあって、今まで閉まっていた空き店舗をああいうふうに開けて、賑わいづくりも図っている部分というのは、確かにございます。

その中で、いろんな行事等につきましては、回覧でご案内させていただいたりとか、あるいはやったことについては、新聞ですとか、あるいは広報ですとか、それらをもって、いろいろこういうことをやりましたというようなことでご案内をさせていただいているわけですけれども、より皆さんが自由に入って、交流ができる施設にしていく必要があるのかなと考えておりますので、そのあたりはまた工夫をしながら、ちょっとやっていきたいなと・・、掲示をして、今日何をやっていますよみたいな感じのものもあるのかなと思いますし、皆さんもちょっと覗いてみようみたいな感じで入っていただいて、盛り上げていただければ、非常に、協力隊もそうですし、やっている方も非常にいいことかなと思いますし、そこの中で交流が生まれれば、更にいいと考えておりますので、ぜひまたＰＲもまた積極的にしていきますし、皆さんに利用していただければなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第４号　松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討

論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４号　松崎町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５号　松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５号　松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（稲葉昭宏君）　総務課長の方から訂正の申し出がありますので、許可いたします。

○総務課長（山本秀樹君）　説明に入る前に、ちょっと条例等の資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、既に議決をいただきましたけれども、議案第３号の方の条例、議案の方の資料で、実際条例文の中で、一番上に「平成29年松崎町条例第３号」とありますけれども、これは、第３号の３というのは、議決をされてから入るもので、この３という数字は、ないというような形で訂正をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、条例のこの後にあります議案第８号ですね。税条例の関係ですが、税条例の方にも番号が入っております。これも本来は、資料として提出する時は、番号を入れない。ここは空欄で出すべきところですので、そこの入っている番号の方も入っていないものとして、やっていただきたいと思います。以上でございます。

---

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第６号　松崎町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第６号は、松崎町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっとお尋ねしたいんだけれども、15条の２の介護時間の問題、「１日につき２時間を超えない」というふうに書かれているんだけれども、役場ってタイムカードがありますか。時間管理を何時、例えば、１時に帰って、３時に帰ってきたという、証明できるものがあるのかどうか、その辺をちょっと確認したいんだけれども・・。

○総務課長（山本秀樹君）　要は、介護の申請を時間単位でやる場合は、今の環境もそうですけれども、それぞれ各担当課長の方でその辺は確認をするというような形になります。タイムカードを押すとかということは役場の方ではやっていないわけですけれども、その辺は各

職員がその時間内で対応するような形でいます。

なお、これは、朝１時間、夕方１時間という形でも大丈夫ですから、どんな形で申請をするかというような形で、申請がそれぞれその職員の介護の状況によって出されてきますので、それに応じて許可をしていくという形になります。

○２番（渡辺文彦君）　今の言い方だと、朝８時出勤のところを９時にして、夕方５時退社のところを４時退社ということができるということですね。

いま、それに関して、６か月以内３年間に渡って、これができると書いてあると、それは、どこに書かれていますか。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、介護時間については、15条の２のところで、「要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、連続する３年間の期間内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇で、１日につき２時間を超えない範囲内で認められる時間とする」というふうな15条の２の中に書いてあります。

（渡辺議員「書いていないんだけれど、入っているということ」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　いま、何をご覧になっていますか。新旧対照表ですか、それとも・・。

（渡辺議員「条例の方を見ていて・・。条例じゃない方に書いてある、わかりました、結構です。説明の方に入っているんですね」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　条例の方に、条例文の15条の２というのを見てもらえれば、わかると思いますけれども・・。

（渡辺議員「新旧対照表の方の15条にもないんだよね」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　あります。（介護時間）で「15条の２」とありますよね。「15条の２項」じゃないですよ。「15条の２」。

（渡辺議員「３年の期間で、６か月というのが見えないんだけど・・」と呼ぶ。）

○総務課長（山本秀樹君）　３年の期間で６か月ではないです。３年の期間の中で１日２時間です。６か月というのは、介護休暇です。介護休暇は、６か月の範囲の中で３回に分けて取れる。これは介護時間ですので、介護時間というのは、３年の範囲の中で１日２時間取れるということです。だから、介護時間には、６か月というのは当てはまらないです。

（渡辺議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと今の関係なんですけれども、この新旧対照表の３ページ、介護休暇、これは、確認の意味もあるんですけれども、これは、いま、渡辺議員が言われたように、１日２時間は３年間ですよね。それから、通算して６か月を超えない範囲内で指定する期間を、これも３年ですか。この辺をまず１点お伺いします。

○総務課長（山本秀樹君）　説明が悪かったせいか、介護時間と介護休暇を混同されているようですけれども、介護休暇というのは、１日単位で取る休暇です。それで、介護時間というのは、１日２時間で取るという別物です。

今回、今までは、介護休暇というのはあったわけです。その介護休暇というのは、６か月の範囲の中で、２週間以上の一定の期間を決めなさいというのが、１回しか取れなかったのが、今までの制度です。

それを、今回は、同じ６か月の期間ですけれども、１日ごとで３回に分けて取れますよと、６か月を超えない範囲で３回に分けて取れると。１回取れば、経過してから１年経たなければだめなんだっけか。介護休暇については、それから継続してというのは、確か、特別な事情がない限りはだめだったと思います。

介護休暇は１回で、それが終わってから１年経過しないとだめのような形じゃなかったかな。

いずれにしても、介護休暇については、６か月の期間で取って、通常１回というふうになっていたと思います。

介護時間というのは、その代わり、３年間、これは新しくできた制度で、３年の中で１日２時間というような形になっています。

介護休暇については、ここであれば、やっぱり同じように、通算して６か月の期間内というような形になっています。

○６番（福本栄一郎君）　もう一回お尋ねしますけれども、介護時間はわかりました。１日２時間を３年間を限度ですよね。

介護休暇は、６か月を超えない範囲内で指定する期間は、これは単年ごとということですか。これもやっぱり通算して３年間で終わりということですか、その辺を、確認、総務課長の答弁をいただいてから、また質問しますので、まず、それを答えてくれませんか。

○総務課長（山本秀樹君）　これであると・・、資料では、介護休暇につきましては、１の継続する状態ごとに、通算して６か月の範囲内ということですので、介護の状況が変わった場

合は、この説明からいくと、認められるケースが出てくるかもしれません。介護を必要とする、１の継続する状態ごとに通算して６か月の期間になるという形になっています。

○６番（福本栄一郎君）　この「１の継続する状態ごと」とありますけれども、これは、もう要支援は含まれていない。要介護者、要支援１・２じゃなくて、要介護１・２・３・４・５ですよね。

そこで、ちょっとお聞きしますけれども、通常の健康な人がいろんな手術をしたとか何とかだったらば、退院とかありますよね。病院。

介護というのは、年齢とともにどんどんいくと思うんです。例えば、どこどこの施設に入った場合は、退所ということはないと思うんです。１の人が、年齢、加齢とともに２、２の人が３、いくと思うんですよ。そういった場合に、この介護休暇というのが・・、私が聞きたいのは、ずっといいということですかということなんです。

それと、もう一つ聞きたいのは、これは法律改正に伴う条例改正ですから、これはもういいですけれども、ここで欠員になったわけですね。なった場合に、対応する職員、特に技術系、例えば、土木技師とか保健師さんとかいますよね。一般事務職じゃなくて技術系の方の場合の穴埋めというと失礼になるけれども、空席になった場合の対応の仕方。それに伴う国とか県の補助金態勢があるかどうかをお伺いします。

○総務課長（山本秀樹君）　この文言からいきますと、ずっと取れるというものではないです、６か月以内というのがありますので。

通常、常識的に判断すれば、介護を必要とする１の継続する状態ごとにということであれば、例えば、介護度が変化をしただとか、介護する場所が変わったとか、その状況に応じて、それを短縮したりとか、新たに取得申請をするという形になろうかと思います。

いずれにしても、介護する状況が変わらなければ、通常１の状態については６か月以内ということになります。

なお、当然これは、欠員が生じるということになりますので、その間は臨時であるとか、そういう手当をしなければいけないということになります。

なお、それに対する経費の補助はございません。

○６番（福本栄一郎君）　これで最後にしますけれども、いわゆる法律改正、世の中が、いま問題になっている介護者離職。公務員はないと思うんですけれども、特に民間、田舎の親を看るために、介護をするために離職するというのがかなり増えています、社会的現象。特に東京に出てきた、北海道、九州、沖縄方面、とてもじゃないが、連れてこられない。だか

ら、法律改正、これは当然だと思います。

そういった場合に、私が言うのは、長期的に、年齢とともに進行してきますよね。介護１が２、先ほど言いましたけれども、１が２、２が３、そういった場合に、手厚い保護としての、認めてくれるかどうか、３年、その都度ということではなくて、その辺の町としての取り組み方はどうですか。長距離ですよ、例えば、松崎町内ならいいでしょうけれども、行くだけでも、もちろん旅費もかかるし、日数も要する。しかも、親としてみれば、介護者離職をなくすためにも、その辺の考え方、町としての考え方はありますか。

○総務課長（山本秀樹君）　一応制度としては、上級法令に基づいた内容で、どこの公共団体も同じようにやっていますので、それと同じような流れの中でやっていくということです。

なお、今回の改正につきましては、介護時間を加えたというものは、いろんなニーズに対応できるような形に変えるという前向きな改正ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第６号　松崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後１時まで休憩します。

（午前１１時５０分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

◎議案第７号の上程、説明、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第６、議案第７号　松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第７号は、松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○８番（土屋清武君）　動議。議案第７号は、松崎町職員の育児休業等に関する条例の改正でありますが、この内容は国の法律の改正に伴いましての条例の改正ということでありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入っていただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　ただいま、土屋議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされました。所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第７号　松崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第８号の上程、説明、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第７、議案第８号　松崎町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第８号は、松崎町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長　齋藤　聡君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○８番（土屋清武君）　動議。この議案第８号　松崎町税条例等の一部を改正する条例ですけれども、これも国の方の基になる税条例等の改正に伴いまして、町の税条例を改正するものでありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入っていただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　ただいま、土屋議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされました。所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第８号　松崎町税条例等の一部を改正する条例についての件を挙手により採

決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第８、議案第９号　松崎町立幼稚園統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第９号は、松崎町立幼稚園統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（教育委員会事務局長　石田正志君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第９号　松崎町立幼稚園統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第９、議案第10号　松崎町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第10号は、松崎町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（教育委員会事務局長　石田正志君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○６番（福本栄一郎君）　まず、１点、対象者数が何人で・・、３年保育ですよね。３歳児・４歳児・５歳児、それで減額する金額を教えてくれませんか。

平成29年４月１日から施行ですから、平成29年度入園にあたる、３歳児何人、４歳児何人、５歳児何人ということで。

それから、あとは、これは町長の政策論でしょうけれども、町長の施政方針が昨日ありまして、保育園の授業料を２分の１にするということで、これは町長の政策ですから、その点で、隣の町は、給食、保育園をタダにしたと。それは、行政区域は違いますけれども、半分にした考え方というのは、いま、事務局長がちょこっと言いましたけれども、じゃあ、逆に、全額にしなかったということを教えてくれませんか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　29年度、この条例改正によって、対象になる方は、28になります。来年度入園見込数は49人とみておりますけれど、その内この附則３項に該当す

る方が28人を見込んでおります。

各年齢は、申し訳ありません。資料がなかったものですから、減額する、いわゆる助成額、通常取っているものからだいたい74万円ほど通常の利用をいただいた場合を考えると、74万円ほど収入が減額になります。

これは、当初予算の方で出ているわけですけれども、その２倍が通常いただく金額となると考えていただけばいいのかなと思います。

○町長（齋藤文彦君）　松崎町として、隣の町は関係ないわけですけれども、松崎町として何か子育て支援ができないかというのはずっと考えていまして、松崎町は、保育園が民間でやっていまして、幼稚園が公立、松崎町がやっているということで、どういうふうにしたらいいかなと中で考えたわけですけれども、これから子育て支援をやっていかなければいかんわけで、第一弾として、財源等を考えて、半分だったら大丈夫だろうというような財政当局からの話を聞いて、「じゃあ、それでいこう」というようなことで決定したわけでございます。

○６番（福本栄一郎君）　町長の政策ですから、我われとしては、提案はできないですけれども、ただ考え方を伺っているんですけれども、いま、金額的にはそんなに町の財政を揺るがすほどの金額じゃないと思うんですよ、全部で28名ですか、対象者は。

その辺で、もう一歩踏み込んで、少子高齢化、今の世の中の格差社会の中で、お母さん、お父さん方が、格差断絶、それを、松崎町のＰＲとしましても・・、子育て支援、それを踏み込んで、少なくとも、金額はそんなに、繰り返しますけれども、財政を揺るがすことはないと思うんです。なぜ、全額を、努力をお願いしたいと思うんですけれども、その辺をもう一度お願いします。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　すみません。先ほど減額後の金額を、ちょっと数字を読み間違えました。通常徴収しますと、142万8千円、２分の１ですから、71万4千円です。71万4千円で当初予算の収入の方に、その金額で計上してあります。

それから、幼稚園だけでみますと70万円足らずと言っては変ですけれど、保育園の方もあるということです。正確な数字は、担当課が違いますけれど、おそらく2千万円位と私は聞いております。

ですから、そうなると、相当な金額になりますので、財源の乏しいわが町にとっては、仮にそれが全部となると、当然２倍以上の金額になるわけですから、相当の負担になるということで、町長としても苦しいところだと思います。

○町長（齋藤文彦君）　私は、前回、佐藤議員の一般質問に答えたわけですけれども、やっぱりゼロというのは、どうもなかなか私は納得いかないところがありまして、これから子育て支援をしていかなければいかんと思っているわけですけれども、これが第一弾目として半額にして、どのような皆さん方の反応が出るか、みたいなと思っているところでございます。

○６番（福本栄一郎君）　町長の、１週間位前ですか、伊豆新聞の談話で、7千人を割り込んできた、びっくりしたことが書いてあるわけですね、人口が。平均で考えるならば、町村同士で格差が出てくると思うんです。既に、隣の西伊豆町と格差が出たでしょう。中学、高等学校まで無料になったんですか、医療費が。半額ですか、無料ですか。ちょっと記憶があいまいですけれども、そうなると、どうせ西海岸に来るならば、西伊豆に住んだ方がいいよね。高等学校まで医療費が無料でしたよね。私が間違ったら、申し訳ない、お詫び申し上げますけれども。確か、高校まで無料。

今度は、幼稚園、保育園、授業料、しかも給食もタダになったんですよね。そういった町村ごとの格差がだんだん出てくるじゃないか。わずか、外部を越えただけで。田方、三島の方のことは言いませんよ。その辺で、人口を増やす算段としまして、いわゆる子育て支援、金額はかなり大きいようなことを言っていますけれども、その辺の考え方、お母さん方、お父さん方の格差社会を考えをおいてですよ。特に、高等学校なんかは、松高へ行くでしょうから、隣の教室は、うちはただだよ。松崎町の人たちは払っていますよ。こういったことがないように、少なくとも町村同士の格差がないように、町長としても努力してもらいたいということを言いますけれども、その辺を、もしお考えがあったらば、お聞かせください。

○町長（齋藤文彦君）　それは、町の考え方で、それはいろいろ違うわけですけれども、これを、保育料をゼロにしたからといって、人口が、私は増えるとは思わないわけで、松崎町は松崎町の考え方があるわけですから、これで進めていきたいなと思います。

ただ、子育てをしているお母さんたちに話をしてみると、なんというんですか、児童クラブの話が午前中にありましたけれども。ああいうのを増やしてやって、なんといいますか、放課後子どもたちが遊べる場所が欲しいねというようなことが、私たちの耳に多く入ってきますので。ただ、保育料、授業料をゼロにするのが、本当に人口を増やすための、それなりの効果はあると思うんですけれども、それぞれの町の考えがありますから、私は、そのような考えでやっているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくも半額、ぼくは別にこれに反対するわけではないんですけれど

も、ただ、こういう、なんですか、授業料免除とかという時に、必ず一律の考え方が出てくるわけですけれども、ある意味では、地域で、福本さんが今言うように格差があるように、個人同士にも格差があるわけですよね、所得の。

それを考えれば、一律じゃなくて、所得格差による授業料の差があってもいいような感覚、感じもあるわけですけれども、その辺は、どのように考えますか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　保育の場合は、所得の階層というのがございますけれども、幼稚園の場合は、定額で、所得階層という、そういった考え方はございませんので、今回は一律という形になっています。

○２番（渡辺文彦君）　保育費の場合は、そうやって、所得に対する料金の差が出てくるわけですね。保育料の差が。幼稚園は認めていないということは、認めない根拠があるからだと思うんですよ。それは。

それをあえて半額にしていくとすると、根拠はなんなのか。ただ子育て支援というだけなのか、その辺がちょっとよくわからないんですけれども、その辺をちょっと説明していただきたい。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　子ども子育て制度等が改正になった時に、所得階層等を設定することは可能なんですが、逆にそれをやると、負担がかかるという、今まで4千円で済んでいたのが、高くなる階層もあります。

ただ、それにつきましては、公立の幼稚園については、市町村の判断でよいというようなことだったものですから、定額で地方が料金改正をしないできたという状況でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号　松崎町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後　１時４６分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時００分）

---

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第10、議案第11号　松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第11号は、松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっといま説明が十分理解できなかったんですけれども、これが、

そもそも改正された大きな原因、町はこれに・・、変わったことによって、どのような負担なり、経済的な負担なり、人的な負担というのが出てくるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（馬場順三君）　現在、介護の関係では、よく地域密着・・、包括ケア地域密着うんぬんという言葉が出てまいりますけれども、以前議員さん方の研修でも、賀茂健福の所長さんのお話を伺ったかと思いますけれども、例えば、お年寄りの方が介護の状態になった時に、例えば、医療とか、介護とか、生活支援、そういったものが、自分の住んでいる地域で行われるような形を整備していこうというのが、この大きな目的でございますけれども、今回もそういった中で、今までこれは県の管轄だったところに、地域密着型施設というのが入っていたわけですけれども、今回の改正で、よりその地域に密着した内容ということで、町の方で直接管理をするという形で、県の方から町の方へ移行されたというのが主な内容でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありますか。

○１番（伴　高志君）　今まで県がやっていたものが、町が行う、負担がかかってくるということなんですけれども、その、去年の一般質問でもやりましたけれども、そのサービスは低下しないということで、回答をいただいていましたので、その予算的にもそのまま今まで県が行っていたものが町にきて、それで、なおかつサービスも低下しないという考え方でよろしいでしょうか

○健康福祉課長（馬場順三君）　国、県等の財源については、変わりはございませんので、特に負担が大きくなることはございません。

○１番（伴　高志君）　では、町の負担ということについては、もうちょっとご説明をいただきたいですけれども。

○健康福祉課長（馬場順三君）　施設の指定ですとか、施設の管理、こういったことは町の方の担当になってくるという内容でございまして、財源自体については、変わってこないという形でございます。

○１番（伴　高志君）　ですから、職員一人ひとりにかかる負担とか、２つのデイサービス、デイサービスとオリーブハウスがあるわけですけれども、ここにもっと負担がかかってくるということじゃないんですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この小規模施設につきましては、現在西伊豆町にも施設が５施設ほどございまして、これらの施設についても、現在、町の方で指定をしてございますの

で、こういった方の利用者についても新しく加わってくるということでございます。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと１～２点ですけれども、これは、先ほど担当課長の説明ですけれども、現在、松崎町は１件だということなんですけれども、今後の動きというのがわかりましたら、教えてもらいたいということと、松崎町内ですよ。

それから、役場としての、保健師さんたちの支援体制ですか、その辺を・・、いわゆる2025年問題、団塊の世代、我われもそうですけれども、それに対応するための、これは法律改正に伴う条例改正だと思うんですけれども、それに対する松崎町の町内の事業者の動きですね。

それから、あとは、役場としての支援体制。それから、最後になりますけれども、わかりやすいダイジェスト版というんですか、この概要の・・あらまし、図解入りとかなんとか、それがあれば、ありがたいかなと思うんですけれども、これは要望として、あったらば、ご提示願いたいと思います、以上です。

○健康福祉課長（馬場順三君）　地域密着型の事業所につきましては、従来、デイサービスセンター松崎があったわけでございますけれども、今回の条例の一部改正によって、オリーブハウスというのが１件追加になりまして、合計、町内では２件ということでございます。この以降、追加については、現時点では特に情報としては入っておりません。

それから、保健師等の関わりでございますけれども、現在、地域包括支援センターというのが健康福祉課の中にございますけれども、その中に保健師が１名在籍しておりまして、今回、十字の園から派遣している職員が１名おりますけれども、その２名で要支援の方につきましては、いろいろご相談に乗っているという状況でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　それから、ダイジェスト版につきましては、ちょっとわかりやすいものをまた作らせていただきまして、配布をさせていただきます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　要するに、要支援と要介護の問題を扱っていると思うんですけれども、ますます、そうですね。サービスが低下していく恐れがあるんじゃないかと・・、昨日の一般質問の中でも、そういうものもありましたけれども、あくまでもこれは地域密着型で、通所介護とそれからもう一つはなんでしたか・・、サービスが限定されているわけですよね。そこをもうちょっとなんというんですかね。こちらからも出向いていくような、そういう姿勢というか、これは、町の考え方ということになっちゃうのかもしれないですけれど

も、やっぱり仕事が、そういう、仕事がない、ないというわけではなくて、そういった、一人暮らしのお年寄りとかたくさんいるわけですから、そういうところに対しての町の働きかけというのは、もう少しあってもいいかなと・・、ちょっと・・、すみません。テーマが少し拡大してしまいましたけれども、町の考え方というのは、そういうことについて、どうでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、あくまでも介護保険制度に基づきまして実施をする事業でございますので、サービスが低下しないよう、その制度の中で十分運用が図られるものと理解をしております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号　松崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第11、議案第12号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第12号は、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後　２時２０分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時３０分）

---

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第12、議案第13号　平成28年度松崎町一般会計補正予算（第６号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第13号は、平成28年度松崎町一般会計補正予算（第６号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○１番（伴　高志君）　歳出の方から聞きます。28ページ、企画費のこの棚田環境再生事業委託というのは、これは、何か行われなかったものがあるんですか、１つ目。

次の29ページ、日本で最も美しい村推進委員会、これは人件費なんですか。29万1千円減額になっていますけれど、これは、説明をお願いします。

その次の地域おこし協力隊謝礼290万5千円、これが減額になっています。理由を教えてください。

○企画観光課長（山本　公君）　28ページの棚田環境再生事業委託ということで、89万円減額になっています。当初、100万円で予算措置をしておりました。

収入の方で、ふるさと応援寄附金、ふるさと応援ファンドという予算で89万円減額をしてある部分があります。クラウドファンディングということで、ある目的を町の方でホタルの環境づくりをしますよということで寄附をしていただけませんかというようなことの中で、寄附を求めたわけですけれども、実際のところ、11万円位の寄附しかなくて、それをもとに

できる事業をというようなことで、このあいだも中学生の子どもたちが棚田へ行って、水路の整備をしたりとか、そういうことをやっておりますけれども、そのいただいた寄附の中でできる範囲の中で、自然環境復元協会の力も借りて一緒に整備をしていくというようなことでございます。

ですから、寄附の方が、少し予定していた分より足らなかったということの中でございまして、そうであっても、いただいたものと自然環境復元協会の資金をもって、整備をしているという状況でございます。

それから、日本で最も美しい村推進委員会、こちらについては、美しい村の委員会というのがございまして、年間会議を複数回、開催する、委員会、幹事会の開催をする予定でございましたけれども、今回、１回の開催ということになってしまいまして、開催できなかった部分については、減額をさせていただいたということでございます。

それから、地域おこし協力隊の謝礼でございます。当初、６名、28年度で活動をするというようなことで考えていたわけでございますけれども、１人の方が、奥さんの関係というか、ご家族の関係で４月の途中でお辞めになった方がいます。

それから、もう１人の方が、９月、半年で・・、１年はやったんですけれども、１年半で辞めた方がありまして、その方の分、２名の分ですね。それぞれ減額をさせていただいておりますし、合せて、住居借上料というのがその下にありますけれども、１人につき１月３万円を限度に町の方から住居の補助をしていますけれども、その分もやはり11か月分と６か月分、半年分が退任をされたということの中で不用になったものですから、その部分を合せて減額をさせていただいているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○３番（長嶋精一君）　11ページの歳入の固定資産税の件ですけれども、現年課税分731万5千円、常識的に考えますと、景気が悪くなってくると、その基準地価というのが、対象となる土地の価格というのは下がっているわけですよ。下がっていますよね。

それが、増えているというのは、補正前の価格の方が緩かったのではないかというのが１点。

それと、滞納繰越・・、滞納繰越分というのは、これは、670万円というのは非常に大きい金額ですけれども、これは、要するに、税の共同機構とか、名称はちょっと忘れましたけれども、そういうところを新しく発足したところが、機能が強化されているのか、そこら辺を教えてください。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　確かに、長嶋議員がおっしゃるとおり、地価につきましては、昨年度、８月１日現在で、地価は毎年下がっていまして、３パーセント下がっています。その前の年も3.7パーセントと地価の下落はありました。

しかし、昨年度、28年度につきましては、先ほど総務課長からの説明がありましたとおり、償却資産の落ちがなかったというようなことが、一つ原因があります。

あと、もう一つにつきましては、滞納の方の関係にもかかってくるわけですけれど、収納率を今までは95パーセントというようなことでみておりましたが、今年度につきましては、96パーセントでも十分に予算を確保できるのではないかというようなこともございまして、今までの収納率を95パーセントから96パーセントに上げて、最終的に補正を組ませていただきました。

それと、滞納繰越の670万円の増になりますけれど、やはりこちらの方も回収協議会の方がかなり功を奏しておりまして、差押えですとか、あと、預金の調査、生命保険の調査などを行いまして、できるだけ納税者の方にも話をして、納税相談を行うですとか、そのあたりもきめ細かく対応しているものですから、最終的に滞納額の回収にあたったというようなことになります。

○３番（長嶋精一君）　回収協議会の機能が功を奏しているというふうなことですね。ということは、単独でやっていた時に、多少怠慢であったということが言えるのではないでしょうか。どうでしょうか。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　回収協議会発足の時にもやっぱり説明はあったと思いますけれど、割と賀茂地域につきましては、県下全体と比較しても収納率があまりよくありませんでした。その関係につきましては、まず、町の規模が小さいものですから、滞納にかける人員が少なかったこと、それと、割と住民に密着しているものですから、滞納処分などの差押えなんかにつきましては、なかなかちょっと踏み切れなかったというようなことも当然ございます。

それと、人事異動の関係もありまして、なかなかその滞納処分についてのノウハウの蓄積ができなかったというようなこともございまして、なかなかそのような関係がありまして、収納率が上がらなかったという状況になっております。

ですけど、回収協議会が立ち上がりまして、もう専属の職員が町に来て、事務を行っておりますので、滞納処分につきましては、もう専属的に、そちらの方に関わっているものですから、収納率が向上したというようなことで考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　いま、長嶋議員からも11ページの関係がありましたけれども、これは延滞繰越分670万円、これは、何件位、古いものでは何年前位からか・・、金額が多いもの。

もう１点、24ページになりますけれども、延滞金、これは450万円ありますよね。これも、何件か、そして、大きいもの、古いもの・・、同じようなことで、あったのか、説明願いします。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　ちょっといま手元に資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、一番金額がまとまって大きかったものは、確か、700万円前後であったと思われます。

（藤井議員「11ページ・・」と呼ぶ）

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　はい、そうです、本税の方で。

それと、年数ですけれども、こちらの方は分納なんかを行っておりますと、その時点で時効が止まってしまいますので、その分なんかもございますので、確か、21年度か22年度くらいのものだったと思われます。

それと、延滞金につきましては、１月末の時点でだいたい800件前後、793件ございまして、こちらの方も大きいものですと、確か、200万円前後ではなかったかと思っております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　歳出の方の30ページ、電算推進費のホームページ作成業務委託が354万3千円減額になっていますが、これは、不用額ということだったんですか、今度・・、なかなか難しい問題ですけど、作り方とか、そういうことは・・、いろんな形があると思うんですけれども・・、一方で、次の、この・・、総務課長の説明がありましたけれども、ネットワーク環境構築業務委託で、これは、要するに、マイナンバー整備のために1063万円という非常に大きな額が出ているということですよね。こういう使い方がちょっと疑問が残るんですけれども、ホームページ作成業務委託については、どういうふうな・・、これは・・、ご説明をお願いします。

○企画観光課長（山本　公君）　また新年度の予算の中でもまた出てくるかと思いますけれども、町の方で光ボックス、テレビを通じて町の情報がとれるというようなものを考えておりまして、そのホームページを作成するべく予算を取ったわけですけれども、ＮＴＴさんの方から簡略化したソフト、町で対応できるようなソフトを提供いただいたものですから、あえてそれは町でできるということの中で、この部分は委託ということではなくて、町でできる

ということの中で削除させていただいたものでございます。

○１番（伴　高志君）　ホームページ作成なんですけれども、これは町のホームページということに限定しているわけですよね。わかりました。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっとお伺いします。まず、36ページの環境衛生費△499万4千円、合併処理浄化槽設置事業が三角になっていますけれども、これが、何件分かということと、ＰＲの仕方・・、特に、松崎町は「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。これはキャッチフレーズというんですか、メインが、石部の棚田、なまこ壁、桜の葉っぱ・・、当然ですけれども、住みよいまちづくり。川へと排出しますと、即海へと行くわけですよね。岩地、石部、雲見はもう・・、いわゆる公共下水道ですか、それぞれで集落排水をやっていますけれども、特に、松崎海岸。これはよく観光客の方が言いますけれども、「とてもじゃないが、泳げたもんじゃないですよ」と、ヘドロですか、海水の循環が悪い。

やっぱり台所から出るものは、即海の入口、家の出口が海の入口とよく言いますけれども、その辺のＰＲの仕方とそこの原因が、なぜこういった切り替えができないのか、新築だったらいいでしょうけれども、既設の家ですよね。その辺が補助金が少ないのか、あるいは業者が。いま、町の指名業者が１社になったようですけれども、公の本管なんかをやる業者ですよね。その辺の絡みがあるのかどうなのか、その辺の実態を教えてくれませんか。

○生活環境課長（高橋良延君）　それでは、予算書でいきますと36ページでございます。環境衛生費で、今回499万4千円、合併処理浄化槽設置事業の補助金の減ということで計上いたしました。

理由といたしましては、まず、１点目が、当初25基合併処理の浄化槽の設置の補助件数を見込んでおりました。ただ、年度末のこの実績見込みを14基ということで下方修正をいたしました結果、499万4千円の減という形でございます。

この11基当初から減とさせていただいたわけですけれども、この中でも内訳としまして、設置替えですね。いわゆる単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの件数を８件減としました。いわゆる切り替えが進んでいないというようなことで、いま、現状であるわけでございます。

２点目のＰＲの方法は、じゃあ、どうやっているかというようなことがあったと思います。ＰＲにつきましては、やはり松崎の広報紙、住民の皆様にお配りしている広報紙の中でのＰＲ、そういったことと、またホームページはもちろんですけれども、今年度初めてやっ

た取り組みとしまして、清掃業者、いわゆるし尿処理の許可業者が３社ありますけれども、その清掃業者に単独の処理浄化槽でも、その住民の方は清掃をお願いしています。清掃業者に。

ですから、その単独の浄化槽を使用している方が、その清掃業者に点検等を依頼する時に、その清掃業者の方に、単独の浄化槽から合併の浄化槽へ切り替えをしてくださいねというようなことのＰＲチラシですね。これを始めて今年度取り組みとして行いました。

ただ、そうはいいましても、合併に切り替えるにはおおよそ、約80万円位の設置費用がかかるといわれております。そういった中で、住民の皆様が、そういったお金を改めて使うのか、投資するのかというのは、なかなか踏み切れていないというような状況であるかと思います。

我われも今後ＰＲに努めて、なるべく単独から合併処理浄化槽・・、特に切り替えですね。設置替えを進めてまいりたいと考えております。

○６番（福本栄一郎君）　これは、担当課長は言いましたけれども、政策的なものですけれども、やはり環境美化ですよね。特に海水浴場・・、松崎町は観光立町だということは標榜しているわけですよね。当然、松崎海岸・・、メインですけれども、泳ぎに来る。特にお盆の期間には帰省客・・、みんな孫とか子どもとかが泳ぎに来る。そういった意味合いでも、促進的なものとしても補助金を・・、自分の持ち出しが40～50万円あるようなことをいま担当課長が言いましたけれども、その辺の・・、促進する意味でも、多少なりとも・・、地震対策の・・、耐震構造じゃないですけれども、この辺の環境美化という観点から加味する考えがあるかどうか、１点、お伺いします。

○生活環境課長（高橋良延君）　合併処理浄化槽、いわゆる設置替えですね。単独から合併処理浄化槽への設置替えにつきましては、新設の補助金よりも付け増しをいたしまして、多く補助をしている状況がございます。

ちなみに、５人槽で新設の場合、33万2千円を補助しておりますけれども、設置替えの場合は、41万4千円、付け増しして、合計で41万4千円の助成をしているということでございます。

○６番（福本栄一郎君）　わかりました。できるだけ、環境美化という観点から大いにＰＲをしてもらいたいということです。

次に、６ページ、７ページです。繰越明許費、教育費の中で、保健体育総務費、旧中川小学校プール解体事業、先ほど、総務課長の説明では、業者の都合ということを言いましたけ

れども、この辺の工期はいつですか。それから、業者の都合というのは、どういうことでしょうか。それが１点と、７ページの債務負担行為補正で、教育委員会事務局用ＦＡＸ、それから松崎小学校電話機、松崎中学校電話機、それから金額が比較的少ないデジタル複合機、こういうのは、リースじゃなくて、買い取りというわけにはいかないでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（稲葉昭宏君）　答弁は休憩後にしましょう。

暫時休憩します。

（午後　３時２４分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時３７分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　先ほどの福本君の質問で、総務課長の答弁から始めたいと思います。

○総務課長（山本秀樹君）　それでは、債務負担行為のところの関係でございますけれども、リースと買い取りという話ですけれども、まず、リースにすれば、支出が平準化されるということがあります。単年度に及ぼす影響が少ないということになります。

例えば、これでいけば、１台200数十万円する機械等を買う場合に、一気にそれを出すということがなくなるということから、予算のいろんな編成も楽になるということがあります。

また、経費的な想定もしやすいというようなことがあります。また、買い取りにしますと、その都度・・、あまり機械がいい機会に当たらなければ、修理が頻繁に起こるとかということで、修理費ものしてきたりとかいうことで、突然大きな金額が必要になるとか、買い取りがまた必要になるとか、そういう予想しないような事態もあると・・。リースであれば、その期間は、更新等もメンテナンスもしてもらえますので、計画的な運用ができるというところのメリットから、リースを多く使っていると・・。

最近では、よその自治体では、車とか、そういうものもリースでやっているような状況もありますので、今後は、財政的に容易でなくなってくれば、そういう方法も一つ考えなければならないのかなと考えているところでございます。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　６ページの繰越明許費の関係ですけれど、先ほどの総務課長の説明の関係で、工期と都合等ということですけれども、こちらは解体事業と書いてありますから、工事だけではなくて調査もありまして、周辺の建物調査もあります。その調

査が、契約したのが12月５日です。契約期間は３月24日までとなっております。工事が、12月23日から３月28日までとなっております。

その調査が、直接所有者とか、住んでいる方の承諾を当然得ていなければ、中に入れないということで、中にはアパートとか、建物はこっちにあるけれども、所有者は実際は町外とか、県外に住んでいるとか、そういった方がおりまして、それらの方々とも連絡を取って入るというのが、相当こちらの見込みより時間がかかってしまったということでございます。

実際に終わったのが２月末でした。調査ですね。それで、状況がわかりましたので、工事の方は発注していたんですが、いずれにしても、調査が終わらないと着手できないということで、それまで待たせていたということでございます。そのような状況でございます。結果、工事の方が実際に着手したのが、３月１日ですから、業者の方としても１か月では相当厳しいというような話もありまして、余裕をもたせる必要があるということで、今回繰越という対応をさせていただいた次第でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　歳出の方なんですけれども、29ページになります。

ここに７目、13節、委託料のところで、公共施設等総合管理計画策定業務委託で400万円ほどの減額になっているけれど、これはどういうことを予定していたのか、その辺を確認したいんですけれども・・。

それと、30ページです。昨日、私がちょっと触れたところの美食のまちの経費が、724万7千円がもらえなかったからということで取りやめ・・、これも減額になっているわけですけれど、これは、補正を上げた時に、確か、1千万円位の一般会計からの財源が充てられていて、結果的に、もらえなかったからということで、これで中止になっているわけだけど、この時に、この事業に対してどのくらいの補助金を予定していたのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

もう１点ですけれども、36ページ、先ほど、福本議員もちょっと話されたところなんですけれども、合併処理槽の問題ですけれども、これは、個人に対する補助で、営業用に関しては対象外になっているはずなんですけれども、この営業用を外している根拠というのが、いま、どれだけ合理性があるのか、その辺が非常によくわからないんですね。

大きな企業、資本力があるところまで補助金を出す必要はないだろうけれども、個人が関わるような事業、例えば、ぼくらがやっている事業に関して、補助金が出ないというのは、合理性があるのか、正直言ってわからない。

実際、使用水量なんて、自分の場合でいきますと、家庭よりも少ないんですね。規模は３倍以上も大きいわけで、５倍以上大きいわけです、規模は、合併槽の規模は。使用水量は３分の１位しかないです。初期投資に対する経費がうんと大きくなるわけです、事業者が。こういうのに、例えば、自分らに、事業をしようとすると、創業しようと、今後、若い人たちが創業しようとした時に、結構負担が大きいんですね、これに関する。

だから、それを、民間並みくらいのレベルで、補助金が付けられないかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○総務課長（山本秀樹君）　それでは、29ページ、財政管理費のところの公共施設等総合管理計画策定業務委託になります。これは、当初、850万円で予定をしていましたけれども、入札等を行った結果、421万2千円という形になりましたので、予算的には、400万円ほど減額をしたというものになります。

内容ですけれども、これは、もう議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、町の人口は減少していまして、そういった中で、町のいろんなサービスを続けていくうえで、いろんな公共的な建物が更新時期を迎えていたり、修繕の時期を迎えているというようなことがあって、再三テレビ等でも放送されますけれども、箱ものの今後の維持をどうしていくのかというのが大きな課題であるという流れになります。

今回の契約につきましては、平成29年から平成68年までの40年間を対象に町の所有する施設、件数でいうと118戸というんですかね、箇所というんですか。118の公共施設等をいま管理しているわけですけれども、それらについて、どういうような管理、それから整備をしていったらいいのかということを、まず、基本構想として、どうしていこうかということをまとめた計画になります。

内容を少し説明しますと、過去10年、それぞれの施設にどのくらいの費用を使ってきたかといいますと、年間約２億円位の経費を使っています。それでいくと、今後40年間では約84億円、このペースでいけば、40年間で84億円を支出するというような形になります。

ただし、各施設の老朽化の状況とか、いろいろ調べた中で、いま現有しているこの118の施設をそのまま・・、もし40年後まで全て維持するということでいくと、建替えとか大規模改修とかがあるわけですけれども、それらをやると、必要経費は154億円になるというような、この計画の中では、試算が出ました。ということは、今のままこの状況を40年間維持していくためには、154億円必要だよと、ただ、今のままで経費をかけていくと、84億円しかないよと、その差額分はどうするのかというような形になるわけですね。

松崎町の場合は、やっぱりそのまま全ての施設を維持していくというのは無理だろうと、統合であるとか、廃止であるとか、一部の施設については拡充も必要でしょうけれども、そういうようなことをする必要があるねというようなことから、面積的には、今現在４万㎡以上トータルであるわけですけれども、それを約３万㎡に削減をしていくようなことじゃないと、なかなか財政的にはもたないのかなというようなこととか、そういうようないろんな40年後等に向けた施設管理、総合的な管理をこの計画の中で組み立てていって、あとは、それぞれの施設に応じて、また細かい対策を考えていくというような内容の計画になっています。

○企画観光課長（山本　公君）　30ページの美食のまち創生事業業務委託724万7千円ということで、これについては、全額減額いたしておりますので、これが事業費の総額だということで、1千万円という金額ではないということで、まず、ご理解をいただきたいと思います。

この関係につきましては、地方創生の推進交付金というものを活用して、２分の１補助をいただいて事業を実施していこうというようなことで盛ったわけですけれども、申請したものが不採択になったということで、内容については、こちらの方で松崎の産品を使った料理を作るとか、シェフズキッチン・イン・東京みたいな形で、東京の方に出向いて料理を提供したりとか、あるいは東京のお客さんにも松崎の方に来ていただいて、食を召し上がっていただくみたいなものを予定していたわけですけれども、対象になりませんでした。

財源の関係につきましては、724万7千円の内に個人負担分が、当然、ランチとかディナーの分がありますので、その分をまず引くということで、24ページに、諸収入の中で、諸収入の雑入というところに、その他雑入（企画観光課）ということで、193万5千円の金額があります。これが参加者からいただいた負担金の分でございまして、それを事業費の724万7千円から差し引きさせていただきます。そうしますと、531万2千円ということになりますので、その２分の１が国と町という、２分の１ですので、負担になりまして、その部分は、18ページの方に国庫支出金ということで、国庫支出金の国庫補助金ですか、総務費国庫補助金の中に地方創生推進交付金△265万6千円というのがございます。それが、２分の１の金額になりますので、それが財源になっております。

○生活環境課長（高橋良延君）　36ページ、環境衛生費の合併処理浄化槽の関係でございます。渡辺議員からは、この設置事業についてなぜ営業用の適用ができないのかというような質問かと思いますが、この合併処理の設置義務については、昭和62年度に国庫補助事業として創設された事業でございます。この設置事業には、国、県の補助金が投入されている事業

でございます。その当時、昭和62年度に国庫事業が創設した時に、当然国の方で要綱、そういったものをつくります。

そういった中で、この営業用、純粋な営業用の施設についてのことは、この要綱には入っておらず、やはりそこの大本の国、県の要綱に準じてという形で町は要綱整備をいたしますので、営業用の施設については、そこは、大本の国、県の要綱にも入っておらず、適用外というような形でさせていただいているところでございます。

なお、合併処理の新設ですね。新設については、店舗併用住宅、いわゆる営業用の施設、専用施設じゃなくて、店舗併用住宅という・・、登記上そういった店舗併用住宅で登記をされると思うんですけれども、そういった店舗併用住宅については、合併処理の新設においては、この補助金の適用はできるということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　34ページと35ページ、社会福祉総務費の委託料で、地域生活支援事業委託が52万1千円減額になっていますが、これは、何か行われなかったものはありますか。もう１個は、児童福祉費、保育所機能強化事業317万2千円、これはどういったものですか。県や国からの補助があるかもしれないですけれども、この減額された分、歳入の方でも少し減ったかもしれない、そういう部分の説明も含めてお願いします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　まず、34ページの３款１項１目の13節、委託料の地域生活支援事業委託でございますけれども、これについては、実績がなかったということでの減額でございます。生活支援の補助でございますけれども、補助がなかった、該当がなかったということに伴います減額でございます。

もう一つ、児童福祉費の保育所機能強化事業につきましては、これは聖和保育園の関係でございますけれども、定員80名で見込んでおりましたけれども、園児数がそれを下回ったということに伴います減額でございます。

---

◎会議時間の延長

○議長（稲葉昭宏君）　お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

（午後　３時５３分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はございますか。

○２番（渡辺文彦君）　歳出の41ページです。土木総務費のところの13節で、委託費のところで、先ほども説明で山口雲見線の、それが先送りになったということなんですけれども、この計画は、実際どのような形で進められているのか、ちょっとその辺を、昨日も長嶋議員が聞いていたんですけれども、もう一度この辺をちょっと説明いただきたいと思うんですけれども。

○産業建設課長（高木和彦君）　山口雲見線、山口から雲見の方へ抜ける道ですけれども、これは、県代行事業ということで、県と調整しながら実施しているところであります。

　これは、県代行事業として契約をしてから12年経っておりますけれども、用地交渉は進めておりますけれども、現在はまだ工事に入っていない状況でございます。

　この1400万円についてちょっとお話をさせていただきますと、この金額につきましては、元々平成28年９月の議会の時に補正予算で上げさせていただきました。それが、計画から12年経っていますと、いろいろな形で、道路の幅員を変更したりとか、いろんなことが考えられるということで、県の方でもう一度設計をし直そうということで、1400万円盛ったわけなんですけれども、用地の進捗ですとか、あと、県の河川の関係ですとか、橋をやった場合には、県道との取付とか、いろいろあります。

　そういうことを勘案しますと、平成28年度中には無理だろうからということで、１回これを下げて、29年度の予算にまた計上する形になります。

○２番（渡辺文彦君）　それじゃあ、この計画は、従来の計画の変更という・・、大きな変更ということはないわけですかね。ただ今の状況に合わせた中の、ちょっと状況見直しみたいな範囲の計画作成ですかね。コースが変わるとか、そういうことは・・。

○産業建設課長（高木和彦君）　既に80パーセント以上用地を買収しておりますので、場所が変わるとか、そういう大きな変更はございません。

　ただし、12年前と交通・・、通行の変化ですとか、道路の幅員の幅をもう１回見直したり、そういう形の軽微な変更にはなると思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○８番（土屋清武君）　議案第13号は、平成28年度松崎町一般会計補正予算でありますが、この今回の補正で最後になるわけですけれども、28年度の事業全般の整理というような内容の補正でありますので、賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第13号　平成28年度松崎町一般会計補正予算（第６号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５８分）

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

平成２９年３月９日（木曜日）午前９時開会

第　１　議案第１４号　平成２８年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

第　２　議案第１５号　平成２８年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

第　３　議案第１６号　平成２８年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

第　４　議案第１７号　平成２８年度松崎町水道事業会計補正予算（第２号）について

第　５　議案第１８号　平成２８年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計補正予算（第１号）について

第　６　議案第１９号　平成２８年度松崎町一般会計予算について

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　　高　志　君 | ２番 | 渡　辺　文　彦　君 |
| ３番 | 長　嶋　精　一　君 | ５番 | 藤　井　　要　君 |
| ６番 | 福　本　栄一郎　君 | ７番 | 佐　藤　作　行　君 |
| ８番 | 土　屋　清　武　君 | ９番 | 稲　葉　昭　宏　君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 齋　藤　文　彦　君 | 副　町　長 | 指　出　　巖　君 |
| 総務課長兼防災監 | 山　本　秀　樹　君 | 企画観光課長 | 山　本　　公　君 |
| 窓口税務課長 | 齋　藤　　聡　君 | 健康福祉課長 | 馬　場　順　三　君 |
| 生活環境課長 | 高　橋　良　延　君 | 観光施設管理係長 | 八　木　保　久　君 |
| 保険年金係長 | 田　口　文　人　君 | 介護保険係長 | 馬　場　　学　君 |
| 公営企業室長 | 土　田　克　之　君 | | |

事務局職員出席者

議会事務局長　　新　田　徳　彦　　書　　記　　土　屋　　究

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前　９時００分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第１、議案第14号　平成28年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第14号は、平成28年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　この事前にいただいたものとちょっとページ数と款項目の・・。

○議長（稲葉昭宏君）　もう少し大きい声で・・。

○１番（伴　高志君）　いただいたこの・・、事前にいただいている会計予算書の内容と課長の今の説明されているものとちょっと内容がずれているというか、ページ数も。

○議長（稲葉昭宏君）　どの資料を見ていますか。28年度の補正予算書というのがありますか。

（伴議員「失礼しました」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○８番（土屋清武君）　ちょっと教えてください。４ページの債務負担行為の関係ですけれど

も、これは、補正前と補正後の関係がずいぶん変わっているものですから、ちょっとこの説明をお願いしたいと思います、どういう理由でこうなったのか。

それで、あと、19ページの特定健診の関係ですけれども、だいぶ減額されているわけですけれども、この健診率の状況はどうであったのか。また、どのような、場合によっては、反省をしているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（馬場順三君）　はじめに、４ページの債務負担行為のリースの関係でございますけれども、これにつきましては、企画の方で一括契約をした関係で、金額が安くなりまして、それに伴いまして、減額となったという形でございますけれども、ＴＫＣのハード、いわゆる機器の関係のリースでございます。一括契約に伴いまして、金額が安くなったというような形でございます。

もう１点、特定健診の受診率の関係でございますけれども、今回、平成28年度の受診率については、37.8パーセントでございました。前年、27年度が38パーセント、26年度が38.7パーセントというような形でございまして、若干40パーセントを切るような形で推移をしておりますけれども、できるだけこの受診率を上げまして、いわゆる早期発見ですとか、そういったほうに努めていきたいと思っておりまして、昨年の９月、広報まつざきで特集記事を組ませていただきましたけれども、実は、来月４月号の広報でも２ページをいただきまして、こういった受診率向上に向けた特集記事を掲載をしておりますので、できるだけ、その自分は大丈夫だというような意識を変えていただくというような形での普及活動というものを今後も続けていきたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　14ページなんですけれども、退職者の給付費がだいぶ減っているんですけれども、これは、退職者の健康が改善されたということなのか、人数的にそういう対象が減っているということなのか、その辺の内容の説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　こちらは、退職者被保険者等療養給付費につきましては、これは、制度自体がもうなくなってしまうということで、現在、60歳から65歳の方が対象になるわけでございますけれども、従いまして、60歳までの方がもう65歳を迎える時になりますと、制度自体がなくなってしまいまして、これは、今後一般の方に入っていくという形でございますので、人員的にはどんどん減っていくという形になるわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　全般的なことなんですけれども、来年度から国保の制度内容が変わっ

ていくという、具体的には、計算方法が変わるということを聞いていますけれども、その説明をしていただくことはできますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、国保の改正につきましては、来年度ではなくて、平成30年度からになりますけれども、一応内容的には、今後都道府県単位化になるというようなことが主な内容でございまして、これは、今後県の方で、県内の必要な医療費の推計を行いまして、各市町村が納付金として分担をしまして、県と町が共同で運営するというような形に平成30年度からなります。

これは、県の方に全ての責任が移るということではございませんので、それぞれ、県と町の立場で役割を担いながら、共同して国保会計を運営していくということが基本になっております。

まだ細かい数字的なものはまだ来ておりませんので、今後そういった数字が来た段階で詳細については、詰めていくという形になるかと思います。

○１番（伴　高志君）　計画の段階でも既にわかっていることを、課長でなくても結構ですけれども、教えていただけたらと思うんですけれども、要するに、計算方法が変わることによって、どのように負担が変わってくるということが、それをもう少し、詳細を説明していただけないでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この平成30年度の制度改正に向けまして、例えば、県の方では、今後、国保事業の納付金の算定方式を変える必要が出てまいります。その技術的な助言としまして、厚生労働省の方から昨年４月にガイドラインというのが出ております。

その内容としましては、市町村単位の保険料率を原則としますけれども、被保険者の公平性の観点から、医療サービスの均一化医療費適正化を進め、将来的には、都道府県内で一本化した保険料率を目指すというような形で一応整理がされております。

ただ、これがいつからこの移行がされるかというのは、なかなか難しい問題がございますので、実際、県の方が定めた金額と現在町の方で徴収している金額の中に大きな差が出てまいりますと、いろいろ激変が生じる構造となるわけでございます。

そういった構造、安定化を図るという形でいくつか国の方でも対策を練っておりますけれども、例えば、財政安定化基金を創設するとか、いくつか対策を練っておりますけれども、町レベルでそういった財源が不足した場合には、そういったものを活用するという形もございます。

いずれにいたしましても、もうしばらくは、詳細についてはまだ県の方からも来ておりま

せんので、推移を見守るという形になるかと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに何かありませんか。

○１番（伴　高志君）　私の・・、自分の年代というか・・、働く世代の人たちからやはり国保は高いと・・、なかなか払うのが大変だという話を聞くことが少なくないんですけれども、やはりいろんな条件がある中で・・、そうですね・・・。減額ですとか、そういう方法ももうちょっとお知らせできるように、自分も努力していきたいと思います。

　また、その制度のことが・・、まだ計画段階だと思いますけれども、また広報等などでお知らせしていただけたらと思います。

○健康福祉課長（馬場順三君）　平成30年の制度改正に向けた動きにつきましては、随時広報なり、お知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　18ページの拠出金に関してなんですけれども、高額医療の拠出金以外は減っているわけなんですけれども、この拠出金というのは、基本的にどういう観点で算出されているのか。またこの減っている原因が、どうしてこうなっているのか、増えている原因はどうなのか、その辺の説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この拠出金につきましては、３年間の医療費の平均ですとか、あるいは被保険者の数、こういったものを基にしまして、連合会の方で算出している数値となっております。

○２番（渡辺文彦君）　ということは、利用者等が減っているということを意味しているということでよろしいわけですか。この数字の変化は・・。減っているとか、増えているという・・、利用者の増減が影響しているということでいいわけですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　議員の申されましたように、加入者が減っているということが一つの要因となっております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

　よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○５番（藤井　要君）　私は、議案第14号に賛成いたします。

これは、この補正は、事業費確定の精算にｓ伴うものであり、別に問題ないということで、賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第14号　平成28年度松崎町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第２、議案第15号　平成28年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第15号は、平成28年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号　平成28年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第３、議案第16号　平成28年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第16号は、平成28年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（渡辺文彦君）　歳出の11ページなんですけれども、３目、地域密着型介護サービス給付費が若干増えているわけですけれども、この辺の増えた原因というか、その辺がどういうことで増えているのか、その説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、昨日、条例の一部改正の中でも若干説明申し上げましたけれども、18名以下の小規模な通所介護施設が、今回新たに地域密着型に指定されたことに伴いまして、利用者が増えておりまして、それに伴う増額となっております。

松崎では、エイジレスが１社加わっております。

○２番（渡辺文彦君）　ちなみに、２社扱っていますけれども、その内訳はわかりますか。人数的な、利用者の。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、２社だけではございません。例えば、西伊豆町あたりも含めますけれども、１月末現在になりますけれども、これは件数でございますけれども、528件の利用がございます。

○２番（渡辺文彦君）　この地域密着型サービスというのは、どこの事業所も基本的には同じサービス内容ですか、それとも若干の差があって、そのサービスの内容によって利用者の数が変動しているということはありますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　サービス内容は、どこの事業者も基本的には同一となっております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号　平成28年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前　９時３５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時４５分）

---

◎議案第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第４、議案第17号　平成27年度松崎町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第17号は、平成27年度松崎町水道事業会計補正予算（第２号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長　高橋良延君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○８番（土屋清武君）　今回、事業収益の関係につきましては、補正なしだけれども、電力料金が300万円だったか・・、減額されているわけですけれども、普通収入・・、電気料・・、だいたい水道関係なんかは電気料が減れば、収益が減る、だいたい沿ったようなものですけ

れども、その盛り方が誤っていたのか、電気料の・・。誤っていたと言うと言い方は悪いですけれども、ちょっと過大見積りをしたのか、その辺を。それで、特別の温泉関係みたいに、若干の機械を替えたというようなことの結果なのか、その辺をちょっと教えてください。

○生活環境課長（高橋良延君）　動力費、今回、15ページのところですね。300万円減とさせていただきました。当初の見積もりがどうだったかということですけれども、当初の予算を計上するには、その前年度の決算見込みを基にある程度年度の推計を立てたうえで、最終的に予算を立てるわけですけれども、前年度の決算見込みのところがやはり大きい・・、年々動力費は減ってきている状況にあるんですけれども、やはりその前といいますと、27年度の決算、動力費の決算見込み、これについては、非常にまだ高い段階であったため、そこまで落とせるという予算を組めなかったといいますか、あくまでも、27年度の動力費の決算見込みを立てたうえでの、この28年当初の計上だったものですから、それよりも更に300万円ここで減額をしてきたということです。

もう一つ、300万円ここを減額して、水道については、やはり先ほど業務の予定量で配水量が減ってきていますね。配水量が当然減ってくると、ポンプがインバータを・・、水道は一部入れてありますので、そういった中でも配水量の減によって、当然動力費の減という形では、ある程度比例してくるといいますか、同じ流れでくるものですから、配水量の減というのも一つの大きな要因だったかなと考えております。

あと、なおかつ水道については、インバータ設備が既に導入してあるというような形で、諸々重なりまして、この動力費の減に繋がったというような形でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号　平成28年度松崎町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第18号　平成28年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第18号は、平成28年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計補正予算（第１号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長　山本　公君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○５番（藤井　要君）　収益的には改善されてきているというようなことでございまして、宿泊利用客が予定より500人増、まあ、500人伸びた割にはそんなに効果が出ていないということになるわけですけれども、これはなんか食事の方の・・、いい材料を使っているというようなことで、なかなか追加もないと。そして、また、あれですね、割引料がかなりそちらの方に偏ったのかなというようなことで、収益も落ちているということですけれども。この割引料のいいところ、わるいところ、割引料・・、割引プランを少なくしちゃうと集客に結び付かない、そういうところもあると思いますけれども、ちょっとそのバランス的なことをお

伺いしたいと思いますけれども。

○企画観光課長（山本　公君）　人数的には、先ほど申しましたように500人増えまして、２万3500人ということでございます。

これは、当然営業活動なんかも支配人を中心に行っていたりとか、あるいはプランの設定、ただいまお話がありましたように、プランの設定をさせていただいたりというようなことがございます。

まつざき荘というものをまず知っていただくというようなことも当然あるわけでございまして、その中で500円を割り引いたりとか、町民紹介割引の中で千円を割り引いたりとか、それ以外のものもあるわけですけれども、そういう形の中で、多くの皆さんに知っていただくということが、まず、あります。

近隣の多くは、そういう割引・・、だからといって、無制限に割引をすればいいという話ではないわけでございまして、閑散期ですとか、平日ですとか、そういうものを割引するプランを設定させていただいたりということの中で利用率を増やしていくということで考えて実施しているものでございます。

食事の関係につきましても、26年度でしたかね。宿泊料と食事の割合を見直しさせていただいて、食事の充実を図るというようなことで、これまで38・・、40パーセントまでいかなかったものを44パーセント位まで上げて充実させていただいて、お客様の方からも前みたいな・・、いろいろちょっとクレームが昔はあったように聞いていますけれども、そこら辺の部分が当然改善されておりますし、そういう面では、満足度は高まっているわけですけれども、その分追加料理ですとか、その上のコースへいかないのがなかなか難しい部分でもあるわけですけれども、そういうプランにつきましても、先ほど申しましたように、平日ですとか、閑散期ですとか、そういうものを中心に行うとか、当然見直しをした中で、あまりプランとしての効果がないものにつきましては、当然見直しをさせていただいてやるということで考えておりますので、いずれにしましても、まつざき荘を多くの皆さんに知っていただいて、利用していただくというような形を今後とってまいりたいと考えております。

○５番（藤井　要君）　あれですかね。いま、課長が言うことはわかって、あれなんですけれども、割引の総額はだいたいどのくらいというのは把握していますか。

○企画観光課長（山本　公君）　今回の割引の関係で、補正予算を作るにあたっての数字でございますが、500円割り引いているプランのものについては、当初200人位を想定していましたけれども、今回、8千人をみています。千円割引等につきましては、6500人位、あと、1500

円割引につきましては、千人位という形の中で予算立てはしておりますけれども、最終的には決算ということになるかと思いますけれども、そういうような形の中で割引はさせていただいております。

○５番（藤井　要君）　大枠の中では、だいたい概算では・・ということはまだ決算がはいらないからわからないということで。

○企画観光課長（山本　公君）　割引の部分で1200万円位です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○８番（土屋清武君）　ちょっと今の藤井議員の質問に関連するんですけれども、それは、宿泊料だけのことのパーセントですか。食事は関係なく。

（企画観光課長「そうです」と呼ぶ）

○８番（土屋清武君）　宿泊料だけね。そうですか、わかりました。

○７番（佐藤作行君）　500人増えまして、２万3千人になったわけです。これで、だいたい部屋の利用率はどのくらいになるか。また、お客さん１人当りの平均単価はどのくらいになるか、ちょっと教えてください。

○企画観光課長（山本　公君）　宿泊利用率でございますが、当初362日で計算しておりました。３日間年末に休館をさせていただく部分があったわけですけれども、今回、温泉の関係の改修なんかがあったものですから、都合５日間お休みをさせていただいて、それを含めた率が45.3ですけれども、これが今回２万3千人にすることによって、46.3パーセントになっております。

それから、宿泊料でいきますと、5500円位ですかね。単純に宿泊料を利用人数の２万3500人で割りますと、5500円位です。それプラス食事料がついて、何がついてという形になってきますけれども、そのようなことになっています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　この温泉とか、宿泊利用者・・、もちろん会食とかでもリピーターとリピーターでない振り分けとか、そういう計算方法とかはありますか。

○企画観光課長（山本　公君）　リピーターにつきましては、昨年の決算で申し上げますと、27年度ですね。46.1パーセントということでございます。その前が26年度が46.9パーセントということで、おおむね46～47パーセントの中で推移をしているというようなことになります。申し込みの方の内の47パーセント位がリピーターになっております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○３番（長嶋精一君）　７期連続赤字の時から比べると、相当好転してきたということは事実だと思います。これは、白井効果と従業員さんが・・、支配人をはじめ従業員ががんばったということと・・、それと、忘れてはならないのは、株価の持ち直し等の経済環境が好転してきたということを決して忘れてはいけないと思います。それと、もう１点、大きく忘れてはいけないことは、手厚い金融支援があるんですね、まつざき荘に対しては。民間企業では考えられないほどの低レート・・、先ほど課長からも説明があったけれども、0.1パーセントという固定レートですね。それだとか、毎月毎月の返済を少なくしたと・・、返済額を少なくして、返済期間を長期間にしたと・・、10年位延びていると思いますけれども、そういうふうな手厚い・・、まつざき荘なくては・・、ほかでは考えられないような金融支援を受けているという・・、これを絶対忘れてはいけないということと、もう一つは、したがって、気を緩めないでやっていただきたいと・・、将来というのは常に・・、暗いわけじゃないけれども、予測が立たないんですね、予測が立たない。だからこそ、しっかりとした形で、せっかくここまできたんだから、手綱を締めてやってもらいたいと思います。

そこで、私からの要望、希望を申し上げます。これは２年前から言っていることなんだけれども、早く前月の収支を・・、早く捉えるような形にしてもらいたい。できれば、前月の荒い数字、概数ですよ。概数を翌月の３日までにはわかるようなシステムを作ってもらいたい。もうずっと言い続けております。そうすることによって、いろんな対策が打てるわけですよね、対策が打てる。

従業員に対しても・・、支配人以下がいろんな形で鼓舞できる。だから、必ずこういうことをやってもらいたいなと思います。

それと、ノロウィルスだとか、あるいは食中毒ですね。ここら辺は油断があると必ず発生することがあります。したがって、衛生対策というのはやっているでしょうけれど、より厳密にやっていただきたい。これが出ると、本当に、幾日間休みだとか、信用が失墜しちゃいますから、よろしくお願いいたします。

それと、地元の食材を使った四季の料理を。これは考えているとは思うんだけれども、支配人とか、あるいは副支配人、営業の男性、営業の女性を取り入れて、料理長、副料理長等と常に懇談会もって、料理研究会をもって、お客さんのニーズを早く取り入れるようにしてもらいたい、これはぜひお願いいたします。

それと、先ほど来から話が出ているお客さんの人数は増えたんだけれども、収支的にはちょっと増えていないと・・、むしろマイナスになっているということは、やはりいつまでも

安いもの、安いメニューを出していくというのは、ちょっともう限界がきているんじゃないか、そこら辺をよく吟味していただきたいと思います。

一番最初に言いました手厚いその金融支援だとか、まつざき荘ならではの手厚い支援を受けているわけです。それを受けていながら、ほかの旅行会社じゃなくて、ほかの旅館もあるわけですよ、民間の旅館があります。それらとあまりにもかけ離れたことをやっていると、民営圧迫と捉えられる可能性があるわけです。そこら辺もよく見極めながらやってもらいたいと思います。

それと、最後には、大手・中堅会社ならいいんだけれども、要するに、旅行業者ですね。回収不能ということが発生したというのを聞いていますけれども、旅行業者等をよく見極めて、知らないような旅行業者については、現金回収するというようなことも考えながら進めていただきたいと思います。

それらについては、ほかのいろいろな金融機関にどういう形でやったらいいかということも尋ねながらやる方法もあると思いますから、ぜひよろしくお願いします。

提案について、一つ答えてください。

○企画観光課長（山本　公君）　長嶋議員の方から手厚い支援を、町の支援を受けているというようなお話の中で、当然指定管理につきましても、町長の任期の３年間で何とか黒字化を目指すということで、今年度が最終年度ということで、更に、来年度から指定管理の５年間というものが始まるわけですけれども、町長も申しておりますように、一年一年が勝負だということの中で、５年だから５年安泰ということではないわけですので、それは、当然外部要因もありますけれども、それぞれが努力をしてやっていかなければならないということについては、当然認識をしておりますし、また、長嶋議員の方もまつざき荘の中でいろいろな提案をいただいておりまして、それは、まつざき荘の支配人も十分聞いておりますので、それらについては、着実に実施していくような形にしてまいりたいと思います。

収支の関係につきましても、できるだけ早い方が、当然次の手を打つのにいいわけですので、できるだけ早く・・、３日ということまではなかなか難しい部分があるのかもしれないですけれども、できるだけ早く対応できるような形にしてまいりたいと思いますし、また、その衛生上の問題についても、ひとたびそういうことが起こると、営業停止のみならず、影響が大きいわけですので、それは万全を期してまいりたいと考えております。

また、料理につきましても、事務所並びに調理場の職員たちが検討させていただいて、あたっていくということで、お客様のアンケートなんかによりましても、料理に関することも

いろいろ記載がされているわけですので、それらについて十分対応できるものは速やかに対応していくということで考えております。

また、プランにつきましても、当然ずっとやるということではなくて、当然見直しを行ってまいりますし、閑散期とか、平日ですとか、そういう少ない時のものにいかに人を呼ぶかというプランについては、それはそれで考えていかなければなりませんので、当然見直しはさせていただくということで考えております。

それから、ネットの関係でございまして、当然手数料を払わなければならない。「ゆこゆこネット」についても25～26パーセントの手数料を払うということでございますので、ずっとそれではということではなくて、やはり来ていただいたお客さんに直接まつざき荘のネットに申し込んでいただくとか、あるいは直接申し込んでいただくという形の中で、手数料を減らすことができれば、それはそれで大いに効果があるかなと思いますので、そのような形に進んでいくような形にしてまいりたいなと考えております。

また、旅行業者の関係ですが、それは、全員協議会の方でもご報告させていただきましたけれども、そういう小さい業者については、現金でいただいて、その場で手数料をお返しするとかというような形も今後やはり考えていかなければならないかなと考えております。

○町長（齋藤文彦君）　宿泊施設整備運営委員会の中でも、長嶋議員の方から・・、先ほど課長が答えましたけれども、５項目について要望書が出ていて、それを、できることは着実にやっていきたいなと思っています。

まつざき荘が本当に町民の皆さんに好かれる施設になれとずっと言ってきて、本当に今年度が、本当にスタートラインについたような気でいます。今年は絶対黒字にしろというようなはっぱをかけているわけですけれども、本当にこれをスタートとして、まつざき荘をより一層松崎のシンボルのようにがんばってやっていきたいなと思っているところです。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　みんな同じところで質問が出ているわけですけれども、ぼくも同じところでやらざるを得ないわけですけれども、１ページのところの支出のところですね。事業費、営業費用がかなり減額になっているわけですよね。普通自分らが、ホテル、今までやってきた中で、人が増えると収益は落ちても営業費用ということは、経費はかかってくるんですね、相対的に。人間が上がって、売上が落ちたから、経費も落ちるかというと・・、割と人間が・・、もう１回言い直します。人員そのものが増えて、収益が落ちていても、それ以上に経費は上がっていると・・、一般旅館経営をみているとわかるんですよね。例えば、人

数が多くなれば、風呂に入る人間が多くなれば、水道料が当然上がるわけですよ、一般的に。にも関わらず、これは、事業費が減っているわけですね。この減っている内訳をよく見ていくと、結局、振興公社委託分が大幅に減っているわけですね。これは。その振興公社委託分に関して、資料３の３ページのところに、そこの減った分・・、1200万円近く減っている部分の、従業員の手当の勤勉手当、それから材料費、あと、水道光熱費、広告宣伝費とあるわけですね、大きく減っているところは。この水道光熱費は当然努力すればそれなりに減るんでしょうけれど、さっき言ったように、普通に考えれば、人間が増えてくれば、増えていく数字であるんですよね、これはおそらく。にも関わらず、ある程度これが減っているということがあって、ちょっと理解に苦しむところが多いんだけれども、ただ、ここを、数字が、バランスがある程度とれているようにみえるのは、振興公社に委託している部分にすごくマイナスがあるからであって、特に従業員に対する期末手当の400万円とか、この辺・・、ちょっと問題になるんじゃないかなと思うんですよね。

あと、広告宣伝費も、一生懸命やっているという割には、減っているという・・、この数字もよくわからないんだけど、食材に関しても、料理をよくしても・・、料理をよくしているというだけで、食材原価は減っていますよね。この辺の数字がよくみえてこない、この辺をちょっと説明をしてもらいたいんだけど、質問はわかりましたか。

○企画観光課長（山本　公君）　当然振興公社の方に伊豆まつざき荘というのは委託、指定管理で委託をしていますので、主に運営をしているのが振興公社であるということで、ですから、委託料が、当然そこが多いということはおわかりいただけるかなと・・・。それ以外の部分については、町がやっているわけですので、そういうような組立で、大半が振興公社の費用になっています。

広告宣伝費につきましては、先ほども申しましたけれども、いろいろ取ってある中で、いろいろ見直したりとか、あるいはマスコミさんに来ていただいた中で、無料で取り上げていただいたりとかというような部分のものもありますので、一概にあるから全てを使うという話ではなくて、それを、より効率的というか、効果のあるものに周知をしたりとか、マスコミさんが来た時に記事として雑誌に取り上げていただいたりとか、新聞に取り上げていただいたりという形の中での方法もありますので、そういう部分で減っているのかなと思います。

それから、電気水道とか、それは、重油なんかも状況によって変動する部分がありますので、それは外因によって下がってくるという部分がありますけれども、温泉は、昔は、温度

を下げるために水道を使ったり、井戸を掘った中で、ある程度温度を下げてみたいなことで、水道料の、水道の使用料が減ってたりということもありますので、そういう工夫もしているのかなと考えていますけれども。

あとは、人件費の関係ですね。人件費の問題もいろいろありまして、期末勤勉手当なんかの関係が、今まで２か月であったりとか、１か月分であったりとか、そんなことの中で、がんばってきていただいているという部分もあります。

ですから、経営状況によっても、がんばってやっていただいた中で、そこを通常のものよりは少し減らして、支出をしている部分もございますので、その部分が減っているということはあるわけですけれども、今後経営の状況によって、当然それらについては見直して、やはり職員にとってもやっぱりやりがいをもってやっていただくためは、そういう部分の見直しも当然していかなければならないと思いますので、それについては、また、町長が理事長でございますので、振興公社の内部でもそのあたりは当然協議をしていって対応していただけるかなと思います。

食事の材料費につきましては、売上のだいたい44パーセント、飲食材料は44パーセント位ということで、これまで推移をしております。

利用が増えて、なかなか売上が十分に上がっていないということは確かにあるわけですので、先ほど長嶋議員の方からもありましたような割引企画の見直しをはじめ、あるいはインターネットによる申込みを自社の方に切り替えていくとか、そういう部分によって、払う部分が、払う必要がない部分が出てくるわけですので、そういう部分はやはり考えていかなければならないと考えております。

○２番（渡辺文彦君）　確認なんですけれども、振興公社の職員は、臨時職員・・、正規の方もいるんですけれども、ほとんど臨時職員ですよね、この方たちは。昨日の新聞に、地方公共団体の臨時職員にも期末手当を支給するように閣議決定すると書いてあったんですよ、昨日。そうなった時に、この人たち、まつざき荘で働いている人たちの・・、臨時の方たちは、この対象になるのかどうか、その辺を知りたいんですけれど・・。昨日の新聞に地方公共団体の臨時職員は、期末手当を支給するようにということで新聞に出ていました。

○企画観光課長（山本　公君）　振興公社の職員につきましては、予算ですと、4.2か月分当初みてあったわけですけれども、やはりその状況なんかによって、先ほど申しましたように６月と12月で１ですとか、２か月分ですとか。今回は2.4をここでは予定していますけれども、そこでも、先ほど申しましたように、なかなか予定している分をお支払できていないわ

けですので、その部分については、当然経営の改善していく状況をみながら、それは対応していかなければならないかなと。

臨時につきましても、実際何か月というのはあれですけれども、お支払いはしています。

（渡辺議員「職員の身分は・・」と呼ぶ）

○企画観光課長（山本　公君）　職員の関係は、いま正規で11人、臨時で10人、パートで22人というようなことで、43人の体制でまつざき荘はやっています。

当初の時よりは、やはり職員が、正規の職員が減ってはきていますけれども、そのような状況で運営されています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○５番（藤井　要君）　議案第18号に私は賛成いたします。

このところ世間の景気もよくなっている中で、宿泊人員も500ですか、伸びているようなことで、がんばっている姿が目に見えてきているというようなことで、もうひと踏ん張りということで、がんばってもらいたいという期待を込めまして、本案に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第20号　平成27年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計補正予算（第１号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前１０時４０）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５３分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１９号の上程、説明

○議長（稲葉昭宏君）　日程第６、議案第19号　平成29年度松崎町一般会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第19号は、平成29年度松崎町一般会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎延会について

○議長（稲葉昭宏君）　お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎延会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　本日は、これにて延会します。

ご苦労さまでした。

（午前１１時３１分）

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

平成２９年３月１０日（金曜日）午前９時開会

第　１　議案第１９号　平成２９年度松崎町一般会計予算について

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　　高　志　君 | ２番 | 渡　辺　文　彦　君 |
| ３番 | 長　嶋　精　一　君 | ５番 | 藤　井　　要　君 |
| ６番 | 福　本　栄一郎　君 | ７番 | 佐　藤　作　行　君 |
| ８番 | 土　屋　清　武　君 | ９番 | 稲　葉　昭　宏　君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 齋　藤　文　彦　君 | 副　町　長 | 指　出　　巖　君 |
| 教　育　長 | 佐　藤　勝　徳　君 | 総務課長兼防災監 | 山　本　秀　樹　君 |
| 企画観光課長 | 山　本　　公　君 | 窓口税務課長 | 齋　藤　　聡　君 |
| 健康福祉課長 | 馬　場　順　三　君 | 生活環境課長 | 高　橋　良　延　君 |
| 産業建設課長 | 高　木　和　彦　君 | 会計管理者 | 山　本　稲　一　君 |
| 教育委員会事務局長 | 石　田　正　志　君 | 総務課長補佐 | 糸　川　成　人　君 |

---

事務局職員出席者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 新　田　徳　彦 | 書　　記 | 土　屋　　究 | | |

◎開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前　９時００分）

---

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第１、議案第19号　平成29年度松崎町一般会計予算についての件を議題といたします。

昨日、提案理由の説明が終わっていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。最終から歳出72ページの総務費まで、73ページ、民生費から112ページ、商工費まで、113ページの土木費から最後までと総括の４区分で進めていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）なし

○議長（稲葉昭宏君）　最後が総括になりますから、例えば、３区分の中で落ち、もれがあった場合は、最後の総括の方でできますから、ご了承ください。

異議なしと認めます。

よって、質疑は４区分で行います。

なお、質疑にあたっては、ページ数、節の区分を明示し、要領よく、的確な質疑をしてください。

また、答弁者に申し上げます。答弁者もページ数を示し、簡潔でわかりやすい答弁をお願いします。

では、まず、歳入から歳出72ページの総務費までの質疑を許します。

質疑をどうぞ。

○２番（渡辺文彦君）　昨日、改めて予算書を見て、収入のところをじっくり見ていたんですけれども、国の補助金関係というか、国からの交付金、地方交付税はともかくも、地方交付

金ですか。

○議長（稲葉昭宏君）　ページ数を。

○２番（渡辺文彦君）　ページ数だと３ページですね。３ページじゃなくて、11ページの方になりますね。

ここの歳入の中で、特に13款、国庫支出金のところの部分があるわけですけれども、このお金の部分の今年の予算、かなりの部分で減額されているんじゃないかなと思うんだけど、こういう傾向が続いていくと、結構、町の予算上結構厳しくなるのかなという印象を昨日受けたんだけれども、その辺の傾向についてちょっととりあえず最初にお伺いしたいんですけれども。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、補助金の交付率というのは、今はあまり変わらないので、この減額というのは、事業量の減であるとか、対象事業が小さくなったとか、だいたいそういうような関係で増減があります。補助金が、国が２分の１、県が４分の１とかという率はだいたい決まっておりますので、そこがどんどん減額されていくというのは、あまり起こらない状況になります。

原則的には、事業量の減というのが一番大きな理由となると思います。

ただ、国の財政状況も厳しい中で、その査定ですね。認める、認めないというのは、なかなか厳しくなっているということはあると思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○８番（土屋清武君）　11ページのところですけれども、歳入の方の地方交付税の関係についてちょっとお伺いします。

本年度当初予算が、14億5千万円、昨年よりこれは2千万円ですか、多く見積もっているようですけれども、これはまだ過去の例からみますと、まだまだ１億5千万円位は収入と見込んで・・、最終的には見込まれるのではないかというのを想像するわけです。というのは、この12月に28年度も12月に補正で500万円・・、526万7千円に補正しているわけですね。

それで、27年度の決算を見ますと、16億8229万9千円ということで、だいたい今年の当初予算を見ますと、１億5千万円はゆうに入っているわけです、見込みでも。今年度の予算ですね。

そうすると、まだまだこれはもう少し見込んで、松崎町内の疲弊しているこの町内経済をもう少し活性化させるというような事業を組むべきではないかという想像を、私としては考

えるわけです。その辺の回答と、そして、これは確認ですけれども、もう１件は、固定資産税が約３パーセント土地について評価額が減という説明でしたけれども、そうしますと、私の方は・・、固定資産税は皆さん減額されると・・、評価を変えても実質的に払うものは変わらないということじゃあ、減額にはならないわけですけれども。その辺をちょっと確認ながら、回答をお願いしたいと思います、以上です。

○総務課長（山本秀樹君）　交付税につきましては、議員の皆様もご承知のとおり、なかなか国の財政が厳しい中で、各地方にいろんな権限は譲るよといいながらも、交付税については不透明な部分があるということはおわかりのことだと思います。

当初からそれなりの決算額に近い、前年決算に近いような形でみるのか、それとも、ある程度安定的なところ、安全率でみるのかというところで、それぞれ議論はあるかと思います。

今回の予算編成というか、今までの、ここ最近の編成の方針としては、やっぱり国の財政状況が厳しい中で、次年度の予算を組むにあたって、国の方の見解としては、前年どおりいくとは限りませんというような言い方はやっぱりするわけです。

今回は、新たなというか、新しい国勢調査の人口を基に計算をするということになって、いろんな項目に人口というのは、係数がかかってきます。そういうことからみて、落ち込みはあるのかなと。実際人口がかかるところは、マイナスまでの傾向になります。

ただ、特別事業とか、いろんなそういうところでのプラスがあるので、今のところ予定よりは多く来ているという状況になっています。

今回も本来であれば、同様に、例えば、普通地方交付税の場合は、13億円という形でみようかというような話もあったわけですけれども、ここ最近の状況をみれば、それなりに安定してプラスで推移しているということから、今回は、土屋議員のおっしゃるように少しプラスをしてということで、2千万円上げさせてもらったということです。

ただ、そういう中にしても、やはり安全率はちょっとみておきたいなということから、プラス2千万円に抑えたというような形になります。

いずれにしても、これにつきましては、今後の国の財政状況の中で、今までも・・、本当はもう一律５パーセント削るよというようなことの中でいってきたけれども、結果的には、ほかの方へ行く財源等も確保されて、それほど国の財政的にも交付税を切らなくてもいいということから、交付が伸びたとか、いろんなそういう状況もありますので、いまプラスでみ

ていても、今後の国の状況においては、また減らすよということになるかもしれません。

そういうことからも考えれば、やっぱり安全率は必要だなということで、今回上乗せするのは2千万円に留めさせてもらったというような状況でございます。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　13ページの固定資産税の３パーセントの減ということでございますが、３パーセントというのは、町内平均した宅地の減ということでございまして、当然街中においては、もう既に横ばいになっているところもございます。

ただ、高齢化の進んでいるところですと、まだ５パーセント近い土地の下落はございます。

それと、あとは、もう一つ、課税標準額につきまして、こちらの方を評価額まで近づけるという負担調整の関係がございまして、それがまだ上がり切っていないところもございますので、土地の価格は下がっているけれど、未だにまだ固定資産税課税標準額は上がっているというような状況も中にはあるところもございます。

その関係で、一律固定資産税、各自が３パーセント下がるかということであれば、それはちょっとまだ全額落ち切ることはないのかなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ページ数ですと13ページになりますけれども、町県民税の個人の分ですね、固定資産税じゃなくて。個人の分が若干プラス400万円ほど・・、500万円近い増収を見込んでいるわけですけれども、これの根拠をもう一度お願いいたします。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　住民税につきましては、29年度ですと、28年度に課税した分と27年度に課税した分の差額を比較しております。

今現在で、平成28年度中の所得税の申告を行っているわけですが、実際にぼくらも課税をしてみませんと、実際に税額がどのくらいになるかというのがわからないものですから、その関係で前年度のものを比較検討対象という形でさせてもらっています。

その結果、昨年度、平成28年度に課税した分につきましては、所得の伸びというのが、当初想定していたよりも落ちがありませんで、前年比１パーセント増という具合になっておりました。この関係で、税額を算出するにあたってもその数字を加味しまして、今年度は昨年度よりも増というようなことで数字を決定しています。

○２番（渡辺文彦君）　去年の所得が若干予想よりも落ちていなくて、いくらか伸びていたというようなことですけれども、それは町の経済が好転しているという判断でいいんですか

ね。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　確かに、納税者数につきましては、昨年、27年度よりも1.5パーセント減になっております。ただ、そういう形で税収が伸びているということは、多少なりとも好転しているというふうには判断していいのではないかなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにはありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　このあいだ、私は当初予算に関してちょっと一般質問で触れたんですけれども、町長は、高齢者に元気になってもらって、高齢者にも納税をしてもらいたいというような発言をされていたわけですけれども、それを現実的に期待できますか。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　ちょっと何ともそこら辺は言えませんが、できるだけ高齢者の方にも納税者になっていただくような形になってもらうのがいいのかなとは思っておりますが、昨年と今年の比較を見ますと、給与所得につきましては、ほぼ前年対比増というようなことでございます。

　あと、農業所得なんかですと、やっぱり昨年の分は33パーセント増というようなことになっていますので、多少なりともそのあたりは、微々たるものにはなると思うんですけれど、見込めるのではないかなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　３点ほど聞くわけですけれども、最初に予算・・、決算の関係をやっているもので、13ページになりますけれども、この固定資産の中、町県民税もそうですけれども、現年課税分は除きまして、滞納繰越分、これは900万円になっているわけですけれども、新聞なんかを読んでおりますと、松崎町は１億何千万円の滞納分があると・・、総枠ですけれどもね。そういう中で、これは、滞納分、固定資産税ですけれども、900万円、これは固定資産税滞納分の何パーセント位の回収ということで、実質的にいうと、なっているのかなということと、総額どんかいある中で、これはだいたい何パーセント分の回収ですよということと、それから、これは、24ページの民生費の関係ですけれども、もう１点になりますか、教育使用料の関係、これは合せてですけれども、今回、町の、町長の配慮によって保育料と授業料は半額ということで、これは、私は、教育なんかをもっともっと・・、教育の町ということでやっていて、ありがたいなと思うんですけれども、この中で、私が一般質問の中で言いましたけれども、お母さん方の話を聞いても、最近聞いても、子どもの時にはそんなにお金がかからないんですよと、やっぱり中学、高校・・、昨日の伊豆新聞だか何だかち

ょっとわかりませんけれども、どこでしたっけか・・、放課後の・・、部活費ですか。部活費をなんか、2千円だかどんかいなんていうのも出ていましたけれども、私は、前に質問したとおり、一時金の入学祝い金３万円はいらないから、中学、高校とか、そういうのに回してくれないかなんて・・、今回そういうのは入っていかなったものですから、そこの関係をもう少し聞きたいなと思いますけれども・・。

あとはもう授業料の関係は同じですから、その２点くらいをお願いしたいと思いますけれども。

○窓口税務課長（齋藤　聡君）　固定資産税の滞納の収納率につきましては、昨年度のもの、27年度のものを一応基準にしております。こちらの方につきましては、12.96パーセント、約13パーセントの収入を見込んでおります。滞納の額といたしましては、だいたい7千万円ほどになるのではないかという想定をしております。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　予算の措置の関係ですから、うちかどうか・・、幼稚園授業料の改正の時に、ちょっと私は話させていただきましたけれども、予算は自主財源でやるということでございまして、町財政が厳しい中でということで、半額というような話を確かさせていただいたと思います。

そういった状況で、更に部活動ということですけれど、そこまでは予算的には難しいというようなことでございます。そういうことで、今回は・・、傾向としては、国の方の傾向も幼児教育の無償化という傾向がありますから、そういった流れを考えますと、やはり幼児教育の方を先にしたというような考えでよろしいのではないかと思います。

○町長（齋藤文彦君）　やっぱり少子高齢化に進んでいるわけですけれども、やっぱり高齢化の予算と子どもたちの予算というのをバランスを取ってやっていこうかなと思っていて、それで、中で、子育ての人たちにいろいろ意見を聞くわけですけれども、今回、幼稚園の授業料と保育園の保育料を半減したわけですけれども、私は、これが第一弾だとして、これから本当に皆さん方の意見を聞きながら、第二、第三弾とやっていきたいなと思っているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　いま、町長のそういう力強い、これが第一弾であるということで聞きましたので、また来年度とか、そういうのでやってくれることを期待いたします。

これは半額、先ほど父兄の方、やっぱり町の中に行っていて聞くと、私がさっき言ったよ

うに、幼児期よりも中学、高校・・、本当に強いんですよ。今回は、町長の采配と皆さんのご努力によって半額になりましたけれども、金額的にみてもそんなにはあれですよね。ですから、何とかやり繰りして・・、今回はちょっとしょうがないのかなと思いますけれども、またがんばってもらいたいということと。あれですね、幼稚園なんかのバスなんかも、補助金もそうですけれども、金額的に大したことはありませんよね。何とかこういうのも、事業レベルみたいな、そういう仕訳によって、何とか、右から左に移すようなこともできると思うんですよ。

町長は、バランス的に福祉の関係もありますから、なかなか一概に・・、やっぱり福祉の関係を削ると、「なんだ、子どもっちばっかり」というのもあるわけですけれども、やはりそこら辺をもうちょっと考慮して欲しかったなと思いますけれども、町長、そこら辺・・、軽くでいいですよ。

○町長（齋藤文彦君）　本当に皆さんの意見を全部うまく予算に反映させるのが一番いいわけですけれども、やっぱり財源のこともありまして、それを加味しながらやっているわけで、なかなか皆さんの思いどおりにいかないわけですけれども、町としても本当に皆さんの考えに沿うような形になればいいなと思うわけですけれども、なかなかいかないところがありますので、財源を考えて一生懸命やっているというところでございます。

○総務課長（山本秀樹君）　子どもたちの就学後の関係の補助みたいな話だと思いますけれども、そういう補助も、制度も作った時は、「ああ、よくなったな」と思うかもしれませんが、２年、３年経つとだんだん当然という形になって、その辺が当たり前の形になってくるのかなと思います。

児童・生徒等への・・、例えば、バスでの遠距離通学児童・生徒への通学費等の補助については、今回の予算であっても、570万円ほど出ています。そのほかに、小中学校の児童・生徒の派遣費、これであれば165万円学校の方に補助しています。中学校なんかは、これで部活の遠征とか、そういうものは、こういう経費でやっているというようなこともありますので、それなりに松崎町の方は、ほかのところと比べれば、その辺は学校に対して支援はしているのかなという思いはあります。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○３番（長嶋精一君）　51ページと、それから65ページ、まず、51ページの方ですけれども、道の駅の基本計画500万円の業務委託でございますが、これは、町長は、三聖苑それから旧依

田邸、これらを観光の起爆剤にしたいというような発言がありました。

それで、業務委託の500万円というのは、非常に・・、高いか低いかはよくわかりませんけれども、私が言いたいことは、町長の強い起爆剤にしたいというその思い入れが、どのような形で具現化されるかということが、極めて大事だと思うんですよ。

したがって、業務委託というよりも、その前段階で、その思い入れを具現化するための、どういうふうな道筋でやっていくのかということをしっかりと作ってもらいたいんですよ。それは、いつもの・・、例えば、アンケートを取る。それと、委員会を立ち上げる。問題は、その委員会のメンバーなんですよね。私は、いつもこういうことを言っているんですけれども、全く同じ人が委員会に出て、何でも役場のいうことを、イエスマンでなんでも言うことをきく人ばっかりなんですよね。それじゃあ、いい道の駅はできるわけがないんですよ。もっと民間企業で苦労して、これで失敗したら昇格もない、クビになるかもしれないという人間を、それに近い人間を採用してやっていかないと、絵空事になっちゃうんですよね。

だから、500万円もお金を使うわけですから、しっかりそこら辺はやってもらいたい。今までと同じメンバーはやめてもらいたいんですよ。そこら辺を・・、どうですか、町長、お聞かせ願いたいんですけれども・・。

○町長（齋藤文彦君）　本当に依田邸は、ものづくり、ひとづくりの原点だと思っていまして、役場の周辺から長八美術館まで、そして、依田邸周辺というのは、本当に松崎のものづくりひとづくりの原点だなと思っていまして、本当に近き者よろこび、遠き者来ると、賑わいを創出するために一生懸命やっていきたいなと思っています。

ただ、長嶋議員が言うように、委員会を立ち上げる前に、私は、松崎の考えをある程度プロフェッショナルに私の気持ちを、町の気持ちを話して、ある程度何といいますかね。絵にして、映像にして皆さんに見えるような形にして、委員会を立ち上げていかないと、なかなか委員会も盛り上がらないと思いますので、そんなふうにやっていきたいなと思っています。

いま、自分の頭の中にはいろいろ考えがあるわけですけれども、ここで言っちゃうとまたちょっとあれかなと思いますので、なるたけ早くスピード感をもって、年度が始まりましたら、皆さん方に見えるような形で示したいなと思っているところでございます。

○企画観光課長（山本　公君）　依田邸につきましては、これまでもいろいろお話をさせてい

ただいています。道の駅と合わせ、あるいはいま警察署が整備されている旧中川小学校一帯を地域の拠点ということの中で整備をしているというようなことが考えられておりまして、花の三聖苑につきましても、内陸フロンティアの推進地域ということの中でいろんな計画を立てなければなりませんので、それと合せて整備の計画を立てていくということでございます。

委員の関係ですけれども、町の言うことを聞く人ということではなくて、当然皆さんの意見をいろいろ集めた中でやっていくということで考えていますので、当然地域、大沢地区の方々ですとか、あるいは保存に関わってくれている方々ですとか、いろんな方、あるいは専門家の方も入れたりとか、県の皆さんにも入っていただいたり、あるいは必要に応じて金融機関・・、長嶋議員は言われますけれども、金融機関の方々にも入っていただくような形をもって、いろいろな計画を立てていって、よりあのあたり一帯の賑わいができればいいかなと考えておりますので、現在の段階ではそのようなことで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○３番（長嶋精一君）　町長がいまおっしゃった、先に専門業者に町長の思入れを伝えて、それで、その人たちに作ってもらう、いろんな形で計画してもらう、それを、例えば、ビジュアルにして見てもらうということになりますと、だいたいの人たちが文句を言わないんですよね。絵に描いたものというのは、素晴らしいものを描きますから、プロですから、これは素晴らしい、計画が達成したような大きな勘違いをするんですよ。

だから、私は、順序的にはやはり町長の考え方が基で、それにやっぱりアンケートだとか、地元の人とか、有識者・・、有識者といったって、肩書だけの有識者じゃだめですよ。本当の有識者、ぼくの言うのは。だから、そういう人たちとやっぱり話をして、それから専門業者を・・、誰に委託するのかわかりませんけれども、やっていただきたいなと思います。

委託された人たちによっての優劣というんですかね・・、大きな違いが出ると思うんですよ。だから、三聖苑というのは、あそこは、やはり利益を出してもらわなきゃ困るところですよ。それが、今の状態だって、収支はマイナスですからね。ここは抜本的に変える必要があるわけです。

だから、よほどそこら辺は、町長の思い入れと作る業者あるいは委員たちが合体、合致するような形でぜひやってもらいたいなと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　長嶋議員の言われるとおりでございまして、業者に全部投げて、考えてくてくれというようなことでは当然ないわけでございます。町の考えが当然あって、地域の皆さんあるいは関係される皆さん、専門家の皆さんの意見をいろいろまとめて、それで形にしていくということで、いま考えていますので、三聖苑につきましても、なかなか経営が厳しい状況であるわけですけれども、依田邸と合せて、あのあたりをものづくりの拠点というようなことも前々から述べておりますので、そういう形の中でほかの収益も上がるような形の中で考えていく必要があるだろうなと考えております。

○町長（齋藤文彦君）　本当に稼げる施設にしないとだめだなと思っていますので、重点道の駅も、はじめから道の駅としてスタートしたわけじゃなくて、途中から道の駅になって非常に自分が見ていても非常に使い勝手が悪いところがあると思いますので、あそこはもう大改革をすると。それで、直接すぐやるところ、ある程度計画をもって長期間やるところ、いろいろ兼ね備えてやっていかないと非常に難しいと思いますので。また、松崎の方からどれだけお金がかかるかとか何とかいろいろ言われますけれども、いろいろ県の方にも入ってもらって、どういう資金を使ったら一番活用できるのかというようなことも話し合っていますので、そのようなことを踏まえて、あそこは本当に松崎の元気印になるような形にするようにこの地域はやっていきたいなと思っています。

○３番（長嶋精一君）　とにかく起爆剤になってもらわなきゃ困るわけですね。いま町長が言われたとおりですけれども、とにかく成功するためには、我らが三聖苑だと・・、三聖だと・・、大したもんだろうという考え方はよくないんですよ。それは、松崎町の人間しかわからないことであって、一番大事なことは、お客さんがどう思うかと、どうしたらお客さんに来ていただけるかと、満足していただけるかと、その一点だけに集中して考えてもらいたいんです。そこから三聖苑の三聖という人たちを説明するという形でいかないと、ぼくはよくないと思う。順序が逆だと思うんですよ。ぜひ町長、これを起爆剤に・・、名実ともに起爆剤にさせていただいて、させてもらって、入込客の増加に繋げていただきたいと思います。

次は、65ページ、コンビニ収納事務、これはもう全国的な動きであるし、住民のニーズ、利便性になると思うんです、これは非常に結構なことだと思うんです。

そこで、当然的に委託料がかかるということは、内部事務の軽減になるわけですね。役場職員の事務の軽減になるわけですよ、ならなければおかしいわけですよね。したがって、こ

れによって、すぐにはできないでしょうけれども、民間企業的立場からいうと、当然的に職員の減ということに繋がっていかないと、私は全体的にバランスが取れないと思いますが、いかがですか。すぐに減にしろという意味じゃないですよ。

○総務課長（山本秀樹君）　理論的には、長嶋議員がおっしゃるとおりですね。いろんなそういうシステムを導入することによって事務の軽減を図れれば、当然そこで、例えば0.4人工とか、0.3人工とかというような人工が減ってくるというのはあります。

当然こういうシステムを入れることによって、人員削減が図れればいいわけですけれども、今現在うちの方の納税というのは、担当が１人それから係長が１人という２名体制で、ほかの町から比べれば、１名若しくは、多いところだと２名足らないかな・・、普通は４人位でやっているところを今は２名でやっているとかというような形になっていますので、おっしゃるとおり、すぐにはいかないと思いますけれども、そこの事務が軽減した分はほかのところの兼任でまかなうとか、そんな形で、税務だけではなくて、ほかのいろんなところの業務が減ったところであれば、それは合せて１人でやって、その減った分は、こっちで0.3、こっちで0.6よければ0.9だから、約１名減るというような形での内部の業務の見直しとか、そういうものをやっていきながら、人員については、それなりの人数にしていくということは可能かなと思います。

○７番（佐藤作行君）　36ページのところですね。ふるさと応援寄附金、今年度5千万円の予算を立ててあるわけなんですが、前年度から比べると倍くらいになっていると思います。

これは、私は努力目標だと思って、捉えているわけなんですが、一つ考え方のヒントとして、西伊豆町は返礼率を５割と設定してやっているわけですね。うちの方は４割。見直しの気運もあるとのことなんですが、実際問題、こういう形で返礼率のいろいろな議論なんかもあるわけですが、そこで、町営宿舎のまつざき荘、あそこは昨年度のこのふるさと納税の返礼率に基づいて、何人位泊まっているのか教えていただきたい。

それから、「ゆこゆこ」なんかを結構まつざき荘も利用しているという話なんですが、あれだと22パーセント。そうすると、一つの考え方として、まつざき荘も返礼率を５割に上げたらどうかとか、そういうようなアイディアもあると思うんですよね。

それで、伊豆の国市なんかは、去年、ホテル宿泊の関係のところを充実させたところ、いっぺんに、大幅にふるさと納税の寄附が跳ね上がったという実績もありますので、そこらも加味して、少し柔軟に考えたらいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○企画観光課長（山本　公君）　ふるさと納税については、一般質問の中でも町長がお答えしていますけれども、今年度2600万円を超えるくらいの金額になるのではないかと・・、新年度においては、5千万円ということで措置をさせていただいております。

近隣をみますと、10億円とか、億を超えるところがあったりとか、そういうような地域も中にはあるわけですけれども、松崎町の場合、40パーセントというようなことの中で返礼率を設定しております。西伊豆町は50パーセントだったと思います。一番の・・、都城は70パーセントとかというようなこともあるわけですけれども、総務省の方からもあまり返礼率の高いものですとか、あるいは地域に関係ないものですとか、換金率の高いものですとか、商品券的なものは控えるようにみたいな総務大臣からの発表もあったりしますので、今後、そのあたりについては、見直しが入っていくのかなと思いますし、いま、うちの方で使っている、全国的に使っている「ふるさとチョイス」というホームページがあるわけですけれども、そこも返礼率の高いものですとか、換金性の高いものについては掲載を控えていくというようなことも始まっています。

いずれにしましても、いかに魅力的な商品を取り揃えていって提供していくかというようなことかなと思っておりますので、今後も各団体の皆さんともお話をした中で、松崎の魅力ある商品を提供していければいいかなと思っています。

まつざき荘の方も宿泊の関係で、ふるさと納税の返礼品の中に入っているわけですけれども、ちょっと手元に数が・・、どれだけ使っているかというのがちょっと・・、持っていませんので、また確認をしてご報告させていただきたいと思います。

あと、旅館組合の方ですとか、雲見の観光協会なんかもそういう宿泊に伴うものも合せてやっておりますし、今年度におきますと、新たな取り組みとして、トレイルジャーニーの参加費をふるさと納税で払うとか、そういうようなことも行ったりとか、あるいは姉妹都市である安曇地区、姉妹都市とは言えないかもしれないですけれども、安曇地区ですとか、帯広市の産品も若干姉妹都市の交流という中で加えたりとか、いかに魅力的な商品を揃えるかということについても考えているところでございます。

また、棚田のオーナーのものについてもふるさと納税でできないかというようなことも新年度に向けて、いま取り組んでいるところでございまして、いかに多くの魅力的な商品が提供できるかというようなことではないかと思っています。

単純に返礼率を上げるということは、いますぐは考えておりませんけれども、多くの皆さ

んにご協力いただいて、寄附をしていただければなと考えています。

○町長（齋藤文彦君）　ふるさと納税に関しては、本当に一生懸命考えているわけですけれども、一般質問の答弁で答えたわけですけれども、農業祭に行って、本当にかんきつ類、しいたけ、わさび、ほとんど松崎の皆さんが独占して金賞を取っているわけで、かんきつ類にしても、ぽんかんにしても、昔は400トン位採れたんだけど、今は20トン位しか採れない。それでも静岡県で生産量が２番目だということをいわれていまして、いろいろポンカンの生産者の皆さんに話すわけですけれども、どうしても、私は顧客がいるから、ふるさと納税はやらないと言うわけですけれども、もう一度このふるさと納税のプロジェクトチームをもう一回立て直して、本当に真剣に、業者の人にも集まってもらって、本当に松崎のこの・・、何といいますかね。作っているものが、本当に、日本でどれだけ通用するか試すいい機会だと思いますので、もう一回立ち上げて、これは、5千万円なんていわないで、本当に最低１億円位にいきたいなという気持ちでやりたいなと思っています。

○１番（伴　高志君）　じゃあ、まず、佐藤議員のふるさと納税の関係がありましたので、そこから・・、この歳入の方で、5千万円ということで、これを見込んでいるということだったと思うんですけれど、もうちょっと具体的に示していかないといけないと思うんですけれども、例えば、そうですね。商品があるにしても、その返礼方法というか・・、例えば、商工会のホームページ、ちょっとご覧になった方はいますか。

その商品の写真の上にピンク色の文字で書いてあるんですね。そういう紹介の仕方というのはどうかなと、このホームページに力を入れていくような、そういう、これからそういうところがでてきていると思うんですけれども、宣伝の仕方というので、もうちょっと、ホームページの作成から、というところを一つお願いしたいのと・・、それから、もう１点、かんきつ類で、今年はぽんかんがすごく売れ余ったというふうに・・、そういう情報が一部あるんですけれども、そこで、非常に生産者の皆さんが非常に苦労して・・、作るだけではなくて、販売することも非常に大変な中で、こういうところも考えていかないといけないんですけれども、そういうことに対して、もう１点伺いたいと思います。

それから、29ページ、農林水産業国庫補助金のところで、本年度のこの森林整備地域活動支援事業補助金と美しい森林づくり基盤整備交付金が昨年度と比べると大幅に増やしているわけですけれども、ここはどのような計画をしているのか。歳入を見込んでいるわけですから、その点を伺いたいと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　ふるさと納税の返礼品の関係ですけれども、いま、134品目位あるわけです。先ほども申しましたけれども、「ふるさとチョイス」というふるさと納税を専門的に取り扱うホームページ、全国のものですね。取り扱うページも当然ありまして、そちらの中への情報提供ということは既にふるさと納税のうちの方のやり方を変えた段階で取り組んでおりますし、また、お金の支払いもカード決済みたいなことができる形の中で、これまで取り組んでおります。

それぞれの団体のもっているホームページ、町の中にも載っていたりするわけでございますけれども、それぞれの団体の持っているホームページにおいても、やはり伴議員の言われるように、見やすく、ふるさと納税についてをご案内していただいて、できるだけ触れる、目に触れる機会を増やしていく必要があるだろうなと思っております。

伊豆トレイルジャーニー、先ほど申しましたけれども、それについても、そのホームページの案内の中でそういうものも活用できますということの中での紹介もいただいたりしているわけでございますので、各種団体の皆さんのそういったホームページの中でも積極的にＰＲをしていただいて、寄附金の増額に協力いただければなと思っています。

それから、ぽんかんですとか、かんきつの関係についても、ぽんかんについても、何業者さんかご登録いただいているわけですけれども、ついこのあいだもみかんの関係の登録があったわけですので、ぜひともまた団体の皆さんともお話をさせていただいた中で・・、町長も、先ほどありましたけれども、ぽんかんとか、かんきつ類を余らせることなく、外へ返礼品として提供することができれば、今まで以上の・・、お互いに、町にとってもやっている農家の皆さんにとってもいいわけですので、その部分については、積極的に協力してまいりたいと考えております。

○産業建設課長（高木和彦君）　まず、今のご質問の中で、ぽんかんが売れ余ったという話があったんですけれども、それはどういうことかちょっとわからなかったんですけれども・・。

（伴議員「全体で・・、トンという数字でしたよ」と呼ぶ）

○産業建設課長（高木和彦君）　ぽんかんは、ぽんかん品評会ですとか、また物産展でも、その行事行事で、例えば、多く持っていったから残ったとか、そういうことは確かにあるかもしれませんけれども、全体的には、ぽんかんはなかなか人気で、今年は逆にないような状態で、私どもに、「いつも買っているところからないもので、どこか探してくれないか」なん

て問い合わせもありましたので、実際にぽんかんが売れ余っているという状況ではないというふうに思っています。

もう一つのご質問、森林整備の補助金の関係については、これは、また後のところで、林業費の中で、この今年行う美しい森林整備計画のことをご説明しますけれども、それの国の分ということで、事業費の増による国庫補助金の増となります。

○１番（伴　高志君）　そのぽんかん、かんきつ類の売れ残りというのは、これは、生産者の営業努力にかかっている部分もあると思いますので、この点はちょっと質問が不適切だったかもしれないです。

それで、もう１点、この森林整備の方ですけれど、もう一回答弁をお願いしたいんですけれども、支出の方で、ページで出ているということですか。

○産業建設課長（高木和彦君）　今年の予算は、101ページになりますけれども、そちらの方で森林整備事業ですとか、美しい森林づくり基盤整備ですとか、これは、各伊豆農林事務所ですとか、丸高ＴＴファームさんですとか、チームフォレストとか、森林をいろいろ整備するところがございます。そこの事業費が、今年どこどこ、29年度はどことどこを整備するよということで事業費が上がってきますと、その分国庫の補助金また県の補助金も増えるというような形になります。

○議長（稲葉昭宏君）　暫時休憩します。

（午前　９時４９分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　質疑を続けます。

○５番（藤井　要君）　いま、伴議員とか、佐藤議員からの関連になりますけれども、私も一般質問でもやりましたけれども、ちょっと足らなかったところを聞きますけれども、パソコンではじくとものすごく出てくるんですよね。松崎、ふるさと納税のやっても。そうすると、10も20も出てきて、どこを開いていいかわからない。１からみんな開いていくというような状態で、なかなか利便が悪い。

そして、この前、西伊豆の、内部の資料かもしれません、これをもらったんですよ。やっぱり読みやすかった。松崎にもふるさと納税マップというようなやつはあるのかもしれませんけれども、そういうのも使用して・・、見やすかったので使用してもらいたいと思いますけれども、あれですかね。品目的には134品目ですけれども、この前も伊勢海老とか、そういう海産物が松崎にはなかなかないということで、皆さん努力していると思うんですけれども、あれですかね。ほかのところから融通してもらって出す方法をやっているところもあると思うんですけれども、そういう方法をやったりとか、あとは、どういう方法で西伊豆は集めているのか、ただ品物があるから寄ってくるのか、それとも、それなりに努力しているということはあると思うんですよ。お客さんのところにアンケート・・、例えば、堂ヶ島ですから、宿泊に来た人にそういうふるさと納税のパンフレットなんかをお渡しするような、そういうような横の繋がりとか、そして、あと、西伊豆の場合ですけれども、松崎版はちょっと見せてもらっていませんけれども、あなたのふるさと納税をこういうふうに使っていますなんていうので、トイレの写真なんかが出てくるんですよね。これで、ふるさと納税で直しましたとかあるんですよ。

松崎版を見ますと、活字で、例えば、どこどこの修理をやって、いくらと金額だけなんですよ。やっぱりこういうトイレを直しました。こういう施設を直しました。やっぱりインパクトが違うと思うんですよ。システムは業者が作っているのか、内部で作っているのか、わかりませんけれども、やっぱりどこか違うんじゃないかと思うんですよ。

よく課長さんなんかが横の西伊豆に行ったり、南伊豆に行ったりもするでしょうけれども、そういうお話もしていると思うんですけれども、なんでおれたちは同じことをやっていて、同じところに預けていて、できない、違うのかなと・・、そこら辺の話を伺ったががあれば・・。

それで、先ほど・・、いつも検討するとか、努力しているとか、ありますけれども、もう少し具体的に、その検討を前面に出して、こういうふうにやっていこうかなとか、もっと具体的にすぐやるというような、そういう心強いというか、やる気をちょっとお願いしたいと思いますけれども・・。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほども申しました。品目に関しては134でしたかね、そういうことでご回答いたしました。いかに魅力的な商品を揃えていくかということに尽きるかと思うんですけれども、それ以外の取り組みということで、先ほどもちょっとお話をさせて

いただきましたけれども、伊豆トレイルジャーニーの参加費ということの中で、昨年入れさせていただきまして、80名位のふるさと納税を使った方があったかと思います。５万円ですので、400万円位そこで出て、それが一部40パーセントが参加費に回っていくということですので、そういう取り組みもございますし、姉妹都市の関係で、先ほども申しました帯広の関係で、黒豚丼ですとか、牛ロースですとか、北海道の産品のものですとか、あるいは安曇地区においては、おやきですとか、そういうものも加えながら、これもまるで関係ないということではなくて、姉妹都市を結んでいるということの中で、お互いの産品の融通し合いという形の中で実際取り組んでいるという例もありますので、何もやらないということではないわけですけれども、なかなか効果が十分ではないなという部分は感じております。

いかにＰＲしていくかというようなことも当然先ほどの伴議員の中でお話もありましたけれども、ホームページの問題ですとか、あるいはカタログというんですかね。そういう部分がまだ、カタログの部分がまだできていないということがありますので、そういう部分も合せて、考えていかなければならないかなと思いますし、今度、封筒の裏側に「ふるさと納税お願いします」みたいな形の記載をして、判を押したりして、こちらが出す封筒にそういうものの表記をしたりという試みも少しずつではありますけれども、やっておりますので、いずれにいたしましても、魅力的な商品を、多くの皆さんに参加していただきながら、出していただくということが必要かなと考えております。

それから、先ほど佐藤議員の方から質問がありましたまつざき荘の関係、宿泊がどのくらいあるのかというお話がありましたので、合せてちょっとご回答させてもらいますけれども、平成27年度において、63件の利用がございました。寄附額でいきますとだいたい300万円位の寄附かなと思います。松崎温泉旅館組合の方で、やはり同じく63件、これは、旅館のランキングによって券が違うものですから、それが470万円位の寄附総額ということでございます。雲見については、28年度からということですので、手元に資料を用意していませんでしたけれども、そのような形の中で宿泊の関係の申し込みもいただいているというようなことでございますので、先ほどの佐藤議員の回答はそれでお願いしたいと思います、以上です。

○総務課長（山本秀樹君）　ふるさと納税の取り組みというか、この辺は、一担当がやっているからいいという問題じゃなくて、やっぱりこれは、町長の先ほどの回答があったようにプロジェクトチームを作って始めたというような経緯もあります。そういった中で、一つの今回低迷している原因というのが、やっぱり西伊豆の方は干物関係、要は製造、海産物の製

造、加工の商品が豊富であると、松崎はそこがないと・・、やっぱり売れ筋は一番そこになるものですから、その辺の西伊豆の方は製造業中心の町になっていると、松崎はどっちかというと商業を中心の町だったということで、そこの取り組み方が、製造の方々はやっぱり作ったら売らなきゃならない。売れなければ、もっといいものを作らなきゃならないというところで話を聞くと、西伊豆の方は、今度はこういう製品を作ったよと、今度こういうものを作ったよと、どんどん持ち込みも売り込みもあると・・。松崎の方は、逆に頼みに行っても「いやいや、うちはそんな手間は食わないよ」というような、そういう土壌があるということが、まず一つあります。ただ、そういうことを認識しながら、それぞれ町全体としては、やっぱりそこをどう考えていくかというのは、他人の仕事まで口を出そうということで、今年もずっとやってきたわけですけれども、なかなかそこは職員それぞれに浸透しなくて、それぞれの部門は部門で任せちゃって、その辺の意識はちょっと希薄だったかなというような感じもします。

来年いない私が言うのもなんですけれども、やっぱりこれは、それぞれの職員がそこの意識をみんな共通認識をもってやるような形にしていかなきゃならないというようなこともありますので、町としては、その辺を改めて取り組んでいくという体制を作れば、それなりの成果が出るのかなと思います。

いずれにしても、職員の取り組みの方もそれぞれが意識改革をしないといけないと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　一つ答弁を落としているのがありましたので、ふるさと納税の使い道というようなことでございます。

27年度に新たな制度に変えまして、2300万円余りの寄附をいただいて、その繰入金として、今度は一般会計の方に今年度から入れさせていただいています。38ページにふるさと応援基金繰入金ということで、1327万3千円、38ページですね。1327万3千円というようなことの繰入金ということが、記載がありますけれども、それが一般会計の中の財源として充てられておりますけれども、ふるさと納税をいただく際に、どういう部分に充てて欲しいというようなことも納税いただく方に伺っております。地域が一体で、産業が盛んなまちづくりの方に使ってください。それから、安心・安全なまちづくりに使ってくださいというような要望がございます。特に指定なしもあるわけですけれども、そういう方々の要望に基づいて、それぞれ農業振興費ですとか、災害対策費ですとか、福祉の方の推進費ですとか、そういう

ものに充当させていただいておりますので、今後こういう形で皆さんのふるさと納税が使われていますよということについては、またホームページなんかに掲載させていただいた中で、また合わせて寄附を募ってまいりたいと考えております。

○５番（藤井　要君）　いま、一点、ホームページの方で載せている・・、あなたのふるさと納税はこういうふうに使われていますよと・・、私は、先ほど金額・・、西伊豆の場合はトイレを直したとか、ありましたよね。

品物を返す時には、一筆入れて返すからいいわけですけれども、やっぱり。いま・・、じゃあ、例えば、ふるさとのそういう自然を大切にしてくださいとお金が入ったとしますよね。それで、ホームページにただ載っけているだけだとか、それは、今はわかりません。

ですから、私は、那賀川の葦刈りをやっているわけですけれども、例えば、そういうのをやった時に、誰がやったって、これは町がやっていいわけですけれども、そうした場合に、あなたの・・、やる前のそういう川の写真、あなたの寄附でこんなにきれいにしていますよとか、子どもたちが遊びに来ていますよとか、子どもの写真を入れたりとか、そうしてやってもらいたいと思うんです。

先ほど気が付いたんですけれども、中学校から反対側、あの土手の葦をきれいにしていますよね。これは、中学の先生と桜田の人と２人でやっているんですけれども、そして、そこに子どもたちを・・、トレイル・・、マウンテンバイクかなと思うんですけれども、あそこを・・、道ができたりとか、それで遊んだりしているんですよ。

先ほど、あの牛原山ができましたということをやっていますけれども、そういうのとか・・、そういうのにお金をかけたりとか、そういう写真なんかを入れて、あなたの善意がこういうふうになっています・・。やっぱりそういうのも・・、ものじゃない時にはそういう案内をしているのか。していなかったら、やっぱりやってください。

そして、松崎は、ものがなければ、心でお返ししますよとかと・・、子どもたちが来れば、あそこで魚釣りもやっぱりやっていますよ、最近はね。

ですから、そういうところをもっとＰＲ・・、やっぱり心で訴えてもらいたいなと思いますけれども、その返事をお願いします。

○企画観光課長（山本　公君）　寄附金の使途については、今回29年度の予算において初めて繰入金という形の中でさせていただいていますので、それらを今後載せていくということは考えています。ただ、載せ方は、どういうふうに載せるかということは、いま議員の方から

もありましたけれども、いろいろちょっと考えていかなければ問題があるかなと思いますので、またそれはプロジェクトを含めて、相談をさせていただきたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　それでは、54ページ、13節の委託料・・。

○議長（稲葉昭宏君）　福本君、もうちょっと大きな声で言ってください、こっちまで聞こえないです。

○６番（福本栄一郎君）　54ページの13節、委託料、同報無線デジタル化実施設計業務委託1217万8千円とありますけれども、これは関連じゃないけれども、明日、３月11日、明日であの未曾有大災害を起こしました東北大震災で・・、丸６年になります。未だに約2500人の方々がまだ行方不明者という・・、こういった痛ましいことが起きたんです。

それに比べて、この同報無線なんですけども、これは、総務課長の説明では、今年度基本設計・・、これは予算ですよね。業務委託の基本設計を・・、ああ、実施設計ですか。補正予算に絡めて今年度実施設計・・、これは29年度で一本化したという説明。

更には、３年間で約５億円の工事を行うと・・、これはデジタル化、ですから、技術の革新とともに、これは結構なことなんですけれども、私が聞きたいのは、いま、各家庭に1500円の負担で配付している防災ラジオ、これが使えるのか、使えないのか、この防災ラジオが約５年前ですか、1500円で・・、確か、私の記憶でいきますと・・、間違っていたらごめんなさいですけれども、５年位前に配付しましたらば、その時に、私は確か、聞いた覚えがあるんですけれども、向こう10年間しか使えないようなことを答弁、当時の総務課長が、ここの議事録を見ていただければわかると思うんですが。あれですけれども、これが完成したあかつきには、今現在、1500円を出して購入している一般家庭の人が使えなくなる。もし、使えなくなるということがあるならば、その後の手当をどういうふうに考えているのか。

特に、情報ですよね。特に、夜、夜中あるいは大風、台風等々には、皆さん家の中にいて耳を傾けているんです、役場からの情報を。その辺の・・、高齢化世帯がだんだん増えてくる中で、役場としてみれば、どういうふうに対応できるのかということをお伺いします。

デジタル化になっても今の、現在のラジオが使えるということになれば、それでいいんですけれども、確か、私の記憶では使えなくなるということを聞いておりますので、その辺の・・、もし、使えなくなった場合は、役場としての対応ですか・・、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（山本秀樹君）　デジタル化の関係につきましては、福本議員がおっしゃるとおりです。これは、繰り返しになりますけれども、平成34年11月で電波法の改正で、今のアナログは使えなくなります。要は、テレビと同じような形ですね。以降デジタル化されるということになるとラジオも同様に、今までのアナログテレビが使えなくて、デジタルテレビに皆さん買い換えたと一緒で、今のラジオも使えなくなります。これは、当時の総務課長の答弁もそのとおりになります。

これは、今現在、約3千台近いラジオが出ていますけれども、そうした中で、やっぱりデジタル化されるまでは、やっぱりいつくるかわからないということで、その配備というのは必要なのかなと思います。

ただ、これが変わった場合に、デジタル化された場合に、まず、同様のラジオが恐らく作られると思います。であれば、また同じような形で住民の方々の理解を得て、それをある程度一部負担をしてもらって、配付をしていくというような形になるかと思います。

ただ、今現在、そういうラジオができるというのは、まだ情報はありませんので、そこは、確かなことは言えないということになりますけれども、いずれにしても、そういう形になれば、デジタル化がされれば、おそらく同じように防災ラジオもデジタル化されたものが出てくるだろうと思います。

それと、もう一つは、光ボックスの関係で、それぞれ光ボックスを配付します。そういった場合に、そういう津波の警報が出たりとか、そういうものがあった場合は、そのテレビ、光ボックスを使ってもその分の情報の収集はある程度はできるというような形になります。

ただ、今現在、その光ボックスが自動で・・、例えば、テレビが自動でスイッチが入って、しゃべってくれるのかどうかというのは、そこまでの機能がまだはっきりしていないので、今のところ、そういうのが明示されていないので、つけている時だけの情報収集という形になるかもしれませんけれども、光ボックスからも、もし、付けている方は、そういう情報も入手できるのかなと思います。

いずれにしても、ラジオの関係は、デジタル化されれば、同じようなものが出てくるだろうと。それであれば、今と同じような形で配付はしていきたいと考えています。

○６番（福本栄一郎君）　じゃあ、私の記憶は間違いなかったということで、わかりました。

その場合、将来的に、向こう３年間ですけれども、どうなるかわかりませんけれども、そのあいだに日進月歩のごとく技術が開発されてくるでしょうけれども、町民としてみれば、

ごく単純明快な、操作が簡単なということを要望して・・、これは要望ですよね。約束もできないでしょうから、そういった場合に、いまあるラジオを役場で回収して、また・・、多少・・、無料というわけにはいかないでしょうけれども、その辺をまた町民のために考えてもらいたいということを要望しておきます。これは回答はいりません。お願いします。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　先ほど、ふるさと納税の問題に対していろいろ議論が出ているわけですけれども、町長がおっしゃるのは、いいぽんかんやしいたけがあるのに、顧客があるから、これ以上譲れないよということであるならば、そういう方がもっと広がるように町が手当をするのが、町の仕事じゃないかなとぼくは思うわけです。総務課長が言うように、加工業がないというならば、町は６次産業化を進めるといっているわけです。６次産業化に進むような方向性を示すのが筋じゃないかなと思うわけですね。

それを、予算措置なり、町の方向なりで出して、示していくのが、町にとっていい方向にいくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方はいかがですかね。

○町長（齋藤文彦君）　いま、かんきつ類のいろいろな話を聞いているわけですけれども、始める人よりもやめる人の方が多いと・・、そして、なかなか若い人がやってくれないと、非常に厳しい状況だというのを聞いているわけで、本当に若い人たちがもうちょっと入ってくるような体制を取らなければいかんかなと思います。

門野で・・、名前を言っていいんですかね。

○議長（稲葉昭宏君）　いいです。どうぞ。

○町長（齋藤文彦君）　竹蔵さんという方が入って来て、いまかんきつ類をやっているというような話を聞いているわけですけれども、地元の区長さんたちが応援して、そういう若い人がうまく育つように一生懸命やっているというわけですけれども、やっぱりふるさと納税なんかでは、これだったら稼げそうだというような目安がつけば、若い人たちも入って来ると思いますので、このようなことをやっていかなきゃいかんかなと思っているところです。

○総務課長（山本秀樹君）　町の方の体制として、まず、そこはやっぱり儲かるということであれば、民間の方々が、じゃあ、そこはどうしようかということで、やっていただくのが一番なのかなと思います。

実際に、各方面で儲かるということであれば、それぞれの方々が自分の仕事を拡大させてやっているというのが現状だと思います。

ただ、町としては、そこで独自に何をやっているかというと、６次産業化に向けては、新しい事業に対しての補助というのは、やっているわけです。それを使って、それぞれの方が、じゃあ、加工業をやってみようということであれば、そういうところにも支援をしていくというような制度もあるわけですから、その辺の制度を使ってもらうように、広報とか、そういうものは、紹介は・・、相談があれば、紹介はしているというような現状です。

いずれにしても、まず、そういう方が実際の民間の方々がやる気をおこしてもらうことが一番大切なのかなと思います。

○２番（渡辺文彦君）　いま、総務課長がおっしゃるように、民間がやることがよくて、このようになると思うんですけれど、多くの方が、どういうふうに取り組んでいいかがわからないような方向にあるとぼくは考えているわけです、いつも。だから、そういう・・、どうやったらうまくやっているか・・、例えば、６次産業化を進めるためのこんなふうなやり方がありますよというような、勉強会みたいなのを町が設けてくれる、そういう体制づくりをやっぱりやんないとまずいんじゃないかなと思うんですよ。そういう行動力ないじゃないですか。今まで。ただお願いします。お願いしますばっかりで・・。

具体的に、町民が活躍できるような・・、行動できるような足がかりができていないならば、そこのところにもっと踏み込んで、活躍できる場を提供していくような取り組みが必要なんじゃないかなとぼくは思うんですけれどね。

○企画観光課長（山本　公君）　農業とかの部分も当然あろうかと思いますので、いずれにしましても、町の方に相談いただければ、相談を受けないという体制は当然ない話でございますので、うちの方も産業建設課もありますし、うちの方の企画観光課ということもありますし、商工会があり、農業関係のそういう組織があるわけですので、そちらの中で、こういうものはどうしていったらいいんだというようなことがあれば、当然相談に乗りますし、こういう制度がありますよという紹介も当然させていただきたいというか、紹介を・・、そういうこともしているところでございますので、また、先ほど、総務課長の方からありましたけれども、そういう新しい産業の創出ですとか、雇用の拡大ですとか、移住定住の促進を目的として、そういう補助金もつくってあるわけでございますので、そういう部分も広報しながら、積極的に活用していただければと考えております。

○町長（齋藤文彦君）　何でも役場、役場とくると、なかなか難しいわけで、本当に農業振興会の方で、こういうように稼げるからやろうかというような形にならないのかなと、おれは

ずっと思いますけれどもね。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくも農業振興会の方がどうなっているのかなといつも思うわけですね。いろんな部会があるわけですけれども、農業振興会として一体になってどういうふうにやっていこうという話を聞いたことがないわけです。

前の農業委員長ともそんなことをよく話をしたんですけれども、農業委員会と振興会とは全然違うんだよねという話なんですね。そういう中で、農業委員会があって、振興会がこの下に・・、横にあるんだか、下にあるんだか、よくわからないんですけれども、ぼくとしてみれば・・。そういういろんな組織がある中で、お互い連携し合って、一つの方向性が出せていないのが、今の町の現状かなとぼくは思っているんですけれども、産業建設課長、どう思いますか。

○産業建設課長（高木和彦君）　農業委員会も振興会も非常に・・、役員が、両方に加入している人もいますので、そういう点では、一生懸命農業の活性化についてやっています。

このあいだの一般質問でしたか・・、お答えしましたけれども、農業推進委員の関係で、そういう十分な知識を得ようということで、いま、だいたい１回開催しますと、30分からその辺は５条申請、３条申請の認可の関係、あとは、これからどういう農業をやっていこうかということの話し合いに今は充てています。

すぐに結果が出ることではないとは思いますし、いつになったら農業所得が増えるということは、いまお話しできませんけれども、それについては、自分らで一生懸命やっていますので・・。

ただ、町長の答弁にもちょっとありましたけれども、これは、ぼくのあくまでも感想ですけれども、床屋さんになりたい、美容師になりたいといったら、自分で学校に行って何をして、大工さんになりたいといったら、まずそれは修行をして何をしてということがあって、そういう点では、農業というのは、だいぶ恵まれているなという感じはします。青年就農にしても、45歳以下でしたら150万円もらえて、あと、いろいろな助けがございます。

そういう中で、元々、以前の農業の方というのは寝る間も惜しんで、それこそ一生懸命自分で改良して何をして・・、桜葉振興もそうです。一生懸命やっている方は、ほかの方と違う苗を使う、種を使う、肥料を使う、いろいろな努力をしてやっているわけですから、そこは、なんでもかんでも補助というよりも、やっぱり農業を目指すなら目指すで、それなりの個人努力というのは必要じゃないかなとちょっと最近感じております。

○３番（長嶋精一君）　それに関連しまして、蔵らさんという・・、また個人名を言っちゃ悪いんですけれども、全く補助金なしで自分たちでやっております、ああいう高齢者の人たちがね。

だから、やはり自分のことは自分でやるんだと、飯を食うのは自分でやるんだというような考えがまずなければ、何でもください、くださいじゃあ、いい形には、ぼくはできないと思います。

農業じゃないんだけれども、全部にわたって共通できるのが、蔵らさんは補助金なしでやっています、以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　総務費までの質疑につきましては、総括もありますので、この辺にとどめまして、73ページ、民生費から112ページ、商工費までの質疑に入りたいと思います。

これより歳出73ページ、民生費から112ページの商工費までの質疑を許します。

○５番（藤井　要君）　ページ的には、73ページになりますけれども、需用費になりますけれども。これは11節ですか、災害地用資材の関係それから80ページの13節、委託料の関係、保育所実施の関係ですけれども、まず、最初に、これは、総務課長の方から説明がありました。災害の関係で、乳児用のおむつ５種類とか、ミルク400本とかということがありましたけれども、これ以外にどのようなものを取り揃えているのか。

テレビ等を見ていますと、菓子なんてあるんですけれども、よく菓子よりもチョコレートがいいとか、そして、女性用の・・、段ボールかなんかのトイレ、女性ですから、いろいろの女性ならではのものもあるわけですけれども、そういう点は、いまどのくらいのもの、種類があるのか、お願いします。

わからなければ、もう一つの方から言いますけれども、教育の方から・・。

教育の方ですね。いま、ここに保育園の助成というようなことで、保育所実施委託ということで、これは毎度聞いているから、わかりますけれども、いま、あそこの森ペンさんのところ、名前はわかりませんけれども、この前、私も自分の広報の中にちょっと後ろに出したんですけれども、松崎町と合せて一時委託が約20人、その中で９名の方が松崎町、これは０歳からの一時預かりですか、やっています。それから、これも松崎からですかね。３歳とか５歳の９名位でしたかね。ちょっといま記憶がありませんけれども、これは無料になっていますよね。無料というのもなんか後ろで寄附というか、国、県からの助成もあるのかなと・・、町はそこには出していないですから、その点がわかれば・・、無料ということにな

っていますので・・、お願いしたいと思いますけれども・・。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、災害対策用の資機材の関係ですけれども、備蓄資機材としては、ここの予算書の方は、これは、児童福祉避難所用の資材ですけれども、町の防災の資機材としては、約100種類位はあります。

テントから始まって、発電機とか、シートとか、電気とか、炊き出し器とか・・。

（藤井議員「生活用品でいいんです」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　生活用品といってもたくさんあるんですけれども、例えば、女性用の生理用品とか、それから実際おむつにしても、この福祉避難所以外の部分でいけば、乳児用のおむつ、Ｓサイズが144枚、Ｍサイズが120枚、Ｌサイズが204枚、大人用のおむつ等が960枚とか、そういうふうな形で、それなりのものは取り揃えています。

ただ、期限があるので、これらを更新していくというのがなかなか大変ということになるんですけれども、いずれにしても、100項目位の資材について、それぞれ購入して備蓄はしています。

なお、これらについては、この予算の中にもありますけれども、毎年多く買い揃えています。そのほか自主防が整備する資機材等についても補助を出して、自主防自体が発電機を持つとか、こういう資材を持ちたいというものであれば、それに対してまた補助も出していますので、資機材的には、必要があれば、その都度整備をしていくということで、それなりの態勢は整っているのかなと思います。

○健康福祉課長（馬場順三君）　保育園の運営につきましての補助の関係がございましたけれども、現在、保育所の補助につきましては、国の方が２分の１、県が４分の１、町が４分の１ということで、運営費の補助が出ております。

今回、既にご説明等があったところでございますけれども、保育料の関係でございますが、これは、24ページの方に歳入の方で計上してありますけれども、保育料ということで540万3千円計上しておりますが、これは従来の２分の１ということで、半額の減額が図られたところでございます。

○５番（藤井　要君）　森ペンさんの方の関係は・・。今のその中から出ているということですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　しんわさんの保育料については、この中に入っておりません。独自で運営しているものでございます。

（藤井議員「支出とかはわからないか・・」と呼ぶ）

（健康福祉課長「こちらの方では、わかりません」と呼ぶ）

○５番（藤井　要君）　そちらの方はわからないということで、あれですけれども、総務課長、ミルクの期限があるわけですよね。これですと、３日分ですか、これは。ミルク450本、３日分と言いましたけれども、これはやっぱり期限があるので・・、私も最近孫ができたから、こういうあれもあるかもしれないですけれども、ある程度余裕をもって・・、もしあれだったら、乳幼児・・、生まれたところに・・、これは電話かなんかで、そういう問合わせ・・、反対に、そういう人たちがいたら配ってあげますよと・・、期限の・・、例えば、１日前にミルク１箱もらったって、どうしようもないわけですので、ある程度余裕をみた中で、捨てるのももったいないし、例えば、１か月位の余裕をみながら、配るとか、そんな方法もできると思うんですけれども、その点は、いかがでしょうかね。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、あれですか、ここの部分の予算でいいですか。

（藤井議員「捨てるのはもったいないから・・」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　これは、福祉の方でおそらくやると思いますけれども、当然これは、ミルクであれば、１年が期限になっていますので、当然更新という形になるかと思います。

ですから、その更新時を迎えたら、当然それは、防災の非常食と同じように、対象となるような方々に配布をするような形をとるものだとは思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（藤井議員「福祉の方の関係で・・」と呼ぶ）

○健康福祉課長（馬場順三君）　私どもの方で今回整備するものにつきましては、福祉避難所だけで２か所ございまして、現在、旧岩科幼稚園それから、現在の中川幼稚園、この２園が福祉避難所になっております。こちらの方に配備をする予定でございますけれども、期限がきたものについては、現在のところ、廃棄といいますか、そういう形で従来きておりましたけれども、ほかの形で転用といいますか、活用できるものについては、そういう形で有効に活用していきたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○８番（土屋清武君）　104ページのところで、ちょっと教えてください。

一番下に、水産物供給基盤機能保全事業のところで、委託料として測量設計業務委託料が2

千万円ありますけれども、これは、場所はどこの関係ですか。

○産業建設課長（高木和彦君）　雲見海岸、海の方を見ると、左側にアクアラングの施設ですとか、いろいろありますけれども、あそこの防波堤の海底の方から見ますと、下部の方にだいぶ浸食されたような形で掘られているところがありますので、これを解消しようというもので、設計委託を計上したものでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ないようでしたら、私がやります。

82ページの工事請負費の児童館移転改修工事千万円、これは条例改正によって、松崎幼稚園が今度は岩科にいくという条例の・・、関係条例の整備ですね。それに伴って、今度、放課後児童クラブという形で、現在の児童館から（旧）松崎幼稚園を改修してつくるということは説明を受けたんですけれども、この中で、やっぱり懸念されることを・・、これは、教育財産から一般財政の方に移ったと思うんですけれども、児童館は０歳児対象・・、お母さん方が連れてくるでしょうけれども、あとは、小学生・・、中学生はわかりませんけれども、これに対して、私が心配しているのは、津波対策、この辺の考え方・・、松崎幼稚園と三浦幼稚園を廃園にして、とりあえず、暫定的に岩科、中川へと分けて、今度は、条例改正によって一本化して松崎町幼稚園を岩科につくるということになったんですけれども、その辺を絡めて、その最大の理由が東北大震災、津波避難・・、子どもさんの数が減ったということじゃなくて、そのきっかけとなったのは６年前の東北大震災、津波の怖さで、とりあえず、三浦幼稚園と松崎幼稚園を廃園にして、中川、岩科へと行った。これはよくわかるんですけれども、そこへと児童館が来るということについての、その辺の対応の仕方ですね。どう考えるかということ・・、今のところは老朽化と手狭ということですか、それから、放課後の学童保育ということで、条例は審議されたんですけれども、その辺の考え方を教えてくれませんか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この地震等の避難につきましては、ハード面での整備というのは非常に限界がございますので、避難訓練ですとか、そういったソフト面におきまして、十分内容については見直しを図りまして、対応できるような形で検討していきたいと考えております。

○６番（福本栄一郎君）　それで、わかりましたけれども、例えば、津波がきた場合は、すぐに逃げるということですけれども、子どもさんがいますから、とりあえずの避難は、この役

場か松崎小学校の屋上ですか。その辺は、通常の学校の時間だったらいいけれども、例えば、夏休みとか、冬休み、長期の休暇の場合は、学校が・・、付近住民も来るでしょうけれども、その辺の考え方というのは、町長、どうですか、いかがですか。あと、もしあれだったら、教育長さんがおられますけれども、その辺の学校側との対応の仕方ですね。

児童館となりますと、今度は、所轄が厚生労働省関係で、こちらはかたや文部科学省ですけれども、学校との絡みですよね。避難の誘導とか、そういった考え方はどうでしょうか。その辺をお聞かせくれませんか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　避難先につきましては、現在、小学校の方の屋上ということで職員の方にも共通の認識をもっています。休日等につきましては、現在松小においてもハンマー等で割って入るというような形で指針ができておりますので、そういった形で中にはいるという形での指導をしております。

○総務課長（山本秀樹君）　児童館は、現状としては、エリアとしては、同じ場所にあって、わざわざ危ない場所に行くというものではありません。その辺はご理解いただいているものと思いますけれども、私の方は、以前は、児童館の方を学校ということもありましたけれども、児童館の方も基本はそうでしょうけれども、訓練の中では、こっちの環境センターの方へ逃げる訓練もしていると聞いていますので、その辺については、それぞれ、そこでやる構成員というんですか、その方々の認識も臨機応変に、その時に逃げられる方へというような形で認識をされているのかなと思います。

○６番（福本栄一郎君）　総務課長はそう言いますけども、通常の場合は・・、起きた場合は、もうパニック状態になると思うんですよ。とっさの判断ができない。目の前に行けば、もう小学校・・、鉄筋のビルがある、こっちへと心理的に来ると思うんですよ。

ですから、その辺が、学校がやっていれば、学校の先生方がいるから、誘導してくれると思うんです。ところが、屋上は太陽ソーラーが入っているじゃないですか、小学校の屋上は、太陽光発電で・・。そして、また付近の住民の方も来ます。こっちは子どもたちが行く、ましてや、学校がやっていれば、小学生１年から６年まで・・、そういった場合に、学校の先生たちとの連携の仕方ということです。

だから、とっさに・・、パニックが起きると判断がつかないです。ただ目の前・・、目に映った印象がいきると思うんですよ、心理的に。もちろんこっちの松崎の役場もあるでしょうけれども。その辺の学校との連携を密にしてもらいたいなということですけれども、その

辺をお聞かせ願えますか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　総務課長は、児童館の子どもたちが、役場庁舎が避難ビルというようなことをおっしゃいましたが、そのほかに、通常、学校を開いている時ですけれど、小学校が年に何回か避難訓練をやらせています。それこそ事前通告なしの訓練等もやっておりまして、その中で、児童館の人たちも一緒に参加しておりますので、学校としては、児童館の子どもたちも受け入れるといった先生方の意識はもっていると思います。

すみません。もう一つ、屋上の件ですけれども、確かにソーラーがありますが、実際子どもたちが屋上に逃げた場合、ソーラーを設置していないスペースで十分子どもたちの収容・・、ありましたので、その辺は確認してあります。

○議長（稲葉昭宏君）　暫時休憩します。

（午前１０時４５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時００分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　質疑を続けます。

○３番（長嶋精一君）　82ページと、それから96ページでございます。

まず、82ページ、児童館の改修についてですけれども、はっきり言うと、千万円というのは、高すぎるのではないかという気がするわけですよ。それで、昨日の説明によると、児童の占用区画の面積は、児童１人につき1.65㎡というふうになっております。15人のところと言いましたね。そうすると、約・・、どう考えても10坪位で規定上はおとされると思うんだけれども、いま、これは、坪数・・、坪いくらで千万円ということをはじいているわけですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　工事費の内訳としましては、空調関係ですね。エアコンが３台、それから旧児童館の方から１台持ってきますけれども、そういったものの移設の関係、それからトイレの改修ですね。これは、和式から様式に改修したりする内容、それから一部内装の改修ということで150万円位を予定していますけれども、そういったものを合わせまして、千万円位という形で考えているところでございます。

○３番（長嶋精一君）　改装の延床面積というのは、何坪ですか。全体でもいいです、調べておいてください。

千万円という数字は・・、エアコンとか何とかをやっても、いま住宅を新築でつくっても・・、千万円というのは結構な価格だと思うんですよ。

だから、要するに、ちょっと高すぎるんじゃないかというのが、ぼくの疑問です。

○町長（齋藤文彦君）　足らないことはちょっと課長の方から報告してもらいますけれども、今の児童館ですけれども、年間利用客数というのは１万2千人、幼児、月平均300人、小学生、月平均200人から350人、それで、まつぼっくりクラブというのが、これが、15名から登録で定員が25名、それでやっているわけですよね。

そして、児童館で年間行っている今までの事業というのが、乳幼児向けのイベント開催、乳幼児の一時預かり事業、子育ての親を対象とした相談、交流事業、小学生向けイベント、日帰り遠足、バス遠足なんかもやっているわけですね。それで、放課後まつぼっくりクラブに15名が登録して、定員が25名と・・、やっていたわけです。

それで、児童館でやっている父兄の話を聞くと、小中学生は卓球で体を動かすと遊びたくても乳幼児に気遣い、思うように遊べないと・・、それで、子育て支援センターと児童クラブを合せるような形で、向こうに移動するような形になっているわけですので、よろしくお願いします。

ちょっと課長の方から足らないことを言ってもらいます。

○健康福祉課長（馬場順三君）　面積の関係でございますけれども、現在の児童館の方が、床面積が229㎡でございます。今度移転します松崎幼稚園の方の床面積が411㎡でございます、以上でございます。

○３番（長嶋精一君）　今のは結構です、今の答弁で結構です。

それで、それに付随して、昨日総務課長から話があった公共施設管理計画策定業務委託ということで、町内に118か所の公共施設があると。これは、年間の維持費が約４億円位がかかっているという話がありました。この施設も間違いなく、公共施設になるわけですね。

だから、私の言いたいことは、そこら辺を加味しながら、公共施設はこれから減らすか、統合するか、減らしていくか、維持費をいかに削減するかということが片方ではあるわけですからね。あまりお金をかけないように、徹底的に・・、必要であれば、徹底的に資金を絞り込んだ形でやっていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○総務課長（山本秀樹君）　この千万円につきましては、予算査定の時に、やっぱりその辺は議論になりました。財政側とすれば、高いんじゃないかというような話は当然するわけで、今回は、エアコンの設置につきましても、通常の壁かけだとか、ポンと置くというようなものではなくて、補助対象となるのは、天井に設置をするというようなものになるということで、そこの部分の工事費がかさむということが一つ。

それから、トイレの改修に伴って、しばらく浄化槽は使ってないものですから、浄化槽の方の大規模な改修が必要になるというようなこともあります。

あと、内装の方ですね。安全性の充実とか、そういうものもあります。その辺も加えて設計書等を見ると、公共工事ですから、補助対象になると、公共の経費もそれなりに多くみなければならないということから、千万円弱というような形の設計内容でありましたので、今回は、この千万円という額で計上したというような経緯があります。

それから、さっきの1.65というのは、また、あとで課長に確認してもらえばわかると思いますけれども、確か、この放課後児童クラブ、その対象面積で、児童館の利用者の総数にかけるというものではなかったと思います。その一部の分の面積・・、対象面積ということで、そういうことだったと思います。

総合管理計画の関係ですけれども、本当に、１年間の維持費とか、それから、施設の改修費であるとか、設置に伴う経費が平均すると約２億円位はかかっているということで。

当然今後老朽化に伴って、そういう施設の統廃合とか、そういうものを図っていかなければならないということがありますので、それは、議員がおっしゃるとおりですね。その辺はかなりシビアにやっていかないと、今後はなかなか大変になるなと考えます。

○健康福祉課長（馬場順三君）　ただいまの総務課長の話の中にも一部ございましたけれども、1.65㎡というのは、あくまでも放課後児童クラブの運営に関わります児童１人の必要面積ということでご理解をお願いいたします。

○３番（長嶋精一君）　次は、96ページでございます。桜葉の３点セットについてちょっと質問というか、要望をいたします。

先ほど、私が、児童館は高すぎやしないかと言いましたけれども、今回はちょっと・・、360度変えて、少なすぎやしないかという・・、ちょっと質問ですけれども、私の言っていることは矛盾じゃなくて、これから経済活性化だとか、そういったものに直に繋がるようなものについては、ダイナミックに資金を投入する必要があるんじゃないのかなという思いで提

案をいたします。

桜葉は間違いなくニーズがあるわけで、需要があるわけです。需要があって、供給が足りないというビジネスというのは、非常にもったいない話なんですよね。

それで、例えば、桜葉を、これを進めていくことによって、生産者の所得の向上が図られる、雇用の拡大が図られる。それと、耕作放棄地の解消が見込めるというように、非常にいいことがあるわけですよ。

したがって、これはぜひお金をもっと投入してもいいのではないのか。それと、いま動きがあるのが、また、固有名詞を言ってはまずいんですけれども、河浦花園というところのオーナーが・・、これは花をやっている非常に東京でも河浦ブランドというので素晴らしいブランドがあるんですけれども、この方が言うことは、花を徹底的にやってビジネスをつくったと・・、花から比べると、野菜だとか、そういう桜葉というのは、その努力というか・・、その難しさというのは、天と地くらいの差があるんじゃないかと・・、要するに、花の方がよっぽど難しいというわけですよ。

それを桜葉の方に投入すれば、きっとできるはずだということで、減農薬の桜葉、それと、ハウス栽培ということをやりたいということを言っているわけですよ。

だから、救世主になりかねないと・・、なる可能性があるわけですので、ぜひ資金の投入というのは、ぜひ援助していただきたいなと私は思います。いかがですか。

○産業建設課長（高木和彦君）　96ページの内容についてご説明させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、桜葉というのは、非常に需要もある。ただし、生産者は減っているという状況にありますので、今回、私どもも新規事業として、桜葉について計上いたしました。

まず、96ページ、需用費の中で、桜葉害虫予察資材というのは、実際にどんな虫がいて、どんな悪さをするのか、これを調べようということで、だいたい７種類の虫の種類の発生状況とかを調べることを考えています。

また、13節、委託料の中で、桜葉新農薬登録業務委託というのがございます。残念ながら、桜葉については、今まで無農薬ではありません。ただし、この農薬をきちんと登録することによって、良い製品ができる。それが、また販売に繋がるという意味で、今回292万2千円計上してございます。

なかなかほかにいろいろとありますけれども、財源の関係もあり、いっぺんに全ての・・、

肥料とか、そちらまで全部いきませんけれども、これからも生産者さん、振興会さん、また漬け元なんかといろいろ相談しながら、この事業については、展開していきたいなと思いますので、ご理解ください。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　民生費のところで教えていただきたいんですけれど、74ページと75ページ、13節、民生委員調査活動業務委託、それから、75ページの方では、委託ではなくて、民生委員活動費、あと、その下に社会福祉協議会運営費が、これは、予算が増額されているんですけれども、こういうところは、どのような形でもらっていくのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この民生委員の関係につきましては、今回一部委員、１人でかけ持ちをしていた地区なんかがあったわけでございますけれども、それが単独で区域を割った関係なんかもございまして、人数が増えておりますので、そういった関係が絡んできているということでございます。

○１番（伴　高志君）　委員さんの数は何名になって・・、その活動は、どういうふうに区分されているか、教えていただけますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　民生委員、児童委員を合わせまして、31名いらっしゃいますけれども、民生委員さんにつきましては、いわゆる社会福祉ですね。例えば、独居高齢者ですとか、そういったものを含めました福祉関係の見守りといいますか、そういった対応について従事していただいているところでございます。

○１番（伴　高志君）　わかりました。昨年は、29名というふうな答弁があったので、２名増えたということだと思います。

それで、そうですね。一つ、これに関連は直接していないんですけれど、教えていただきたかったのは、各地区の予算的なものというのは、例えば、区長さんだとか、そういうものの手当だとか、そういうものは予算に載っているんですか。

○総務課長（山本秀樹君）　区長さんの部分は、ちょっと最初の部分の方のあれになりまして、56ページの方の真ん中あたり、自治振興費というのがありますけれども、そこで報酬とか、報償費というのがありますが、ここが、公務連絡員等の謝礼というのがありますけれども、この辺が区長さんになります。公務連絡員というのは区長さんのことでございます、民生委員とは違います。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと93ページですけれども、上水道費で、水道事業会計補助金250万円、ちょっとこれはもう一度詳しく教えていただけませんか。

○生活環境課長（高橋良延君）　予算書でいきますと、93ページでございます。上水道費ということで、水道事業会計補助金250万円、今回新しく設けられた科目、事業でございます。

この事業につきましては、月曜日、水道事業会計の当初予算の審議でも出てきますけれども、国の方で、水道事業体・・、全ての水道事業体において経営戦略を策定しなさいという通達がきております。それによりまして、経営戦略ということにつきましては、どういうことかといいますと、今後中長期にわたりまして、水道事業のいわゆる投資試算、これからどんな投資にお金がかかっていくのかという投資試算をするのと、もう一つは、その投資を補うための財源の確保、財源の試算をしなさいというようなことで、投資財政計画を作りなさいということでございます。

これを基に、平成29年度におきましては、総額500万円をかけまして、水道の経営戦略の前になりますアセットマネージメントという策定業務を500万円かけて行うものでございます。

それで、その策定事業費の２分の１につきましては、国の方で、一般会計からの補助が認められて、定められているというようなことでありますので、今回、500万円の２分の１の250万円を一般会計から補助でいただくものでございます、以上でございます。

○６番（福本栄一郎君）　今の課長の説明でわかりましたけども、これに絡めて、１市５町ですか、賀茂郡下の・・、その広域化に伴う・・、水道の・・ありますね、会議が。その進行状況との絡みをまず、教えてくれませんか。

○生活環境課長（高橋良延君）　予算書には特にありませんけれども、水道事業の広域連携ということで、この28年度から専門部会で５回会議を開きました。

特に、この経営戦略を策定するということでは、一つ大きな議題の一つであったわけでございます、協議の。

何をやったかといいますと、今後29年度以降、賀茂地区全て経営戦略を策定していきます。その経営戦略の策定基本となるいわゆる仕様書ですね。共通的な仕様書、中身がある程度、数字的なものは全て賀茂地区で違いますけれども、大きな柱のところとしては、共通仕様書的なものも作ってやっていこうというようなことで、28年度その作業をいたしまして、この３月に全て完成いたしました。これを基に29年度以降、各市町で経営戦略を策定していくということになります。これは広域連携会議でやった一つの事業でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　それでわかりました。経営戦略ということで、500万円で２分の１が国の補助金で、それはトンネルですか。一般会計を通じて特別会計に入るということなんですけれども、ここで・・、日本全国そうなんですが、この中で、課長がいま説明しました投資の関係と財源の確保、２つの問題はもちろん・・、いま、日本全国をみると、約・・、ちょっと私の記憶でいきますと、20兆円位あるらしいですね。全部更新しますと。それが、みんな過疎化になっている。日本全国約1740市町村ですか・・、東京とか、名古屋とか、大阪は例外で・・、松崎町も典型的な過疎化、１キロメートル当たりの水道本管の使用頻度も非常に少ない。それでも人がいる限りは給水しなければならない。これは莫大な金がかかると思うんです。その戦略は、これはありがたいです。そういった場合に、財源の確保・・、これはイコール水道料金値上げになってくるんじゃないですか。

松崎町も確か、昭和30年代前半頃から上水道整備をしてきた。上水道そのものというのは、伝染病の予防措置で・・。

ですから、４款になっていると思うんですけれどね、衛生費の方で。

この辺が、人口がだんだん減ってくる、独居世帯が少なくなってくる。水道使用料金が入ってこない、劣化モーター関係、配管も劣化、地震がきた場合は、パンクしてもう復旧もできなくなる。こういったことになりますと・・、じゃあ、補助金が一般会計で・・、将来的な予測ですけれども、もうこの辺が住民に負担をかけて、水道使用料金を上げてくる・・、すぐには・・、独立会計・・、それが大原則ですけれども、そういった場合に、一般会計・・、国なら国の考え方というのは、その辺はどうなんですか、財源の確保。

施設はもちろん老朽化しています。もう、今日でも、明日でもやらなければならない施設がいっぱいあると思うんですよ。配水池をはじめ、本管も布設替えを・・。その辺の考え方・・、今現在の・・、これから将来に向かってはわかりませんけれども、今現在の考え方を教えてくれませんか。

○生活環境課長（高橋良延君）　今後、料金改定うんぬんということは、どうなるかわかりませんけれども、まさに、それをどう見込むかというのは、この経営戦略の中で具体的に協議されていくものでございます。

ただ、その中で、福本議員がおっしゃるように、一般会計からの繰入金という、それが前提ありということではなくて、一般会計の繰入につきましては、やはり企業会計は独立採算

が大原則でありますので、ただ単なる赤字を埋めるための一般会計の繰入ということは、これは望ましくないということは、国からの通達でも既にあるところでございます。

ただ、県内の水道企業体をみますと、平成26年度の決算で16億円、いわゆる基準外の繰入金を行っているのが現状でございます。赤字を補てんするとか、そういった形の基準外の繰入金を行っている水道事業体もあるということでございますけれども、ただ、この先、そういった経営戦略策定・・、具体的に作ってみなければわかりませんけれども、基本的には、今の考え方でしたら、そういった赤字を埋めるための一般会計の繰入金はやらないで、いわゆる健全経営に努めて、経営コスト削減とか、そういったことに努めながら、財源をそういった設備投資の方に充てていくというようなことで考えておきたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　保健衛生、ページはどこになるのかな。いろんなところを見ているもので、すみません。

76ページ、77ページ、78ページにかかるんですけれども・・。77から78にかけてですね。国保と（後期）高齢者と介護保険に関して、トータルで・・、１個１個の数字じゃなくて、ここの全体の中でですけれども。町長はここの、平成29年度の予算編成の方針で、健診率を上げていくことで、その結果増大する社会保障費の削減を図りたいと書いてあるわけですね。

これが、この数字だけ見ていくと、去年に比べて今年も増えています。その前の年に比べても増えているんですよね。その一般財源からの繰入金が・・。この繰入金というか、一般会計からの繰入金が・・、特別会計への・・、増えているわけですけれども、受診率が上がることによって、社会保障費の削減になっているのかどうか、まず、その辺を１点お伺いしたい。

○健康福祉課長（馬場順三君）　この繰出金につきましては、主に保険会計の方で７割とか、５割とか、２割とか、いわゆる所得の低い方に対する減額に対する補てんというようなことが主な内容になっております。こういった補てん分が増えている傾向にあるという形での増額になりおります。

○２番（渡辺文彦君）　結局２割軽減とか、５割軽減という方が増えているということは、所得が少ないからなんですね、基本的には。要するに、自立できないというか、やっていけない高齢者が多くなっているから、その分が増えているということを意味していると思うんで

すよ。

ところが、受診率を上げて、高齢者に元気になってもらって、高齢者にも税金を納めてもらいましょう、そういうことを考えているわけだけど、なんかちょっとこの辺が・・、高齢者が・・、確かに、受診率が上がって元気になって、税が増えて保険料が減ればいいんだけれども、ただ、長寿化に対して、社会では、介護費用というのは、痴呆とか何とかというリスクは高まるということで増大するということがいわれているわけですね、当然。

その中で、社会保障費の部分というのは、いやおうなしに増えていくということがいわれているのに・・、高齢化社会では・・。高齢化が・・、元気になればなるほど、その社会保障費部分が増えていくというのが普通の常識なんですね。ただ、いま、一時的には元気になることによって負担は減るかもしれないけれども、それが、将来的に先送りされているだけであって、何も改善されていかないとぼくは思っているわけですよ。

だから、そこを改善していくには、例えば、さっき言った水道会計もそうなんですけれども、個人の負担を上げないようにするためには、そこにいる人間の所得なり、人口を増やすしかないわけですね。基本的に、おそらく。

それが叶わってかない限りは、いつまでたっても、財政には、ひっ迫するような状況に追い込まれるんじゃないかと思うわけですけれども、この辺をちょっとお伺いしたいんです。この考え方が成り立つのかどうか、非常にぼくは悩むもので、今回も一般質問でもやらせてもらったんだけど、社会保障費というのは、高齢化社会では増えていくんじゃないかと思うんですけれども・・。

○健康福祉課長（馬場順三君）　社会保障費の関係でちょっと考えてみますと、例えば、介護保険制度というのが西暦2000年からスタートいたしました。当初全国規模では３兆6千億円位の給付費でございました。それが、2016年には約10兆円を超えております。

今後、2025年問題というのがいわれておりますけれども、2025年には20兆円規模になるんじゃないかといわれております。

この介護制度というのは、本来税金が半分みまして、残りは保険料でみるというような形でございますけれども、実際的には、40歳以上の方の納める保険料がメインになっております。なかなか・・、今後、20兆規模になってきますと、どうするかといいますと、やはり税の面で補っていかなければならないというのが過分にあると思います。

いま、消費税を１パーセント上げても２兆5千億円位の税収にしかならないということで、

将来的には、非常にこの不足分をどうしていくかというのを全体的な構造の中で見直していかなければならないような時代がやってくると考えております。

○総務課長（山本秀樹君）　広報に載せた町長の方の考え方ですけれども、元気になって、働いてもらって稼いでもらって、納税をというような、そこをあまりクローズアップされたくないというか、そこを強調するということじゃなくて、働けるようになって、もし、所得が・・、そういう納めるところまでいけば、少しでもそういう、税金を納められるくらいは働けるようになればいいなというような意味で、町長はいったんだと思います。

医療費との関係ですが、受診率を上げれば、要は、病気も早いうちに見つけることができるということは、医療費が・・、重たくなってやれば、どんどん経費がのすわけですけれども、軽いうちに見つければ、比較的安価な、安い経費で抑えることができるということになりますので、そういうことから、皆さんが、健診で早いうちに病気を見つけてもらえば、その時は病院にかからなければならないけれども、その病気に対する医療費というのは抑えられる。それが、全体からみて、全体の保険給付費等を抑えるというところに繋がるからという意味合いでいったことであって、それが、全て、健診・・、上げることが全てそういうところに全部繋がってくるというようなことというふうに捉えないで、そういう中の一つの効果として、医療費が本来であれば200万円かかる、重たくなって手術をして200万円かかるところが、事前の対応で、例えば30万円で収まったら、その分170万円は楽になるというような形で考えてもらった方がいいのかなと思います。

○町長（齋藤文彦君）　「町長室からこんにちは」は一生懸命考えて書いているわけですけれども、これからちょっと考えながら書かなきゃいかんなと痛切に感じるところです。

ただ、今までこうやって見ていて、介護保険が国保を抜くというような感じになってくると思います。

だけど、健康寿命を維持して元気でやってもらわなければ、松崎は成り立たないわけですから、健康寿命を維持するためには、やっぱりいろいろ自分自身もやるんだろうけれども、健康診断を受けて、自分の体はこうなっているよというのを受けて、自分の・・、病気にならないようにがんばるしかないなと思っているところです。

○２番（渡辺文彦君）　町長のおっしゃるとおりだと・・、みんなが、こんな高齢化社会になってしまったら、高齢化した一人ひとりがやっぱり自分の体を維持してもらって、元気にしてもらわないと町自体が維持できないということは、ぼくもわかるわけですね、十分。

でも、そこに・・、今後、将来的に町が持続するために、それを維持していくためには、やっぱり・・、このあいだの一般質問のところに戻っちゃうんですけれども、若い方が活躍できるまちづくりが・・、予算方針の・・、方針としては、そこにあるべきではないかなというのが、ぼくの言いたいところなんですよ、要は。別に町長が言っていることを全部否定しようと思っていないんですよ。

総務課長は、卵が先か鶏が先かという議論をしたんですけれども、これは、高齢者が親だとすれば、子どもは・・。卵が先か親が先かということになれば、ぼくは、この問題に関しては、高齢者の方じゃなくて、若い人たちの仕事の場を確保するということが最優先だと思っています、このことに関しては。それがなければ、やっぱり持続できないわけですから。高齢者がどんどん亡くなっていけば、町に残る人間はどんどん減るわけですから、今の状況ですと。それを考えれば、やっぱり若い人たちをどういうふうに増やしていくかということに対する施策が、今年、今年度の予算方針の一番のポイントに挙げられるべきじゃないかということで、聞いているわけです。

これに対して、受診率なんですけれども、今度また国保の時に出てくるんだと思うんですけれども、受診率を上げるために特別な予算措置はされましたか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　予算面では特に受診率向上うんぬんの中では謳ってありませんけれども、例えば、広報関係ですとか、町の方で発行しております「すこやか便り」ですとか、そういった紙ベースを使いまして、周知徹底を図るということで、新年度は考えております。

○総務課長（山本秀樹君）　予算編成方針の話が先ほどちょっと出ましたので、補足させていただきますけれども、施政方針を見てもらってもわかるとおり、やっぱりメインは産業の振興、特に、松崎町では、柱となる観光を振興して、賑わいをつくって、そして、その中で事業所が増えてくれば、若い人たちも働く場ができるんだよと・・、それが、まずメインになるわけです。

ただ、「町長室からこんにちは」の場合は、その中で、その賑わいづくりとか、そういう中の一つの要素として、健康増進という４本の矢の中の一つがそういうところにも安全・安心と健康づくりというのがありますので、そこの部分について町長は、高齢者の方のことで載せたということで、それが、予算編成方針の中心であるということではなくて、４本の矢の中の一つだと、それで、メインはやっぱり賑わいづくり、それで、働く環境を整備したい

というのが、その中でも大きな一つであるというのは、その辺は、渡辺議員と何ら変わることはないのかなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　もちろん僕もそのことを言われているのはわかります、ぼくも。

一般の町民の方が、町長の施政方針演説を聞くわけではないわけじゃないですか、インターネットで見るかもしれないけれども、多くの方はこれを見て、町の１年間の予算方針はこういうふうにあるんだなと理解すると思うわけですよ。そういう意味で、やっぱり町長が言ったように、この表現はちょっとまだ舌足らずだったと、ぼくは思わざるを得ないわけですね。その辺は、やっぱり考えてもらいたいと思います。

質問を変えまして、94ページなんですけれども、これも、前にも話をしたところなんですけれども、農地利用最適化推進委員のところが、去年は54万円でしたかね。今年は62万円になっているわけですね。その下に、賃金、臨時賃金があって、農地利用調整員ですか、この方もあって、この方が、去年は81万円位だったけれど、115万円にアップしているわけですね。どのような活躍を期待して、こんなふうになっているのか、ちょっと説明をお願いします。

○産業建設課長（高木和彦君）　農地利用最適化推進委員につきましては、やはり渡辺議員が言われるように、こちらの方に非常に大きい期待がかかっています。

当然いろいろな専門的な知識ですとか、活動していただきたいということから、研修の費用ですとか、研修した時には、それなりの日当等がかかりますので、増額しております。

それと、賃金の方です。臨時賃金で、農地利用調整員と農地台帳整備につきましては、これにつきましては、今まで約半年で調査をしていたんですけれども、やはり丁寧な現状の把握といいますと、とても６か月では作業ができませんので、これにつきましては、８か月ということで、期間を延ばしたことによる増になります。

○２番（渡辺文彦君）　賃金の部分、臨時賃金に関しては、去年もやっていて、今年も継続しているんだけれども、そんなに成果が上がっていないということですか、去年。事業に関しては。

○産業建設課長（高木和彦君）　農地というのは、１回耕作を休んだだけですぐ荒地になってしまいますので、１回調査して、５年後、６年後にすればいいということではなくて、常時状況を把握することが必要ですので、そんな形で計上しています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　これは、観光振興費ですから、依田邸の関係ですから、ちょっとページ数・・、またいでおりますけれども、だいたい106ページくらいですかね。

この依田邸の関係で、471万5千円、これは、維持管理に係る経費だということで、出ているわけですけれども、歳入の方なんかも見て、今回はまだどういう方法でやるかというのが、今からということで出てこないのかもわかりませんけれども、いずれにいたしましても、役場ではやるわけにはいかないと思うので、任せるということになるかと思うんですよ。

そして、今回の場合は、あとで、また補正というのが入ってくるというようなことで、ただ維持管理費、電気料とか、これは100万円も入っていましたね。修繕費が入っていたりとか、そういうことで、あとの関係は、また、例えば、ＮＰＯさんに任せて、その売り上げをああだ、こうだというは後からということで解釈してよろしいんですか。

○企画観光課長（山本　公君）　依田邸につきましては、補正予算で購入の予算をつけていただいて、今議会でも契約の関係の議案を上げさせていただくところですけれども、今回盛ってある471万5千円ですが、最低限の管理をする光熱水費とか、電気料とか、水道料とか、あるいは万が一の場合に備えて、100万円位の修繕費があったりとか、あるいは警備の関係、これまで警備の会社が入っていますけれども、そういう部分を継続してやる関係、それらの部分の必要最低限の予算をつけてあるということでございまして、依田邸につきましては、先ほど来、申し上げておりますけれども、三聖苑と一体となった中で基本計画を立てて、活用についてを、地域の皆さんあるいは関係者の皆さんも交えた中で考えていくということになりますので、具体的なものは、その中が決まって以降ということになりますし、管理の体制についても、指定管理になるのか、どういう形でやるのかということについても、そのあたりを検討、協議をした中で、今後決めていくということになりますので、29年度以降に・・、ここの予算も最低限の管理する予算ということでございます。

○５番（藤井　要君）　現時点では、維持管理は、買った場合には、こんかい必要だと・・、あとは、振興公社に任せるにしても、売上の中からああだ、こうだというのは、あとからというようなことで解釈でいいと思うんですけれども、これは、あれですかね。一応今日は予算のあれですけれども、なるべく早くやっぱり次の方針を決めて・・、まあ、４月１日というわけにはいかないわけですよね。

これが、13日ですか、また採決があるわけですからね。わかりませんけれども・・、じゃあ、決まったら、４月１日くらいには頭に・・、補正というようなことで出てくると解釈してよろしいのかな。もっとかかるのかな。

○企画観光課長（山本　公君）　今年度については、契約をさせていただいて登記を完了させて、町の所有になると・・、４月以降、それまでにちょっとある程度準備しなければならないですけれども、どういう形でつくるのか、活用していくのかということの計画を立てていきますので、４月段階で、すぐに補正ということにはならないと思いますし、また、活用がある程度・・、当然こういう形で利用していきますよとかというものについては、全員協議会なりでまたお話をさせていただくことは当然あると思います。

それらを基に、方針が固まった段階で、「とーふや。」ではないですけれども、管理の条例みたいなものも当然必要になってきますし、指定管理がいいのか、何がいいのかということも考えながら、その中で決めていきたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっとページがどこになるのか、はっきり言えないんですけれども、観光費であることは間違いないです、商工費であるということは。

資料集のところで、７ページのところですけれども、牛原山町民の森整備事業というのがあるわけですね。平成28年度に900万円の予算があって、今年は100万円位になっているわけですけれども、これの・・、今までの実績みたいなものを紹介していただく・・、今年はほとんどもう事業はなくなってきているので、今までやってきている事業の実績なりをちょっと紹介していただきたいと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　牛原山町民の森につきましては、平成26年度、27年度、28年度で整備計画を策定をしていくということの中で、26年度については、職員の研修をやったりとか、それ以降については、牛原山を活用したイベントみたいなもの・・、３月18日にもあるわけですけれども、そういったものを試行的にやっております。

その整備計画ができるのが、今年度いっぱいの事業になっておりますので、そこの部分の経費が前年度に比べて、なくなってしまったということですので、通常の管理の状況になります。

ただ、今後、整備計画を基に、自分たちでできるもの、町の方で整備しなければならないもの等というのをもう一度抜き出して、当然予算措置をしなければならないものについて

は、予算措置をさせていただくということでございます。

朝方、マウンテンバイクの関係の説明もさせていただきましたけれども、これは、県の方にお願いして、県の方で整備をしていただいたというような部分もございますので、また、自分たち・・、今回、いろんな体験とか、イベントを通じて、自分たちはこういうことができるんだというものを住民の皆さんなんかも理解をいただいたりしている部分もありますので、そういう部分で協力をいただくということも当然あって、町が整備して、町が管理するのではなくてということで、前にもお話をしましたけれども、地域の皆さん、外の皆さんを交えた中でいろいろ考えて、こういう使い方がいいんだろうということの中で、それぞれの分野においてやっていただくと・・、町の部分については、整備が必要な部分については、整備を当然考えていくということでございまして、今回については、その部分の予算はつけてないわけですので、今後になるかと思います。

○２番（渡辺文彦君）　ぼくも、この牛原山に関してのワークショップに何回か参加させてもらって、この取り組みをずっと支援してきたわけですけれども、ここで予算がなくなって、この取り組みが消えることがないように、今後も継続的に町の方の支援をお願いして、町民の方々から主体的に動き出すような形態ができればいいのかなと思うもので、今後も変わらない支援をお願いしたいなと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　今回、様々なワークショップ、議員さんが出ていただいているわけですけれども、それらをやって得た知識とか、経験、それらを当然今後もやっぱり活用していかないとうまくいきませんし、先ほども申しましたように、町が整備をして、町が管理をするということではなくて、皆さんが関わっていただいて、皆さんの森として、町民の森として使っていただきたいということがありますので、今後も言われたような形の中で協力をいただく、あるいは支援をしていくという形になると思います。

○議長（稲葉昭宏君）　午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　商工費までの質疑につきましては、総括質疑がありますので、この辺にとどめまして、113ページ、土木費から最後までの質疑に入ります。

これより土木費から最後までの質疑を許します。

○１番（伴　高志君）　消防費、125ページ、工事請負費の緊急避難路整備工事、これはどこでやりますか。

２番目、災害対策用資機材、これは増額されていますけれども、どういった内容となっていますか。

それから、同じページで、ブロック塀等耐震改修促進事業、これはどこをやる予定とか、決まっていますでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君）　まず、125ページの一番上ですね、工事請負費。これは、緊急避難路の整備工事になりますけれども、一つは、補正の時に説明したように、岩地の子浦浜のところですね。日和山の方に登る避難路が、今年度は入札辞退ということで、できなかったので、それを29年度にやるということで、一つは、岩地の避難路です。

もう一つは、伊那下神社の裏側に避難場所があるわけですけれども、そこの手すりとか、そういうものの要望がありましたので、そういうものを設置するというような、この２か所になります。

それから、備品の増額ということですが、これは、毎年買う物によって金額は増減があります。今回は数は多いんですけれども、チェーンソーであるとか、臨時トイレのビニールの袋とか、それから、簡単な簡易テント、そのほか防災用の大きなテントとか、天幕、それから防災無線用の簡易型のデジタル無線というのもあります。これが、消防用のものがありますが、これらを40台、携帯用のデジタル無線、それからアンテナ等を含めて一式を40セット購入するというような内容になります。

それから、ブロック塀の関係ですが、これは、補助金になりますので、どこにやるということは・・、町が工事をするんじゃなくて、個人が工事をするものに対して、通常は３分の２の補助を出すというものです。

今回は、撤去では３件分、回収でも３件分の予算措置をしてあるというものでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　ページ数では、130の学校管理費とそれから137の14節ですか、そこら

辺の関係になりますけれども、これは臨時雇ということで、図書館の充実ということで、お金が入っていると思うんですけれども、現在、図書館・・、図書館は本来赤字であってもいいと思うんですけれども、そういうお金を取っている数字じゃありませんから。だいたい１日というか、週でもいいんですけれども、だいたいどのくらいの平均利用率があるのか、そういうことを考えながら、お金の・・、臨時雇の人は１日６時間、週２日ですか、そういう関係・・、高い安いは別として、どのような仕事を主にやるのか。

それで、あと、利用率を上げるために、あそこの・・、よくよそでは、飲食を持ち込んでもいいなんていう・・、今はそういう時代になっていたりもするんですよね。あそこの関係を私もそういう新聞等を見て、あそこではそういうことができるのかななんて、ちょっと狭いのかなという考えもしたりするんですけれども、改善センターの方から入って行くと、入口のあそこの・・、ちょっとスペースもありますよね。そういうところをもっと子どもたちが集まるような、飲食もできながらというようなこと・・、そんな・・、利用率をアップするために考えられないのかななんて・・、そういうところにもちょっとお金を使うべきじゃなかったのかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　図書館の関係ということで、図書の貸出量ということですが、27年度は、１人当たりは出していないんですけれども、全体で３万3800ほど貸し出しています。人数としては、１万260人で、28年度２月末現在の状況が、図書の貸出冊数が、約３万冊です。人数としては、8623人というような状況で、冊数としては、３万冊を超しておりまして、利用人数が若干昨年に比べて減っているような状況でございます。

飲食のスペースということですが、現在、管理上というんですか、館内の飲食はご遠慮願っているような状況でございます。

本とかを扱っておりまして、汚したりするという心配もあるものですから、そういったことでお願いしています。

子どもとのスペースというのは、以前も藤井議員は質問されたかと思うんですけれども、館内を見ていただければ、おわかりになるように、館内にはスペースがありません。

あそこのロビーですか・・、ロビーですと、一般の方々も出入りしますので、そういった子どもさんたちがそこでスペースをとっても、落ち着いてできるのかどうかということもありますので、それについては、正直言って、図書館事業でそういうことはやれているとは思っているんですが、現状ではできないというような状況であります。

○５番（藤井　要君）　やりたいけれども、スペースがないということだったら、仕方がありませんけれども、利用率を高めるためにいろいろ考えてやってもらいたいなと・・、現状ではちょっと無理なのかもしれませんけれども、今度、新教育長もきてますので、これから考えてやってもらいたいなと思います。

○教育長（佐藤勝徳君）　子どもたちは、図書館というか、ああいう場所で飲食をしてしまいますと、どうしても声を出すというか、賑やかな状態になる可能性があると思うんですよね。

そういうことを考えますと、やっぱり図書館というのは、静かに本を読まれている方々もたくさんいるわけでして、そういう人たちのことをやっぱり考えますと、果たして子どもたちがあそこでそういうことをして、当然子どもですから、静かにしなさいと言っても、なかなかそれは難しいことかなと考えます。

ですから、現状ですと、やはり完全に分けるということが可能であるならば、いいのかなという気はしますが、今のままですと、やはりちょっと無理ではないかなと判断します。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑ございませんか。

○１番（伴　高志君）　先ほどは、防災の関係でしたので、28年度に新規事業で、防災対策推進連絡会議というのが、そんなに予算は多くないんですけれども、ありましたけれど、123ページの方ではないかなと思って・・、なかなかうまくいかなかったのかもしれないんですけれども、どういった内容で、何をやったかということがわかれば、教えていただきたい。

それから、戻りまして、土木費の木造住宅耐震補強事業が・・、これは、昨年度と比べると約倍になっているんですけれど、これはどういう見込みがあるのでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君）　123ページの防災会議のことでいいですか。

（伴議員「はい」と呼ぶ）

○総務課長（山本秀樹君）　この防災会議は、町の地域防災計画というもとがありますけれど、それがいろいろ県の対応とか、町として新たな対応をしなければならないとか、いろんな項目が出てきたり、また変わったりということがありますので、毎年見直しをして、そして、この防災会議で皆さんの意見を聞いて、承認されて更新をしていくというような手続きになります。うちの防災係の方で作った案をそこで皆さんに協議してもらうというような会議内容です。年１回行います。

○産業建設課長（高木和彦君）　119ページの負担金、補助及び交付金の方の木造住宅耐震補強

助成事業ですけれども、先日の佐藤議員のご質問の方にありましたけれども、今回、今までの補助に上乗せをするということで、これは、29年度限りになりますけれども、住宅改修をする時に、ＰＲするとか、完成後、住宅見学会をやるとかという場合に、30万円上乗せになります。その分と、当初予算としては、去年、当初２件分を計上させてもらいましたけれども、３件分といたしましたので、金額が増額になっております。

○１番（伴　高志君）　先ほどの防災の方では、28年度の予算書の中で・・、報酬で出されていたものなんですけれども、29年度の方では、同じ個所に記載されるかなと思っていたのが、なかったので、これはなくなった事業なのかなということで・・、それで伺いました。

○総務課長（山本秀樹君）　了解しました。推進会議の方は、一応、防災に関わる人たちが一堂にというような形で企画をしたわけですけれども、それに・・同類といってはおかしいですけれども、同じような内容の話し合いが、実際毎月区長会の方でも行われていまして、また、それぞれの消防署等との話し合いは、防災会議の方でやりますので、一旦企画はしましたけれども、ほかの方でまかなえるということで、29年度はなしにしたというような感じでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　先ほどちょっと教育長の方に聞くのを忘れましたけれども、西伊豆町あたりですと、英語教育・・、外国人も今も来ていますけれども、そして、なになにゼットですか、Ｚ会でしたか、そういうのを使ったりとか、いろいろ端末を使ったりとかして、熱心にやっているみたい・・、最近でも。また新聞なんかに出ました。うちの方は、前の教育長は、地域で育てるというか、地域の皆さんで育てていく教育みたいな・・、そういうことが主だったもので、この予算を見ても、そういうような新しい機械を購入したりとか、そのようなことは載っていなかったんですけれども、これから・・、これは29年度予算ですけれども、隣の方針はなかなか新しい機械を導入してやっていくんだと・・、英語教育とか・・、英語も今度はなんかありますよね。そういう関係で、予算的にどうなんでしょうかね。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　新しい教育整備関係予算ということですけれども、28年度に小学校に教師用のタブレットを11整備したんですけれども、中学校からも教師用のタブレットを欲しいということで、７台今年度は中学校の備品の購入の方に入れてあります。

○教育長（佐藤勝徳君）　私の方からは、外国語活動ということについて、少しお話をさせて

いただきたいと思います。

ご存じのとおり、平成32年度から新学習指導要領、改定になります。ほぼ10年刻みでこれは改定が行われているものです。それに伴って、当然教科書も新しくなっていくわけですが、今度の32年度の改定において、小学校の５～６年生の外国語プラス３年生までそれを広げるという形で話が進んでいるかと思います。

これに伴って、学校の方がどのように、いま対応しているのかということについてですが、もう既に、松崎町内の小中学校だけではなく、もう県下全体でＡＬＴを入れる中で、外国語活動というのは、もう数年前から進められております。

週１時間の授業が行われる中で、主には、その外国語に・・、現在行われているのは、親しむということで進められています。

ですから、中学校のように英語の学習ではなくて、あくまでも、小学校ですので、今現在では、外国語に親しむという形で進められているのが、今現在でございます。

県の方でも、30年度から移行で２年間、この32年度を迎えるについての外国語の方が進められているわけですが、これに伴って、先生方の研修の機会を増やしていますし、今現在でも既に、先生方も外国語に親しんでいる形で、夏休みなどの長期休業を使う中で、講習会を受けてきた先生が中心になって、１日外国語の勉強をするなどという形も既に進められています。それは、もう数年前からもう準備は進められてきているということです。

ただ、隣の西伊豆町と松崎町と・・、というふうなことで比較されますと、確かに、今度静岡大学の学生をということで、精神的な形でちょっと進められているものはございますが、松崎町では、確かに、そういうものはございませんが、ただ、先生方には、確実にそうした英語の学習機会というものが準備されていますので、しかも、学校現場というのは、ものすごく忙しい中で教育にあたっていますので、そうした中で、時間をみつけ、先生方も日々努力をする中で、そういう学習の機会を得て、30年度それから32年度を迎えるという形でいま進められているところです。

○５番（藤井　要君）　わかりました。予算的には、このくらいしか入っていないということですけれども、これからも先生方は忙しくなるという中で、リフレッシュできるような、そういう体制をまたやってもらいたいなと思います。

あと１点になりますけれども、今度は、非常勤消防費の関係でございます。これは、120ページあたりになりますけれども、どうしても、いまどんどん、どんどんと団員が少なくなっ

ていく中で、町長の年頭のあいさつなんかでも聞いていると、女性消防士ということも言っておられますけれども、こういう予算なんかをみると、そういう方・・例えば、もし女性が入るようになったら、服装とか、いろいろ違ってくると思うんですけれども、そういうのでこの予算に反映されているのかなと、ちょっと感じたんですけれども、口では女性を登用する、登用する・・、じゃあ、それに対して予算的には、もし入った場合には、こういうことをつけないとなかなか女性が入りにくい部分があるんじゃないかと思いまして、質問いたしますけれども・・。町長、どうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君）　私は、公式には女性というのは・・、抵抗があるわけですけれども、消防団員がどうしても高齢化になってやれなくなってくると、女性もということになると思うんですけれども、なかなかそう簡単にすっといく問題ではないと思いますので、じっくり中で検討してみたいなと思います。

○総務課長（山本秀樹君）　女性消防団員の関係は、消防庁とか、いろいろ総務省の方で投げかけ等はきているわけですけれども、実態として、なかなか消防団活動に女性の方が入るというのは難しいような状況です。

ただ、なかなか上からのプレッシャーはあって、実際に、今月早々にも県の方から私は、実際に「お願いします」という電話も受けました。ただ、そういう中で、やっぱり田舎になればなるほどその辺が難しいという状況があります。

最悪、そういう実態をつくるということで、役所の女性職員を無理やりというか、当然了承をもらってですけれども、消防団員にしているというようなところもありますけれども、うちの方は、それなりにそういう話し合いができて、団の方もそういう広報活動をするのに、女性団員が必要だというような話になってきて、勧誘をしていこうということになれば、実現するのかなと思います。

今現在、ただ募集しますという形であっても、そこのところはなかなか応募までには至らないというような実情があります。

なお、そういう形で、入るという形になれば、消防用の被服費というのは取ってありますので、そういう中で対応していくという形になるかと思います。

○７番（佐藤作行君）　ページでいうと、135ページになります。社会教育費の中の８、学校支援地域本部事業謝礼96万円というのがありますけれども、あまり聞き慣れない言葉ですので、学校支援地域本部の仕事と、事業内容をちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　学校支援地域本部というのは、国、県の補助をいただいてやっている事業です。学校と地域の関係が薄くなっているような状態の中で、地域の方が学校に入って、連携を強めていこうという事業で、実際には、小学校の方に、有償ボランティアという形になりますけれど、小学校１年生の生活指導ですか。入ったばかりのお子さんはなかなか学校になじまない、落ち着かないということで、学校の運営の中で補助が必要だということで、そういったサポートとして、28年度で４名ほどの方が小学校の方へと行っていただいている。これは、毎月小学校と調整しまして、学校の方で、今月はこういう時に来てくださいというような調整をしながら、行っていただいているような状況でございます。

（佐藤議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○８番（土屋清武君）　はじめに、114ページの土木関係、114ページの委託料のところで、町道山口雲見線の関係で、路線の修正設計業務委託がありますけれども、これは、長嶋議員の質問でもありましたけど、道路の修正、見直しというようなことで、回答を聞いていたわけですけれども、実は、これに絡んで、私が以前の一般質問の時に、山口の新設、新しくする部分の中に、八幡さんの前ですか・・、ここのところは、遺跡があるわけですけれども、あそこで遺跡が出たということで、この工事関係についても事前に調査しなければなりませんと・・、これについては、県の方から町の教育委員会に連絡があるというようなことを言っていたわけですけれども、その後通知があったのかどうか。

それで、あの遺跡についての調査は、いつ頃を予定しているのか、そこのところをちょっと一つその問題で伺います。

議長、予算のことじゃなくて、代行の関係で、町道の関係でちょっと関連があるものですから・・。

○議長（稲葉昭宏君）　関連ならいいです。許可します。

○８番（土屋清武君）　貫七線で、あれは県代行で、一緒ですよね。県代行になっているわけですけれども、これについて、私がこの一般質問をやった時には、中山間整備事業の集約の整備というような事業については、28年度で・・、23年度から28年度で終わるとそれ以降については、国の方の事業で何か代わるものがあるだろうと、これについては、それのできた時点において申し込むというようなことで回答を受けた。その状況は、29年スタートにあたって、どのように考えているのか、まだ国の方でそういう事業についても事業がないから、

まだどれでやるかというようなことも考えていないのか、その辺をお伺いします。

それで、その次の116ページ、町道の維持管理関係で、この町道等管理委託というようなことになっているわけですけれども、町道が628路線あるわけですけれども、これについては、どのように管理しているか。

実は、課長も１年しかあれですけれども、最後まで課長が２～３年やっても全部残すようなことはない。というようなことが耳に入っているわけですけれども、そこらを区長さんに地域のことは、お願いしてあるのか。そこらをはっきり・・、私が区長をやっている時には、そういうことも聞いていないので。

それで、実は、町道の雲見真磯線、これは、いま一般の人たち、観光客がいまジオ関係で行ったり来たり通行をしているわけですけれども、ここのところに、入口に「この先、落石注意」ということが出ているわけです。これがまた１年、２年ならいいけれども、７～８年位からずっとある。これがいまジオの関係で「行ってみなさい」といいながらも、それがあんまり勧められるような状態じゃないです。

実は、これを以前の課長に言ったら、あれは観光道路だから、観光と相談してというようなことで、そのままにずっとなっているから、その辺のことをちょっと伺います。

もう一つは、次の118ページ、港湾の維持修繕の関係で、負担金として1200万円あるんですけれども、これは浚渫ではないかと私は想像するわけですけれども、それでいいのか。その場合において、今年度どこを予定しているのか。旧港湾の中のどこかだということは想像がつくわけですけれども、実は、高木造船が・・、元高木造船側のあそこは避難路として、あそこへ・・、三浦、特に雲見方面の船の方は風が吹く度にあそこへ逃げてくるわけですけれども、潮が引くと船が入れないというような状況ですけれども、これは、先だって漁協の役員さんと私は町長にお願いして、ぜひここのところの浚渫をやってくれということでお願いしてあるわけですけれども、今回の負担金に伴う工事はそこのところでいいのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○産業建設課長（高木和彦君）　件数が多いので、もれがあればご指摘ください。

まず、山口雲見線につきましては、平成28年にも１回組みましたけれども、土木事務所と協議して、29年度に変えたものでございます。

その遺跡の関係は、私も勉強不足で、最近になって遺跡があること、調整になったことは知りました。

一番いいのは、　公共事業ですか、そちらの方で先に発掘をしてもらって、そのあとに道ができればいいわけですけれども、これについては、道をある程度進めていけば、その発掘調査にも・・、道が近くまであれば、作業もしやすいことがあるのかなというふうに推測をしております。

その次に、貫七線のことは聞きましたけれども、これは山口雲見線を整備して、その先の形になると思いますけれども、いま、入り口の山口雲見線はまだ工事にかかっていない状況ですので、こちらの方がうまく進めば、順次貫七線の方にもいくんじゃないかなと思っています。

それと、町道の管理、特に、真磯線のお話がありました。いま、町道につきましては628路線、確かに、私は全て歩いているわけじゃないんですけれども、各町道については、基本的には、区の区長さんに何かありましたら、お知らせしてくださいということでやっています。

私どもで今までですと、町道のどこの舗装が悪いとか、道が悪いということになりますと、予算で、補正でしますからとか、来年度とかという話をしていましたけれども、今は意識として、区長さんから要望があったものは、なるべく早くということで心がけております。

ただ、この真磯線については、実際に町道というよりも、元々は磯に行く人の道的なことがあって、できれば・・、言葉は悪いんですけれども、町道管理者からすると、町道から外したいくらいの道だとは聞いています。ただ、先ほど言ったように、各道路のことにつきましては、区長さんの判断に任せているところがあるものですから、本当に雲見の方がこの真磯線を利用して、利用頻度が高いですとか、そういうことであれば、区長さんの方から要望を上げていただければ、また調整をしてみたいと思います。

港湾の関係です。ページ数は118ページの港湾の関係で、平成28年度は、2100程度の浚渫ということでありましたけれども、今回、町長の、いろいろ土木事務所に働きかけをしまして、当初予算では、3600万円ほど・・、金額でいうと70パーセントほどアップになります。やる場所につきましてですけれども、この港湾整備につきましては、全体のものを取るということはなかなかできないですけれども、航路にあたる部分、船が出入りする部分については、浚渫をするということで聞いています。

土木事務所の方で29年度の概略の事業計画の中で、どの部分を削るよというような図面も

もらってありますので、また必要があれば、漁協の方にもそういう情報を提供したいと思っております。

○８番（土屋清武君）　これは、147ページ、ここに公有財産購入費570万円予算措置してありますけれども、これは具体的にどこの土地を購入するのか、ちょっと教えていただきたい。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、28年度も一応計上してあった経費になります。これは、雲見の入谷の入口の大カーブの所に老人憩の家がありますけれど、そこの所に雲見区の方で公民館をというような話があって、そこは、県有地がありますので、直接県の方は個人の方には渡さないということで、町で一旦取得して、町から区の方へ貸し出すというような流れをとるということでの町の購入という予定になっています。

ただ、28年度においては、津波の地区協議会が行われていまして、その堤防の暫定高・・、高さがある程度決まらないと、そこまでもしかしたら波がいかないということになれば、逆に言えば、そこまで行く必要はないんじゃないかということになるので、区長さんの方からもちょっと止めてくれというような話もありまして、また県の方も売却の方の手続きはちょっと遅くなっていたということもあって、28年度は見送ったということになります。その分の経費が29年度に改めて計上したというものです。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　125ページの負担金、補助及び交付金の中の下から３行目ですか、津波避難施設整備事業補助金千万円、総務課長の方からの説明で、静岡銀行松崎支店の建替えにあたっての外階段のところと言われてますけれども、これにつきまして、静岡銀行がきて４月から旧ＮＴＴのところへと仮店舗をつくって・・。これは別としまして、これはどこから要望が出たんですか、役場の方ですか、地区の方ですか。その辺をお伺いします。

そして、その中でまたこのプランですか、立面図、エレベーションができていると思うんですけれども、その辺がありましたらば、配付できるかどうかも含めて、まず１点お伺いします。

○総務課長（山本秀樹君）　これは、おっしゃるとおり、静岡銀行の松崎支店建替えに伴う補助になります。これにつきましては、銀行の方の・・、まず、図面の方ですね。図面の方はちょっと私は見たことがないので、おそらくまだもらっていないのかなと思います。

うちの方は、そのできたところに外付けで外階段を付けるというものなので、それについては、静銀さんの方の向こうで設計をして付けてもらうと、要は、それと一緒に工事をして

もらうと、その経費の分の取付工事相当分を補助をするということで、これは要綱がありますので、その要綱の上限として、千万円が上限になっていますので、その上限を予算計上したと・・、内容がまだ未定であったということで、予算計上はその要綱の上限の千万円を計上したというものです。

これに至った経緯ですけれども、これは、まず、あの辺だとなかなかバイパスから海側の方々というのは、３分位ですか、実際に逃げる時間というのが。

そうなってくると、だいたい200メーター圏内だと江奈山の方には逃げられないというような形になっていましたので、東京電力の方、屋上を避難ビルとして指定をしていました。ところが、東京電力の方は、鉄骨造りですから、柱は大丈夫なんですけれども、壁の方が波に対しての力が弱いということで、調べたらそういうことだったということで、東電の方から辞退をしたいという話があって、要は、安全が保障できないということで、それでうちの方もそこを避難ビルから外しまた。

近隣でどこかないかということで、ＮＴＴのビルの方に外階段を付けさせてもらって、ＮＴＴの方でそのまま代用ということでさせてもらうようになったわけですけれども、やっぱりどうしても、あの交差点のあたりには欲しいということがありまして、地域の方からの要望がありました。

その時に、静銀さんの方が建替えるということで、町の方にも外観とか、あれも松崎町にあったようなデザインとか、うちの方も協力したいよというような話があって、そこで、じゃあ、外階段はどうでしょうかというようなことで、津波の揺れそれから波に対しても鉄筋コンクリートで大丈夫だということですから、そこで、そういうお願いをして、話がつきまして、外階段を付けるということになったということでございます。

○６番（福本栄一郎君）　そういった面で、静銀の方に協力してもらってありがたいなと思います。

これは、外階段ということは、屋上へと登れるという解釈でいいわけですよね。そういった場合に、私も専門性というか・・、あまりわからなくなっちゃったんですけれども、いま、平らないわゆる陸屋根は雨漏りの原因になるんです。今はいわゆる切妻方式・・、そこを外階段を付けてもらうということは、上に登れるということは、平らな屋根と私は解釈するんですけれども、その辺についての・・、補助金というのは、この千万円でいいということですか。確認の意味でまた答弁をお願いします。

○総務課長（山本秀樹君）　避難ビルとして使えるか、使えないかという話の時に、使えますということでしたので、その当時から屋上はおそらく平らになっていたと思います。

あくまでもこれは、外階段を設置するだけの経費というような形になります。

静銀さんの方とすれば、そういう形で屋上へ上れるような形にはなっていたんじゃないかと思います。

○６番（福本栄一郎君）　わかりました。その点はまた地域の津波に対する安全ということで・・。

次に、聞きますけれども、江奈のあの交差点の静銀の近くについては、もうＮＴＴさんが・・、東電さんができないから、ＮＴＴさん・・、今度は静銀さんで、お願いして、いいですよという場合は、町長の考え方としましては、去年ですか、平成27年度やった避難タワー・・、なんかあと１基か２基位なんてことを聞いていますけれども、いわゆる避難タワーに代わるものだという解釈でいいですか、それとも、避難タワーはまだ・・、用地が整えば、まだ造る計画というのはまだあるんですか。その辺の確認でお願いします。

○総務課長（山本秀樹君）　避難タワーにつきましては、避難ビルで補完できればいいんですけれども、やはりどうしても空白地帯というのは出てきますので、あの辺でいくと、例えば、商工会の近所とか、あの辺には欲しくなるところです。

ただ、なかなかやっぱり用地の関係であるとか、その辺がなかなか出てこないというようなこともあって、そういう今の現状では、避難ビルを指定して、そこまで逃げてもらう。東海バスのあたりとか、いろんなそういう案はありますけれども、なかなか用地の方がうまくいかないというのが現状でして、計画上はありませんが、構想として、具体的な計画ではなくて、構想としては、例えば、江奈の今の警察署のあたりも欲しいという話もありますし、あそこは、江奈３のバイパスの近所とか、それから、宮内の方でも欲しいとか、いろいろありますので、構想的にはまだ欲しいところはあります。

ただ、具体的に計画に載っているというものではありません。

○議長（稲葉昭宏君）　暫時休憩します。

（午後　１時４６分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５３分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　質疑を続けます。

○３番（長嶋精一君）　129ページの小中学校のトイレの件であります。

これは、私は１年半位前から要望し続けているわけで、町の方の対応は、それを無視しなくて、やっていることはやっているわけですね、やっていただいているということです。

ただし、小出しでやっているなという感じがするんですよね。今回も合計で小中校で４基というんですか、４つ。これは教育委員会の方からもらった資料ですけれども、小学校、和式が21、でき上がりがね。洋式が15。中学校が和式が14、洋式が７。要するに、洋式化を進めて、いまこういうふうなでき上がりになるわけです。逆ならいいけれども、ちょっとこれは、もっと速度を速めてもらいたいなという気がするわけです。

それで、それは私が申し上げたことがあるんですけれども、熊本震災が起きてから、静岡新聞にかなり大きく取り上げられていましたね。

小中学校のトイレというのは、いざという時は、その地域のトイレとして、開放するんだと、そうなると、高齢者の方々とか、あるいは、体の不自由な方々が和式ではとてもじゃないけど、対応できないというのはしっかり載ってあるわけですよ。私が言っているんじゃない。静岡新聞にちゃんと書いてあるわけですね。

それで、避難所として、学校は指定されるわけだけれども、一番そこで困るのはトイレだったということが載っているわけですよ。それで、もうぼくは何回もトイレを早くやってくださいと言っているんですけれどね。

対応を全くしていないというわけじゃなくて、私は速度を速めていただきたいということです。

それで、これも静岡新聞に書いてあったんだけれども、400万円以上の単独改修の場合は、３分の１の国の補助があるというふうにも載っておりました。これについては、私は、深く探求していません、ただ、こういうふうに書いてありました。

それと、洋式と和式と比較すると、節水、水を節約するのが、洋式の方が大きいと・・、効果が大きいと、節水の効果もあるとうことも書いてありました。

これは、ぜひ早く進めてもらいたいなと。町の方の主張は、そうはいっても、全てを洋式化するということは不可能だと、それは、私もわかります。人によっては、非常にデリケー

トな人もいまして、他人の座ったところ、便座ではいやだという人もいるでしょう。

しかし、そういう人は、多数ではないと思うんですよね。だから、私は、なるべく洋式化を図った方がいいと・・。

それと、静岡県では、観光地のトイレについては、洋式化を進めるということを宣言していると思います、宣言している。

したがって、観光客に洋式を進めてやって、自分たちのその・・、将来のその有望な児童に対しては、和式ということはちょっと筋が合わないんじゃないかという気がいたします。そういうことですね。

それと、幼児の中には、和式が使えなくて我慢をして、体を壊す、便秘になるとか、そういう人もいるみたいです。

役場の方々にはなかなか屈強な方がいて、大勢いて、そういうデリケートな人はいなくて、なかなかそういうことは理解できないかもしれないけれども、中にはいるということですね。教育長、どうですか。

○教育長（佐藤勝徳君）　いま、避難所の場合のトイレについてのお話がありましたが、今現在、子どもたちが使っているトイレ、各家庭の洋式トイレの割合がどのくらいかというのはちょっと把握はできておりませんが、現状では50パーセントに新しく造ることによって、なっていくというふうなことなんですが、私の気持ちの中としましては、現在の状況からして、この50パーセント程度というのは、洋式と和式の割合ですが、妥当なのかなと考えております。

それから、避難所として使うようになった場合ですと、やはりこれは数がもう基本的に足りないわけですので、簡易トイレ等を使って、避難所の場合には運営をしていかないと、避難者の数からしても全体的に無理ではないかなと思っております。

ただ、長嶋議員のご指摘のとおり、これからは、洋式の時代に入っていきますし、高齢者のことを考えますと、自分の家庭でのトイレのつかまる部分とか、あんなのをちゃんと整備しましたし、そういうことまで含める中で、やっぱり洋式化ということは必要ではないかということは認識しております。

○３番（長嶋精一君）　なかなか体を壊しちゃってね、幼児が洋式トイレがなくて。

また、それがどんどん積み重なって、いじめを受けたりするというケースもあるというふうに聞いています。松崎町がどうだかは知らないんですけれどもね。

それで、40年位前に、森永ヒ素ミルク事件というのがありました。これは、粉ミルクを・・、森永製の粉ミルクを与えて、赤ちゃんが亡くなって生まれたとか、非常に体が弱くて生まれたという事件で、それに対応したのが、中坊公平という弁護士だったんですね。中坊弁護士さんの本を読んで、ちょっとびっくりしたんですけれども、被害者であるお母さん方が、自分の責任だと言うわけです。つまり、もっと高い粉ミルクを与えれば、こんなふうにならなかった。あるいはおっぱいの出ない私が子どもを産んだのが悪かったというようなことを言ったというんですね。

要するに、何が言いたいかというと、本当に困っている人こそ言わないと・・、真実を言わないと・・、ぼんぼん、ぼんぼん言って自分を主張するのは、本当に困っていない人たちのことを言いたいわけじゃないんだけれども、さっきの補助金の問題にも関係するわけじゃないけれども、本当に自分でやろうという人は、自分でやろうとするんですよ。

だから、教育者あるいは教育界にいる方々というのは、この人が本当に悩んでいるのかどうなのかという・・、その声なき声をとらえる必要があるわけですよ、と私は思うんですよね。

したがって、一番安全な方法は、学校関係の父兄にも満足される台数というのは、洋式も和式も半々が一番、足して２で割った形でいいだろうけれども、そうじゃないという人も中にはいるというような思いを持って、やはり現場をよくみて、声なき声をつかまえるというような形でぜひやっていただきたいと思います。

教育長・・、教育長になって間もないわけですから、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

一度話したことはありますけれども、どうぞそれについていかがですか。

○教育長（佐藤勝徳君）　私の気持ちの中にも、松崎町にとって子どもたちこそ町の宝であると、これは基本で考えております。

ですから、やはりその親である保護者の方々の考え方、気持ち、そういうものもできるだけ広く聞く中で、声を聞く中で、やっぱり教育行政にあたっていかなければならないなというふうには考えておりますが、やはり私一人の耳ではなかなか届いてきません。

そうなりますと、やはり教育委員会の関係する機関としましては、教育委員の皆様がおられます。それから社会教育委員の皆様もおります。青少年問題協議会の委員もおられますし、また、自分は、月に１回の区長会にも出席をさせていただきますし、広くそういう関係

者の声をやっぱり聞くことは当然それぞれの皆さんは地域に住まわれていますので、いろんな人の声が聞こえてくるというふうに考えます。

実は、余分な話なんですが、今度教育委員になられた女性の方なんですけれど、早速前回の教育委員会の時に、雲見の方から通学バスが来ているんですが、松崎高校の生徒のバスとそれから中学生のバスは別だということで、中学生が松高生のあのバスの方には乗れなかったというような話がきました。それで、交通の会議の中で、私は実は、これこれこういうことが・・・ということで、話をさせていただいたら、東海バスの方では、ちょっとそのことについては検討させていただきますというようなお返事を・・、まだ返事はいただいていないんですけれども、あります。

ですから、そういったように、いろんな人の声を広く聞くというのは、一人の耳では足りませんので、皆さんの力を借りながら、聞けたらありがたいなと・・、また議員も皆様もそうした声を私の方に寄せていただけるとありがたいなと思います、よろしくお願いします。

○３番（長嶋精一君）　教育長の今のような形でぜひ進めていただきたいと思います。それプラス全体的な日本の動きというか・・、全体的な動きがどうなっているのかということと、要するにマクロの世界とミクロの世界を合体させるような形で見ていただきたいなと思います。ただ、今の回答と言うのは、非常にいいと思います。ぜひよろしくお願いします、私は以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと教育委員会が出たからじゃなくてね。そういうわけじゃなくて、同じような・・、関連、教育委員会ですけれども、127ページの負担金、補助及び交付金で、西豆地域教育研究協議会80万円、これは、現在、どういったことをやっているのか、まず教えていただけませんか。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　これは、連携型中高一貫教育の負担金。松崎高校が事務局でやっておりまして、西伊豆、松崎がここ80万円ずつ補助金として出しておりまして、具体的には、中高一貫教育の支援ということで、お互いの授業公開とか、合同のスポーツ教室、いわゆる西豆学とか、そういったものです。それから生徒同士の交流とか、そういったものに使われています。

それと、部活動の支援ということで、高校生が中学校に行って部活の指導をするとか、そういった交流等に使われております。

○６番（福本栄一郎君）　それはわかりました。メインが中高一貫教育ということで、わかりましたけれども、私がちょっと要望ですけれども、いわゆる西豆ですから、当時は、確か、松崎町、旧西伊豆町、旧賀茂村。今は、松崎町、西伊豆町という形なんですけれども、昨日の伊豆新聞にも出ていましたけれども、英語教育・・、先ほど誰かの質問で出たと思うんですけれども、今度は英語教育のマニュアル等作成で、新年度から静大と連携してやっていく・・、それで、確か、３～４年前ですか、Ｚ会の方と連携してやっていく・・、なぜか、こういった西豆地域教育研究協議会・・、先ほど事務局長が言いましたけれども、なんか隣の外部を越えた西伊豆町と松崎町が、なんか大きく水をあけられたな。確かに、今年度国際理解教育、いわゆるＡＬＴですか、500万円ちょっとあるんですけれども・・。しかも、先ほどの教育長さんの答弁の中でも、英語、新学習指導要領が改定されて、外国語・・、親しむ英語・・、ですから外国語ということで、だんだんやっていきますけれども、いま、現状を見てみますと、大きく西伊豆町と松崎町がなんか水をあけられた・・、かたやＺ会に入っている。今度は、新年度から静大と連携して・・、国を先取りですか、英語教育をマニュアル化していく、なぜか、この辺が、私も常々言っていますけれども、町村間の格差が出てくるんじゃないかな。

いずれ・・、英語に力を入れている。Ｚ会もおそらく英語だと思うんです。昔で言いますと、東海道沿線、田方、三島あるいは箱根を越えた東京では大学受験ですか、むこうは。こっちは高校で。もう田舎と都会の歴然とした格差が英語に表れてくる。これは、今も変っているかそれはわかりませんけれども、我われの時には確かそうだったんです。

それで、なぜか、こういった組織の西豆教育研究協議会がありながら、少なくとも同じレベルを子どもたちのためにもやってもらいたいなという考え方があるんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（稲葉昭宏君）　町長に聞きますか。

（福本議員「どっちでもいいです」と呼ぶ）

○教育長（佐藤勝徳君）　いま、ご指摘をいただいた英語のことにつきましてですが、先ほどもちょっとお話をさせていただいたと思うんですけれども、確かに、新聞記事を見ますと、こちらはやっていない。向こうでやっているというその差がはっきりと見える中で、ものすごく差があるように見えるかもしれませんが、実際問題として、そのことがどれだけの差になっているか、松崎高校へ進学している子どもたちの数とか、あるいはそういった全国一斉

で行われている学力調査などを見ましても、特にその中で大きな差がそのことによって広がっているということは見えていない。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、実際に、いま小学校６年生と中学校３年生で国語と算数に限ってなんですけれども、学力調査が行われていますが、数年前に静岡県が47都道府県の中で最下位というのがあって、その後に力を入れてということで、28年の今年度のその調査結果などを見ますと、ほぼ10位前後あたりが静岡県の順位で、その中で、中学校あたりのレベルを・・松崎中学校になるわけですけれども、松崎中学と静岡県との平均のレベルを見ますと、実は、松崎中学校の生徒の方が上に行っている、その平均点は。

ですから、あくまで平均点ですので、個人のレベルではないので、それが絶対かと言われると、ちょっと・・なんですけれども、小学校の方の６年生の段階を見ますと、数学のＡの段階では上で、ほかのものは若干低い部分も見られるわけですけれども、でも、これは毎年繰り返される中で、子どもが変わっていって、学力調査が行われていますので、その・・、一概にそれで全てが見えるということではないんですが・・、ですから、そういったことからみても、学力の違いという部分で考えていきますと、そんなに大きな違いがそこに見えるのかということになりますと、私は決してそんなことはないと思っております。

○６番（福本栄一郎君）　教育長さんは教育のプロですからよくわかりますけれども、我われ外部から見ていると、よくお母さん方に聞かれるんです。私は教育のプロじゃありませんので、ただお母さん方がいろんな話し合いの中で、だいぶ差がついてきたなということなんで・・、そういった取り組み状態で、子どもがそれに沿っていくわけじゃない。確かに、平均的なものを見ますと、どこに中心をもっていくか・・、統計のマジックはあるでしょうけれども、どこへ標準を・・、それは別としまして、お母さん方が、感じとして、それは職場なり、買物なりで行き会った時に、「お宅さんの子どもはどうですか」、「いや、実は、うちはこういったことを始めていますよ」その考え方なんです。

ですから、町としての取り組みを・・、少なくとも西豆研究協議会というのがあるんだから、それと同じようなレベルにもっていった方がいいんじゃないですかということです、これは別にいいです。

それから、その下の指導主事の共同設置負担金が500万円、これはもう１市５町の関係でやるから予算出てきましたけれども、この辺を絡めて、いわゆる西豆研究協議会も考えて、これからのそういった話は出ていないんですか。言葉はあれでしょうけれども、統合というこ

との動きはあるんですか。わかったらば、わかる範囲で教えてくれませんか。いわゆる広域化をやっていますね。いろんな８事業、９つあるんですか、１市５町でやっている広域化という・・その中の一環として指導主事が入ってきたんです。その辺の動きとしての・・、わかる範囲で、わかったら教えてくれませんか、今現在の動きです。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　これは、広域連携の中の最初の３つでしたけれども、教育委員会にありましたけれど、その表題は教育委員会の共同設置というような名前になっていますけれども、現在のところですが、ご承知のとおり、指導主事の共同設置を来年度４月１日から５町で３人それから県から２名、そして幼児教育アドバイザーというのが県の方で雇用されるから６名で総合庁舎の方で事務を行っていくことになりまして、あとは、下田も必要に応じて入ってきます。あと、タイトルは忘れましたけれども、賀茂地区共通の計画、振興計画でしたかね。そういうのを作りまして、共通の・・。

（福本議員「教育委員会の統合、合併というのを含めて・・」と呼ぶ）

○教育委員会事務局長（石田正志君）　まだ具体的には出ていません。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（稲葉昭宏君）　では、土木費から最後まではこれで、もうないようですから、これより総括質疑を許します。総括に移りましょう。

○５番（藤井　要君）　先ほど聞き忘れたものですから、インバウンド関係、観光客、外国人が増えているということで、３か国後に対応したスマホをかざすと日本語が出ているとか、反対に日本語が外国語に、２か国語になったりとかするんですけれども、この費用は250～260万円でしたかね。入っていると思います。そして、これは基本的には、これに対する設置というか、900万円位だと思うんですけれども、この前私は、２月24日金曜日でしたけれども、河津の方に桜を見に行って来た時に、中国人、韓国人、台湾人もいましたけれども、かなりの数が入って来ましたけれども、なかなか松崎には来ていませんよね。

前に町長がさいえいごさんのところに行った時に、50人ほど松崎に来ているなんて言っていましたけれども。あれですかね、こんかいの費用をかけて、長い目で見れということになるわけですけれども、隣近所の・・、近隣の市町もこういうシステムをもうこの年度、29年度あたりで導入しているんですかね。それとも、まだぼちぼちとか、ちょっとうちの方は・・、町長、スピード違反をやる時もありますのでね、あれですけれども、どうでしょう

か、その辺は。

○企画観光課長（山本　公君）　インバウンド対応ということで、観光振興費のページでいきますと、108ページになるかと思います。多言語翻訳システム使用料ということで、14節に使用料及び賃借料というので261万4千円でございます。2020年のオリンピックに向けて、外国客も訪れる。また、先ほどお話しがありましたように、台湾へトップセールスに行って、台湾とかのお客様を誘致しているということが、美しい伊豆創造センターの事業として開催されているわけでございます。

東海岸ですとか、伊豆の中央部くらいまではかなりそういうお客さんも増えていますし、大きいホテルのある西伊豆の方ですと、外国の台湾のお客とかが増えているということもありますけれども、松崎町とすれば、総体的にそんなに大きな施設があるわけではなくて、まつざき荘についても２月までで20数人でしたね。あとは町内の民宿の方泊まっています。

観光協会の方へもだいぶ外国の人がみえてというようなことがありまして、インバウンドの対応はしていかなければならないかなとは思っています。

標識なんかの関係で、英語で表示してあるものとかが町内にやってあったり、観光協会の方と連携した中で英語、韓国語、中国語、台湾語等のパンフレットを用意したりとかしている状態があるわけですけれども、今後、やはりインバウンドの推進は、数が少ないにしても将来的なことをみて、進めていかなければならないと考えています。

多言語の翻訳システムの関係につきましては、藤井議員の方からも若干概要のお話があったかと思うんですけれども、なんというんですか、１センチ角のちょっと墨を垂らしたようなマークをスマホで当てると、解説が出るみたいな・・、本に付いていたりとか、チラシに付いていたりとかというようなものがありますけれども、それらを町の観光施設ですとか、観光案内板に付けて、スマホで当てると解説が出るみたいな形のものを今回、英語と中国語、台湾語、簡体字、繁体字、これらの３種類のものをやるということで予定しています。

それで、表示をする場合ですとか、なかなかスペースの問題とかがあるものですから、こういう一つのＱＲコードを付けて、それを読んでもらうことによって、何百字かの解説が出るという形にしようということで、いま考えていまして、美術館の中ですとか、あるいは外の看板ですとか、そういうものに付けていくということで考えています。

それで、今回、260万円ということでございますけれども、これは最初の段階の・・、初期、初年度の投資という部分もありますので、次年度以降は、コードの利用料ということで

50万円位の形で値段が下がっているというようなことで・・。

（藤井議員「毎月・・」と呼ぶ）

○企画観光課長（山本　公君）　年間50万円位になっていくと・・。ただ、コードを増やしていくと、コードを作ったりとか、そういうのにお金がかかるということでございますので、年度当初の投資がちょっとかかるということでございます。これによって、解説が、表示をしなくてもこれから読み取れるという形になります。

それから、900万円の関係、910万円の関係ですけれども、これは公衆無線ＬＡＮということで、Ｗｉ－Ｆｉとかを使えるものでございまして、町内では９か所、美術館の方ですとか、岩科学校の方ですとか、そういうところに無料でＷｉ－Ｆｉとかインターネットをできるような形のものでございまして、これは、観光の方の補助と防災の方の補助をもらいながらやっていくということで、これが、やはり松崎町に来たお客様が、外国のお客様ばかりではないですけれども、情報が簡単に取れるような形の中で進めていきたいと考えています。

Ｗｉ－Ｆｉなんかの関係は、最近ですと、どの地域でもやっていますけれども、ＱＲコードについては、三島の方でやっていたと思いますけれども、まだそれほど多くないのではないかと思いますけれども、そういうもので外国人の対応をしてまいりたいと考えています。

○５番（藤井　要君）　将来を見越して一人でも外国人というか、観光客が訪れることをお願いしまして、がんばってもらいたいなと思います。

もう１点、今度は、国内というか、松崎の高齢者向けというか、光ボックスの関係ですけれども、これは、パソコンを使えないというか、ない人向けに今度光ボックスを入れるわけですよね。

この関係で、まだまだパンフレット等は今からやるんでしょうけれども、300台ですか、3千世帯の10パーセントで300ということになりますけれども、ここで、申し込みによってということですけれども、なかなか高齢者の方でも私たちよりよっぽどパソコンを使いこなしている方はいるわけですけれども、そういう方はいらないということになると、じゃあ、そうすると、対象者がパソコンを使わないということになると、対応できるのかなということになりますとね。例えば、各区あたり・・、中川なら中川、松崎なら松崎１か所でいいんですけれども、そういう講習会とかをやっていかなければ、なかなか広がらない。宝の持ち腐れで・・、いま、１万2千でしたか・・、西伊豆は千台ですよね。やるんですけれども、宝の持ち腐れにしないように、そういう講習会等もやっぱりやっていく必要があると思うんです

よ。

それから、これは、１回１万2千円出せば、あとは工事費全てまかなうのか。これから１円もいらないで、あとは毎月、月々使用料が・・、使えるのか。その辺をお願いしたいですけれども、説明を。

○企画観光課長（山本　公君）　光ボックスの関係です。ページでいきますと、50ページ、企画の中の需用費に消耗品費ということで、334万円の予算措置がされております。

これについては、光ボックス購入費ということで、１万800円×300台ということになりますけれども、ちょうど世帯数の10パーセント位みています。

昨年度、松崎地区、中川地区、岩科地区において、光ケーブル網が整備されました。一部除外されているところもありますけれども、現在・・、それはＮＴＴさんが自前でやった部分でありますけれども、今年度、三浦地区について町の補助を出して、町と県の補助をもらって、いま整備をしている最中でございますけれども、３月18日が開通の予定ということになっていますけれども、そういうものを整備することによって、外からのお客様が起業したいとか、そういう部分のこともありますけれども、町にいる方も情報が取れるような形の中で、進めていきたいということで、ＮＴＴさんなんかともＩＣＴを活用した包括連携協定みたいなものを前に結びまして、どういうふうに活用していったらいいだろうかというようなこともお互いに協議しながらやっているわけですけれども、その中で、テレビを使って、そこでインターネットを見られるとか、あるいは町の情報が取れるみたいな形のものもいまやっていきたいということで考えています。

先ほど、総務課長なんかからもお話がありましたけれども、そのテレビ画面を使って、防災情報が見られるような、同報無線の内容がわかるような・・、あるいは町のホームページが見られるとか、広報が見られるとか、テレビを見ることによって情報が取れる形にしていきたいというのがあります。

一応、主に高齢者と自宅にパソコンがない方を対象には考えていますけれども、将来的には、そういう町の情報が取れるというようなことの中で、全世帯に広げていきたいなと考えておりますけれども、現段階においては、そういうパソコンがない方、高齢者の方々を中心にして、進めていきたいと・・。

光ボックス・・、なぜそういうことになるかといいますと、月々使用料がかかるわけでございまして、毎月6千円位かかると年間で７万2千円かかっていくわけです。あとは、設定を

する時に8千円位かかりますので、年間、入るに当たって８万円位かかるということでありますので、それらの負担をお願いするような場面がずっと続きますので、そういう意味合いの中で、無料で配付していくというようなことでございます。

この維持費の部分まで町で出していきますと、何億というお金になってしまいますので、それは申し訳ないんですけれど、ご負担をいただきたいということで考えているところでございます。

それで、内容の説明なんかにつきましては、設置する際に、設置の業者さんなんかも簡単な説明というものは当然していただくということでございますので、また、町の方も配付の要綱をつくったりとか、希望の取りまとめなんかをしていかなければなりませんので、その中で説明も加えながらやっていきたいなとは考えています。

○５番（藤井　要君）　いま、課長の話を聞いていて、これはお金が結構かかりますよね。私もパソコンを使ってて、今度光ファイバですかね。それを入れたら、業者の話を聞いているとね、確かに早くなりましたよ。でも、お金がかかるようになりました。そういうことを考えると、高齢者に一応・・、一度、例えば、先ほど言ったように改善センターあたりで講習会なんかをやって、経費的にはこんかいかかりますよと、そういうのでやっていかないと、なかなか・・、あとで、入ったはいいけれども、先ほど言った、お金だけかかって見ていないよというようなことになると、ちょっと・・、これでいいのかなと思ったりもするし・・、だいたいあれですよね。高齢者の独居・・、一人暮らしが500世帯位あるわけですから、その中でも１割といわず・・、だいたい若い人たちがいればパソコンを持っているとなれば、500の内の300は適当かなと思いますけれども・・。

ですから、一応、そういうのを必ず・・、説明会をやって、お金のことはきちっとした方がいいと思いますよ。

そして、いま、私の頭の中で、イメージですと、よく画面切り替え・・、今は、チャンネルをやるやつがあるわけですけれども、その中に・・、切り替えをやって、何チャンネルとかを押すと切り替わって、そして、よく・・、テレビのＮＨＫニュースをやっている中で、天気予報が入ったりとか、そして、違う画面でしたら、あそこでニュースを見られて・・、上下ボタンとか、横のボタンを押すと、そこでニュースが切り替わっていって、違うのが見えるとか、そんなような松崎のイメージ・・、双方向じゃないと思うんですよね。何ですか・・、チャンネルだから、ただ見るだけで、ニュースがあれば・・。将来的には、そうい

う中で、例えば、松崎の運動会とかやっていれば、そのチャンネルを流しておけば、そこで見られるというようなことになるかと思いますけれども、もうちょっと本当に普及させるんだったら、皆さんに満足してもらう。

また、それなりにですね。「なんだ、松崎の情報はたったこんかいか」なんてならないように、お金の無駄遣いがないように、これはしっかりとやってもらいたいなと思いますよ、ねぇ、町長。

○企画観光課長（山本　公君）　当然申込みをしていただく際には、そのようなことも当然記載をさせていただきたいと思いますし、説明会がどういう形でできるかちょっとわかりませんけれども、そういうものもやりながら、間違うことのないようにしていきたいなと思います。

内容については、先ほど例を出させていただきましたけれども、今後いろいろ考えていかなければならない部分がありますので、それは、だんだんにやっていくようなことになるかと思います。

また、光ボックスですけれども、マウスみたいなもの、私が持っているのがそうですけれども、今は情報が入っていないので見られませんけれども、新しいものは音声でできるということでございますので、それらを使って、より簡単に取扱いができるような形でできればいいかなと思っています。

いずれにしても、情報はしっかり伝えて、間違うことのないようにさせてもらいたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　今の件で確認したいんですけれども、その比光ボックスを使う場合、月々の利用料が6千円位かかるんですか。これは将来的に下がってくる見通しはありますか。

これね、前にどっかの自治体で、無料でインターネットを配ったところがあるらしいんですよ、全戸に。だから、使われているのが９割・・、９割の方が使ってなかった。ほとんど使ってなかった。無料で配っても・・、これは、有料で、月々6千円で年間７万2千円ですか、それでどうなのかなと正直思ったんだけれども、ちょっと確認です、これは。

○企画観光課長（山本　公君）　当然プロバイダー契約をして、回線使用料という形で毎月お金を払っていくようになりますので、これは当然かかってきます。ただ、切り替えていくと安いのがあるのか、ちょっとわかりませんけれども、そういうことで、当然個人の負担、利

用者の負担になるということで、そういうこともあるので、その光ボックスのシステム、機械については、町の方から無料で配らせていただくということで考えているわけですけれども、テレビの中で情報が取れるんですけれども、それが、皆さんが見ていただくようなものを作らないと、やはり使わないということになりますので、そういうのは十分考えて、防災情報にしても何にしても、いかないと・・、せっかく入れたはいいですけれども、使わなかったということですと、なかなか言われるようなことになりますので、そのあたりはよく考えてやっていきたいなと考えています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありますか。

○２番（渡辺文彦君）　先ほど藤井さんが観光面において多言語のシステムですか、そういうのを町が入れたいということで質問をされていましたけれども、いま、観光のあり方自体が従来の見て回るとか、食って回るという旅行から体験型に移行しているというような・・、町長もそういう認識だと思うんですけれども、いま整備されている環境整備は、おそらくどっちかというと、従来の観光の需要に合ったものに対する提供ですよね、おそらく。

新しい体験型とかというところにも全然関係ないわけじゃないんですけれども、どっちかというと従来の見て回る、食って回るという旅行に対応するサービスのような気がするんですよね。

そうしてみると、町が・・、町長の考えは、町の基幹産業は観光だと・・、その観光は、これから体験型だと認識しているわけですよね。そうなると、体験型の観光を目指しているものがこの予算の中にどんな形で反映されているのかなというのが、正直言って疑問になってくるわけですね。

例えば、グリーンツーリズムにしても100万円位減額になっているわけですけれども、予算的には。そんなことを考えると、町長がいまみているような観光形態に沿ったような予算対応になっているかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○企画観光課長（山本　公君）　多言語のシステムにしても、無線ＬＡＮのシステムにしましても・・、多言語の方はあまりまだ広がっていないかなという気がしますけれども、無線ＬＡＮの関係については、他の地域においてもそういうものが入っていますので、そういう情報を取るツールとしてそういうものは必要かなという認識をしていますので、うちの方も・・、今まで全然ないわけではないんですけれども、数が少なかったりしますので、観光的な意味合いや防災的な意味合いの中で整備をしていくということでございますので、それ

はそれで、それはあってもいいかなということでございます。

体験型観光につきましては、グリーンツーリズム推進協議会、振興公社の方に委託してグリーンツーリズムをやっている部分も当然ありまして、その中でノルディックウォークですとか、岩地の方の海の修学旅行みたいなものもやったりしますし、あと、個人とすれば、いま、マウンテンバイクの関係で、町の中を自転車で走っている、山の中を走って行くわけですけれども、そういう方が多く訪れて来ますので、そういうスポーツツーリズムみたいなこともやっていますし、また地域おこし協力隊の中で花見舟ですとか、海で立って乗るスタンドアップパドルボードみたいなものの取り組みはしておりますので、グリーンツーリズムだけのところを見れば、確かにそうかもしれないですけれども、地域おこし協力隊ですとか、あるいは個々人のそういう団体とかの活動においても、そういった体験を通じたメニューというのをご用意しております。

また、今回、観光振興費の中で、109ページにアウトドアツーリズム推進協議会32万4千円というのがありますけれども、これは、スポーツメーカーのモンベルという会社がありますけれども、そちらの・・、現在会員が70万人位いるんだそうですけれども、そちらの年会誌がありまして、そちらの方に取り上げていただくということで、下田と河津と松崎町で・・、ほかの市町もありますけれども、載せていただくと・・、その負担金で、半分は県から補助が出ますというようなことでございます。

その中で、マウンテンバイクですとか、シーカヤックですとか、スポーツに関したツーリズムを紹介をしていくというようなことになっていますので、体験メニューが、やっていないということではなくて、そういう形で実施されているということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　町長、いいですか。

○町長（齋藤文彦君）　いろいろＷｉ－Ｆｉを使ったりなんだりの話が課長の方からあったわけですけれども、川端康成さんは、伊豆序説の中で、伊豆半島全体が一つの大きな公園であり、遊歩道である。伊豆は、海、山、あらゆる風景の画廊であるといっていますので、伊豆半島というのは、回ってから本当に魅力があると思いますので、いま、７市６町で美しい伊豆創造センターをやっているわけですけれども、こうやって、伊豆半島全体で観光客を盛り上げて増やしていこうとやっているわけでございますので、最初はそんなに効果が出てこないと思うんですけれど、そういう効果が出てきているように思います。

それで、本当に体験、滞在型というのは、簡単にいいますけれども、なかなか難しいわけ

で、やっぱりシーカヤックに乗りたいために民宿に泊まってやる人も結構いますし、スタンドアップパドルを泊まってやりたい人もいるし、それぞれそのスキューバダイビングで泊まる人もいるわけですから、そんなに爆発的にはいかないわけですけれども、こういうのがやっぱり一番最終的には強い観光かなと私は思っているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　前にも言いましたけれども、57ページの・・、総括ということですから、交通安全対策費、前に言いましたけれども、特に１の報酬の23万千円、交通安全対策委員会委員ですけれども、前にも言いましたけれども、町道の一旦停止、止まれ、横断歩道が非常に不鮮明になっているんです。よく私も・・、これもお母さん方に言われたんです。いわゆる沼津ナンバー、伊豆ナンバーはほとんど捕まらないんです。よそから来た人が・・、もちろん横を見れば出ていますよ。これは県の公安委員会の方ですけれども、できれば、この中で話を向けて、不鮮明になったところ・・、サイドライン・・、町道は幅が狭いですからセンターラインはないと思うんですけれども、国道、県道じゃないですから・・。あるいはサイドラインとか、特に一旦停止、止まれ、これは結構聞きます。お母さん方から、「また、かわいそうにね。遠くから、観光地に来たのに捕まってますね」なんて・・、中には、松崎の人でも免許証がもう停止になった人も、私は聞いています、２～３人。

ですから、できれば、この中で、県の方へと・・、いわゆる警察の方へと働きかけをお願いしたいと思います。これはいいです、要望です。

それから、最後というようなことのようですけれども、この補足資料の15ページの性質別経費の状況、円グラフを見ますと、普通建設事業費（単独）が4.6パーセント、１億5935万千円、その下の普通建設事業費（補助）7008万4千円、２パーセント、合せますと、6.6パーセント、これは、町長の経済対策ですけれども、ここが、建設業者・・、一つ建設を発注すれば、あらゆる面で動くと思うんです。ガソリンスタンドから修理工から職人さんたちも。

これで、金が動いてくれば、町の商店街もある面では活性化に繋がってくる・・、収入があれば消費するでしょうから・・。これが非常にですね。34億8千万円の中で投資的経費が6.8パーセントとなりますと、これが非常に・・、経済が冷え込んでくる。ここをなんとか、災害復旧を積極的にとるとか、道路、河川、直すところはいっぱいあると思うんですよ。農道、林道を含めて・・、もちろん漁港もですよ。

しかも、この中で・・、いわゆる投資的経費の6.8パーセントの中で、地元の業者がどんかい取っているか。港湾は100パーセントよその業者ですからね、地元にないですから。この中で、町の・・、くちを預けていると言ったら語弊ですけれども、就職している松崎の若い人たちがいっぱいいます。うちに帰ってくれば、家族を扶養する、養う、これですから、地元が冷え切っている、みんなよそへ行っています。バサラ峠を越えたり、船原峠を越えているんです。

端的な例が、コンビニです。弁当の売れが・・、朝行くと、売り切れちゃってないんですよ、みんな食材買ってよそに出ちゃうんです、お母さん方が大変でしょうから。この辺をもうちょっと・・、なんか全般的に・・、町長という予算編成者の・・、執行者として、考え方をお聞かせくれませんか。

○町長（齋藤文彦君）　福本君の意見もそれなりといいますか、暗い意見だなというところはありますけれども、これは財政当局と相談してやっていかなければいけませんので、そのようなことで、松崎が元気になるようにやっていきたいなと思っています。

○総務課長（山本秀樹君）　おっしゃるとおりで、やっぱり公共事業というのは、景気の下支えになるというような意味からいえば、おっしゃるとおりだと思います。

町としても、できるだけ地元の方々にお金が回っていくように、できるだけ町内業者を使うようにというようなことで、手を変え品を変えといいますか、いろいろやっているわけですけれども、全体としては、なかなか大きな金額にならないというのが現状です。やっぱりどうしても金額が大きな事業になってしまいますと、補助金絡みとなれば、どうしても、ある程度のレベル以上というようなところも出てきて、致し方ないなという・・、その辺の・・どうしたものかという気持ちもありますけれども、できるだけ、単独事業等については、町内の方々に経費が回るような対策をこれからも取っていきたいなと思います。

○産業建設課長（高木和彦君）　私どももやっぱり地元の業者育成ですとか、そういうことがありますので、例えば、99ページにあります県営中山間地域総合整備事業、これなんかは、賀茂農林事務所さんが江奈ですとか、桜田の事業をやっていますけれども、こういった形でやるとか、例えば、治山事業ですとか、急傾斜事業、これなんかのお金の出どころは県なんかになりますけれども、こういうところに積極的に私どもも関わりまして、全体の公共事業が増えるように努力をしてまいりたいと思います。

○３番（長嶋精一君）　公共工事が経済を上向きにさせるという理論は、今やもう遅いんです

ね。今は流行っていません。

それで、町の業者にお金が回るように、なんてことを町が考えてやること自体がおかしいです。実需でやらなければおかしい、必要だからやるという形でないと。なぜならば、建設業者で、松崎町内の業者は皆さん知っているでしょう。結構つぶれているんですね、あるいは廃業がある。公共工事としてやっていながら、なんでそういうふうになってしまうのかということをよく考えて、私はやった方がいいと思います。

実需でないところでやはり工事を・・、公共工事をつくって景気を上向きにさせようというのは、さっきの私のいった補助金で支えようというのと同じです。自らが立ち上がるということをやっぱり町が教えていかないと、私は、いい町にならないと思います、以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　答弁は、町長ですか、答弁はいいですか。

（長嶋議員「答弁はいい」と呼ぶ）

（土屋議員「動議」と呼ぶ）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　それでは、継続をして、続けていきましょう。

○１番（伴　高志君）　総括ですけれども、またちょっとページが戻っちゃうんですけれども、51ページで移住定住業務委託、これは先ほどの・・、昨年度の同じようなところを見ますと、交流拠点整備で「とーふや。」の整備ということで、業務委託でかなりお金を取って・・、今年はホームページと交流拠点の整備とその展開ということがあると思うんですけれども、これと連動しまして・・、この業務委託の方もうまく・・、そうですね。関わっていけたらいいなということと、それから、もう一つは、やはり午前中の審議の中で、依田邸のことが藤井議員からしか質疑されていなかったのはちょっとさびしいなというか、私もあまり関われていないので、そこをうまく委員会を立ち上げてだとか、グループを作ってとかで、そういうことを少し提案されていた部分があると思います。

これが、もちろんこの町のいろんなレベルであると思いますので、特に賛成した方々、先輩方のいろんな知識やそういう繋がりなどをいかしていただきまして、知恵を絞って・・、関わっていけるような・・、そういった見通し、そういったところも含めた・・、町長、答弁をお願いできますでしょうか。

○町長（齋藤文彦君）　ちゃんとやりたいなと思います。よろしくお願いします。

○企画観光課長（山本　公君）　先ほど来、依田邸の関係については、藤井議員さんあるいは

長嶋議員さんからいろいろほかの方からも出ていますけれども、道の駅と中心にして、地域の皆さん、関係する団体の皆さん、諸々を交えた中で計画を立てて、よりよい活用を目指してやっていくといことでございますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　一つだけ確認したいんですけれども、ページ数だと49ページになるんですけれども、そこに職員の健康診断業務委託があるんですけれども、なんかここで今年新しく２つくらいの検査項目が増えていたと思うんですけれども、この検査は、住民の検診の中には入っていなかったように思うんですけれども、住民の検診の方に入れる予定はないのかどうか、その内容をまず教えてもらって・・、あるのか、ないのかを含めて教えていただけますでしょうか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　健康診断につきましては、従来どおりの内容となっておりまして、新しい項目などはございません。

○総務課長（山本秀樹君）　腫瘍マーカーという項目と血清アミラーゼの２つになります。これはがんの関係・・、血液検査でそれを確認すると、がんで45歳以上に行うと・・、それから血清アミラーゼ、これは膵臓で全員対象に行うというものになっています。

（渡辺議員「町民の健診には入っていないですよね」と呼ぶ）

○健康福祉課長（馬場順三君）　もう一度確認を取ってみますけれども、私の知っている範囲では、入っていないと記憶しておりますので、もう一度ちょっと確認して返事をさせていただきます。

○２番（渡辺文彦君）　いま、確認ということですけれども、これは、ぜひ入れてもらいたい。というのは、もしなかったらですよ、糖尿病の方はすごく多いわけです、いま。

膵臓の検査も入っているわけですね。職員の検査の中には、一般の町民の中にもぜひこれを加えていただきたい。糖尿病の方はぼくも含めてすごく増えています、現状は。

早期発見ということが非常に有用になると思いますので、これはぜひ・・、もし入っていなかったら、加えるような形で検討していただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○２番（渡辺文彦君）　また反対かと言われて申し訳ないんですけれども、この件に関してやはりちょっと見直しが必要なのかなという気はします。

理由は、やっぱり基本的に、施政方針演説では、町長は基幹産業は観光ですと言っているですけれども、町民に出したこの広報では、高齢者にがんばってもらう社会をつくるんだと出ているわけですね。やっぱりその辺の戦略的なというか・・、戦略的な方向性がまず間違えているというのが、ぼくの考え方なんですよ。戦略の間違いは戦術によっては改善できないという言葉があるそうですけれども、基本的な方向性が間違っていると、いくらその辺で手直しをしていっても、求める結果には至らないだろうということだと思うんです。

そういう意味で、ぼくもいろんな予算自体はすごくバランスが取れていて、いい内容となっていると思います。

健全化比率なんかを見れば、本当に今の町の財政は本当にバランスがよくできていて、本当に合格点だと思うんですけれども、ただ、やっぱりいま、ぼくが何度も言っているように、町の喫緊の課題は、この人口減少をいかに止めるかというところに一番の課題があるはずです。そこのところに対しての方向性がちゃんと出ていないように思う、ぼくは。

それを出していただかないと、やっぱり難しい・・、こういう予算では・、ただ現状維持がだんだん、だんだん・・、気が付いた時には、もう何もできなくなる状況になるんじゃないかと心配するもので、これに関して、心配をしながら、反対をするということになります。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○５番（藤井　要君）　私は、第19号　平成29年度松崎町一般会計予算に賛成をいたします。

今年度は、34億8千万円の中から２億7700万円ですか、減額になっておりますけれども、これは、光ファイバ、もう三浦の方にもできた。また幼稚園も、もうこの３月25日ですか、完成式を迎えるというような中で下がってきているということで、大きな仕事が終わったということで、致し方ないかなと思います。

そういう、なかなか自主財源も約６億3千万円ですか、こういう中でやり繰りするのも大変だなということで、そういう中でも幼稚園の園児に対する、保育園もそうですけれども、半額助成、そういうことも行われておりますし、また福祉の関係も一生懸命・・、福祉関係は今回あれですか、5500万円程伸びているわけですけれども、そういうふうにがんばっていると・・、先ほど、渡辺議員からもバランス的にはいいというようなこと・・、バランス的にいい中でも、これからの子どもに向けた教育費等々・・、そこまではいっていませんけれども、がんばってもらいたいというようなことで、先ほど言いましたように、かなり幼稚園の方でもがんばっている。それが、幼稚園のあれですか・・、児童館とか、そういうのも移したりとかしながら、これからも一生懸命やっていくよというようなことも見えますので、これからもそういう子育て支援・・、もう少し手厚く、子どもが一人でもたくさん生まれてくる、そして、人口が増えていく、そのような政策をお願いしまして、私は、この議案に対して賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第19号　平成29年度松崎町一般会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　２時５７分）

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

平成２９年３月１３日（月曜日）午前９時開会

第　１　議案第２０号　平成２９年度松崎町国民健康保険特別会計予算について
第　２　議案第２１号　平成２９年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算について
第　３　議案第２２号　平成２９年度松崎町介護保険特別会計予算について
第　４　議案第２３号　平成２９年度松崎町水道事業会計予算について
第　５　議案第２４号　平成２８年度松崎町温泉事業会計予算について
第　６　議案第２５号　平成２８年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計予算について

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　　高志君 | ２番 | 渡辺文彦君 |
| ３番 | 長嶋精一君 | ５番 | 藤井　　要君 |
| ６番 | 福本栄一郎君 | ７番 | 佐藤作行君 |
| ８番 | 土屋清武君 | ９番 | 稲葉昭宏君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 齋藤文彦君 | 副町長 | 指出　　巖君 |
| 企画観光課長 | 山本　　公君 | 窓口税務課長 | 齋藤　　聡君 |
| 健康福祉課長 | 馬場順三君 | 観光施設管理係長 | 八木保久君 |
| 保険年金係長 | 田口文人君 | | |

---

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 新田徳彦 | 書　　記 | 土屋　　究 |

◎開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前　９時００分）

---

◎議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第１、議案第20号　平成29年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第20号は、平成29年度松崎町国民健康保険特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○１番（伴　高志君）　最後に・・、いま、課長の説明があった部分なんですけれど、一般会計から繰り入れているこの控除の７割、５割、３割というのが、どのくらいいるのかというのを教えていただけますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　先ほど説明申し上げましたけれども、加入世帯の内、約６割の方がこちらの該当になっております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　先ほど、加入者が2387人、92パーセントということですけれども、これは、向上に向けてということでは、かなり・・、もう少し率をアップするとかというのは、難しいあれですかね、状況としては、徴収率。

○健康福祉課長（馬場順三君）　徴収率につきましては、一般会計と同じような形で、協議会

の方で国保税の方も含めて、今現在、徴収しているような状況になっております。

２月現在の数字になりますけれど、現年度の分で91.1パーセント、こちらは3.4パーセント昨年の同期よりも向上しております。

また、滞納繰越分につきましては、37.64パーセント、こちらは10.5パーセント収納率の方は増えております。最終的に、現年度と過年度の分を合わせた徴収率ですが、81.62パーセント、対前年比6.5パーセント増というような具合になっておりまして、かなり協議会の方が積極的に国保の方も集めているのかなと捉えています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　歳出の方の、平成30年度から変わっていくという部分で説明いただいていたのは・・、ごめんなさい、ページ数が、25ページですね。

これが、29年度から予算化されて・・、業務委託ということですけれども、これは・・、どういった内容になるんですか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　これは、私は、平成30年度からと申しましたけれども、実際は、平成29年度の８月から制度が変わるものでございます。ちょっとその点は訂正をさせていただきますけれども、高額療養費の関係の制度が若干変わるものでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっと確認したいんですけれども、国保の制度自体が65歳ですよね。後期高齢は75歳以上ですよね。65歳から74歳までが前期高齢者で国保の対象になっているんだけれども、ここを、基本的に分けている理由というのがよくわからないんだけど、その辺をまず聞かせていただけますか。

○健康福祉課長（馬場順三君）　前期高齢者の関係が、一番医療費がかさんでくるといいますか、かかってくる関係がございまして、その分がまた別になっているという形でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　このあいだ、一般質問でも触れたところがあるんですけれども、町長は受診率を上げたいということを言われているわけですけれども、今年の受診率の目標がだいたい40から42くらいのところにあるとは思うんですけれども、総体的に、65歳から74歳までの方の受診率は高いとはみているんですけれども、それでもまだ４割位ですかね。実情は・・。４割から４割５分くらい・・、もう少しこれを上げるということはどうですかね、できませんかね。

○健康福祉課長（馬場順三君）　最近、平均寿命という言葉に対して健康寿命という言葉が言われてきております。

この健康寿命というのは、健康で自立した生活がどれだけ送られるかという期間について健康寿命と言っておりますけれども、近年、平均寿命については、医療技術の進歩もありまして、非常に伸びてきております。一方、健康寿命については、平均寿命と格差がだんだんついているような状況になっております。

町の方では、そういった対策としまして、こういった健康寿命を一番長くしていくのが重要課題であるというふうに認識をしております。

そのためには、やはり定期健診等の受診率を上げまして、病気の早期発見、早期治療に努めていただくということで、前回も申しましたけれども、広報まつざき等でも特集記事を組んだり、あと、健康福祉課で出しております、すこやか便りといった機関紙、こういったものの中でもその重要性を謳っていくということで予定しております。

いずれにしましても、よく、防災の面では、自分の命は自分で守るんだということが言われておりますけれども、健康分野におきましても、自分の健康というのは自分で守っていくんだというような認識をそれぞれの方が持っていくことが一番大切だと思っておりまして、今後もそういった意識改革に向けて、広報活動を中心にやっていきたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　その取り組み自体は十分評価できるわけですけれども、ただ、そういいながらもなかなか上がっていかない一番のネックというのはなんですかね。受診率が上がっていかない一番のネック、その辺をちょっと確認したいんですけれども・・。

○健康福祉課長（馬場順三君）　やはり自分はまだ大丈夫だというような認識をもっている方が多いと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（藤井　要君）　これは、収納率等の関係ですけれども、松崎町の中には、保険証とか、そういうのを発行していない家庭とかも・・、この2300何某だから、あれですけれども、そのほかにも入っていない人がいるんですかね。

○健康福祉課長（馬場順三君）　保険料が収まっていない方につきましては、資格者証といいまして、期間を非常に限定したものですとか、あるいは窓口でとりあえず払っていただいて、あとからその分を補てんするとか、そのような形で対応しているところでございます。

（藤井議員「何件くらい・・」と呼ぶ）

○健康福祉課長（馬場順三君）　件数については10件くらいでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号　平成29年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第２、議案第21号　平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第21号は、平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号　平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前　９時３８分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時５０分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第３、議案第22号　平成29年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第22号は、平成29年度松崎町介護保険特別会計予算についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長　馬場順三君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

終結していいですか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号　平成29年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第４、議案第23号　平成29年度松崎町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第23号は、平成29年度松崎町水道事業会計予算についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長　高橋良延昭君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

（午前１０時３５分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５０分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　水道事業会計予算についての質疑にこれから入ります。

質疑を許します。

○５番（藤井　要君）　人口減少等でどんどん、どんどん給水というか、減ってきているということはわかるんですけれども。これは、35ページになりますけれども、経営戦略・アセットマネジメントの関係ですけれども、これは具体的に、内容的にはどのようなことをやるのか、詳細の方をもう少し説明してもらいたいなと思いますけれども・・。

○生活環境課長（高橋良延君）　予算書でいくと、35ページですね。委託料のところで、経営戦略・アセットマネジメント策定業務ということで計上してあります。

この経営戦略・アセットマネジメントにつきましては、先ほど、なぜこれが、策定が必要になってきたかというのは申し上げました。国の方から全ての水道事業体に今後、中長期にわたるということですから、少なくとも10年以上にわたる経営戦略を策定しなさいという通

達がまいりました。

この経営戦略の内容につきましては、まず、今後、我われが持っている水道施設の当然老朽化による更新等が必要になってくるわけですね。改良とか・・。そういった投資にかかる経費といいますか、費用がいったいどのくらいかかるのかというようなことを、その中長期の計画の中で、いったいそれをいつやっていくのかということまで、この・・、まず、投資の試算をしなさいということが１点あるわけです。それをこのアセットマネジメントを策定する中で、具体的に29年度やってまいります、これが、まず大きいものです。

水道施設については、浄水場からポンプ場、あと配水管、管路まで含めて非常に多くの資産を持っていますので、それをまず更新需要の見通しを立てると、更新経費の見通しを立てるというようなことが大きいまず１点です。

もう一つは、じゃあ、その費用はどのくらいかかるかというのが、試算が出ますので、それを補う財源をどうしていくかということをもう一つ求められてきます。

これは、大きいことは、水道料金ですね。これになるわけですけれども、そこで、実際にその中長期の計画を立てる中で、その設備投資をまかなう財源をどうしていくかというのもこの経営戦略の中では非常に重要な検討事項になってくるものでございまして、そこを、投資の費用と財源を均衡させた投資財政計画を作るというのが、この経営戦略でございまして。当然これはまだ試算してみないとわかりませんけれども、ある年度の時点では、投資の費用をまかなえないであろうというようなことも、もしかしたら想定されるかもしれません。

そういった時に、じゃあ、その投資の費用をどうしていくかということも、平準化するような形で年度を調整するとか、そういうことも必要になってくるであろうし、まさにその投資と財政、これを均衡させた計画を29年度から作るということが大きな作業になります。以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　10年とか、そういう長い目で見るということで、もちろん人口減少、そういうのもやりますけれども、またあれですか、最近では、隣町といったらおかしいですけれども、そういうところでも水源の確保とか、そういうのも入ってくるわけですよね、これはね。

まだ試算中ということですから、水道料金に跳ね返ってくるかも・・、まだわからない。松崎の場合ですと、本来だったら、もう更新時期というようなことですけれども、まだま

だ、ちょっとがんばってくれているということですけれども、でも、これができるあいだは、まだまだ、ちょっと我慢できるくらいの調子で推移するということで理解してよろしいですかね。

○生活環境課長（高橋良延君）　我われも今現在のところで、当面の今の設備投資の状況を含めて、ある程度の財政の見通しは立っていますけれども、当分の間は、料金改定のところまでは、今の現状ですと大丈夫であろうと・・、前にも説明しましたけれども、供給単価と給水原価があると・・、それが利益率になるものですから、いま、その差が10円位あります。これがマイナスになると赤字ということになってきますので、そこの部分では、まだ今の段階では大丈夫であろうと考えています。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　28年度の水道会計補正予算の時に、一度・・、水道本管改良工事で伏倉排水管改良舗装工事が減額になって、またこちらの35ページのところでまた予算化されて出てきているんですけれども、この・・、課長の説明の時に、この工事にあたっては、橋の改良があると・・、それが先になるというような説明があったようですけれど、そこをもう一度説明していただけますか。

○生活環境課長（高橋良延君）　35ページでございます。35ページ、伏倉配水管改良舗装復旧500万円という計上でございます。

これは、補正予算でも説明いたしました。場所といたしましては、伏倉橋から一本松までの間430メートルの区間の舗装復旧でございます。

これにつきましては、いま、伏倉橋の下のところで頭首工の改良工事を農林の工事でやっているんです、県の工事で。

これが、２月末までの工期で、中島頭首工の改良工事をやっていまして、その間は大型の重機あるいは大型のダンプカーの通行路として、その一本松の方からのあの町道ですね。そこの幅員を3.5メートル確保してもらわないとというようなことでありまして、その間、その配水管の、水道管の工事ができないということでございますので、その水道管の工事が終わったあと、この舗装復旧というのは、改めて契約を発注するものでございますけれども、今年度、もう舗装復旧の工事の発注までは見込めない、県の工事との絡みで見込めないということで29年度の当初で改めて計上したということでございます。

本管の改良工事、敷設替えが終了したあと、この舗装復旧を29年度の工事の中で行うということでございます。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと１～２点お伺いしますけれども、35ページの・・、先ほど藤井議員が質問したんですけれども、経営戦略、これは完成年度・・、29年度単年度でおわるのかということです。それに絡めて、今現在、１市５町で行政の広域化をやっていますよね、水道も組み込まれました。この絡み合いを・・、関連を・・、これは松崎町単独だと思うんですよ、各市町がやっていますけれども。その広域行政的な絡みの関係を教えてくれませんか。

それから、次に、２点目、この下の工事請負費で伏倉配水池舗装復旧と、その下に江奈配水管改良・舗装復旧とあるんですけれども、この辺の舗装復旧の中身ですか・・、敷設替えはいいですけれども、この舗装は・・、私が言いたいのは・・、全面舗装をするんですか。その辺をお答えください。

○生活環境課長（高橋良延君）　予算書でいうと同じく35ページのところですね。

経営戦略のまず１点目は、完成年度ということでございますけれども、平成29、平成30年度の２か年度で行います。平成30年度末には全て完成という形で見込んでおります。

あと、もう１点、広域連携との絡みということでございましたけれども、今現在、28年度広域連携会議の水道事業部会ということで、28年度から立ち上げて、５回ほど会議を開催いたしました。その中でも、この経営戦略につきましては、賀茂郡の１市５町ですか、そちらは全てこの29年度から経営戦略の策定に取りかかるということで、意思統一といいますか、統一ができたわけでございます。

それで、当然その広域連携の絡みの中では、この経営戦略の１項目の中には、広域連携の推進という大きい表題があって、その中に、具体的に何ができるかということも経営戦略の中に一つ大きな項目があります。

したがいまして、これは、29年度も広域連携会議の水道事業部会は、引き続き継続されますので、その中で、この経営戦略に盛り込める広域連携の具体的なものが実際に検討、協議されていくということでございます。

実際、今現在もどんなことで広域連携ができるのかなということは協議していますけれども、具体的にまだ何をやるかということまでは、なかなか水道事業というのは難しいところもあるものですから、これは、平成29年度以降、この部会の方で経営戦略に取り組めるように検討、協議していくということでございます。

それから、江奈配水管の改良工事の関係でございます。これの舗装復旧については、当然水道管を切ったところですね。埋設したところの部分のところについての舗装普及という形

でございます。

○６番（福本栄一郎君）　舗装の方はわかりました。掘ったところの舗装ということですね。原因者負担でね。切ったところの舗装と・・全面舗装ところまでは、財政的な余裕がないということでわかりました。

経営戦略の関係ですけれども、これについては、29、30年度を目標としてやっていくということですけれども、これはどういった結論が出るかはわかりませんけれども、これについて、水道事業会計・・、いわゆる公営企業会計は温泉も含めてですけれども、公営企業委員会があるわけですよね。そちらへの投げこみというのか、相談というんですか・・、そのまま業者に委託しちゃって、お任せしますということでいくのか、あるいはこの発注する前にどういった課題があるのかという公営企業委員会への・・、話し合い、その辺の町長としての方針というんですか、松崎町としての方針を・・、その辺をお聞かせください。

非常にこれは、インフラ問題で、非常に莫大な経費もかかるし、もう日々の・・、蛇口をひねれば、あたり前に水が出るという非常に・・、生活そのものですから、その辺は慎重にやるということで、皆さんの意見を広く吸い上げるということの考え方を教えてください。

○生活環境課長（高橋良延君）　経営戦略の関係です。福本議員がおっしゃるように、これについては、ただ町の事務局で策定して、「はい、それで終わりですよ」ということではとてもそれではいかないと思います。当然あらゆる分野の専門家も含めて意見を聞いたうえで、最終的に経営戦略の策定に至るという形で考えたいと思います。

その一つは、やはり公営企業委員会、あらゆる人、団体の人が集まって、専門家もいますので、公営企業委員会の方には随時そちらの方は、経営戦略の策定についてということで、協議事項として上げて、当然進捗状況の報告も含めてですけれども、あるいはその中身の検討まで含めまして、公営企業委員会の方では十分検討、協議をしたいなと思います。

なお、更に、議会の皆様方には、そういった進捗についても議会の全員協議会等の場もありますので、「こういった形でいま策定の状況は進んでいます」というようなことは随時報告等をさせていただきながら、最終的に30年度末完成という形でいきたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○８番（土屋清武君）　ちょっと教えてください。現在、水道指定工事店は、町内で何業者ありますか。ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

そして、35ページの建設改良費の関係で、まず、７節の委託料、水道施設調査・測量業務委託（枠単）200万円。そして、下の工事関係の請負関係で、７水道施設改良整備工事（枠

単）500万円、ちょっとここのところを教えていただけますか。

○生活環境課長（高橋良延君）　まず、１点目の松崎町の指定給水工事業者は何件あるかということでございます。これについては、松崎町の今現在、指定給水工事業者としてあるのは全20業者。これは、松崎だけじゃなくて、西伊豆とか、南伊豆、下田とかということで、全て合せて20業者、その内、町内でいきますと、８業者ということでございます。

それから、予算書でいくと35ページのところですね。７の委託料の枠単のところですね。水道施設調査・測量業務委託の枠単200万円ということでありますけれども、これは、とりあえず箇所づけということではなくて、当然何か緊急的に出てきた場合とか、そういったことで対処するために、こちらに200万円の予算措置をしているということでございますので、何もなければ、これはそのまま使わないという費用になります。

同じく、工事請負費の方の枠単の500万円、これにつきましてもやはり緊急的な対応を迫られるケースもございますので、そういった時に、この水道の枠単の500万円の中ですぐ対処するという形での予算を計上しているところでございます。

○８番（土屋清武君）　はい。わかりました。

それで、この資料、予算書を見ると、技術職員が２名いるようですね、そして・・。

ですけれども、この予算書を見ると、量水器取替も、そして、検針も全て委託みたいに感ずるわけですけれども、浄水場の清掃まで全部委託でやっていて、技術関係の人はただ施設点検・・、今日は正常に動いているかというようなことだけを見るだけですか、２人で・・。そこらをちょっと教えてください。

○生活環境課長（高橋良延君）　水道の技術職員については、２名ということで、これの明細書、給与費の明細書になりますけれども、２名で実際、水道と温泉ですね。全ての施設の・・、これは点検ももちろんそうです。あるいは漏水関係の対処とか、そういったものもございます。そういった諸々を含めて全て水道・温泉施設をこちらで、２名でやってもらっているということでございます。

そのうえで、量水器のメーター交換とか、浄水場の清掃とかというのは、こちらの方で予算化していますけれども、やはり水道施設、水道・温泉施設・・、これを２名でいま切り盛りしているという中では、そのメーター交換、あと、浄水場の清掃、この浄水場の清掃についても、予算措置してあるのは、雲見の大きい浄水場だけでありまして、小さいところについては、職員が・・、小杉原ですとか、池代とか、そういう小さいところについては、職員が全てやっているところでございます。なおかつ水質検査についても、ある市町では、業者

に全て採水までお願いして、持って行ってもらっているというようなところもありますけれども、うちの町としては、全て職員が採水をして、それは、技術職員だけじゃなくて、事務屋の方の職員も行って、採水をして、それで水質検査に出すというようなこともやっておりまして、やはりそこは少ない人数ながらもいろいろ工夫しながら・・、でも、なおかつそれはできないものについては、委託という形でやらざるを得ないのかなと考えているところでございます、以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号　平成29年度松崎町水道事業会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第24号　平成29年度松崎町温泉事業会計予算について

の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第24号は、平成29年度松崎町温泉事業会計予算についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長　高橋良延昭君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○５番（藤井　要君）　温泉会計はいろいろと加入者等の関係、苦しい状況はわかるわけですけれども、私も記憶にないもので、道部の方の元の森永乳業さんあたり、あそこら辺は配管とか・・、配湯は入っているのかな、知らないかな・・。古い人間なんで、ちょっとあれですけれども・・。

（「西屋の前あたり・・」と呼ぶ者あり）

○５番（藤井　要君）　そこの関係と・・。そして、先ほど、貸倒引当金50万ちょっとくらいでしたか、これは死亡しているということで、相続人等はいないんですかね。その辺、２点だけ。

○生活環境課長（高橋良延君）　道部については、その森永さんのところですか、道部については、町道・・、区内の道がありますよね、公民館のところ。そこより中にも入っている。梅月さんの方といったらあれなのかな、そこも入っているところです。

（藤井議員「梅月の近く・・、岩科方面に行く・・」と呼ぶ）

○生活環境課長（高橋良延君）　県道は入っていません。県道じゃなくて、真ん中は入っています。ですから、道部もかなり配管的には・・、配管が前にある家って多いんですよ、結構家が。ですから、条件としては、かなり道部は、引き込むには便利なところでございます。中にもかなり入っています、入っていますのでね。

それと、貸倒引当金のところです。今回の２件については、本人の死亡というのもありますけれども、あと、もう一つ、会社であったものですから、もう既に倒産して、もう温泉もない、いわゆる権利もないという・・、今現在、温泉の使用量があるわけじゃなくて、もう既に温泉の権利もないというケースですから、そこはもう取りようがないというようなことでございますので、今回貸し倒れだということでございます。

○５番（藤井　要君）　確認ですけれども、私の連れが道部に引っ越して来て、温泉をなんて

言っていたもので、あそこら辺は入っているのかなと思ったもので・・、それじゃあ、真ん中の森永さんの・・、旧道があって、その横・・、そして、県道でしたか・・、じゃあ、真ん中は大丈夫ということですね、わかりました。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　28ページの委託料で、温泉資源多目的活用というので、温泉のお湯をミネラルウォーターで配布するという・・、これは結構・・、いろんなところがやっているかもしれないですけれど、こういうのはいいなと思っていて、その温泉の活用というところでは・・、やっぱり現状は、なるべくこの経費を使わないようにというところで、温泉のお湯を絞ってだとか、そういうふうになっていると思うんですけれど、そういう中では、前向きな取り組みだなと思っているんですけれども、そういったところで・・、こういう・・、温泉の活用というんですかね。ここをこれから・・、数年前からいろんな取り組みがあったかもしれないんですけれど、そういうところについては、これから何か考えていることとか・・、町長、いかがでしょうか。

○生活環境課長（高橋良延君）　予算書でいくと28ページのところでしたね。委託料で温泉資源多目的活用ということで、計上したものです、50万円。

これについては、要は、松崎町の温泉というのは、よく古くから観光なんかで化粧の湯ということで、温泉の泉質については本当に町外からも高く評価されてきたということがございます。

ただ、それが入浴だけということではなくて、今回、その松崎の温泉水をミネラルウォーターとして活用するためのこの調査、分析、製品化に向けての予算を計上したところでございます。

昨年、９号源泉、花畑の所にやぐらがありますけれども、この９号源泉の温泉水の原水分析を行いました。

それで、法定の検査項目については全てクリアをしました。それで、それを受けて、この29年度で温泉水の・・、今度ミネラルウォーターでペットボトルみたいな形で、その製品化を進めていきたいなというのが、この50万円の予算でございます。

これについては、はじめからもう商品という形でという考えではなくて、よく観光キャンペーンなんかで出かける時に、ノベルティといって、いろんなものをお客さんなんかに配ったりするのがありますよね。松崎の・・。そういった観光宣伝なんかの時にも、こういった温泉水のものをノベルティで利用してもらったりとか、あと、イベントとか、会議なんかで

こういった温泉水のミネラルウォーターをお客さんに出したりとか、そういったことで利用できれば、より松崎の温泉水の魅力アップの一つに繋がるのかなと考えているところでございます。

それから、特に予算としては書いてない、上げてないんですけれども、平成29年度からは、温泉の今度はお試し企画という形で、温泉の宅配をやっていきたいなと・・、試行的にやっていきたいなというのがありまして、これは、温泉の入浴の加入に繋がるかどうかはわかりませんけれども、自宅で温泉に入っていただくというような形で、温泉の試験的、試行的に宅配してというような形で取り組んでいきたいなというのが・・、これは特に予算化はしていません。うちの方の内部で考えているところでございます。

ですから、温泉を・・、いろんな波及効果がありますよね。健康に結びつけるとか、あるいは農業関係の産業に結びつける場合もあるかもしれません。そういった形で、多目的に利用できるような方策を考えていきたいなと思っております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　資料の５ページのところですけれども、ここで、収益と事業費用のグラフが出ているわけですけれども、今年は、1100万円位の利益は予定しているんですけれど、26年ではほとんど利益がないような状況ですよね。さっき水道の関係でアセスメントの計画というのがあるんだけれども、温泉会計の方に関しても、こういう事業計画をもっていないと、おそらく先の不安があると思うんだけど、その辺はどういうふうに考えて、計画をもっているのか、ちょっと教えてもらいたいんですけれども・・。

○生活環境課長（高橋良延君）　温泉の資料で５ページのところにありますね。予算の推移ということで、確かに利益の推移を見ると、26年度は５万2千円程しかなかったと。ここは、大きな要因としては、やはり電気料の関係が大きな要因でした。３．１１以降、電気料が非常に高く推移しまして、これが経営を圧迫してきたということは事実でございます。

それが、電気料自体も、単価がだんだん落ち着いてきたのはあるんですけれども、温泉の方については、そういった電気料の対策のために配湯所のインバータ設備導入ということで、それで、電気料が何とか安くできないかということで取り組んできたもので、28年度で全て完了して、年間350万円程その電気料の削減に結び付けられたということで、それが利益に結び付くわけでございまして、何とかそこで持ち直してきたということでございます。

それと、温泉の・・、確かに、計画ですね。財政計画についても、これは当然立てなければならないものでございます。いま、立てていないかといえば、そうではなくて、内部では

ある程度先の見通しを含めた財政計画、あと、改良計画ですね。温泉の施設の改良計画をどうしていったらいいかというようなことは、内部でもう既に立ててありますので、その改良計画に沿った・・、じゃあ、収益が、これに対して見込めるのかどうか、まかなえるのかどうかということについては、今現在もチェックはしておりますので、これは、引き続き、それは見直しながらやっていきたいなと思います。

○６番（福本栄一郎君）　31ページの加入金です。300万円、これは、営業用というよりは、むしろ一般家庭・・、いま、200万円が30万円ですか、限定になって10年限定で・・。

ですから、単純計算ですけれども、30万円10口だと私は推定しますけれども、その辺の新規加入の見込みですよね、見通し。どうでしょうか。

今現在、自家用が331戸で、営業用その他が31戸、合わせまして362戸、この表紙の方にありますよね。給湯状況、１ページの方にありますけれども、だいたい年々・・、いわゆる高齢化それから空き家がだんだん多くなる、このままいくと、だんだん、休止もしくは廃止になってくる家が当然推測されます。その辺について、当局のＰＲですか、経営戦略・・、先ほどの水道じゃないですけれども、経営戦略・・、販売戦略というんですかね。その辺のＰＲの仕方と通常の業務としてのＰＲ方法はありましたらば、教えてください。

○生活環境課長（高橋良延君）　31ページのところです。加入金として300万円見込みました。これは、福本議員がおっしゃるように、期間限定の10年間の加入金30万円、これの10口分ということでございます。こちらを・・、これを達成するような形で、29年度やっていくということでございます。

ただ、平成18年を最後に新規加入がなかった状況だったわけです。それで、27年４月から10年間の期間限定を新たにスタートしましたけれども、現在のところ残念ですが、２件というようなことの新規加入に留まっている状況でございます。

10年の期間限定で30万円ということで、200万円から30万円に大幅に下がりましたけれども、やはり我われがちょっと感じるのは、加入金と工事費を合わせた個人負担のところでやっぱりどうしても躊躇しているなというようなことを感じざるを得ません。

この配湯世帯は全部で、合計すると1700世帯あります。その内の360件位しか入っていないということです。合計すると２割程度ですね。

ですから、まだまだここは本当に改良、開発の余地は十分あるんじゃないかということで、この10年間の新設メニューを始めたものでございます。

ですから、まだまだ温泉に入りたいという方は多いと思いますので、今後、住宅改修の補

助金制度・・、一般質問でもあったと思うんですけれども、住宅改修の補助金制度を使ってもらったりとか、少しでも個人負担を減らせるような形で、これは引き続きＰＲ、周知をしてまいりたいなと考えております。

なお、昨年10月に、温泉管が目の前を通っている世帯というのがあります。さっきの道部のところもそうですけれども、その世帯、300世帯を我われは抽出いたしまして、そこの世帯に、本当に詳しい営業用の案内チラシを、この住宅の改修制度の説明まで含めました改修制度のチラシを送って、それで、加入してくださいというＰＲをしましたけれども、それでもあまり反応が得られていないという状況でございまして、ここはＰＲの戦略をもう一度練り直してということは考えなければならないのかなと思っておりますけれども、これは粘り強く周知してまいりたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○３番（長嶋精一君）　私は、これはどこの項目ということではなくて、温泉事業ということのスタンスをちょっとお聞きしたいんですけれども、松崎町は、税収減、人口減がどんどん進んで税収が減少していくという中で、やはり収支のバランスのためには、役場の体制というものを、業務というものを絞っていかないとまずいんではないかと思っているんですよ。

それで、生活環境課の努力が足りないということでは決してなくて、原価低減をしっかりやっていると・・、インバータ等を導入してね。というのはわかりますけれども、ぼくは、この温泉事業というのは、役場がやらなければならない仕事かというのが、常に念頭にあるわけです。いろんな今後営業的なもの、飲料水として使いたいだとか、そういうことを発想することは、私はやっぱり民間企業が得意とする分野じゃないかと。温泉と観光をドッキングさせるということも民間企業ではないかと思っているんですよ。

そして、もし売却するのであれば、儲かっている時に売却した方がいいと・・、それは民間企業で買い取る場合にとってもですね、儲かる分野とすれば、手を挙げるだろうという考え方があるわけですね。それらについては、町長、いかがでございますか。

○町長（齋藤文彦君）　いま、町営でやって、順調に推移しているわけですけれども、そのようなことは考えないわけではありませんけれども、今まで内部でそういうことを話したことはありませんので、これから公営企業委員会の中でもそのような話が出てくるかどうか、わかりませんけれども、今のところ松崎町は考えていません。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（藤井　要君）　いま、長嶋議員の関連ですけれども、あれですかね。いま、この金額

というのは、例えば、民間さんあたりがやったら、値上がりする可能性があるとか、その点はどのように考えていますか。

○生活環境課長（高橋良延君）　それは、一概には、上がるかどうかというのは申し上げられませんけれども、ちなみに、これは具体的ですけれども、三浦温泉さんのところでいくと、私も温泉料金を払っていますけれども、月１万5千円位でしたかね、個人で。

松崎の温泉の自家用は、１万286円ということでございます。ですから、それぞれ差はありますけれども、いま、ここのところをやって、今の１万286円から上がるか、下がるかということに対してはちょっといまそこのところは申し上げられないということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号　平成29年度松崎町温泉事業会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後１時まで休憩します。

（午前１１時４６分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

---

◎議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第６、議案第25号　平成29年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第25号は、平成29年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長　山本　公君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○３番（長嶋精一君）　非常に最近時は好転しているということですけれども、投下した資本５億円近くが７期連続大きな赤字の累積によって、２億円位が毀損しているという・・、失われた７年間だったんですよね。

だから、ここで絶対安心は禁物で・・、ぼくは何回も言っていますけれど、これからその損失分を取り戻すんだというような気持ちでぜひ取り組んでもらいたいと思います。

まつざき荘は、町内の雇用に役立っているんだとか、あるいは町内の商店に対して貢献しているんだというようなことは、利益を出してから言うべきであって、そうでないと、損を出して、一部のところにいっているということは、経済全般からみれば、不平等なんですよ。だから、雇用の促進に役立っているとか、そういうことは、私は言うべきではないと思っています。

それで・・、これからは、いろいろな利益計画を出していますけれども、通常の料金で利益が出るような形にしないといけないと思います。特別の伊勢海老コースだとか、あわびコ

ースだとか、何とかコースというのに頼るんじゃなくて、通常の料金・・、通常の料理で利益をあげていくという形にして、特別料理が出た場合は、それはフロックというんですかね。プラスアルファだと思うような形の利益計画が、私はいいのではないかなと思います。

それと、あくまでも、これは提案ですけれども、おいしい料理を提供しなきゃいけないと思うんですよ、もう一度食べたいというような。

それは・・料理長は当然・・、これも何回も言っています。自分がオーナーの料理長ならば、いろんな人の意見を聞いて、いろんな人、いろんな本、いろんな場所に行って勉強して、利益をあげる算段をするでしょう。自分がオーナーなら、自分の経営だから。

ところが、サラリーマンの料理長なら、経営のところまで深く考える人は、意外と少ないんですよ。

したがって、何回もこんなことを言っていますけれども、四季折々の料理を、あくまでも料理長は作るんだけれども、支配人だとか、副支配人、男性営業担当、女性営業担当、女性主任、そういった人たちが集まって会議がある・・、これは絶対やってください。

それと、プラス、齋藤町長は観光業の母体が出身でありまして、そういうことに非常に長けているはずです、プロであります。

したがって、例えば、四季折々の料理のプランを出した時に、常に町長も入って、これに対してメスを入れるというようなことをぜひやってもらいたいんですよね。

それと、齋藤町長の勧める一品だとか、あるいはプランだとかいうようなものを発案して、町長、やったらいかがでしょうか。これは冗談じゃなくて、本気で思っているんですよ。やはりそこまで踏み込んでやるということが大事。

それと、これは提案ですけれど、衛生面の強化ということはぜひこれは忘れないでもらいたい。そして、民間の旅館、ホテルに勉強に行くということもやって欲しいんだけれども、ぼくが勧めるは、民間の食品製造業者のところへ行って・・、ものすごく厳格にやっているんですよ。業者が入る時とか・・、殺菌・・、全身を殺菌したり、そういうことも学んで帰ってきて、それは、実行できるところは実行するようにしてもらいたい。そうしないと・・、これは、食中毒とか、そういうことがあったら大変ですよ。信用失墜になりますから。出入り業者にこうやってもらうとか、そういうところのチェック面も厳正に行ってもらいたいと思います。民間会社の製造・・、食品製造業者は非常に勉強になります。全部が全部参考にしなくていいですけれども、参考にできるところを参考にする。そういうことでお願いしたい。

それと同時に従業員の健康チェック、これも怠りなくやってもらいたいなと思います。私の方はそういうことですけれども、とにかくたずなを緩めることなく厳しくやっていただいて、その厳しくやった延長線上が・・、従業員・・、一生懸命やっている従業員に対して報酬で報いると・・、またまたベースダウンだとか、報酬が減ったとかいうんじゃなくて、そういう人たちに・・、一生懸命やっている人たちに報いるということでぜひ進めていただきたいと思います、私の方は以上です。

○町長（齋藤文彦君）　やっとスタート台に立ったなというような感じでいます。

長嶋議員は、宿泊施設整備運営委員会の委員で、いろいろ提案をいただいているわけですけれども、「日本で最も美しい村」連合の時にも、ちょっと松崎は食事の方が弱いねというようなことをちょっと言われたことがありますので、やっぱり美食のまちを目指して、料理検討委員会というのをいろいろやって、やっぱり来た人が・・、これは議長にもよく「まつざき荘はもっと料理をがんばれ」と言われていますので、そのようなことを考えてやっていきたいなと、皆さんに喜ばれる料理を作るようにやっていきたいと思っています。

また、衛生面のチェックとか、施設が耐震構造であることをちゃんとやっていきたいなと思っています。

また、長嶋議員の方から「３億2千万円以上あげなければ、黒字にならないよ」と言われていますので、そのようなことを頭に入れながら、これから本当に町民の皆さんに喜ばれる、また観光客の皆さんから喜ばれる観光施設になるようにがんばってやっていきたいなと思うところでございます。

○企画観光課長（山本　公君）　補正予算の時にもいろいろご提案をいただきまして、またまとめさせていただいて、振興公社の方へお話をさせていただいているという経過もございます。

なんとか28年度につきましては、プラスになるかなというところまで改善しているわけですけれども、だからといって、それに甘んじてという話ではないということも補正予算の時に・・、指定管理が５年になるということで、ただ、５年安泰だという話ではなくて、１年１年が・・、ということでご回答させていただきましたけれども、当然そのつもりで毎年毎年という気持ちでやってまいりたいと思います。

通常の料金で利益が上がる、確かに、そのとおりでございまして、ただ、今までなかなか知られていないという部分があったものですから、割引なんかも設けてやっておりますけれども、今後閑散期ですとか、平日ですとか、そういうものを中心にはあるのかもしれません

けれども。

あと、ネットですね。ネットですとか、割と高い手数料を払う業者さんについてですけれども、一度来たお客さんを自前のネットから、あるいは直接申込んでいただくような形の中で、手数料が減れば、それがすなわち利益になってくるということになりますので、そのような形で取り組んでまいりたいなと思います。

料理の関係につきましても、じゃらんの評価で５点満点で、朝食で4.2、夕食で4.4ということですけれども、それが少しでも上向きになるように、常に考えながら、調理場あるいは応接、事務所を交えた中で、そういうものをいろいろ開発してまいりたいと考えております。

衛生面の関係なんかは、当然のことながらそういう部分は十分に注意をしてやってまいりたいと思います。

いずれにしましても、いろんな提案をまた今回もいただいておりますけれども、それもまた振興公社に落として、この場だけではなくて、当然向こうへ反映させていただくような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○１番（伴　高志君）　21ページの公社委託費で、職員が増えるというような予算のあれですか。

○議長（稲葉昭宏君）　もう一度、伴君、もう一度はっきり言ってください。21ページですか。

○１番（伴　高志君）　はい。21ページ、職員給料、比較増減で増やすことになっていますけれども、これは職員の数を増やすということですか。

○企画観光課長（山本　公君）　職員給料、公社職員11人という記載がございます。臨時についてもそうですけれども、臨時等については、業務量の・・、お客さんが多くなってくるということの中で、そういう部分の出ていただく時間が増えたりがありますし、あるいは10月に賃金の改定がさせていますので、それに伴って賃金の方は上げております。

職員については、定期昇給等々がありますので、そういう部分を見込んだ中で上げさせていただいているということになります。

○１番（伴　高志君）　最初に、長嶋議員の方からなかなか厳しいいろんな指摘があったかもしれないんですけれど・・、やっぱり町営でやっているという中でもやっぱり民間に学んで、より、若い職員だとか、成長していけるような・・、そういったことは期待していきた

いと思います。

それから、食材に関してなんですけれども、これは、ちょっとまだ提案というところで、まだとどめたいところなんですけれども、なかなか地元の食材を使うということについて・・、うまくかみ合っていない部分があるかもしれないんですけれども、そこをもうちょっと・・、この町として、動かしていくというか・・、ごめんなさい。ちょっと具体的にみえてこないと思うんですけれど・・、例えば、まつざき荘が畑を借りて、そこで作った野菜なんかを提供する食材にしていくと・・、そういうような考えというのは・・、考えられますでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　町内調達の関係です。先ほど長嶋議員の方から町内調達の方も考えなければならないというか、町内ではなくて・・、収益が上がらなければ、そのあたりも考えなければならないみたいなお話がありましたけれども、食事材料、飲物材料、売店材料、消耗品等で現在28の・・、予定でいきますと48パーセント位が町内から仕入れています。

あと、それ以外、町内でもガスですとか、重油とか、あるいは飲物ですとか、お米ですとか、そういうもの、あるいはクリーニングですとか、そういうものを入札にした中で、その中で安いところにお願いをしたりというようなこともやっているわけですけれども、野菜・・、畑を借りて提供していただくというようなこと、お客様もかなりおりますので、安定して供給できるかどうかという部分もあるわけでございますけれども、地元のものも、全部が同じようでないということであれば、そういうことも将来的には考えられるのかなという感じがしますけれども、今のところ借りて作ってというところまでにはいっていない状況でございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　いま、伴議員がしゃべった中で、ちょっと思いついたんですけれども、まつざき荘の中にもかなり長期間滞在している方もいますよね。

町長はよく美しい村で、地元の休耕地なんかに・・、それは管理は誰かに頼むんでしょうけれども、そうした中で、例えば、１週間とか２週間なんか・・、もしそういう泊まるお客さんがいたら、そういう畑に、朝採りに行って、そして、そういうのを夕方に自分で採った大根だとかキャベツなんかを出してもらうなんていうのは・・、ちょっと美しい村の中で・・、いいんじゃないかなんてちょっと頭の中に浮かんだんですけれども、そういうこともまたやってもらえれば、美しい村もいきてくるんじゃないかと、いまちょっと考えまし

た。

それで、17ページの方に入りますけれども、これは、この前の補正かなんかでもやりましたけれども、企画割引は7千円・・、ごめんなさい、710万円位。これがありますよね。そして、その５のところに繁忙期・休前日割増913万5千円ということですけれども、これは流れの中でよく・・、昔なんか・・、堂ヶ島なんか休みになるとべらぼうに上がっちゃって、これで本当にいいのかなと・・、お客さんの足元をみてなんていうこともあったんですけれども、その辺・・、この割増料金は何人位というか、お考えかと・・、そして、こういうアンケートなんかも取っても・・、十分やっていけると、不満が、公共施設として休前日に取るかなんて、ほかのところもあるんですかね、これは。その点はどうでしょうか。

○企画観光課長（山本　公君）　今回休前日の割増ということで、初めてさせていただきました。一応千円の割増料でございます。周りの状況なんかを確認させていただいているわけですけれども、堂ヶ島の方ですと3千円ですとか、割増料金をやっているところもありますし、町内においても千円ですとか、2千円ですとかというような部分もございます。

公共の宿等においても、国民宿舎、休暇村もそうですけれども、そのほかの国民宿舎等でも休前日料金というものを適用してやっている部分がございますので、先ほど申しましたけれども、施設の整備、改善、改修等々の関係あるいは材料費等の推移の関係を考えた中で、休前日料金を上げさせていただくという形の中で、今回対応させていただいております。

一応、すぐにはなかなか・・・、４月からというわけにはいかない。３か月前ですので、７月１日から実施をさせていただくということでございまして、都合51日位ですかね、休前日が。だいたい１日80数人をみていますので、4千人位・・ですから、400数十万円の増がここで入っています。

そのほか、これまでもお盆ですとか、お正月ですとか、料金アップをしている部分というのがありますので、それはそれで、今までやってきている分ということですので、今回については、休前日を加えさせていただいたということです。

○５番（藤井　要君）　じゃあ、対応を・・、これをやってもそんなにお客さんが減るというようなことではないと解釈していいということですよね。

これは、一律千円・・、子どもとかも千円になっちゃうんですかね、これは。

○企画観光課長（山本　公君）　幼児は対象外だったと・・、大人、子どもが対象です。

それで、メリットというか、当然収益がその分は上がってくるというようなことも考えられますし、周りの状況から休前日が高いということはある程度認知されている部分があるか

なということもありますし、その分平日のお客さまが今までと同じですけれども、平日の方が安くなるということですので、平日の方へ誘導できるかなという部分も当然あるわけでございます。料金改定ということになりますと、消費税が今後上がってくるという部分もありますので、そのあたりをちょっとみながらということで、これは必要があると認める時は、その中で増減ができると条例の中で記載がございますので、それを使わせていただいて対応させていただくということになります。

○５番（藤井　要君）　お客さんにも不満等がないようにうまくやってもらいたいなと思います。

それから、これは23ページの関係ですけれども、ここに明細書、他会計借入金償還明細なんかがありますけれども、ちょっと注文ですけれども、これは借入年月日がありますけれども、この下の段あたりに償還日というか、最終年度くらい書いてくれれば、また見やすくてありがたいなと思うんですけれども、今回は書いてありませんので、口頭で、もしあれでしたら、３点ですか、説明できればというか、教えていただければありがたいですけれども・・。

○企画観光課長（山本　公君）　大変申し訳ございません。

償還の終期、一番最後ですけれども、借入年度、23年度の分が43年９月。ですから20年ですかね。下の２つが、平成46年９月ということです。利率については、その一番上のものが0.1となっていますけれども、５年ごとに見直しをするということでございまして、これが、当初0.5であったものが0.1に下がっているということで、補正予算においても９月からの分が下がっているということで、申し上げたかと思いますけれども、そのような状況でございます。

（藤井「一番最後は・・」と呼ぶ）

○企画観光課長（山本　公君）　26年は一緒ですね、46年９月です、26年に借りている分は。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○８番（土屋清武君）　いま、17ページは、２割増ということですけれども、これは町民に知らせるでしょう、値段は。まつざき荘はいくら・・いつはいくらになるとかという・・事前に。そうしないと、トラブルになる可能性もありますからね。そこらは、どういうふうに考えていますか。はっきり決めてしまわないと、お客さんを世話した町民があとで何か言われちゃしょうがないから、そこらをちょっと教えてください。

○企画観光課長（山本　公君）　まつざき荘の予約については、３か月前から始まっています

ので、今の段階ですと、もう４月とか５月とかというのを突然上げることはできないわけでございまして、先ほど、藤井議員の方の質問にもお答えしましたけれども、７月１日からその体制でいきたいということで考えておりまして、当然ホームページにしろなんにしろ、上がりますよということの中ではご連絡というんですか、広報してまいりたいと考えております。

○８番（土屋清武君）　７月といま言ったけれど、そうすると、７月、夏中という意味ですか。

（企画観光課長「７月以降・・」と呼ぶ）

○８番（土屋清武君）　だから、それはお盆の時期だけでなく、７月から・・、７月の何日から何日までとか、それで、年末年始は・・、というような、そういうようにやるのか、それとも、土曜日はいくら、日曜日はいくらとやるのか。そこらをはっきりしないと、町民にもはっきりそのことを教えないと、町営の施設ですから、その日によって値段が変わるということになると、町民も世話をするにもちょっと問題になりますからね。そこらをどのように考えているのか。

期間を７月から８月いっぱいとかというのならいいけれど、その日によって違うんじゃ、またこれも問題になりやすいから、そこを教えてください。

○企画観光課長（山本　公君）　７月、８月ということだけではなくて、７月１日から始めていくということで、ですから、言われている・・、確かに日にちがはっきりわからないと困るわけですので、それは明確に、いつからいつまでの期間はこういうことで、休前日についてはこういうことですということについては、広報をちゃんとしてまいりたいと思いますので、限定して７月、８月ということではなくて、７月１日から・・、以降スタートするということでございます。

○８番（土屋清武君）　まだ決めていないということですね。

○企画観光課長（山本　公君）　決まっています。

（土屋議員「なんでこういうのを言わない・・」と呼ぶ）

○企画観光課長（山本　公君）　先ほど申しました休前日というのは、土曜日ですとか、連休になっている日曜日ですとか、休日の前の時が休前日にあたります。それ以外に、夏ですとか、お正月ですとか、料金が今までもアップしていた時があるので、そういう部分というのも当然ありますので、いずれにしても、明確に、はっきりわかるように、それはお示しをさせていただきたいと考えていますので、間違えて申し込むことがないように、それは当然ま

つざき荘の方にも、いついつは休前日料金が適用されますよとか、合せて夏、お正月とか、ゴールデンウィークなんか、またプラス今まである分もありますよということの中でお知らせをして、間違うことのないようにしてまいりたいと考えています。

○議長（稲葉昭宏君）　あとからまた資料を議会の方にもらいましょう。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　ないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第25号　平成29年度松崎町営宿泊施設「伊豆まつざき荘」事業会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　１時４１分）

# 平成２９年第１回松崎町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

平成２９年３月１４日（火曜日）午前９時開会

第　１　議案第２６号　平成２９年度松崎町岩地集落排水事業特別会計予算について
第　２　議案第２７号　平成２９年度松崎町石部集落排水事業特別会計予算について
第　３　議案第２８号　平成２９年度松崎町雲見集落排水事業特別会計予算について
第　４　議案第２９号　土地及び建物の取得について
第　５　議案第３２号　平成２８年度（平成２７年度繰越）社会資本整備総合交付金水道橋架替工事請負契約の変更について
第　６　議案第３０号　指定金融機関の指定の変更について
第　７　議案第３１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第　８　選挙第　１　号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
第　９　常任委員会の閉会中の所管事務調査について
第１０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

---

出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伴　　高　志　君 | ２番 | 渡　辺　文　彦　君 |
| ３番 | 長　嶋　精　一　君 | ５番 | 藤　井　　要　君 |
| ６番 | 福　本　栄一郎　君 | ７番 | 佐　藤　作　行　君 |
| ８番 | 土　屋　清　武　君 | ９番 | 稲　葉　昭　宏　君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 齋　藤　文　彦　君 | 副　町　長 | 指　出　　巖　君 |
| 教　育　長 | 佐　藤　勝　徳　君 | 総務課長兼防災監 | 山　本　秀　樹　君 |
| 企画観光課長 | 山　本　　公　君 | 窓口税務課長 | 齋　藤　　聡　君 |
| 健康福祉課長 | 馬　場　順　三　君 | 生活環境課長 | 高　橋　良　延　君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 産業建設課長 | 高木和彦君 | 会計管理者 | 山本稲一君 |
| 教育委員会事務局長 | 石田正志君 | 企画係観光課長補佐 | 深澤準弥君 |
| 生活環境課長補佐 | 鈴木悟君 | 管理係長 | 松本真君 |
| 建設係長 | 関允紘君 | 会計係長 | 深澤啓子君 |

---

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 新田徳彦 | 書記 | 土屋究 |

◎開議の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。議場内で上着をとることを許します。

撮影について申し出がありましたので、許可をいたします。

本日の議事日程は、追加議案の提出があり、お手元に配付したとおりであります。議事日程が変更となりましたので、ご承知おきください。

（午前　９時００分）

---

◎議案第２６号、第２７号、第２８号の上程、説明、採決

○議長（稲葉昭宏君）　お諮りします。

日程第１、議案第26号　平成29年度松崎町岩地集落排水事業特別会計予算について、日程第２、議案第27号　平成29年度松崎町石部集落排水事業特別会計予算について、日程第３、議案第28号　平成29年度松崎町雲見集落排水事業特別会計予算についての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）異議なしと認めます。

よって、日程第１、議案第26号　平成29年度松崎町岩地集落排水事業特別会計予算について、日程第２、議案第27号　平成29年度松崎町石部集落排水事業特別会計予算について、日程第３、議案第28号　平成29年度松崎町雲見集落排水事業特別会計予算についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第26号は平成29年度松崎町岩地集落排水事業特別会計予算について、議案第27号は平成29年度松崎町石部集落排水事業特別会計予算について、議案第28号は平成29年度松崎町雲見集落排水事業特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長　高橋良延君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○８番（土屋清武君）　動議。議案第26号　平成29年度松崎町岩地集落排水事業特別会計、また議案第27　石部集落排水　28号、雲見集落排水、それぞれ特別会計で地域の管理組合が実質的には管理運営をしておりまして、町の方と何ら問題がなく、スムーズに事業が進められておりますので、今回の予算につきましては、質疑、討論を省略して、採決を直ちに行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　ただいま、土屋議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされました。所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

直ちに採決に入りたいと思います。

これより議案第26号　平成29年度松崎町岩地集落排水事業特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号　平成29年度松崎町石部集落排水事業特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号　平成29年度松崎町雲見集落排水事業特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第４、議案第29号　土地及び建物の取得についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第29号は、土地及び建物の取得についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長　山本　公君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（渡辺文彦君）　この件に関しましては、補正予算でも購入の予算が通っているわけですけれども、私は、そこにおいて、この建物自体の存在価値というのは十分認めるところではあるんですけれども、ただ、その計画がまだはっきりしていない段階で買うのはどうかということで反対をしたわけですけれども、一応予算が通ってから今日までちょっと時間があったわけですけれども、その後、伊豆学と何か話し合いが持たれたのかどうか、ちょっとその辺のお話をいただきたんですけれど・・。

○企画観光課長（山本　公君）　こちらにつきましては、一般質問あるいはほかの予算の中でもご回答させていただいている部分があります。

平成28年度において、なまこ壁の関係の実態調査ですとか、あるいはその活用の関係のワークショップ並びにそういう勉強会というんですか、委託に出している部分がございまして、その中に依田邸の利活用についても加えてございまして、現在・・、年度事業ですので、今年度いっぱいということになりますけれども、その中でアウトラインといいますか、計画については、利活用については考えております。

なお、新年度予算の議決をいただきましたけれども、道の駅を含めた道の駅パーク構想、その中でまたいろいろ団体をどうするんだとか、いろいろ質問もございましたけれども、その中に、それらをふまえて、地域の皆さんとか、関係する団体の皆さんを入れて、より具体

的なものの計画を立てていきたいと考えています。

渡辺議員の方からもありましたけれども、建物の価値というか、重要性というのは認識をされているということの中で、やはり江戸につくられた建物、300年経過するような建物、静岡県の登録文化財になっているもの、あれらを残しながら、いかに活用していくか、道の駅花の三聖苑と合わせた活用をどうしていくのかということをできるだけ早いうちに考えて、具体的な形にしたいと思います。

また、伊豆学の方につきましては、いま、事業を実施している部分がいろいろあるわけですけれども、それらもあそこの賑わいづくりということの中で、当然実施をしていただく部分というのもあるかと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　とりあえず、町が、今日のあれで決まれば、購入ということになるわけですけれども、伊豆学は、そのあいだどういう形でその建物を利用していくような形になるわけですかね。その辺がちょっとみえないんですけれど。その辺の、伊豆学の利用の仕方に対して、町はどう考えているのか。

○企画観光課長（山本　公君）　これまでも伊豆番匠ですとか、木工の関係をやっておりますし、今後も、今月の25日でしたかね。同じようなものをやっていきたいということもありますので、これまで維持管理をしたり、あるいはそういった事業を展開していた伊豆学の皆さんとはやはり今後も依田邸をより賑わいづくりを図っていくうえで、やはり重要な皆さんだと認識はしていますので、具体的にどういうものをやっていくかということについては、伊豆学というか、ＮＰＯ法人の方とも相談をしながらやっていきたいと思いますし、また、利活用・・、来年度道の駅パーク事業計画を策定していく中で管理形態というのも具体的にしていかなければなりませんので、そういう中で、どういうふうに関わっていただくかということについては考えてまいりたいと思います。

○２番（渡辺文彦君）　それで、もう一つ確認したいんだけれども、とりあえず、町が取得すれば、町はそこの利用形態・・、例えば、町が管理して、そこに入ってくれる方を店子みたいな形で入ってもらって、利用料をいただくというようなことを考えているということだと思うんだけれども、町が、ちゃんとした事業計画が立つまでのあいだの伊豆学の使用料みたいなものは、どういう形でもらうようになるのか、その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○企画観光課長（山本　公君）　依田邸の管理については、地域おこし協力隊も今度募集をし

て、いま６名の応募がありまして、今度面接をさせていただくわけですけれども、それらの方を活用した中でも可能であるということで認識もしておりますけれども、伊豆学の方と指定管理にするのか、こちらから委託してやるのか、あるいは利用料金で自分たちでやってもらうのがいいのか、あるいはテナントというようないろんな可能性もあるわけですけれども、それらについても合せて計画の中でどういう形で運営していくのがいいのかということについても当然協議をされていくのかなと思っております。

いま、伊豆学に対して、いくらでという話、どういう形で運営していくのかというのがあるものですから、いくらでとか、そういうものは具体的にはあるわけではありませんので、今後どういう形の運営形態がいいのかということについては、協議をしてまいりたいと思います。

なお、賑わいづくりのためには、これまで伊豆学の皆さんがやっているソフト事業みたいなものは、引き続きお願いしていく場面というのは、当然あるかなと思っておりますけれども、具体的に、この部分をこういうふうにやってもらうということについては、まだ決まっておりませんので、それは協議が必要かと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○１番（伴　高志君）　渡辺議員と重なる部分があるんですけれど、この運営に関して、まだこれから計画をしていくということなんですけれど、特に、自分が心配していることは、これまで・・、例えば、ボランティアのガイドですとか、そういう形で関わっていただいた方々に対して、どういうふうに・・・。

○議長（稲葉昭宏君）　質問中ですから、私語を謹んでください。

○１番（伴　高志君）　やっぱりすごく松崎の歴史ですとか、財産についてのそういう知識や経験もたくさんある方がいらっしゃると思うので、そういう方たちに対して、協力をお願いしていくなど・・、やっぱり中にはボランティアのままだともうやってくれないかもしれないよという声もあったりしました。そういったところを町としてはどういうふうに考えますか。

○企画観光課長（山本　公君）　依田邸を含めた道の駅の計画を立てていく中で、メンバーとしてそれらの方々も入っていただいて、意見をいただくということになっています。

具体的に、どこの部分をどういうふうにというのが・・、先ほども申しましたけれども、これから協議をしていかなければならないかと思いますので、その今までその建物の重要性というのを認識して、ボランティア的に一生懸命やっていただいているその思いというの

は、町になったからといって変わるものではないんじゃないかと思っておりますので、そのあたりは、どういう部分で自分たちが関われるのかということも具体的に話を伺ったり、あるいはまたほかの地域の皆さんが関われるという話もあるかもしれませんので、それは今後関係する皆さんとお話をして、その中でより良いあり方を探っていきたいと思います。

また、町が買ったから、いなくなって、閉めていくという話ではなくて、先ほども申しましたように、協力隊なども活用した中で、開けてやっていくという形がいいのかなと思っております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君）　ちょっとまたもう一つ確認したいんですけれども、今年度の事業の中で、公共施設等の総合管理計画というのが作成されたと思うんだけれども、その中にこの依田邸の部分は入っていないですよね。当然、まだ買っていない、町のものじゃないから。これを今度加えて・・、依田邸を加えていった時に、この業務計画が若干の変更が出てくると思うんだけど、その辺に対しての分析もされていますか。

○企画観光課長（山本　公君）　私の方でお答えしていいのかちょっとわかりませんけれども、いま、町の建物の計画については、総務課の方で中心になってやっているわけでございまして、当然現時点では買っていないわけですので、入っておりませんけれども、そのあたりはちょっと総務課の方とも調整をさせていただいていきたいなと思います。ちょっと明確なお答えじゃなくて申し訳ないんですけれども、そのようなことで、また調整をさせてもらいたいと思います。

○８番（土屋清武君）　今回の議案は、これは、土地及び建物の取得ですから、この金額の契約が成立するか、しないかの内容ですけれども、これは、建物と土地の関係ですけれども、これ以外に・・、これは、税務関係の固定資産税なんかは、昨年もこのＮＰＯの方でもっていると思うんですけれども、それが導入されているのか、その対応の関係は、この金額の中には入っていませんよ。別にもらいますよ。こういう解釈でよろしいですね。

それで、これは、別になるのは当たり前のことだから、これは、建物と土地の関係ですから。

もう一つ、ちょっと伺いたいのは、町長はよく三聖苑との関係で、内陸フロンティアの事業というようなことで、ちょっと話を聞いているわけですけれども、これは、国の事業へ当てはめようということですか。そこのところをちょっと伺います。

○企画観光課長（山本　公君）　固定資産税については、当然支払いがされていると・・、今

回契約するにあたっては、契約時点ですので、３月、今日以降という話になりますので、それ以前にかかっている分については、当然その両法人で出していただくということになりますので、それはご理解いただきたいと思います。ですから、うちの方で払うわけではないですね。当然契約の条項の中にそういうふうに謳ってありますので。

内陸フロンティアについては、県の方がそれぞれの市町について何地区かいろいろ選定をしていく中で、うちの方は道の駅花の三聖苑を活用して、起業、学びの拠点創出ということで三聖苑を中心としたものづくりビジネスみたいなものを進めていこうということでございまして、それを計画を立てていかなければならない、それに対して県の補助ですとか、国の・・、そういうものを活用していかなければならないという話ですけれども、その中で、そこだけではなくて、依田邸を含めた一帯を、その中川地区の拠点として整備をしていきたいと・・、合せて、依田邸の方につきましては、その一帯の整備計画を作ることによって、国の補助も活用できるだろうということで考えておりますので、計画を立てて、その国の補助あるいは県の補助を活用できるものは当然それを使って整備をしていく、それで町の負担を減らしていくということで考えております。

○町長（齋藤文彦君）　いま、課長が答えたわけですけれども、いかに松崎のお金を使わないですむかということで考えて、いろいろ県とどういうお金を使うのが一番利用価値があるのかというようなことを話し合っているところでございます。話しているところでございます。

また、国の方からも依田邸に関してはいろいろ・・、ある人からこういう資金が使えますよという話も聞いていますので、そのようなことを踏まえて、なるたけ松崎の予算を使わないような感じでできればいいかなと思っているところです。

○８番（土屋清武君）　実は、税の関係について、心配するのは、これを買い取ったあとは押さえるものがなくて、未納になっていたのがそのままになるというようなことがないようにと思って、私は聞いたわけです。今までですと、これを差し押さえればいいわけですから、それなりの手立てはあるわけですけれども、100万円位になるわけでしょう。１年間で、固定資産税が、以前でいくと。ですから、そこらをちょっと心配しているわけです。

それで、いま内陸フロンティアの関係ですけれども、これは確か小山町に行った時にやっていたと思いますけれども、これは国の指定事業だと思ったんです。そうすると、まだこれは申請していないわけだよね。今後申請するというわけですね。

それで、今度は、もう一つの質問は、今はＮＰＯが持っているわけですけれども、その

方々たちは、もう年間事業の計画を立てていると私は聞いているわけですけれども、その場合に、どういうふうな・・、金額はこれでいいと・・、だけど、今度の使い方については、どういうふうにやるのか。そして、有料でやるのか、それには、使用料だってすぐ・・、本来ならば、利用・・、４月からやるとなれば、それをすぐ町の方では出さなきゃならないわけですけれども、そういうようなことをどのように考えているのか、説明をお願いします。

○企画観光課長（山本　公君）　税の関係については、前所有者の時には、それは当然いろんなものがあったと思いますけれども、それは、両団体についてはないということで、競売に出されてそれを購入したということの中でやっているわけですので、当然現在それについてはないということでございます。

それで、内陸フロンティアについては、全県下それぞれ一つの市の中にいくつかあるのかもしれませんけれども、そういうのを県の方でも進めていこうという中で、松崎町については花の三聖苑を核として、そこを中心にやっていきたいということの中で、これから計画を立てて、上げていかなければならない。認定については、去年認定をされているわけですけれども、県の方ですね。

今後計画を立てて、事業実施をしていくという形になっております。

それから、依田邸については、ＮＰＯさんはいろいろ計画を当然立てていたということもありますので、その中で、どういうものができるのかということを当然考えていかなければならないわけでございまして、その辺については協議をしていくと・・、ただ、「とーふや。」もそうでしたけれども、管理条例みたいなものがまだできていないものですから、それは、来年度において基本計画と合せて、どういう使い方がいいのかということも考えていかなければならない。その中で、決めていくという形になるかと思いますので、それまでの間は、こういうソフト事業をやりたいですよ。町の方で、じゃあ、お願いしますみたいな形であろうかと思いますけれども、具体的に個別のものについて話しているわけではないので、今後も協議をさせていただくということでございます。

まず、その計画ができて、条例ができてくるまでは、お試しというんですか、試行的に・・、何もやらないというわけではないですので、当然、いろんな事業、ソフト事業なんかを展開していただくという形になるのかなと・・、これは、協議をしていかなければなりませんので、団体と相談させてもらいます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（藤井　要君）　課長の話は理解できます。まだ、これは契約されてから、先ほど某議

員の中から話がありましたけれど、伊豆学は伊豆学で総会をやって、その中でまだ買うか、買わないかわからない時点ですので、それは伊豆学の計画が出るのは当たり前だと思いますし、今回、うちが買うことになれば、そのすり合わせの中で、先ほど話が出ましたように、いい事業は引き継いでやっていくと、そして、あとどのくらいの期間の中ですり合わせができるのかなということになりますけれども、例えば、この１年は、伊豆学さんの方にお任せして、そのアドバイスというか、おかしいものはうちの方の意見を出しますというようなことになるかと思うんですよ。

それから、また2020年のオリンピックに対しても外国人誘致みたいなことで、県か国の指定にもなっていますよね。ですから、こういう点は、引き続いてやってもらわなければだめだと思いますので、そういう点はしっかりと・・、もう今年１年とか、そういう目安をつけて、そういう中でしっかりとすり合わせして、どこに指定するのか、それともうちの方は維持管理は出すけれども、あとの運営に関してはプラスになるような方法でやってくださいよとか、そういうことは出てくると思うんですけれども、その点、町長、少しお話があればお願いしたいと思いますけれども・・。

○町長（齋藤文彦君）　それは、契約の相手方と契約が成立したあと、道の駅パーク基本構想を立ち上げるにもある程度やっぱり時間がかかるわけですけれども、その空白期間は、あの人たちにある程度動いてもらわないとあそこが活性化しませんので、そのようなことを考えているわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（長嶋精一君）　私が質問することは・・、質問というか、要望です。

これは、本件のこの議会の議決に該当しないんですけれど、予定として、温泉とその他の部分も買い取るというような構想があるわけですけれども、町長がずっと言っているように、大沢旧依田邸と三聖苑、大沢、これを観光の起爆剤にしたいというふうにおっしゃっているわけです。

したがって、温泉というのは非常に大事だと思うんですよ。私の言いたいことは、そこがもしスムーズに取得できないと、構想の基盤が崩壊しちゃうという懸念があるものですからね。更に言いたいことは、しっかり所有者と瑕疵がないように、前所有者も含めて、しっかり権利関係をきれいにして、取得をしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○２番（渡辺文彦君）　議案第29号の土地取得に対して、私はちょっととりあえず反対の表明をいたします。理由は先ほども申しているんですけれども、まだこの建物に対する利用計画がはっきりしていないということが一番の根拠であります。

今後町が運営していくにあたっての費用対効果がみえていない段階で、いまここで締結するということは、やっぱり問題があるんじゃないかと思います。いま、いろいろ質疑の中であったんですけれども、事業計画があるまでのあいだはまだちょっと疑問・・、事業計画がはっきりできてから買うべきであるという方向性じゃないかなとぼくは思うわけですね。方向としては。

今の時点じゃなくて、もう少し町の計画がしっかりした時点での売買契約がいいかと思います。今回のこの時点における売買契約の・・、この議案に対しては反対をするものであります。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○５番（藤井　要君）　いま、反対意見もありました。確かに、一般質問等・・、また仮に買うだとかいうのも予算を付ける時にやっております。そういう中で、なかなか町長も当局の方もしっかりとした具体的な案を提示できないことは確かであります。

しかしながら、町長が新聞等によりますけれども、あの三聖苑と一体となったあそこを町の観光の目玉にする、核にする、そういうこと・・、そして、何もやらなければ始まらないんだと・・、赤字になっては困りますので、私たちもこれから一生懸命サポートしていきます。

ですから、町長、しっかりとこれから町の中心になって・・、あそこは縦貫道も入ってきます。そうした中で、外国人、いろいろなお客さんを受け止める場所にすると・・、そういう希望を持ちまして、私は賛成します。

ですから、もう本当にあやふやな、あいまいなふらふらした気持ちではなく、もう進退を

かけてやるんだと・・、そのような気持ちで・・、次の・・、町長は次の選挙に出るかわかりませんけれども、そういう人たちに繋げていってもらいたいなと・・、町のこれからの発展のためにぜひとも必要であるということで、私は賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第29号　土地及び建物の取得についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前　９時５７分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前１０時１０分）

---

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第32号　平成28年度（平成27年度繰越）社会資本整備総合交付金水道橋架替工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第32号は、平成28年度（平成27年度繰越）社会資本整備総合交付金水道橋架替工事請負契約の変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長　高木和彦君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと１点教えてくれませんか。

この図面の右の下の方に赤で「主たる変更内容」とありますけれども、この中で特許使用料の追加ですけれども、この特許というのをもう少し、ちょっと具体的に教えてくれません

か。どういった特許であるか。そして、この特許使用料というのは、総額いくらになるんですか。それで、だれが特許を持っているんですか、その辺を教えていただけませんか。

○産業建設課長（高木和彦君）　この特許につきましては、先ほどの説明の中でもありましたけれども、複合ラーメン橋、これをやる場合は、この工法というのが特許工法でありまして、これを使用する場合は、特許使用料がかかるということです。金額につきましては、150万円という見積りがきておりまして、それを計上いたしました。

それと、今回の工事というのは、下部工が主な工事ですけれども、下部工で150万円。29年度で上部工をやる時も170万円の費用がかかると計算しております。

回答が遅れて申し訳ございません。業者の名前については、ちょっと資料がなかったものですから、またご報告させていただきます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（長嶋精一君）　本工事は複雑な工事として、先送りされていた案件ではないかなと私は推測しております。そういう中で、いまやっているわけで、土曜日、日曜日に課長をはじめとして担当の人も見回りにきているということをいう住民がいます。ぜひこれは、推進していただきたいと私は思います。意見です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　これをもって討論を終了します。

これより議案第32号　平成28年度（平成27年度繰越）社会資本整備総合交付金水道橋架替

工事請負契約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第６、議案第30号　指定金融機関の指定の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第30号は、指定金融機関の指定の変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（会計管理者　山本稲一君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（渡辺文彦君）　先ほど、今の農協さんと三島信用では公金管理に町の負担が生じる差があるという話があったんだけれども、その辺に対するどのくらいの負担がいまあるのか、その辺を教えていただけますか。

○会計管理者（山本稲一君）　その日本銀行の代理店になっている場合と、なっていない場合ですと・・、日本銀行の代理店ですと、そのまま町が国庫金を支出する時にそのままそこの金融機関で当日の処理ができますけれども、日本銀行の代理店になっておりませんと、その処理が当日で済まなくて、領収書が戻ってくるまでに数日かかるとか、それから、国庫金の返納金につきましては、その窓口で扱えなくて、日銀の代理店になっている支店へ納付書それから現金を持ち込むなどして対応しております。

負担がどの程度かということですと、年間にその何百件もあるわけではございませんけれども、安全で確実な公金管理というようなことから考えますと、日本銀行の代理店の方がいいというふうに考えております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかにありませんか。

○６番（福本栄一郎君）　ちょっと１件だけ教えてくれませんか。

ここの資料に店舗数、静岡県下50店舗で、三島市から西伊豆町までで16市町ありますけれども、現在指定金融機関が三島信用金庫さんになっている市町それからちょうど年度替わりですから、これから入るという情報がありましたらば、その１点だけ教えてくれませんか。

○会計管理者（山本稲一君）　現在、三島信用金庫が指定金をやっているのは・・、市町を申し上げた方がよろしいですか。

伊東市、下田市、西伊豆町、函南町の４市町でございます。聞いた話ですと、伊豆の国市さんだったか、伊豆市さんも29年度、次年度から三島信用金庫さんが指定金になるというお話を伺っております。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号　指定金融機関の指定の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎議案第３１号の上程、説明、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第７、議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（議会事務局長　新田徳彦君　議案朗読）

○議長（稲葉昭宏君）　提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第31号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長　山本秀樹君　提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は挙手による方法によって行いたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、採決は挙手による方法で行います。

これより議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を挙手により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎松崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（稲葉昭宏君）　日程第８、選挙第１号　松崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松崎町選挙管理委員に松崎町桜田560番地、高木格さん、松崎町小杉原162番地の14、鈴木隆さん、松崎町岩科南側1686番地の１、田口聡さん、松崎町石部22番地、高橋民吉さん、以上４名を指名いたします。

次に、補充員の指名を行います。補充員１番、松崎町建久寺70番地の１、松本文男さん、順位２番、松崎町雲見227番地の１、土屋友衛さん、順位３番、松崎町松崎391番地の３、関良志雄さん、順位４番、松崎町岩科南側1078番地、中村直さん、以上４名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員４名及び同補充員４名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員４名及び同補充員４名が当選されました。

なお、当選人は会議規則第32条第２項の規定により別途文書をもって当選の告示をいたします。

---

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（稲葉昭宏君）　日程第９、常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉昭宏君）　日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました（次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について）閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

暫時休憩します。

（午前１０時３５分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

―――――――――――――――――

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３６分）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○議長（稲葉昭宏君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて平成29年松崎町議会第１回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前１０時３７分）

---

◎町長あいさつ

○議長（稲葉昭宏君）　申し上げます。

町長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

○町長（齋藤文彦君）　平成29年松崎町議会第１回定例会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

本定例会に私どもが提案申し上げた案件につきまして、慎重審議をいただき、いずれも可決・同意をいただきまして本当にありがとうございました。

今議会でいただいたご指摘やご助言を真摯に受け止め、賑わいを取り戻し、真の美しい村となるようこれからも努力をしてまいりますので、今後ともご理解・ご協力をよろしくお願いします。

簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君）　次に、申し上げます。

３月31日を以て退職をいたします山本秀樹総務課長と石田正志教育委員会事務局長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

○総務課長（山本秀樹君）　最後に、こういうあいさつの場をいただきまして、本当にありがとうございます。

最後の議会が終わったなという、なんかちょっと感慨深い感じもしますけれども、今まで結構生意気なことも言わせていただきました。皆さんの懐深い対応で、最後まで務めさせてもらえたのかなと思います。

ずっと役場にいまして、何をやったのかなと思いますと、あまり満足のいくようなことはできなかったという感じがしています。そのためにも、退職してからもいろいろ町のことに

は協力していきたいなと思っていますので、皆さん方もいろいろ厳しい意見を出してもらって、町の方のかじ取りとか、修正とか、その辺もいろんな貴重なご意見をこれからもお願いしたいと思います。

今までどうもありがとうございました。

○教育委員会事務局長（石田正志君）　初めてこの場に立ちまして、大変緊張しておりますが、私も役場に入りまして38年間になります。その内の８年間が課長ということで、管理職を務めさせていただきました。課長になりましても、大変未熟でした私を鍛えていただいたのが議員の皆様ではなかったかと、いま思う次第でございます。そういった点では、議会の皆様には大変感謝いたしております。

４月からは、一町民ということになりますが、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、できることは町の方に協力していきたいと思っておりますので、皆様もこれから松崎町のためにご活躍いただくことをお願い申し上げまして、退職のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君）　大変ご苦労様でございました。

以上で終了します。

（午前１０時４３分）